

大竹市地域防災計画

(本編)

令和 7 年 3 月

大竹市防災会議

大竹市地域防災計画／本編・目次

第 1 章	総則-----	1
第 1 節	目的-----	2
第 2 節	基本方針-----	3
1	防災計画の修正	
2	広島県地域防災計画との関係	
3	大竹市水防計画との関係	
4	石油コンビナート等防災計画との関係	
5	他の法律との関係	
6	防災計画の周知徹底	
第 3 節	防災業務実施上の基本理念及び基本原則-----	4
1	基本理念	
2	基本原則	
第 4 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱-----	6
1	市	
2	県	
3	警察（広島県警察本部及び大竹警察署）	
4	中国地方整備局太田川河川事務所	
5	中国地方整備局広島国道事務所広島維持出張所	
6	太田川河川事務所小瀬川出張所	
7	海上保安庁（第六管区海上保安本部及び岩国海上保安署）	
8	廿日市公共職業安定所 大竹出張所	
9	自衛隊	
10	西日本電信電話株式会社山口支店、株式会社 N T T ドコモ中国支社	
11	中国電力ネットワーク株式会社広島北ネットワークセンター	
12	市内 J R グループ各社駅	
13	有限会社阿多田島汽船	
14	日本赤十字社（大竹市地区）	
15	大竹市医師会	
16	広島県薬剤師会大竹支部	
17	広島県トラック協会西広島支部	
18	農業協同組合、漁業協同組合等	
19	大竹商工会議所	
20	新聞社等報道関係機関	
21	大竹市自治会連合会	
22	大竹市社会福祉協議会	
23	防災上重要な施設の管理者	
第 2 章	災害予防計画-----	1 1
第 1 節	基本方針-----	1 2
第 2 節	県土の保全等に関する事項-----	1 3
1	目的	
2	現況及び対策	
第 2 節の 2	防災施設・設備の新設又は改良計画-----	1 7
1	目的	
2	実施事項	
3	実施方法	
第 3 節	地震被害軽減のための基本的な施策-----	1 8
1	方針	
2	目標	
3	施策体系	
4	対策内容	

5	対策の推進等	
第4節	防災都市づくりに関する計画-----	32
1	方針	
2	防災上重要な公共施設の整備	
3	住宅、建築物等の安全性の確保	
4	ライフラインの整備	
5	防災性の高い都市構造の形成	
6	防災都市づくりの実現	
第5節	市民の防災活動の促進に関する計画-----	39
1	方針	
2	防災教育	
3	防災訓練	
4	地区防災計画の策定等	
5	自主防災組織の育成・指導	
6	防災リーダーの育成・指導	
7	ボランティア活動の環境整備	
8	企業防災の促進	
9	県民運動の促進	
第6節	調査、研究に関する計画-----	49
1	目的	
2	実施事項	
3	地震・津波被害想定調査及び災害危険度判定調査	
第7節	迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画-----	50
1	方針	
2	災害発生直前の応急対策への備え	
3	災害発生直後の応急対策への備え	
4	災害派遣、広域的な応援体制への備え	
5	救助・救急、医療、消火活動への備え	
6	緊急輸送活動への備え	
7	避難の受入・情報提供活動への備え	
8	救援物資の調達・供給活動への備え	
9	倒木等への対策	
10	災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結	
11	建設業等の担い手の確保・育成	
12	空家状況の把握	
13	男女共同参画センター等との連携	
14	文教計画	
15	罹災証明書の発行体制の整備	
第7節の2	円滑な避難体制の確保等に関する計画-----	60
1	方針	
2	洪水浸水想定区域等の指定	
3	津波災害警戒区域の指定	
4	ハザードマップの作成	
5	避難計画の作成等	
6	住民への周知等	
7	指定避難所等の整備について	
8	動物愛護管理に関する計画	
第7節の3	危険物等災害予防計画-----	68
1	方針	
2	実施内容	
第7節の4	災害対策資機材等の備蓄等に関する計画-----	70
1	目的	
2	災害対策資機材等の対象	

3	実施方法	
4	備蓄及び調達体制の確立	
第8節	要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画-----	7 5
1	方針	
2	要配慮者に配慮した環境整備	
3	社会福祉施設、病院等の安全・避難対策	
4	在宅の避難行動要支援者対策	
5	要配慮者への啓発・防災訓練	
6	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制	
第9節	広域避難の受入に関する計画-----	8 0
1	方針	
2	被災住民の受入	
3	被災住民の受入が不要となった場合	
4	県の支援	
第3章の1	災害応急対策計画（基本編）-----	8 1
第1節	基本方針-----	8 2
第2節	災害発生直前の応急対策-----	8 3
第1項	組織、動員計画-----	8 3
1	目的	
2	災害応急組織の基本原則	
3	大竹市防災会議	
4	大竹市災害対策本部	
5	大竹市災害拠点施設の整備	
6	配備及び動員	
第1項の2	労働力確保計画-----	8 8
1	目的	
2	労働者の雇い上げ	
3	労務応援要請	
第2項	気象警報等の伝達に関する計画-----	9 0
1	目的	
2	気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達	
3	災害通信の運用方法	
4	有線通信	
5	無線通信の使用	
6	災害関係通信系統及び災害関係機関	
7	関係機関との情報交換	
第3項	住民等の避難誘導に関する計画-----	1 1 0
1	自主避難	
2	避難の指示等	
3	報告	
4	避難の誘導	
5	再避難の措置	
6	避難情報の発令の基準	
7	避難の準備	
8	避難指示等の信号	
第3節	災害発生後の応急対策-----	1 1 9
第1項	災害情報計画-----	1 1 9
1	目的	
2	情報の収集伝達手段	
3	災害情報の収集伝達	
4	災害発生及び被害状況報告・通報	
第2項	通信運用計画-----	1 2 4

1	災害時の通信連絡の確保	
2	通信施設の応急復旧	
第4節	ヘリコプターによる災害応急対策-----	1 2 6
1	目的	
2	活動体制	
3	活動内容	
4	活動拠点の確保	
5	安全運航体制の確保	
6	県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航	
7	各機関への対応要請	
8	臨時ヘリポートの設定	
第5節	災害派遣・広域的な応援体制-----	1 3 1
第1項	自衛隊災害派遣要請計画-----	1 3 1
1	目的	
2	災害派遣要請の基準	
3	災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲	
4	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	
5	災害派遣要請の手続	
6	災害情報の連絡	
7	災害派遣部隊の受入	
8	派遣の要する経費の負担	
9	災害派遣部隊の撤収要請	
第2項	相互応援協力計画-----	1 3 5
1	方針	
2	実施内容	
3	他の市町との相互応援協定の締結	
第3項	防災拠点に関する計画-----	1 4 1
1	方針	
2	市防災拠点施設	
3	施設の概要	
第6節	救助・救急、医療及び消火活動-----	1 4 2
第1項	救出計画-----	1 4 2
1	目的	
2	陸上災害救難	
3	海上救難	
4	惨事ストレス対策	
5	部隊間の活動調整	
6	活動時における感染症対策	
第2項	医療救護・助産計画-----	1 4 6
1	趣旨	
2	医療救護体制等の整備（平常時）	
3	災害時における実施責任者及び実施内容	
4	医療救護等の活動内容	
5	惨事ストレス対策	
6	助産	
7	部隊間の活動調整	
第3項	消防計画-----	1 5 6
1	消防組織	
2	火災等の災害に対する警防活動	
3	消防相互応援	
4	その他	
第4項	水防計画-----	1 5 9
1	目的	

2	組織、動員	
3	気象警報等の伝達	
4	水防の通報等	
5	水防用資機材等	
6	水防活動	
7	大竹市が行う水防活動への河川管理者の協力	
第5項	危険物等災害応急対策計画-----	1 6 6
1	目的	
2	実施方法	
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動-----	1 7 3
第1項	災害警備計画-----	1 7 3
1	目的	
2	県警察の災害警備対策	
3	第六管区海上保安本部の治安維持対策	
第2項	交通、輸送応急対策計画-----	1 7 4
1	目的	
2	交通秩序応急対策	
3	交通施設災害応急対策	
4	交通マネジメント	
5	応急輸送対策	
第8節	避難生活および情報提供活動-----	1 8 7
第1項	避難対策計画-----	1 8 7
1	趣旨	
2	避難所等の開設等	
3	避難行動要支援者の避難等	
4	指定避難所の管理運営	
5	指定避難所の閉鎖	
6	広域的避難	
7	帰宅困難者対策	
第2項	災害広報・被災者相談計画-----	1 9 1
1	目的	
2	実施方法	
第3項	住宅応急対策計画-----	1 9 5
1	趣旨	
2	実施する応急対策の内容	
3	実施責任者	
4	応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ	
5	住宅の応急修理	
6	公営住宅の提供	
7	企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与	
8	被災建築物応急危険度判定	
9	民間賃貸住宅の情報提供	
10	被災宅地危険度判定	
第9節	救援物資の調達・供給活動-----	2 0 2
第1項	食料供給計画-----	2 0 2
1	趣旨	
2	実施責任者及び実施内容	
3	実施方法	
4	食料供給の適用範囲及び期間	
5	使途及び経費	
第2項	給水計画-----	2 0 5
1	趣旨	
2	給水の確保等	

3	給水対象者	
4	供給の方法	
5	給水の実施	
6	災害救助法が適用された場合の供給	
7	優先給水	
第3項	生活必需品等供給計画-----	207
1	方針	
2	実施責任者	
3	実施基準	
4	実施方法	
第4項	救援物資の調達及び配送計画-----	209
1	方針	
2	物資の調達及び受入体制	
3	物資の輸送	
第10節	保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動-----	210
第1項	防疫計画-----	210
1	目的	
2	防疫	
第2項	遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画-----	212
1	方針	
2	遺体の搜索	
3	遺体の取扱い	
4	遺体の埋火葬	
第11節	応急復旧、二次災害防止活動-----	215
第1項	公共施設等災害応急復旧計画-----	215
1	方針	
2	防災上重要な拠点施設の応急復旧活動	
3	交通施設の応急復旧活動	
4	治水施設等の応急復旧活動	
5	治山施設等の応急復旧活動	
6	その他公共、公益施設の応急復旧活動	
7	住民への広報活動	
第2項	電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画-----	217
1	目的	
2	電力施設災害応急対策	
3	ガス施設災害応急対策	
4	水道施設災害応急対策	
5	下水道施設災害応急対策	
第3項	その他施設災害応急対策計画-----	219
1	目的	
2	防災重点ため池対策	
3	空家対策	
第4項	廃棄物処理計画-----	220
1	方針	
2	災害廃棄物処理計画	
3	実施主体等	
4	災害廃棄物の処理	
第5項	有害物資等による環境汚染防止計画-----	222
1	目的	
2	実施方法	
第12節	ボランティアの受入等に関する計画-----	223
1	方針	
2	ボランティアの受入	

3	専門ボランティアの派遣等	
4	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	
5	災害情報等の提供	
6	ボランティアとの連携・協働	
7	市サポートVCの機能喪失時の補完体制	
8	ボランティア保険制度	
第13節	文教計画-----	2 2 7
1	目的	
2	避難対策	
3	生徒等への相談活動	
4	応急教育対策	
5	学校及び公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策	
6	文化財に対する対策	
第14節	災害救助法適用計画-----	2 3 2
1	目的	
2	災害救助法適用	
第15節	航空機事故による災害応急対策計画-----	2 3 6
1	情報の伝達	
2	応急対策	
3	米海兵隊岩国航空基地周辺地域において 航空機事故による災害が発生した場合	
第16節	海上災害応急対策計画-----	2 3 7
1	船舶災害	
2	大量流出油等災害	
第17節	主な災害の特質及び対策の計画-----	2 4 2
1	雪害対策	
2	長雨対策	
3	豪雨、台風による洪水、高潮時の対策	
4	長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策	
5	風害対策	
6	林野火災対策	
7	突発的災害対策	
第3章の2	災害応急対策計画（震災編）-----	2 4 7
第1節	基本方針-----	2 4 8
第2節	災害発生直前の応急対策-----	2 4 9
第1項	配備動員計画-----	2 4 9
1	方針	
2	市の配備動員体制	
第2項	地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画-----	2 5 3
1	方針	
2	地震・津波情報の収集・伝達	
第3項	住民等の避難誘導に関する計画-----	2 5 9
1	方針	
2	避難の指示等	
3	避難津波のための事前準備	
4	避難の誘導	
5	避難津波発生時の誘導応急対策	
第3節	災害発生後の応急対策-----	2 6 6
第1項	災害情報計画-----	2 6 6
1	方針	
2	情報の収集伝達手段	
3	情報の収集伝達経路	

4	被害状況等の情報の収集・取りまとめ	
5	地震災害発生及び被害状況報告・通報	
	気象庁震度階級関連解説表	
第2項	通信運用計画-----	276
1	方針	
2	広島県総合行政通信網の活用	
3	公衆電気通信設備の優先利用	
4	有線通信等が途絶した場合における代替措置	
5	通信施設の応急対策	
6	通信施設の機能確認及び運用訓練	
7	通信機器の供給の確保	
8	通信設備の電源の確保	
第4節	ヘリコプターによる災害応急対策-----	282
1	目的	
2	活動体制	
3	活動内容	
4	活動拠点の確保	
5	安全運航体制の確保	
6	県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航	
7	各機関への対応要請	
8	臨時ヘリポートの設定	
第5節	災害派遣・広域的な応援体制-----	287
第1項	自衛隊災害派遣計画-----	287
1	方針	
2	自主派遣の基準	
3	災害派遣部隊の活動	
4	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	
5	災害派遣要請の手続等	
6	災害情報の連絡	
7	災害派遣部隊の受け入れ	
8	派遣に要する経費の負担	
9	災害派遣部隊の撤収要請	
第2項	相互応援協力計画-----	292
1	方針	
2	実施内容	
第3項	防災拠点に関する計画-----	298
1	方針	
2	市防災拠点施設	
3	施設の概要	
第6節	救助・救急、医療及び消火活動-----	299
第1項	救出計画-----	299
1	方針	
2	陸上における救出	
3	海上における救出	
4	惨事ストレス対策	
5	部隊間の活動調整	
6	活動時における感染症対策	
第2項	医療、救護計画-----	302
1	方針	
2	医療救護体制等の整備（平常時）	
3	災害時における実施責任者及び実施内容	
4	医療救護等の活動内容	
5	医薬品・医療資機材（以下「医薬品等」という。）の確保	

6	救護所設置の広報	
7	惨事ストレス対策	
8	部隊間の活動調整	
第3項	消防計画-----	3 1 1
1	方針	
2	組織体制	
3	消防活動計画	
4	非常時の消防活動	
5	消防相互応援	
6	その他	
第4項	水防計画-----	3 1 5
1	方針	
2	応急対策	
3	水防施設及び資機材等	
4	水防管理団体相互の協力	
5	津波、高潮対策	
第5項	危険物等災害応急対策計画-----	3 1 7
1	方針	
2	危険物災害応急対策	
3	高圧ガス及び火薬類災害応急対策	
4	毒物劇物災害応急対策	
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動-----	3 2 1
第1項	警備、交通規制、交通確保計画-----	3 2 1
1	方針	
2	警備対策	
3	交通規制・交通確保計画	
第2項	輸送計画-----	3 3 4
1	方針	
2	緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲	
3	輸送車両等の確保	
第8節	避難の受入及び情報提供活動-----	3 3 6
第1項	避難対策計画-----	3 3 6
1	方針	
2	指定避難所の開設	
3	避難行動要支援者の避難等	
4	帰宅困難者対策	
第2項	広報・被災者相談計画-----	3 4 0
1	方針	
2	広報活動	
3	被災者相談活動	
4	安否情報の提供	
第3項	住宅応急対策計画-----	3 4 2
1	方針	
2	実施する応急対策の内容	
3	実施責任者	
4	応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ	
5	住宅の応急修理	
6	公営住宅の提供	
7	企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与	
8	被災建築物応急危険度判定	
9	民間賃貸住宅の情報提供	
10	被災宅地危険度判定	
第9節	救援物資の調達・供給活動-----	3 4 9

第1項	食料供給計画-----	3 4 9
1	方針	
2	実施責任者及び実施内容	
3	実施方法	
第2項	給水計画-----	3 5 1
1	事前対策	
2	給水の確保等	
3	給水対象者	
4	給水方法	
5	災害救助法が適用された場合の供給	
6	優先給水	
第3項	生活必需品等供給計画-----	3 5 4
1	方針	
2	実施責任者	
3	実施要領	
4	実施方法	
第4項	救援物資の調達及び配送計画-----	3 5 6
1	方針	
2	物資の調達及び受入体制	
3	物資の輸送	
第10節	保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動-----	3 5 7
第1項	防疫計画-----	3 5 7
1	方針	
2	実施責任者及び実施事項	
3	県の防疫活動	
4	市の防疫活動	
第2項	遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画-----	3 6 0
1	方針	
2	遺体の搜索	
3	遺体の取扱い	
4	遺体の埋火葬	
第11節	応急復旧、二次災害防止活動-----	3 6 3
第1項	公共施設等災害応急復旧計画-----	3 6 3
1	方針	
2	防災上重要な拠点施設の応急復旧活動	
3	交通施設の応急復旧活動	
4	治水施設等の応急復旧活動	
5	治山施設等の応急復旧活動	
6	その他公共、公益施設の応急復旧活動	
7	住民への広報活動	
第2項	電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画-----	3 6 5
1	方針	
2	電力施設の応急対策	
3	ガス施設の応急対策	
4	水道施設の応急対策	
5	下水道施設の応急対策	
第3項	その他施設災害応急対策計画-----	3 6 9
1	目的	
2	防災重点ため池対策	
3	空家対策	
第4項	廃棄物処理計画-----	3 7 0
1	方針	
2	災害廃棄物処理計画	

3	実施主体等	
4	災害廃棄物の処理	
第5項	有害物質等による環境汚染防止計画-----	373
1	目的	
2	実施方法	
3	環境汚染防止の推進等	
第12節	ボランティアの受入等に関する計画-----	374
1	方針	
2	ボランティアの受入	
3	専門ボランティアの派遣等	
4	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	
5	災害情報等の提供	
6	ボランティアとの連携・協働	
7	市サポートVCの機能喪失時の補完体制	
8	ボランティア保険制度	
第13節	文教計画-----	378
1	方針	
2	避難対策	
3	生徒等への相談活動	
4	応急教育対策	
5	学校が地域の避難所となる場合の対策	
6	公民館等の社会教育施設等が地域の避難所となる場合の対策	
7	文化財に対する対策	
第14節	災害救助法適用計画-----	384
1	目的	
2	災害救助法適用	
第4章	災害復旧計画-----	389
第1節	目的-----	390
第2節	被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画-----	391
1	方針	
2	各種調査の住民への周知	
3	罹災証明書の交付	
4	被災者台帳の整備	
5	各種支援措置等（制度の概要等は資料編別表12へ掲載）	
6	市内諸団体の資金の充実	
第3節	被災者の生活確保に関する計画-----	394
1	方針	
2	生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	
3	被災者等に対する生活相談	
第4節	施設災害復旧計画-----	385
1	基本方針	
2	復旧計画	
第5節	激甚災害の指定に関する計画-----	397
1	基本方針	
2	激甚災害に関する調査	
第6節	救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画-----	398
1	方針	
2	義援金の受入及び配分	
3	救援物資の受入及び配分	
第7節	災害復興計画（防災まちづくり）-----	400
1	方針	
2	被災地における市街地の復興	

3 学校施設の復興

第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画-----	4 0 1
第1節	目的-----	4 0 2
第2節	基本方針-----	4 0 3
1	各般にわたる甚大な被害への対応	
2	津波からの人命の確保	
3	超広域にわたる被害への対応	
4	国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避	
5	時間差発生等への対応	
6	外力レベルに応じた対策	
7	戦略的な取組の強化	
8	訓練等を通じた対策手法の高度化	
9	科学的知見の蓄積と活用	
第3節	南海トラフ地震の概要-----	4 1 0
1	地震の概要	
2	今後の地震発生確率	
3	想定結果	
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画-----	4 1 6
1	対象事業	
2	計画推進のための必要な措置	
第5節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画-----	4 1 8
1	津波からの防護のための施設の整備等	
2	水防業務従事者等の安全確保対策	
3	港湾、漁港の船舶対策	
4	津波に関する情報の伝達等	
5	津波避難対策	
6	消防活動及び水防活動	
7	電気、ガス、水道、通信、放送関係	
8	交通対策	
9	市が管理又は運営する施設関係	
第6節	関係者との連携協力の確保に関する計画-----	4 3 9
第1項	相互応援協力計画-----	4 3 9
1	実施内容	
第2項	自衛隊災害派遣計画-----	4 4 0
1	自主派遣の基準	
2	災害派遣部隊の活動	
3	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	
4	災害派遣要請の手続等	
5	災害派遣部隊の受入	
6	派遣に要する経費の負担	
7	災害派遣部隊の撤収要請	
第3項	救援物資の調達・供給活動計画-----	4 4 4
1	食料供給関係	
2	給水関係	
3	生活必需品等供給関係	
4	救援物資の調達・配送関係	
第4項	帰宅困難者対策計画-----	4 4 5
第7節	防災訓練に関する計画-----	4 4 6
1	防災訓練	
2	職員の動員訓練	
3	通信運用訓練	
4	津波防災訓練	

5	防災訓練に対する協力等	
6	実施方法	
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画-----	4 4 8
1	市職員に対する教育	
2	住民等に対する教育・広報	
3	児童、生徒等に対する教育	
4	自動車運転者に対する教育	
5	船舶関係者に対する周知	
6	相談窓口の設置	
巻末資料	-----	4 5 3
第1節	大竹市の自然条件-----	4 5 4
1	位置	
2	地勢	
3	地質	
4	気象	
5	大竹市の過去の気象災害	
第2節	風水害の被害想定-----	4 5 5
第3節	既往地震・津波の概要-----	4 5 6
1	発生地震による地震タイプの特徴	
2	広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震	
3	広島県周辺における既往地震・津波	
第4節	地震・津波災害の被害想定-----	4 6 1
1	被害の予測	
2	想定地震	
3	被害想定	
4	津波による被害想定	
5	想定地震の諸元	
第5節	広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図-----	4 6 7

(空白)

第 1 章 総 則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第40条の規定に基づいて、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、市内において発生が想定されるあらゆる災害に対処するため、市及び県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに、市民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

1 防災計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え修正するとともに、随時必要と認める理由が生じたときは、その都度すみやかに修正するものとする。

2 広島県地域防災計画との関係

この計画は、広島県地域防災計画を基準として、共通する計画については県の計画を準用し、その範囲をこえないものとする。

3 大竹市水防計画との関係

大竹市水防計画は令和5年度以降、この計画の一部とした。

4 石油コンビナート等防災計画との関係

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第32条の規定により、同法第2条第2号に定める特別防災区域は含まないものとする。

5 他の法令との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、従来の防災行政を一元化するものではない。

従って水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令などの定めるところにより、その事務を処理するものとする。

6 防災計画の周知徹底

この計画は、市職員及び関係地方行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設の管理者などに周知徹底させるとともに、計画のうち必要な事項については、基本法第42条第4項に定める公表のほか、地域住民に周知徹底を図るものとする。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

1 基本理念

- (1) 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (4) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
- (6) 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

2 基本原則

防災関係機関は、基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令、この計画及び広島県防災対策基本条例によるほか、次の一般原則に従う。

- (1) 市は、基礎的な地方公共団体として、区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、住民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、市の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、この計画を作成して対処する。
- (2) 県は、市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
- (3) 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については県又は市町に対して

勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。

- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その業務の公共性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (5) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (6) 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。
また、要配慮者や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- (7) 大竹市防災会議（以下「防災会議」という。）は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。
また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。
- (8) 市民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりである。

1 市

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害広報
- (4) 避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 消防及び水防活動
- (7) 被災施設の応急復旧
- (8) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (10) 市内における公共的団体及び住民の防災組織の育成指導
- (11) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (12) 被災建築物応急危険度判定
- (13) 被災宅地危険度判定
- (14) 広島地方気象台と協力した緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

2 県

- (1) 津波警報等の伝達
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 被害調査
- (4) 災害広報
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 被災施設の応急復旧
- (7) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (8) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (9) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (11) 被災建築物応急危険度判定
- (12) 被災宅地危険度判定
- (13) 広島地方気象台と協力した緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

3 警察（広島県警察本部及び大竹警察署）

- （１）災害情報の収集及び伝達
- （２）被害実態の把握
- （３）被災者の救出、救助等の措置
- （４）避難路及び緊急交通路の確保
- （５）交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- （６）行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- （７）危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導
- （８）不法事案の予防及び取締り
- （９）被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- （１０）広報活動
- （１１）関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

4 中国地方整備局太田川河川事務所

- （１）直轄公共土木施設の防災管理
- （２）洪水予警報等の発表及び伝達
- （３）災害時における交通確保の実施
- （４）災害時における応急工事の実施
- （５）災害発生時の情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （６）大規模災害発生時における二次災害の防止及び被災地の早期復旧等に関する支援のための緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣

5 中国地方整備局広島国道事務所広島維持出張所

- （１）一般国道２号の災害に関する情報収集及び提供
- （２）一般国道２号の防災に関すること

6 太田川河川事務所小瀬川出張所

- （１）水防に関すること
- （２）災害に関する情報伝達及び被害状況の調査に関すること

7 海上保安庁（第六管区海上保安本部及び岩国海上保安署）

- （１）警報等の伝達
- （２）情報の収集及び連絡
- （３）海難救助等

- (4) 緊急輸送
- (5) 物資の無償貸付又は譲与
- (6) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援
- (7) 流出油等の防除
- (8) 海上交通安全の確保
- (9) 警戒区域の設定
- (10) 治安の維持
- (11) 危険物の保安措置

8 廿日市公共職業安定所 大竹出張所

- (1) 災害救助に係わる労働者の確保に関すること
- (2) 罹災者の就職あっせん等に関すること

9 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備に関すること
 - ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
 - イ 災害派遣計画の作成
- (2) 災害派遣の実施に関すること
 - ア 人命・財産の保護のため必要な救援活動の実施
 - イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

10 西日本電信電話株式会社山口支店、株式会社N T T ドコモ中国支社

- (1) 公衆電気通信設備の整備と防災管理
- (2) 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
- (3) 被災公衆電気通信設備の復旧
- (4) 災害用伝言ダイヤル「171」及び「災害用伝言板W e b 1 7 1」の提供
- (5) 「災害用伝言板サービス」の提供

11 中国電力ネットワーク株式会社広島北ネットワークセンター

- (1) 電力施設の防災管理
- (2) 災害時における電力供給の確保
- (3) 被災施設の応急対策及び応急復旧

12 市内J Rグループ各社駅

- (1) 鉄道施設の防災管理

- (2) 災害時における旅客の安全確保
- (3) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- (4) 被災鉄道施設の復旧

13 有限会社阿多田島汽船

災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

14 日本赤十字社（大竹市地区）

- (1) 災害時における医療、助産等救護の実施に関する事
- (2) 避難場所奉仕及び義援金の募集及び配分に関する事

15 大竹市医師会

- (1) 災害時における医療、助産等救護の実施
- (2) 負傷者の収容並びに看護

16 広島県薬剤師会大竹支部

災害時における医療救護対策

17 広島県トラック協会西広島支部

災害時における自動車等による救援物資及び避難者等の緊急輸送の協力

18 農業協同組合、漁業協同組合等

- (1) 共同利用施設の被害応急対策及び被害復旧の実施
- (2) 農林水産関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力
- (3) 被災農林漁業者に対する融資及びそのあっせん
- (4) 被災農林漁業者に対する生産資材の確保及びそのあっせん

19 大竹商工会議所

- (1) 災害時における物価安定についての協力
- (2) 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力
- (3) 中小企業に対する経営安定特別相談

20 新聞社等報道関係機関

- (1) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底

- (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分
- (4) 被害状況等の報道

21 大竹市自治会連合会

- (1) 災害時の避難その他一般市民に対する連絡及び食料の配給等への協力
- (2) 災害時の炊出し、救援物資及び義援金の募集並びにその他救援活動への協力

22 大竹市社会福祉協議会

- (1) 災害時における医療業務、看護業務等専門的な資格や技能を有するボランティアの把握に関すること。
- (2) 災害時におけるボランティア団体への要請、一般ボランティアの受付及び調整に関すること。
- (3) 災害ボランティア活動の拠点、資機材等の提供
- (4) ボランティア・コーディネーターの養成及び災害ボランティアの育成

23 防災上重要な施設の管理者

- (1) 病院、劇場、旅館等不特定かつ多数のものが出入りする施設の管理者
 - ア 施設の防火管理に関すること
 - イ 施設に出入りしている患者、観客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施に関すること
- (2) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者
 - ア 施設の防火管理に関すること
 - イ 被災施設の応急対策に関すること
 - ウ 施設周辺住民に対する安全対策の実施に関すること
- (3) 社会福祉施設、学校等の管理者
 - ア 所管施設の防災対策及び被災施設の復旧に関すること
 - イ 施設入所者等に対する避難誘導等、安全対策に関すること
- (4) その他の企業
 - 市及び県等が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るため、おおむね次の事項を実施するものとする。
 - ア 従業員及び施設利用者に対する避難誘導等、安全対策の実施
 - イ 従業員に対する防災教育訓練の実施
 - ウ 防災組織体制の整備
 - エ 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（市長等）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 市土の保全等に関する事項
- 2 防災施設・設備の新設又は改良に関する事項
- 3 地震被害軽減のための基本的な施策
- 4 防災都市づくりに関する事項
- 5 市民の防災活動の促進に関する事項
- 6 調査、研究に関する事項
- 7 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する事項
- 8 円滑な避難体制の確保に関する事項
- 9 危険物等災害予防計画
- 10 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 11 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 12 災害救助基金に関する事項
- 13 広域避難の受入に関する事項

第2節 市土の保全等に関する計画

1 目的

この計画は、災害に強い市土を形成するとともに、建築物等への対策を進めることにより、災害を未然に防ぎ、被害を軽減するなど、事前防災に取り組むことを目的とする。

なお、大規模自然災害（複合災害を含む）に備えた防災・減災の対策については、この計画のほか大竹市国土強靱化計画の定めるところによる。

2 現況及び対策

（1）治山

ア 現況

沿岸部の保水性に乏しい風化花崗岩からなる脆弱な地質と、中国山地の平地の少ない急峻な地形に加え、相次ぐ集中豪雨や台風災害等により、森林の荒廃が進んでいる。

イ 対策

山地に起因する災害の「復旧対策と未然防止」を図るため、山地災害危険地区対策や荒廃 森林整備等を計画的に実施する。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる 河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

（2）河川

ア 現況

国が管理する河川は、各河川管理者により河川整備等が進められているが、他の河川では未改修も多く、洪水や高潮により人命や財産に大きな被害を与えるおそれがある。

また、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化が現実視されるなか、市街化が進展している地域では、さらなる水害リスクの増大が懸念される。

イ 対策

河川改修等の施設整備については、人口・資産の集積状況や重要施設の立地等を踏まえ事業の重点化を図るとともに流域全体で行う持続可能な治水対策により事前防災対策の加速化を図る。

また、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、太田川河川事務所及び広島県知事が組織する「小瀬川大規模氾濫減災協議会」、

「広島県大規模氾濫減災協議会」、「小瀬川流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

(3) 砂防

ア 現況

市内に広く分布する花崗岩は、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変質が進行し、いわゆる「マサ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生しやすい。

イ 対策

砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業は、「土砂災害の危険性が極めて高い箇所」や「土砂災害警戒区域内の重要交通網、この計画に位置づけられている避難場所及び社会福祉施設等要配慮者利用施設を保全対象に含む危険箇所」等から効率的かつ重点的に整備を実施する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、県が指定する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の被害抑制対策を推進する。

(4) 海岸

ア 現況

本市は古くから干拓や埋立などが行われ、沿岸部が利用されてきたこと等により、台風による暴風、波浪や高潮などによる被害が発生しやすい状況にある。

イ 対策

海岸保全施設の整備の充実と既存施設の維持管理に努めるとともに、これら施設の整備充実にあたっては、関係機関相互の連絡を図り、効率的な保全事業の促進及び適正な管理を図る。

(5) ため池

ア 現況

ため池多くは、大正時代以前に造られており、今日の農村における高齢化、混住化、水田の荒廃等による維持管理の粗放化により老朽化がさらに進んでおり、決壊等の恐れがある。また、多くのため池は耐震性について検証されていない状況にある。

イ 対策

決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある「防災重点ため池」について、迅速な避難行動につながるよう県及び市はため池マップやハザードマップにより周辺住民等に周知を図り、市及び所有者等は緊急連絡体制を整備する。所有者等は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努める。

所有者等を確知することができない防災重点ため池については、市が点検や低水位管理等を実施することにより、災害の予防に努める。

所有者等は、農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで補強工事等を進めるとともに、農業利用しなくなったため池については、廃止工事などを進める。

(6) まちづくり

ア 現況

土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い土地の区域指定が進み、災害のおそれのある土地の区域に市街地が形成されている状況が明らかになっている。

近年の豪雨災害においても、災害リスクの高い土地の区域において、甚大な被害が発生している。

イ 対策

将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスク（豪雨、洪水、高潮、土砂災害等）を十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

特に豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討し、災害のおそれのある土地には都市的土地利用を誘導しないものとするなど、必要に応じて開発抑制や移転等も促進することで災害に強い土地利用を推進する。

(7) 建築物

ア 現況

東南海・南海トラフ地震の将来30年間の発生確率が70～80%とされている中、県内及び市内ともに建築物の耐震基準は8割強と耐震化が進んでいない。

また、地球温暖化の影響により、頻発・激甚化する豪雨災害や台風被害に対する住宅の防災対策が十分進んでいない。

イ 対策

沿岸部の人口集中地区など、特に大きな被害が想定される地区を中心に取り組みを進める。

(8) 空家

ア 現況

災害による被害が予測される空家等の状況把握を進める必要がある。

イ 対策

平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(9) 盛土

ア 現況

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、課題がある盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う必要がある。

イ 対策

当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合、県からの助言や支援を受ける。

第2節の2 防災施設・設備の新設又は改良計画

1 目的

この計画は、防災に関する各種の施設・設備について、必要な新設又は改良を要するものの整備及び点検について必要な事項を定め、災害を未然に防止することを目的とする。

2 実施事項

次に掲げる施設・設備について、点検及び必要な整備を実施する。

- (1) 水害予防に関する施設・設備
- (2) 風害予防に関する施設・設備
- (3) 雪害予防に関する施設・設備
- (4) 高潮、津波予防に関する施設・設備
- (5) 土石流、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等災害の予防、警戒避難に関する施設・設備
- (6) 建造物災害の予防に関する施設・設備
- (7) 地下空間における災害の予防に関する施設・設備
- (8) 海上における大規模な流出油等の災害防止に関する施設・設備
- (9) 災害時における緊急輸送に必要な施設・整備
- (10) その他の防災に関する施設・設備

3 実施方法

この計画については、計画的かつ総合的に実施する必要があるため、既存の法令による各種の整備計画及びこれに基づくそれぞれの災害予防責任者の所掌事務又は業務計画にしたがって実施するものとし、必要により、防災会議が関係機関の調整に当たる。

なお、施設の新設又は改良にあたっては、耐震化を図るように努めるものとする。

第3節 地震被害軽減のための基本的な施策

1 方針

地震被害想定の結果を踏まえ、次のとおり、地震被害を軽減するための基本的な施策に取り組むものとする。

これらの基本的な施策の推進に当たっては、施策を効果的に実施していくため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく具体的な実施目標を定め、自助・共助・公助の考えをもとに、市民・事業者・地域・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進するとともに、地震が発生した場合の応急復旧に係る対策を含めた地震防災対策を総合的かつ計画的に推進していくものとする。

2 目標

災害死ゼロを目指すことを目標とする。

3 施策体系

いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないことが重要であり、また、それらを実現するためには、総合的な防災力を高めることが必要であることから、「命を守る対策」、「生活と社会機能を維持する対策」、「防災力の向上対策」を柱として、施策を推進する。

施 策 体 系	
(1) 命を守る対策	ア 建物倒壊対策
	イ 土砂災害対策
	ウ 津波浸水対策
	エ 地震火災対策
	オ 落下物等対策
(2) 生活と社会機能を維持する対策	ア ライフライン施設被害対策
	イ 交通施設被害対策
	ウ 避難者等への対応
	エ 帰宅困難者等への対応
	オ 物資等確保対策
	カ 医療機能確保対策
	キ 災害廃棄物等対策
	ク その他の課題への対応
(3) 防災力の向上対策	

4 対策内容

(1) 命を守る対策

ア 建物倒壊対策

(ア) 住宅・建築物等の耐震化

- 県及び市は、大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物に加え、耐震性不足の住宅のうち多数を占める木造戸建住宅について耐震化を促進する。
- また、県、市及び関係団体等が連携して、住宅・建築物の耐震化を引き続き計画的に促進する。

(イ) 病院の耐震化

- 県は病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。
- 災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、県及び市は病院の事業継続計画（BCP）策定を支援する。

(ウ) 社会福祉施設の耐震化

- 県及び市は、社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。

(エ) 建築物等の老朽化対策

- 県及び市は、継続的な利用を行う施設について中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を行って長期的な視点に立った維持管理を進め、その上で必要に応じ適切な規模で更新を行う。

(キ) 耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上

- 県及び市は、耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を確保する。

イ 土砂災害対策

(ア) 土砂災害対策施設の整備

- 県及び市は、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。

(イ) 山地災害対策施設の整備

- 県及び市は、人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所との把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き

既存施設の点検・修繕を実施する。

(ウ) 土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進

- 県及び市は、住民の適切な避難行動につながるよう、宅地開発等に伴う地形改変箇所の基礎調査の実施など土砂災害警戒区域の指定後も将来にわたり指定効果が継続する取組や、小学校ごとに土砂災害警戒区域等の標識を設置するなど、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進する。
- 市は、がけ地近接等危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移転や、建築物土砂災害対策改修促進事業により特別警戒区域内の住宅・建築物の補強について、引き続き、市民の自助の取組を支援していく。
- 長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導體制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を県と連携を図りながら更に推進する。

(エ) 宅地耐震化の推進

- 県及び市は、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの高度化や耐震化の推進等、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。

(オ) 農地・森林等の保全の取組

- 県及び市は、農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策等を推進する。
- 県は森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備を着実に推進することとし、これに必要となる林道整備を実施する。また、公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、県民生活に影響の大きい森林を整備する。

ウ 津波浸水対策

(ア) 津波・浸水、高潮対策施設の整備

- 県は国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。
- 県は海岸保全施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。
- 県は津波・高潮による被害を防止するため、広島沿岸海岸保全基本計画

に基づく施設の整備を進める。

- 県は漁港施設の災害対応力の強化に向けて、策定されたストックマネジメント計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を実施し、引き続き、漁港施設の老朽化対策や、耐震・耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施していく。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るため、漁港区域の海岸保全施設整備を実施していく。

(イ) 津波避難体制の整備

- 県は津波被害が生じるおそれのある地域について、市による緊急避難場所（高台、津波避難ビル等）の指定を促進するとともに、円滑に避難できるよう、避難対象地域、緊急避難場所、避難路等の指定、避難指示の発令のための情報収集・伝達方法等を定めた津波避難計画の策定を促進する。
- 県及び市は、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難体制を確保するため、南海トラフ地震防災対策計画作成対象施設（県津波浸水想定図における浸水深 30 cm以上の区域内で、病院等、不特定多数の者が出入りする施設又は事業所等を管理・運営している者）の監督部局及び関係団体と連携し、未策定者に対し、計画の策定を要請する。
- また、南海トラフ地震における時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項が明示されていない策定者に対して、監督部局及び関係団体と連携し、計画への記載を要請する。
- 県及び市は、地域における情報伝達のための連絡網の整備に加え、避難行動においてはお互いに避難を呼びかけるなどの体制を整備するよう、引き続き自主防災組織等の取組を支援する。

(ウ) 津波避難意識の向上等

- 市民自らが、高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・減災に必要な情報をより多く取得できるよう、市はハザードマップの整備を継続する。
- 市は、ハザードマップを活用した避難体制を確立し、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策を推進する。

エ 地震火災対策

(ア) 装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備

- 消防本部及び消防署（常備消防）については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消

防援助隊受援計画の見直しを行う。

(イ) 消防団の充実・強化

- 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、県は各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。

(ウ) 自主防災組織の充実・強化

- 市は、防災リーダーの養成及び技能向上に取り組む。その際、広島県自主防災アドバイザーの指導を受けるなど、活用可能な県の制度を有効に活用する。
- 市は、県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。

(エ) 市街地での防災機能の確保等

- 市は、雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。
- 市は、地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。
- 県は、大規模災害発生時に市街地で必要となる避難地の確保を図るため、都市公園等の整備を行う市町について、引き続き指導・助言を行う。

オ 落下物等対策

(ア) 既存建築物等の総合的な安全対策

- 市は、倒壊などの危険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行うなどによりブロック塀の安全対策を引き続き推進する。
- 県は、管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、市町と連携して、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を引き続き推進する。
- 県は、既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら引き続き推進する。

(イ) 家具固定の促進

- 県及び市は、いつ起こるか分からない地震に対する備えの必要性について、家具固定を促進していく。

(2) 生活と社会機能を維持する対策

ア ライフライン施設被害対策

(ア) 水道管の耐震化等供給体制の強化

- 県及び市は、耐震化を推進する。

(イ) 下水道施設の防災・減災対策

- 市は、耐震化を推進する。

(ウ) 電力設備の耐震化

- 県及び市は、電気事業者が実施する発電設備、変電設備、配電設備の耐震化に協力する。

(エ) 通信施設の整備

a ケーブルの2ルート化・分散収容の推進

- 県及び市は、被災時の救出・救助及び防災関係機関の重要な通信を確保するため、関係通信施設の加入者ケーブルの2ルート化・異ケーブルへの分散収容を推進する。

b ケーブルの地下化・洞道への収容替え

- 県及び市は、地震・火災等から架空ケーブルの被害を防護するため、架空ケーブルの地下化、耐震耐火構造の洞道網の建設を推進し、既設ケーブルを含め、洞道への収容替えを行う。

c 中継ケーブルの信頼性向上

- 県及び市は、交換機等を収容するビル相互間を結ぶ中継ケーブルについて、洞道等地下化・2ルート化・ループ化を推進するとともに、無線方式の併用により、さらに信頼性の向上を図る。

イ 交通施設被害対策

県及び市は、他機関が実施する以下の取組に協力する。

(ア) 災害に強い道路ネットワークの構築

- 災害に強い道路ネットワークの構築のため、国及び県が実施する緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークを形成する。大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。
- 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実

情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。

(イ) 交通安全施設等の整備

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための信号機電源付加装置の整備、更新
- 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進し、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するための予備電源の整備。

(ウ) 新幹線高架橋柱の耐震補強

- 鉄道事業者による新幹線高架橋柱及び橋脚等の耐震補強

ウ 避難者等への対応

(ア) 要配慮者に対する支援

- 市は、要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、市内における避難行動要支援者名簿の定期更新や個別避難計画の早期かつ着実な策定が進むよう、計画策定の助言や福祉専門職向けの研修に取り組む。
- 市は、社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、引き続き関係団体の連携を促進する。
- 市は、高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所の整備を推進する。
- 県及び市は、避難所における高齢者や障害者等の災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、更なる支援体制を構築するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークを基盤とした災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣体制の充実等に取り組む。
- 市は、災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、引き続き市内における案内板設置や外国語の付記等環境づくりを実施する。
- 県は水防法等に基づく避難確保計画が未作成の施設において、計画が作成されるよう、市町と連携し継続的な働きかけを実施する。

(イ) 心のケアなどの支援体制の整備・強化

- 市は、災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため、必要な職種による「広島県災害時公衆衛生チーム」の派遣に対応できるよう、協定を締結した関

係職能団体との連携を図るとともに、研修会等を実施するなど引き続き体制の強化を図る。

- 県及び市は、D P A T（災害派遣精神医療チーム）先遣隊及び担当者を厚生労働省が実施するD P A T研修に派遣するとともに、関係者の連携を強化し、災害時に迅速な被災地域の精神保健医療ニーズの把握、専門性の高い精神科医療の提供等を行うことができる体制を引き続き整備する。
- 市は、各避難所等の環境・運営改善を進めるため、設備環境、レイアウト、必要な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備に関し、県の協力を得る。
- 市は、避難所等の設備環境等の詳細について、平時から情報を発信するとともに、避難所開設時には、混雑状況などをリアルタイムに発信する。
- 県は、市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携ができるよう県の協力を得て仕組みを整備する。
- 県及び市は、被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組に協力する。
- 県及び市は、災害時に被災者への見守り活動や相談支援、サロン活動等によるコミュニティづくりなど、被災者の早期の生活再建に向けた支援を進めるため、引き続き支援体制の構築を推進する。

（ウ）被災者の住宅確保

- 県及び市は、被災者が迅速に仮設住宅等に居住できるよう整備を推進する。

（エ）建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備

- 県及び市は、関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を推進する。
- 県及び市は、余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止するため、被災建築物・宅地の応急危険度判定が迅速に行えるよう体制整備を推進する。

（オ）避難所の防災機能強化

- 県及び市は、大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する。

（カ）避難先の確保

- 市は、公共施設に加え、商業施設などの民間施設の活用や、地元住民が自主的な開設・運営を行う「自主避難所」や車での避難を想定した避難先の確

保、学校を避難所とする場合には体育館だけでなく教室の利用など多くの避難先の確保や既存施設の有効活用を推進する。

(キ) 分散避難の啓発

- 市は、市民に対して、避難場所にこだわらず、安全な場所にある自宅での在宅避難や、親戚・知人宅、車中泊など、複数の避難先の確保について、様々な広報媒体を通じて、引き続き周知・啓発を行う。

(ク) 特定動物や被災動物への対応

- 県及び市は、放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように、引き続き災害時の被災動物等への対応体制を整備する。
- 市は、ペットの同伴避難等について、引き続き、県を通じ検討を進めていく。

エ 帰宅困難者等への対応

(ア) 帰宅困難者対策の周知

- 県及び市は、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者対策として、「むやみに移動しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性等の周知を図るとともに、帰宅困難者が大量に発生した場合は、一時滞在の早期解消を図るため、関係機関の協力を得て、臨時的な輸送手段の確保を検討する。

(イ) 事業所等との協定

- 県及び市は、協定を締結した民間事業者の店舗で、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対して水道水、トイレ、道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」について、地震被害想定を踏まえた協力店舗の拡大を検討し、必要に応じて民間事業者と協定を締結する。

オ 物資等確保対策

(ア) 非常用物資の備蓄の推進

- 県及び市は、応急用の備蓄物資や民間団体等との連携等による全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。

(イ) 物資調達・供給の連携体制の整備

- 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想されるため、県及び市と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定

に基づき、生活関連商品等を安定確保する。

- 県及び市は、災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について引き続き働きかけを行う。
- 県及び市は、災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結している民間団体等と防災拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく。

(ウ) 民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備

- 県及び市は、発災後の生活必需品等を確保するため、民間団体や関係機関等と連携した緊急輸送に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて緊急輸送体制を充実させていく。

カ 医療機能確保対策

(ア) 医療救護体制の強化

- 県及び市は、大規模災害発生時に、災害拠点病院、DMAT（災害派遣医療チーム）及び消防機関等の関係機関が連携した医療救護活動が実施できるよう、災害拠点病院と関係機関の訓練の実施を引き続き促進する。
- 県は、EMIS（広域災害救急医療情報システム）、J-SPEED（災害診療記録）等の情報管理システムを活用した被災状況等の収集・分析体制の整備に取り組むとともに、医療資源の配分や患者搬送などの医療調整業務を適切に行うことができる人材の確保・育成を進める。
- 県は、災害時の DMAT の重要性が高まっていることから、DMAT 隊員について、技能を維持する研修や訓練への積極的な参加を求めるとともに、新たな DMAT チームの養成を推進する。
- 県及び市は、災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進する。
- 県及び市は、災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施する。
- 県及び市は、定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。

(イ) 病院の防災機能強化

- 県及び市は、災害拠点病院が災害時に継続して医療を提供するために、必要な燃料、水を備蓄する設備の整備促進、及び、速やかに補給できる体制確保のための取組を推進する。

(ウ) 医療・介護人材の育成

- 市は、災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないように、県や関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取組を引き続き推進する。

(エ) 感染症対策の司令塔機能の整備

- 県及び市は、疫学・感染症に携わるスタッフ等を対象にした研修について、参加者からの要望事項等を踏まえ、より効果的で関心度の高い専門研修を継続実施し、人材を養成していく。
- 県は、新興感染症の拡大に対応するため、感染症指定医療機関・協力医療機関を核とした医療提供体制の充実・強化に向けた研修会を開催し、患者受入順のルール設定、専門性の高い医療従事者の集約による効率的な治療の実施、圏域における軽症者への外来診療や感染症以外の疾患の患者への医療を担う医療機関の確保など、役割分担・連携による万全の患者受入体制構築を図る。

(オ) 予防接種の促進

- 市は、災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期的な予防接種を実施する。

(カ) 検査体制の強化

- 市は、感染症発生時において、広島県が行う迅速な感染状況の把握や積極的疫学調査に協力する。

(キ) 遺体への適切な対応

- 市は、広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、引き続き県との連携を推進する。
- 市は、遺体安置場所における新型コロナウイルスなどの感染防止措置のため、必要な資機材などを確保するとともに、県との連携を推進する。
- 県及び市は、迅速な身元確認業務を推進するため、必要な要員の確保、鑑定機器の増強等を引き続き行う。
- 県及び市は、広域火葬を円滑に実施するため、火葬場に関する情報を迅速に収集するなど広域火葬体制整備を推進する。

キ 災害廃棄物等対策

(ア) 災害廃棄物処理計画に基づく対応

- 市は、研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行えるよう取り組む。

(イ) 浄化槽対策

- 市は、災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧が迅速に行えるよう体制整備を推進する。

ク その他の課題への対応

(ア) 石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上

- 県及び市は、石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、災害対策能力の向上を図り、発災時の被害を防止に取り組む。

(イ) 有害物質流出対策

- 県及び市は、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進する。
- 汚染事故の発生に際しては、速やかに関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。
- 市は、災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、県、関係機関及び周辺市町と連携して、速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握や測定結果の速やかな公表に努める。
- 市は、毒物劇物製造施設等への監視指導により、引き続き、施設の耐震性の向上、危害防止規定の策定等防災体制の整備を図る。

(ウ) 孤立化防止のためのインフラ整備

- 県及び市は、発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努める。
- 県及び市は、離島（島しょ部）が孤立することを防ぐため、引き続き、港湾施設のインフラ整備を進めていく。
- 県及び市は、陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。

(オ) 農業用ため池、水利施設等の老朽化対策

- 県及び市は、ため池が利用されず放置されている箇所も増加していることから、届出を通じて、利用の実態や管理者を把握するとともに、決壊した場合の被害の大きさや施設の健全度を踏まえ、優先度の高い箇所に対する補修・改修、並びに廃止するなど整備に努める。
- 県及び市は、定期的な点検や管理体制の強化に向けた支援により、危険な状態を早期に把握する体制を整備する。
- 県及び市は、水利施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。

(カ) 県及び市は、地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策

- 県及び市は、地すべり防止施設、集落排水施設の適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを実施し、優先度の高いものから保全・耐震対策に取り組み、機能を維持する。

(キ) 事業継続の取組の推進

- 県及び市は、企業等のBCP策定を普及啓発する。

(ク) 業務継続性の確保

- 県及び市は、災害対策本部が設置される庁舎等における非常用電源について、72時間稼働の確保と浸水・地震対策の整備を促進する。

(3) 防災力の向上対策

ア 自助・共助の取組強化

- 県及び市は、災害に備えて日頃から行うべきことや、災害が発生する危険が迫った際、いつのタイミングで何をすべきか、そして、いつ避難するのかなどを記載する「ひろしまマイ・タイムライン」(自らの防災行動計画)の普及促進をはじめ、家庭における災害に備えた備蓄の促進等、「自助」「共助」の取組を一層推進する施策に取り組んでいく。
- 県及び市は、小中学校や自主防災組織等を対象に、効果的な出前講座を実施する。

イ 災害情報伝達手段の多様化

- 市は、防災行政無線、テレホンサービス、防災メール、LINE、ホームページ、Lアラート等を活用した多様な情報伝達手段を継続整備する。

ウ 情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備

- 県及び市は、迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを適切に運営管理する。
- 県及び市は、地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等に係る運用及び維持管理を継続する。

エ 災害対処能力の向上

- 市は、関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り組む。
- 市の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。
- 県及び市は、災害対策運営要領等のマニュアル類を整備維持する。

オ 広域応援体制の構築

- 他市町に対する応援と本市に対する受援が効果的に機能するよう、県と連携する。

キ 災害に強い都市構造の形成

- 市は、産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化や、土砂災害警戒区域等の指定を進めることなどにより、災害に対する市土の安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る。
- 県及び市は、復興体制の強化や対応力を強化する取組を引き続き推進する。

ク 平時からの連携体制構築

- 市は、在宅医療・介護連携や生活支援など、災害時においても関係者が必要な連携を円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。
- 県は、ライフライン施設の迅速な復旧により、県民生活の早期安定が図られるよう、多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築しておくよう努める。

5 対策の推進等

県、市及び各防災関係機関は、地震被害を軽減するため対策を主体的に推進するものとし、これらの対策は、必要に応じて見直しを行う。

第4節 防災都市づくりに関する計画

1 方針

地震・津波発生時には、市内で建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、市は、県及び各防災関係機関との緊密な連携のもとに、これらの被害をできるだけ防止し、市民が安心して生活できるよう災害に強い都市づくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での、密集市街地における住宅や防災上重要な公共施設などの倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設等について、液状化対策をはじめとする耐震性・防災性の向上を図るとともに、密集市街地の計画的な再開発により災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進め、広域的・総合的に防災性の高い都市構造の形成を目指していくものとする。

なお、この防災都市づくりは、既成市街地及び既存施設等を対象とするものや新たに取り組むべきものがあり、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性、地域性等にも配慮し、計画的に行うものとする。

また、この防災都市づくりを行うために、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）を必要な事業について定めるものとする。

2 防災上重要な公共施設の整備

（1）防災上重要な建築物の整備

ア 防災上重要な公共建築物の整備及び耐震化・津波災害対策の向上

市は、庁舎や、警察署、病院、学校、消防署等、地震発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務のために利用する公共建築物について、耐震化及び耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成などに努める。

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとするとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、広島県津波浸水想定図における津波浸水域内の施設については、施設の安全性の点検や非常用電源の設置場所の工夫等に努める。

なお、庁舎をはじめとする公共建築物を整備する場合には、地震発生時にお

ける情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努めつつ、その機能を維持する必要最低限のエネルギーを確保するため太陽光発電等の導入にも努める。

さらに、防災上重要な公共建築物の管理者は、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム等を含め非常用電源等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

イ 市及び民間の防災上重要な建築物の耐震性・津波災害対策の向上

各施設の管理者は、各々の施設の耐震性・津波災害対策の向上を図り、倒壊及び浸水防止に努める。

ウ 学校の津波対策

市は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。

(2) 緊急輸送道路等の整備（国及び県担当）

大竹市内に指定された緊急輸送道路は、広島岩国道路、国道2号線及び186号線であり、市が管理する道路ではない。しかしながら、国・県の道路管理者が以下について整備を行っているため、市は、これに協力する。

ア 橋梁の耐震性の向上

緊急輸送道路に選定される道路の橋梁を重点的に点検し、耐震性の向上が必要であれば、順次補修、補強、架替等を行う。

イ 緊急輸送道路ネットワーク等の整備

災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するために、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、国道及び幹線道路の整備を進め、県内各市町の中心部を結ぶ多重ネットワークを構築する。

このうち、緊急交通路に選定された道路については、重点的に整備を進める。

また、河川空間を活用した緊急用河川敷道路の有効活用を図る。

ウ 緊急輸送ヘリポートの整備

ヘリコプターによる人員・患者・物資の搬送を行うため、災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。

エ 沿道建築物の耐震化対策の推進

県及び市は、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

市は、それぞれ耐震改修促進計画を定め、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

(3) 河川・海岸の整備

県及び市は、東日本大震災による地震・津波被害を踏まえた広島沿岸海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い箇所から整備する。

ア 津波対策

次の2つのレベルに分け、対策を行う。

レベル1【比較的発生頻度の高い津波】

- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、施設整備を進める。

レベル2【最大クラスの津波】

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な対策を講じる。

イ 耐震対策

地震による浸水被害を防止するため、市街地堤防等における耐震性の向上を目的とした施設整備を進める。

ウ 消火用水・生活水の確保

河川水・海水を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、車両が進入できるスロープ護岸、取水ピット、せせらぎ水路網等の整備を図る。

(4) 港湾の整備（県担当）

ア 耐震強化岸壁の整備

地震・津波が発生した場合に、避難者や緊急物資の輸送を確保するとともに、物流機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備や既存岸壁の耐震強化を図る。

イ 港湾緑地の整備

被災地の復旧・復興の支援拠点や避難地に資する港湾緑地を整備する。

ウ 臨港道路橋梁の整備

避難者や緊急物資の輸送等に資する臨港道路について、橋梁の耐震性を確保する。

3 住宅、建築物等の安全性の確保

(1) 一般建築物の耐震性の向上

県及び市は、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）により、耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる大規模建築物、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、耐震工法・耐震補強等の重要性を周知し、国の方針に沿って更なる技術の開発・普及に努める。

(2) 居住空間内外における安全確保

ア 家具固定の推進

県及び市は、地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を促進する。

イ 落下防止対策

県及び市は、建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

(3) 宅地の安全性の確保

県及び市は、造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成等規制法に基づく適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の災害防止を図る。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。また、液状化ハザードマップの作成・公表を促進する。

(4) 公営住宅の耐震化の推進

県及び市は、既設公営住宅について、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐震診断を行い、耐震化を図るとともに、市街地の防災性の向上を図るため、密集市街地に重点を置いて老朽公営住宅の建替えを推進する。

(5) 土砂災害の防止対策の推進

県及び市は、がけ崩れ、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域が集中している都市部について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難場所、避難路等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等を強力に推進するとともに、住民に対しては土砂災害のおそれがある箇所等についての情報提供を行う。

また、市は、土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上での必要な事項を住民に周知するための措置を講ずるものとする。

4 ライフラインの整備

(1) 各ライフラインの整備

ア 上水道

市は、災害時の被害を最小限とするため、水道施設の耐震化及び津波災害対策の向上に努める。

また、主要配水池への緊急遮断弁の設置や避難場所への耐震性貯水槽の設置等を推進するとともに、被害の限定化や復旧の迅速化を図るため、配水ブロック化や配水コントロールシステムを導入するなどして、機動的な水道システムの構築に努める。

イ 下水道

(ア) 耐震性の向上

市は、既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、最新の耐震基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

(イ) 耐津波対策

市は、広島県津波浸水想定図に基づき、下水道施設の各機能の重要度により求められる耐津波性能の確保を図るため、必要に応じて対策工事を推進する。

(ウ) 災害復旧の迅速化

市は、災害時の通信手段を確保するために、下水道終末処理場への防災無線の設置を推進するとともに、下水道施設管理情報のネットワーク化を進めることにより応急復旧対策の迅速化を図る。

ウ 電力、ガス、通信

関連会社が主体となって整備を推進する。市は、関連会社との連携に努める。

5 防災性の高い都市構造の形成

市は、都市の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や住民の理解と強力を得て、防災都市づくり計画を策定し、地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランにその内容を反映させるよう努める。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導す

る取組を推進する。

(1) 防災上重要な公共施設等の整備

ア 防災公園の整備

市は県と連携して、地域防災計画に位置付けられた避難場所となる都市公園の整備を促進するとともに、これらの公園に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実を図る。

イ 避難路ネットワークの整備

県及び市は、地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所への避難路ネットワークを計画的に整備する。

ウ 防災性を高めた住宅宅地開発の推進

県及び市は、防災公園等地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発事業、市街化区域内農地の計画的市街化を推進する。

エ 防災活動拠点の整備

県及び市は、ヘリポートや救援物資の集配所等応急時に活用できる防災活動の拠点として、インターチェンジ周辺、河川防災ステーション、下水処理場敷地、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

オ 民間事業者への支援

県は、広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

カ 所有者不明土地の活用等

県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

(2) 都市の不燃化の促進

ア 防火地域、準防火地域の指定

市は、都市の重要施設が集合し、土地利用度や建築密度が高い地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物等建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

イ 延焼遮断帯の形成

市は、火災の延焼拡大を抑制するため道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物などとの組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

ウ 建築物の防火の促進

市は、新築、増改築等の機会をとらえて、建築基準法及び消防法に基づき防

火対策の指導を行うとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善指導を行う。

(3) 密集市街地における防災性の向上

市は、都市に散在する密集市街地について防災性の向上を図るとともに、土地の高度利用や都市機能の更新を図るための市街地再開発事業及び公共施設の整備改善を目的とした土地区画整理事業を推進するほか、防災機能及び良好な居住環境の確保を目的とする住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等を一層推進し、健全な市街地の創造と防災機能の充実を図る。

6 防災都市づくりの実現

市は、防災都市づくりに関する計画について、広島県が策定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に実施すべき事業を計画的に推進する。

第5節 市民の防災活動の促進に関する計画

1 方針

市民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織及び大竹市地域防災リーダー（以下、防災リーダー）という。）の育成・指導並びに企業防災の促進に努めるものとする。

また、地震・津波災害等に迅速かつ的確に対処し、被害を最小限度に止めるため、市では、「自助」・「共助」・「公助」が密接に連携し、社会全体で防災に取り組む「防災協働社会」を目指すものとする。

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 防災教育

（1）目的

各種の災害についての必要な知識を周知徹底し、災害の未然防止と、災害時における迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限度に防止することを目的とする。

また、地震・津波災害について、広島県地震被害想定については、「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、県民等に徹底することにより、地震・津波災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

（2）実施内容

ア 防災思想の普及、徹底

市民は、自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

イ 市民等に対する防災知識の普及・啓発

県及び市は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、地震災害時に県民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設等を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

国、県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑、モニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

市は、これらの活動に協力するとともに、必要に応じて防災教育に活用する。

(ア) 災害全般に関する普及啓発内容

- a 暴風、豪雨、豪雪、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- b 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- c 火薬、危険物等の保安に関する知識
- d 電気、ガス施設の安全確保に関する知識
- e 建築物に対する防災知識
- f 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識
- g 文化財、公共施設等に関する防災知識
- h 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- i 海上における大規模な流出油等の防災に関する知識
- j 適切な避難行動の実践に必要な知識
- k 基本的な防災用資機材の操作方法
- l 性暴力・DVなどの「暴力は許されない」意識
- m その他防災知識の普及啓発に必要な事項

(イ) 地震・津波災害に関する普及啓発内容

- a 想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- b 地震・津波に対する地域住民への周知
- c 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

＜地震・津波のときの心得＞

- (a) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
- (b) 火の始末は揺れが収まってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。
- (c) テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット、防災行政無線(戸別受信機を含む。以下本節中同じ。)により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。
- (d) 海岸にいるときに大きな揺れや長い揺れ、ゆっくりした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。
- (e) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
- (f) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
- (g) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- (h) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- (i) 地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。
- (j) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

＜津波に対する心得ー陸地にいる人の場合＞

- (a) 強い揺れ(震度4以上)を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。
- (b) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル(3階建以上)や高台などの安全な場所に避難すること。

- (c) 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話、インターネット、防災行政無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。
- (d) 津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。
- (e) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

＜津波に対する心得一船舶の場合＞

- (a) 強い揺れ(震度4以上)を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外(注1)に退避すること。
- (b) 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときは、直ちに港外(注1)に退避すること。
- (c) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて(注2)固縛するなど最善の措置をとること。
- (d) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (e) 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

注1) 港外:水深の深い、広い地域

注2) 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

- d 地震・津波に対する一般知識
- e 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- f 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- g 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等(動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等)の家庭での予防・安全対策
- h 災害情報の正確な入手方法
- i 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- j 出火の防止及び初期消火の心得
- k ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- l 自動車運転時の心得
- m 救助・救援に関する事項
- n 安否情報の確認に関する事項
- o 津波浸水想定図
- p 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項

- q 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- r 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- s 高齢者、障害者などへの配慮
- t 避難行動要支援者に対する避難支援
- u 各防災関係機関が行う地震災害対策
- v その他必要な事項

(イ) 啓発方法

- a 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット（ホームページ・SNS）、その他広報媒体の活用
- b 市広報、パンフレット等印刷物の利用
- c 講演会、講習会、展示会等の開催
- d その他広報車の巡回等

ウ 職員に対する教育

市及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、次の内容を含んだ地震・津波教育の周知徹底を図る。

- (ア) 地震・津波に関する一般的な知識
- (イ) 地震・津波が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (ウ) 職員等が果たすべき役割
- (エ) 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (オ) 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題

エ 児童生徒等に対する教育

市は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震・津波に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

3 防災訓練

(1) 目的

各種の災害について必要な防災訓練を実施し、災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとするを目的とする。

災害想定については、風水害、産業災害、林野火災、地震等とし、概ね次の事項について訓練を実施する。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

(2) 総合防災訓練

ア 総合防災訓練の実施

市及び関係防災機関は、防災関係機関の協調、防災技術の向上及び防災知識の普及を図るため、おおむね以下に示す事項に基づき防災訓練を行う。

イ 訓練事項

訓練内容については、その都度参加機関が協議することとするが、おおむね次の事項について実施する。

- (ア) 動員訓練
- (イ) 通信訓練
- (ウ) 避難訓練
- (エ) 救出訓練
- (オ) 医療訓練
- (カ) 初期消火訓練
- (キ) 炊出し訓練
- (ク) その他の訓練

(3) 津波避難訓練

ア 市及び関係防災機関は、津波避難訓練を適宜実施する。

イ 避難訓練の実施主体は、住民、消防本部、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。
また、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、災害時要援護者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討する。

ウ 避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水予測地域、避難場所及び避難路の確認、水門等の点検等を実施する。

(4) 土砂災害避難訓練

ア 市及び防災関係機関は、地震によって発生のおそれがある二次災害を防止するため、土砂災害避難訓練を適宜実施する。

イ 避難訓練の実施主体は、土砂災害危険区域等に居住する住民、消防本部、消防団、自主防災組織とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。

(5) 各機関別訓練

ア 実施責任機関

防災関係機関は、それぞれの計画方針に基づき、応急対策を実施するために必要な訓練を実施、あるいは図上により単独若しくは他の機関と合同して実施する。

防災関係機関は、他の機関が実施する防災関係訓練について協力、又は参加を求められた時は特別な事情がない限りこれに協力又は参加するものとする。

イ 事業所等の訓練

市消防機関その他防災関係機関は、学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場、工場等の避難施設の整備と訓練を指導する。

4 地区防災計画の策定等

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

5 自主防災組織の育成・指導

（1）目的

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織化を支援するとともに、その育成、指導を推進することを目的とする。

（2）実施内容

県及び市は、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

- ア 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導
- イ 組織のリーダー養成のための講習会等の開催
- ウ 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導
- エ その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

（3）自主防災組織の編成

- ア 自主防災組織は、既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用する。
- イ 昼間と夜間とで人口が異なる地域においては、昼夜間及び休日・平日等においても支障がないよう組織を編成する。

（4）自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

ア 平常時の活動

- （ア）情報の収集及び伝達体制の確立
- （イ）防災知識の普及

- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 防災資機材等の備蓄、整備
- イ 災害時の活動
 - (ア) 被害の状況等情報の収集及び伝達
 - (イ) 出火防止、初期消火
 - (ウ) 避難誘導活動
 - (エ) 避難行動要支援者の避難支援
 - (オ) 救出救護活動
 - (カ) 給食給水や救援物資の配給への協力
- (6) 事業実施のために補助金制度や専門知識を有する人材の派遣等、県の支援制度を活用する。

6 防災リーダーの育成・指導

市は、防災に関する知識及び技能を有する者として、防災リーダーを設置することにより、地域の防災対策の推進及び防災意識の向上を図るために必要な事項を定める。

なお、事業推進にあたっては、県の補助金や講師派遣制度を活用する。

- (1) 平時の活動
 - ア 防災に関する知識を習得し、自己研鑽に努めるとともに、地域と連携をする。
 - イ 避難行動要支援者の把握及び支援
 - ウ 市や自主防災組織が主催する訓練への参加
- (2) 災害発生時の活動
 - ア 把握した被害状況を報告する。
 - イ 避難場所又は指定避難所の運営補助にあたる。
 - ウ 避難行動要支援者の支援や避難補助又は安否確認にあたる。

7 ボランティア活動の環境整備

- (1) 目的

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- (2) 実施内容
 - ア 県及び市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボラ

ンティアとの連携について検討するものとする。

イ 県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、大竹市社会福祉協議会及びNP0等との連携を図るとともに、中間支援組織（NP0・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

ウ 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（大竹市社会福祉協議会）との役割分担等を定めるよう努めるとともに協定締結について推進するものとする。

エ 県及び市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NP0・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

オ 県及び市は、社会福祉協議会、NP0等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町は、地域住民やNP0・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

カ 県及び市は、広島県社会福祉協議会や大竹市社会福祉協議会等が実施する、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に協力する。

ク 市は、災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、県、市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びボランティア団体等で構成する「広島県被災者生活サポートボラネット」において、平常時から緊密な連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努める。

8 企業防災の促進

（1）目的

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図るものとする。

（2）実施内容

企業は、地震・津波災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファ

イナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において地震・津波災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

市、商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

9 県民運動の推進

（1）目的

広島県が推進する「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に参加し、市民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図ることを目的とする。

（2）内容

市民、自主防災組織等、事業者、市が相互に連携し、一体的に運動を推進するものとする。

ア 災害から命を守るための行動目標

- （ア）災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。
- （イ）災害発生の危険性をいち早く察知すること。
- （ウ）自ら判断して適切な行動を取ること。

イ 普段から災害に備えるための行動目標

- （ア）防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。
- （イ）非常持出品を準備するなど災害へ備えること。

第6節 調査、研究に関する計画

1 目的

この計画は、各種災害の被害を最小限にとどめるために、県が実施した調査研究成果を市が活用することにより、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期することを目的とする。

2 実施事項

- (1) 防災施設の新設又は改良に関する調査研究結果の活用
- (2) 災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究結果の活用

3 地震・津波被害想定調査及び災害危険度判定調査

市は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した市街地の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。また、この調査結果は、防災都市づくり計画の基礎資料とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。

第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画

1 方針

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

2 災害発生直前の応急対策への備え

(1) 配備動員体制の整備関係

ア 市の配備動員体制

市長はあらかじめ非常配置編成表により緊急防災要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立しておくものとする。

イ 業務継続性の確保

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食糧等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

(2) 気象警報等の伝達関係

ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ 防災行政無線等による情報伝達

市は、防災行政無線による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。避難場所等(小、中学校等)との情報連絡についても同様と

する。

ウ 伝達手段の多重化、多様化

市は住民等に対して気象警報等が確実に伝わるよう、テレビ（CATV含む）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、エリアメールを含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

（3）緊急地震速報・津波警報等の伝達関係

ア 市は、住民等に対して緊急地震速報・津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ワンセグ含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、エリアメールを含む。）、CATV、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。

イ 市は、緊急地震速報・津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮する。

ウ 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

（3）住民等の避難誘導関係

本計画第2章第7節の2「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

（4）行動計画（タイムライン）の作成・運用関係

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

3 災害発生直後の応急対策への備え

（1）災害情報の収集・伝達関係

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じ

て、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練、研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ 防災行政無線等による情報伝達

市は、防災行政無線による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

指定避難所（小、中学校等）との情報連絡についても同様とする。

ウ 災害広報実施体制の整備

市は、非常通信協議会と連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

（2）情報の分析整理

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、県及び国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

（3）通信機能の整備関係

ア 市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備や防災行政無線、IP通信網、CATV網等のシステムの構築を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

また、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておくものとする。

さらに、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努め、災

害時において非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努めるものとする。

イ 市は、県と共同し有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。

ウ 市は、地震・津波災害による通信網の途絶や輻輳に備え、衛星通信等の導入を図り、災害対策本部間の連絡を確保する。

エ 市は、防災関係機関と共同して、移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

オ 通信施設については、防災関係機関は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。

4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

（1）自衛隊災害派遣関係

ア 市及び防災関係機関は、平素から、市及び関係機関における自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置を行うものとする。

イ 市及び防災関係機関は、平素から、自衛隊災害派遣部隊の宿营地を選定しておくものとする。

ウ 市及び防災関係機関は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。

なお、ヘリポートを選定する際は、避難場所等との競合を避けることとする。

（2）相互応援協力関係

ア 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

イ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣

等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

5 救助・救急、医療、消火活動への備え

(1) 医療・救護活動関係

ア 連携体制

市は、災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、負傷者の発生に対応するため、医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 通信手段の確保

市は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 消防活動体制の整備関係

ア 市は、大地震等発生時の火災予防のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておくものとする。

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

(イ) 火災の拡大防止

大地震等により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り初期消火を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 市は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(ア) 大地震等発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

(イ) 大地震等発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(ウ) 大地震等発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(エ) 大地震等発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

(オ) 救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

(カ) 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、県及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。

(キ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

(3) 危険物等災害応急対策関係

災害の発生に備え、事業所においては平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して必要な指導を行うものとする。

6 緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに、救援物資輸送拠点を選定するものとする。

道路管理者は、「緊急輸送道路」を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面対策等を計画的に推進する。

県及び市は、広島県耐震改修促進計画（第2期計画）により沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

7 避難の受入・情報提供活動への備え

(1) 避難対策のための整備関係

本計画第2章第7節の2「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

(2) 住宅対策関係

県及び市は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

市は、発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の

技術力の保持・向上に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者対策関係

災害発生時に公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、県及び市は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

(4) 孤立集落対策関係

災害発生時に、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、市は学校区や自治会など、地域の状況に適した単位で、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

- ア 避難所、集落、世帯での水、食糧、日用品等の備蓄
- イ 防災行政無線や衛星携帯電話など情報通信手段の整備
- ウ 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立
- エ 避難計画の整備や避難訓練の実施

(5) 感染症の自宅療養者等対策

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、県と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行う。

(6) 被災者支援等対策

市は、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

8 救援物資の調達・供給活動への備え

県及び市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

(1) 食料供給関係

ア 県及び市は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

イ 県及び市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水関係

ア 市は、災害時に備えて、次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

(ア) 水道施設の耐震性向上

- a 浄水場、基幹管路等基幹施設の耐震化
- b 老朽管路の更新等

(イ) 緊急時の給水確保

- a 配水池の増強
- b バックアップ機能の強化
- c 応急給水拠点の整備
- d 遊休井戸等緊急時用水源の確保・管理等

(ウ) 迅速な緊急対応体制の確立

- a 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定
- b 訓練の実施
- c 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 市は、災害時に備えて、平素から市が実施する耐震化施策等について必要な指導・支援を県から受ける。

(3) 生活必需品等供給関係

県及び市は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

(4) 救援物資の調達・配送関係

県及び市は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

る。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

9 倒木等への対策

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。市は、事前伐採時に協力する。

10 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

県及び市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

11 建設業等の担い手の確保・育成

県及び市は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

12 空家状況の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

13 男女共同参画部局との連携

平常時から男女共同参画の視点に配慮した啓発等を行うとともに、災害時には、避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

14 文教関係

(1) 避難計画の作成

学校の管理者は、あらかじめ市と協議のうえ、地震・津波災害など地域の状況を十分に考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者及び指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

(2) 応急教育計画の作成

応急教育の責任者は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項

について地域の状況に十分考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないように配慮する。

(3) 児童・生徒・学生に対する防災教育

ア 市教育委員会は、児童・生徒に対する防災教育の実施について、学校の管理者を指導する。

イ 学校の管理者は、住んでいる地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。また、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び災害発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

(4) 学校施設の耐震化

公立学校の設置者は、できるだけ早い時期に、耐震化を完了させるよう取組みを進める。併せて、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進める。

(5) 地域の避難所となる場合の対策

ア 学校又は公民館等の社会教育施設等の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。

イ 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

(6) 教職員に対する研修

市教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

(7) 社会教育等を通じた啓発

市教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

15 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第7節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画

1 方針

市及び防災関係機関は、災害等が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

2 浸水想定区域等の指定

(1) 洪水浸水想定区域の指定

ア 対象河川

(ア) 洪水予報河川 小瀬川水系小瀬川（実施区間：左岸 広島県大竹市小方町小方字安条山650番の1地先から海まで、平成12年3月31日付け建設省・運輸省第1号告示）

(イ) 指定年月日 令和2年3月30日

(ウ) 告示番号 国土交通省中国地方整備局告示第18号

(エ) 指定の前提となる計画降雨 小瀬川流域の1日間総雨量 428mm

イ 市は、本計画において、小瀬川浸水想定区域について、次の事項を定めるものとする。

(ア) 洪水予報等の伝達方法

(イ) 避難場所

(ウ) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

なお、当該浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

(エ) 施設の名称及び所在地

(オ) 当該施設への洪水予報等の伝達方法

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について

本市は、県により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けているため、地域防災計画において、次の事項を定めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、同様の措置を講じるよう努める。

ア 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

土砂災害警戒情報が発表された場合における避難指示等の発令基準や、土砂災害警戒区域等を踏まえ、自治会等、同一避難行動をとるべき避難単位の設定

イ 指定避難場所の開設・運営

土砂災害に対して安全な緊急指定避難場所の開設、運営体制及び避難場所開設状況の伝達

ウ 避難路、避難経路

避難経路として適さない区間、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向

エ 要配慮者への支援

要配慮者関連施設の名称及び所在地、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有

オ 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制

カ 避難訓練の実施

(3) 高潮浸水想定区域の指定

県は、台風等による高潮災害のおそれのある区域について、必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮浸水想定区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。広島県は県内全域を水位周知海岸に指定済みであるが、水防法第14条の3で定義された高潮浸水想定区域への指定は保留されている。

市は、水防法第15条に基づき、避難場所及び経路等を指定をする必要があるが、広島県が水防法第14条の3に該当する高潮浸水想定区域を指定していないため、避難場所及び経路等の指定は保留中である。

(4) 雨水出水浸水想定区域の指定

市が管理する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間、避難場所及び経路等の指定・公表をすることとなっている。

本市には水防法第14条の2に定義する排水施設がなく雨水出水浸水想定区域に該当しないため、上記は適用対象外である。

3 津波被害警戒区域の指定

本市は、県より津波災害警戒区域の指定を受けているため、地域防災計画において、次の事項を定めるものとする。

- (1) 津波に関する予報等の伝達方法
- (2) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (3) 避難訓練に関する事項
- (4) その他津波時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項
- (5) 津波災害警戒区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で津波が来襲するまでに当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。
 - ア 施設の名称及び所在地
 - イ 当該施設への津波に関する予報等の伝達方法

4 ハザードマップの作成

洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び雨水出水浸水想定区域（以下、「浸水想定区域等」という。）をその区域に含む本市は、浸水想定区域等、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、高潮、中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討に努める。

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

- (1) 地域防災計画において定められた洪水予報、土砂災害及び津波に関する情報等の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- (4) 浸水想定区域内の地下街等及び主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

5 避難計画の作成等

- (1) 多数の人が集まる施設の避難計画
 - ア 学校、保育所、認定こども園、工場等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者等は、市が避難情報の発令を行った場合は、関係者を速やかに安全な

場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ、市と協議して避難計画を作成しておく。

イ 市は、居住者等が津波来襲時に適確な避難を行うことができるように津波浸水予測図等を作成し、津波浸水想定区域について事前に把握し、住民等に周知するものとする。

ウ 市は、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区別の指定緊急避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

（２）指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

イ 指定避難所の指定・周知

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の活用に努めるものとする。

(ア) 指定避難所

指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(イ) 福祉避難所

- a 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- b 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者及び施設管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- c 市は、福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してく

ることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。

(3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害などの地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な処置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。(避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(4) 指定避難所の開設・運営

市は、指定避難所の開設及び運営について、あらかじめ計画を策定しておくものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(5) 避難の誘導

ア 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

6 住民への周知等

市は、作成したハザードマップ等を、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知するものとする。

ハザードマップ等の周知に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

水防管理者（市長）は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防区域を一般に周知するように努めるものとする。

7 指定避難所等の整備について

- (1) 市は、指定避難所となる施設について、必要に応じ施設管理者と調整を行い、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

ア 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

イ 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、通信機器等

ウ 要配慮者にも配慮した施設・設備

エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器

オ 食料、水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定した指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）

カ 家庭動物のためのスペースの確保

キ 指定避難所の電力容量の拡大

ク 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

- (2) 県及び市は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能となるよう配慮するものとする。

- (3) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- (4) 市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。
- (5) 県及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

8 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

県及び市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。

第7節の3 危険物等災害予防計画

1 方針

地震・津波による被害を最小限に抑えるため、危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物・劇物の取り扱い施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図るため、事業所は、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、市は、これらに対して必要な指導を行う。

なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、石油コンビナート等防災計画による。

2 実施内容

（1）危険物施設の災害予防対策

ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（製造所等の位置、構造、設備の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努める。

イ 大規模タンクの耐震化

容量500kℓ以上の準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定めた「新基準」に適合しているか否かの調査を行い、基準に適合していないタンクについては、必要な改修、補修を実施するなど、耐震性の向上に努める。

ウ 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

オ 自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

(2) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策

ア 高圧ガス施設等の予防対策

高圧ガス施設の管理者等は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の保全に努めるとともに、法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、法令遵守を徹底させる。

また、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

イ 火薬類取扱施設の予防対策

火薬庫、製造所等火薬類取扱施設等の管理者は、従事者及び火薬類取扱保安責任者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図るとともに、地震・津波が発生した場合は、速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無を市及び県へ通報するものとする。

(3) 毒物劇物取扱施設の予防対策

ア 毒物劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

(ア) 毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。

a 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

b 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

(a) 毒物若しくは劇物の製造、貯蔵又は取り扱いの作業を行う者

(b) 設備等の点検・保守を行う者

(c) 事故時における関係機関への通報を行う者

(d) 事故時における応急措置を行う者

c 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

d 上記 c に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

e 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

f 上記 b に掲げる者に対する教育訓練に関する事項

(イ) 防災訓練の実施

上記 e に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。

イ 毒物劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第7節の4 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

1 目的

この計画は、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくことを目的とする。

2 災害対策資機材等の対象

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）
- (2) 医薬品等医療資機材
- (3) 防災資機材
 - ア 救助・救難用資機材
 - イ 消火用資機材
 - ウ 水防関係資機材
 - エ 流出油処理用資機材
 - オ 陸上建設機械
 - カ 被災建築物応急危険度判定資機材
 - キ 被災宅地危険度判定資機材

3 実施方法

市は、常時物資及び資材の所要量を確保し整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達、配給、輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、地域特性を考慮した被害想定調査結果や、過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

(2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等県民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

(3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、市、県の3者が行うものとする。

ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について、3日分程度を備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

イ 市

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

(4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。

なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

(5) 備蓄場所

備蓄場所は、災害時においても十分に機能が保たれると認められる場所を選定する。

市庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、公民館等にも可能な限り備蓄するよう努める。

備蓄場所の確保にあたっては、地震動の大きさや津波浸水域を考慮する。

また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

4 備蓄及び調達体制の確立

(1) 食料

ア 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市及び県は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の食料の備蓄に努める。

市は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市町対応後の2食分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定に当たっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

「食料供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、県及び市は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(2) 飲料水

ア 飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、市は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、市は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 飲料水の調達体制の確立

「給水計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、県及び市は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

(3) 生活必需品等

ア 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市及び県は、備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の生活必需品の備蓄に努める。

市は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市町対応

後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

ウ 生活必需品等の調達体制の確立

「生活必需品等供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、県及び市は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(4) 医薬品等医療資機材

災害発生時において、「医療・救護計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市及び災害拠点病院・協力病院その他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

なお、具体的には包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等のほか、特に災害拠点病院・災害協力病院においては、多数患者の受入や医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても備蓄するものとする。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

(5) 防災資機材

市及び防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 救助・救難用資機材

市及び防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

市及び防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

市及び防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 流出油処理用資機材

市及び防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ 陸上建設機械

市及び防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

市は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

キ 被災宅地危険度判定資機材

市は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

第8節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

1 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

2 要配慮者に配慮した環境整備

- (1) 市は、避難場所及び避難経路の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。

また、発災時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害に対する確な対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努める。

- (2) 市は、新たに都市開発を行う際には、社会福祉施設及び病院等の配置について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、避難場所、避難所及び避難路との位置関係を考慮する。

3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

- (1) 組織体制の整備

県及び市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

- (2) 避難体制の整備

県及び市は、社会福祉施設、病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、市関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 施設・設備等の整備

県及び市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、県及び市は、社会福祉施設、病院等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、県及び市、社会福祉施設及び病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4 在宅の避難行動要支援者対策

(1) 組織体制の整備

県及び市は、関係機関と連携して高齢者及び障害者等の在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、避難行動要支援者支援制度の推進を図り、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

(2) 通報体制の整備

市は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

(3) 環境の整備

県及び市は、高齢者・障害者等が被災時に安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消及び点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

(4) 防火器具等の普及・啓発

市は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

(5) 避難行動要支援者名簿

ア 市は、避難行動要支援者に関する情報を把握し、防災担当、福祉担当その他関係部局と連携のもと、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意を得た上で、あらかじめ避難支援等に携わる関係者（消防本部、消防団、自治会、民生委員・児童委

員、社会福祉協議会、警察署）に提供し、避難支援体制の整備に努める。

ウ 市は、平常時における名簿情報等の整備・更新の効率化及び被災者支援業務に名簿情報等を活用する際の迅速化等の向上を図るため、デジタル技術を活用した情報管理の方法などについて、積極的に検討するものとする。

エ 避難行動要支援者の範囲は、本市に居住する者のうち、つぎのとおりとする。

(ア) 70歳以上でひとり暮らしの者、又は、75歳以上のみの世帯の者

(イ) 身体障害者で身体障害者手帳の障害の程度が1級又は2級の者（聴覚、視覚、音声・言語機能障害については1級から6級の者）

(ウ) 知的障害者で療育手帳の障害の程度が㊦又はAの者

(エ) 精神障害者で精神保健福祉手帳の障害の程度が1級の者

(オ) 介護保険の要介護認定が3以上の者

(カ) (ア)～(オ)に準ずる状態にある方で、支援が必要と判断される者

オ 作成した避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意がある場合には、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(6) 個別避難計画

ア 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、地域の実情等を踏まえて、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民・自治組織、医療・介護等の関係施設・事業所、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携・協力して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、避難経路及び避難先の環境等、地域特有の課題等に留意するものとする。

イ 個別避難計画は、ハザードマップで危険な区域に居住する避難行動要支援者のうち、要介護度や障害の程度等により、作成の優先度の高い者について、令和7年度末を目標に作成に努めるものとする。

ウ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

エ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者のほか、支援に必要な限度で、あらかじめ消防機関、警察、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、個別避難計画の実行性を確保する観点等か

ら、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止として、守秘義務や複製禁止の説明等の必要な措置を講じるものとする。

オ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

カ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

キ 市は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(7) 避難行動要支援者の避難誘導等

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、避難支援等関係者の協力を得て、地域における避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努めるものとする。

5 要配慮者への啓発・防災訓練

(1) 防災知識等の普及啓発

市は、県と協力して、要配慮者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及に努めるとともに要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、市は、地域で生活する外国人に対し、外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への外国語の付記などの対策を推進するよう努める。

(2) 防災訓練

市は、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、車椅子利用者等）を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努める。

6 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制

(1) 避難確保計画の作成

要配慮者関連施設（資料編別表4、4－2、4－3）の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法等に基づき、水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

(2) 市長への報告

要配慮者関連施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を市長へ報告するものとする。

(3) 避難訓練

要配慮者関連施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

第9節 広域避難の受入に関する計画

1 方針

基本法の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から本県に対して、被災住民の受入要請があった場合、被災住民の円滑な受け入れを実施する。

2 被災住民の受入

- (1) 県は、被災都道府県から被災住民の受入に関する協議があった場合、被災住民の受入について、市と協議するものとする。

この場合、市は、市自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。

- (2) 市は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

3 被災住民の受入が不要となった場合

- (1) 県は、被災都道府県から受入の必要がなくなった旨の通知を受けた場合、市へ通知する。

- (2) 市は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

3 県の支援

被災住民の受入を行う場合において、市の受入体制が十分確保できない場合、市は、県に対して支援要請を行う。

要請を受けた県は、被災住民の円滑な受入を行うため、必要な支援を行う

第3章の1 災害応急対策計画 （基本編）

第1節 基本方針

この計画は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（市長等）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難生活および情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 ボランティアの受入に関する事項
- 12 文教計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項
- 14 航空機事故による災害応急対策に関する事項
- 15 海上災害応急対策に関する事項
- 16 主な災害の特質及び対策に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

第1項 組織、動員計画

1 目的

この計画は、災害応急対策に対処するために必要な防災組織の整備、所要要員の配備動員等に関して必要な事項を定め、災害応急対策の推進に万全を期することを目的とする。

2 災害応急組織の基本原則

災害応急対策は、原則として災害応急対策実施責任者がそれぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行うものとし、災害応急対策の実施に関する総合調整は、大竹市災害対策本部（以下「本部」という。）で行う。

3 大竹市防災会議

防災会議は、基本法第16条第1項及び大竹市防災会議条例（昭和39年大竹市条例第16号）に基づいて設置された機関であり、本市における防災に関する基本方針の樹立及び計画を作成し、その実施を推進するものである。（資料編 資料1 参照）

4 大竹市災害対策本部

（1）本部は、基本法第23条の2第1項に基づいて、市長が設けるものであり、次のような場合において特に必要と認めたときに設置する。

細部については、大竹市災害対策本部運営マニュアルで示す。

ア 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水、高潮又は津波警報等が発令され、総合的な対策を必要とするとき。

イ 市域に大規模な地震、火災、爆発、海上における流出油等の災害が発生し、総合的な対策を必要とするとき。

ウ その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合であって、特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき。

エ 他自治体からの要請等により市長が必要と認めたとき。

（2）組織

本部の組織は、基本法第23条の2第2項、第3項、大竹市災害対策本部条例（昭和39年大竹市条例第17号）及び大竹市災害対策本部条例施行規則（昭和40年大竹市規則第21号）の定めるところによる。

（資料編 資料2、3、4 参照）

（3）職務分掌

大竹市災害対策本部条例施行規則に定めるところによる。

（4）本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部長付及び各部長等をもって構成し、主として次に掲げる事項を処理する。

ア 災害予防に関すること。

イ 災害応急対策実施に関すること。

ウ その他本部長が必要と認める事項。

（5）本部連絡員

ア 各部に本部連絡員（部長が指名する職員）1名を置く。

イ 本部連絡員は、各部所管事項を本部長又は本部員へ報告及び本部長又は本部員の指令等を所属の部署に伝達する任に当たるものとする。

ウ 本部連絡員は、災害対策本部内の所定の場所に常駐するものとする。

（6）設置場所

本部の設置場所は、本庁舎3階大会議室とする。

（7）本部設置の公表及び通知

本部を設置したときは、直ちにその旨を公表及び通知するとともに、本部の標識を標示する。（資料編 資料5参照）

公表及び通知先は、広島県、防災会議を構成する各関係機関、自主防災組織及び一般住民とする。

（8）本部長の代理

本部長に事故のあるときは、副本部長が行い、副本部長に事故のあるときは、総務部長が行い、総務部長に事故のあるときは、在庁職員の中の最上級者が本部長に代行し、直ちに本部を設置する。

（9）本部の廃止

本部長は、予想された被害の危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

（10）本部廃止の公表及び通知

本部を廃止したときは、本部設置の場合に準じて公表及び通知するものとする。

（11）本部設置前の組織

本部が設置される前の組織については、本部の組織に準ずるものとする。

5 大竹市災害拠点施設の整備

（1）市災害拠点施設

本部の設置機能を有する市災害拠点施設は、次のとおりとする。

- ア 大竹市役所
- イ 大竹市消防本部
- ウ 大竹会館（アゼリアおおたけ（講堂部分を含む））
- エ 大竹市給食センター（小方学園施設を含む）

（2）代替施設の設置

広域災害等の発生により、本部を設置した災害拠点施設が被災し、機能不全に陥った場合の代替施設は、前号で定めた各施設から選定する

6 配備及び動員

（1）配備

種 別	体制の概要及び業務内容	措 置
注意体制	状況により速やかに高度の配備態勢に移行できる体制。 主として情報収集及び連絡活動を行う。	大竹市災害対策本部運営要領に基づき措置する。
警戒体制	事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。 主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施する。	
非常体制	災害対策本部・支部を設置した体制。 全庁的に情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施する。	

（2）動員

職員の動員配備の体制は、気象予警報の種別毎にあらかじめ定められた「大竹市非常配置編成表」により迅速な体制をとるものとする。

ア 第1次非常配置

気象等警報の発表又は発表が予想され、事態発生までにかなり時間的余裕があると認められるときで、「大竹市非常配置編成表」の第1次配置の者が任務につくものである。

イ 第2次非常配置

気象等警報の発表又は発表が予想される場合、及び被害発生のおそれがあると認められるときで、「大竹市非常配置編成表」の第1、2次配置の者が任務につくものである。

ウ 第3次非常配置

災害の発生又は非常事態の切迫及び第2次非常配置体制では十分な防災活動ができないと認められるときで、「大竹市非常配置編成表」の第1、2、3次配置のものが任務につくものである。

（3）配備編成

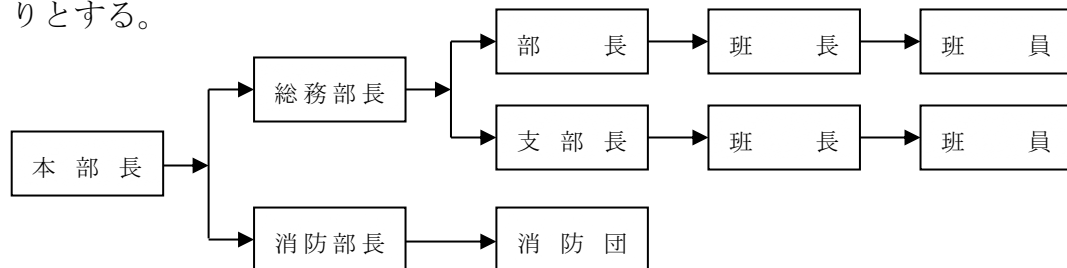
各部、各支部の配備編成は、別に定める「大竹市非常配置編成表」のとおりとする。ただし、本部長は、災害の規模及び特殊性に応じてこの編成表により難いと認めるときは、臨機応変の配備編成をすることができる。

（4）動員配備の方法

本部長が決定した配備体制をとるための動員命令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

ア 勤務時間内の場合

（ア）職員の勤務時間内における動員命令の伝達経路及びその方法は、次のとおりとする。



（イ）（ア）の場合の伝達は、原則として防災メールで行い、併せて、庁内の場合は庁内放送、電話又は口頭で行い、庁外の場合は電話で行うものとする。

イ 休日及び時間外における動員

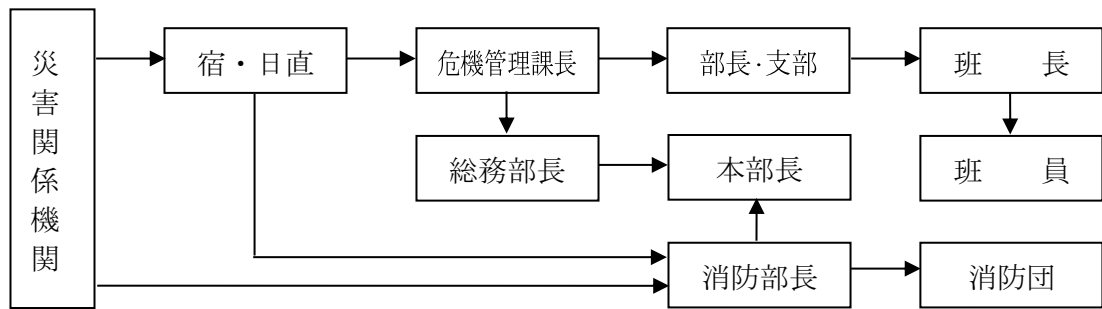
職員の休日又は勤務時間外における動員命令の伝達経路及び方法は、次のとおりとする。

（ア）日宿直員は、日宿直勤務中において、県危機管理課、広島県西部建設事務所廿日市支所等関係機関から気象等予警報及び災害情報を受領したときは、直ちに危機管理課長に連絡しなければならない。

（イ）（ア）の連絡を受けた危機管理課長は、情報内容を検討し、災害の発生又は発生の予想される情報については、直ちに総務部長に報告を行い、必要な指示を受けるものとする。

（ウ）総務部長は、（イ）の報告を受けた場合、情報の種類、規模等を考慮し、必要と認めるときは、本部員をメンバーとする本部員会議の開催を市長に進言し、市長が開催を判断し、災害対策について検討を行い、必要と認める場合は、その他の職員を招集し、災害対策に従事させるものとする。

（エ）動員配備体制をとる場合の連絡は、次のとおりとする。



（オ）伝達は原則として防災メール又は電話によるものとするが、通信機関が途絶しているときは、広報車又は伝令によるものとする。

ウ 動員配備完了報告

各部長及び各支部長は、動員配備を完了したときは、その状況を直ちに本部長に電話等で連絡を行い、その後速やかに文書で報告するものとする。（資料編様式1参照）

エ 応援動員

（ア）部長及び支部長は、災害応急活動を実施するに当たり、要員補強の必要があると認めたときは、危機管理課長に応援動員を要請するものとする。

（イ）危機管理課長は、前号による動員要請があった場合、直ちに要請内容を検討し、本部長及び関係部長と協議し、余裕のある部、班に動員指令を行うものとする。

なお、本部に余裕がない場合は、消防部を通じて消防団その他関係機関に協力を求めるものとする。

（ウ）応援動員の指令を受けた部、班長は、直ちに応援班を編成し、出動しなければならない。

（5）本部設置以前における動員配備

本部設置以前において、災害に備えての職員の動員配備については、本計画に準じて行うものとする。

（6）標識等

ア 本部長、副本部長、本部長付、部長、副部長、支部長、副支部長、班長その他本部及び支部の職員が災害活動に従事するときは、別に定めのある場合を除くほかは、「資料編」資料6の規格による腕章を着用するものとし、必要に応じてヘルメットを着用する。

イ 災害時において使用する車両の標識及び規格は、「資料編」資料7で示す車両旗のとおりである。

第1項の2 労働力確保計画

1 目的

この計画は、災害応急対策実施のため、本部組織の動員だけでは十分その効果をあげることが困難な場合に労務者を雇い上げ、応急対策活動の万全を期することを目的とする。

2 労務者の雇い上げ

市は、活動要員及びボランティアの人員が不足し、また土木作業、清掃作業等の特別の労力が必要なときは、市内建設業者から労力の協力を求めるほか、状況により労務者を雇い上げるものとする。

（1）労務者雇い上げの範囲

災害救助法第23条第1項に基づく救助の実施に必要な労務者の雇い上げの範囲は、次のとおりである。

- ア 被災者の避難誘導労務者
- イ 医療及び助産における移送労務者
- ウ 被災者の救出労務者及び救出機械器具その他資材操作、後始末労務者
- エ 飲料水の供給労務者
- オ 救済物資の整理、輸送、配分労務者
- カ 遺体の搜索、処理（埋葬を除く）労務者

（2）雇い上げの方法

市は、職業安定所に対して労務者の供給を依頼する場合は、次のことを明示して行うものとする。

- ア 必要労務者数
- イ 就労場所
- ウ 作業内容
- エ 労働時間
- オ 賃金
- カ その他必要な事項

（3）労務者雇い上げの期間

労務者雇い上げの期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく労務者の雇い上げの期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。

（4）賃金の基準

賃金の基準は、平常時における民間の雇用賃金に、災害時の事案を勘案して決定する。

3 労務応援要請

市は、災害応急対策を実施するに当たり、人員が不足し、またボランティアの協力及び労務者の雇い上げが不可能なときは、次の事項を明示して県知事へ労務応援を要請する。

- （１）応援を必要とする理由
- （２）従事場所
- （３）作業内容
- （４）人員
- （５）従事期間
- （６）集合場所
- （７）その他必要な事項

第2項 気象警報等の伝達に関する計画

1 目的

この計画は、災害関係の気象等予警報の伝達、情報の収集及び災害応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速かつ確実に実施することを目的とする。

2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

（1）発表官署

発表官署	発表する場合	法令名
広島地方気象台	異常気象により災害が起こる恐れがある場合	気象業務法 第13条 及び第13条の2 水防法 第10条第1項
国土交通省中国地方 整備局太田川河川事 務所 広島地方気象台 下関地方気象台 (共同)	小瀬川 左岸 大竹市小方町小方字安条山 650 番 の1地先から海まで 右岸 岩国市大字小瀬字深瀬 3354 番地先 から海まで 上記について洪水の恐れがある場合	水防法 第10条第2項 気象業務法 第14条の2第2項
広島県 土木建設局砂防課 広島地方気象台 (共同)	大雨警報発表中において、大雨による 群発的な土砂災害発生危険度が高ま った場合	土砂災害防止法第27 条 基本法第55条 気象業務法第11条
気象庁本庁	津波の恐れがある場合	気象業務法 第13条 及び第13条の2
気象庁本庁	地震動により重大な災害が起こる恐れ のある場合は、強い揺れが予想される 地域に対し緊急地震速報(警報)を発表 する。また、これを報道機関等の協力を 求めて住民等へ周知する。 (注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生 直後に震源に近い観測点で観測された 地震波を解析することにより、地震の強い 揺れが来る前に、これから強い揺れが来 ることを知らせる警報である。ただし、震 源付近では強い揺れの到達に間に合わ ない場合がある。	

（2）警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

（3）種類及び発表の基準

ア 広島地方気象台が発表する注意報及び警報

（ア）注意報

気象現象等によりに災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。（掲載の基準は「大竹市」の基準値）

種 類		発 表 基 準		
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	風 雪 注 意 報	風雪により災害が起こる恐れがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想されるとき。		
	強 風 注 意 報	強風により、災害が起こる恐れがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想されるとき。		
	大 雨 注 意 報	大雨により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の基準になると予想されるとき。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。		
		表面雨量指数基準		土壌雨量指数基準
		14		107
	大 雪 注 意 報	大雪により、災害が起こる恐れがある場合。具体的には12時間の降雪の深さが次のいずれか以上になると予想されるとき。		
	12時間降雪の深さ	平地 10cm	山地 25cm	

種 類		発 表 基 準
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	濃 霧 注 意 報	濃霧により、交通機関等に著しい支障が生じる恐れがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で100m以下又は海上で500m以下になると予想されるとき。
	雷 注 意 報	落雷等により、被害が予想される場合。
	乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が35%以下で、実効湿度が65%以下になると予想されるとき。
	な だ れ 注 意 報	なだれが発生して被害があると予想される場合。
	着 氷 注 意 報	著しい着氷により災害が発生する恐れがあると予想される場合。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こる恐れのあるとき。
	着 雪 注 意 報	着氷(雪)により、通信線や送電線等に被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で10cm以上になるか、山地で30cm以上になり、気温0～3℃が予想されるとき。
	融 雪 注 意 報	融雪により災害が発生する恐れがあると予想される場合。 具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生する恐れがあるとき。
	霜 注 意 報	晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 4月以降最低気温が4℃以下と予想されるとき。
	低 温 注 意 報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低いと予想されるとき。 冬期:最低気温が－4℃以下と予想されるとき。
	波 浪 注 意 報	風浪・うねり等により、災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高が1.5m以上になると予想されるとき。

種 類		発 表 基 準	
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	洪 水 注 意 報	津波、高潮以外による洪水によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には市で次の基準以上になると予想されるとき。	
		流域雨量指数基準	複合基準
		玖島川流域=16.6 恵川流域=8.8 大膳川流域=6.5	小瀬川流域=6,36 玖島川流域=13,16.6 恵川流域=9,7.7
		避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常な上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には、潮位が東京湾平均海面上(TP)2.1m以上になると予想されるとき。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
	地面現象注意報 ※	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こる恐れがあると予想される場合。	
	浸 水 注 意 報 ※	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が起こる恐れがあると予想される場合。	

※ 標題を出さずに気象注意報に含めて行う。

（イ）警報

気象現象によりに重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。（掲載の基準は「大竹市」の基準値）

一般の利用に適合するもの

種 類	発 表 基 準		
暴 風 警 報	暴風により、重大な災害が起こる恐れがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。		
暴 風 雪 警 報	暴風雪により、重大な災害が起こる恐れがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。		
大 雨 警 報	大雨により、重大な災害が起こる恐れがある場合。具体的には市で次の基準以上になると予想されるとき。 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		
	表面雨量指数基準 (浸 水 害)		土壌雨量指数基準 (土 砂 災 害)
	23		143
大 雪 警 報	大雪により重大な災害が起こる恐れがある場合。具体的には12時間の降雪の深さが次のいずれか以上になると予想されるとき。		
	12時間降雪の深さ	平地 20cm	山地 45cm
波 浪 警 報	風浪・うねり等により、重大な災害が起こる恐れがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高が2.5m以上になると予想されるとき。		
高 潮 警 報	台風等による海面の異常な上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には潮位が東京湾平均海面上(TP)2.6m以上になると予想されるとき。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		
洪 水 警 報	津波、高潮以外による洪水により、重大な災害が起こる恐れがある場合。具体的には市で次の基準以上になると予想されるとき。		
	流域雨量指数基準		複合基準
	玖島川流域=20.8 恵川流域=11.0 大膳川流域=8.2		玖島川流域=13,18.9
地面現象警報 ※	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。		
浸 水 警 報 ※	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。		

※ 標題を出さずに気象警報に含めて行う。

（ウ） 特別警報

気象現象等により県域（一時細分区域：「南部」「北部」、市町）に重大な災害が起こる恐れが著しく大きいと予想した場合、住民及び関係機関に最大限の警戒を促すために発表する。

種 類		発 表 基 準
一般の利用に適合するもの	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想したとき。 災害が発生している可能性が高い状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されるとき。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想したとき。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想したとき。
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想したとき。
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想したとき。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	地面現象特別警報 ※	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用 気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報の発表をもって代える。
	水防活動用 気象警報	一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報の発表をもって代える。
	水防活動用 高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報又は高潮特別警報の発表をもって代える。

※ 標題を出さずに気象警報に含めて行う。

- (注) 1 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除され新たな注意報、警報に切り替えられる。
- 2 注意報及び警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。
- 3 有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の1/3の数の波について平均値をとったものである。
- 目測観測による波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。
- 4 ※印は要素が気象官署のものであることを示す。
- 5 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijma/index_heitanchi.html)
を参照。
- 6 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- 7 土壌雨量指数基準値は1 km四方毎に設定しているが、表中の土壌雨量指数基準の数値は基準値の最低値を示している。1 km四方毎の基準値については、
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照。
- 8 洪水の欄中、「〇〇川流域＝30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- 9 洪水警報・注意報における複合基準とは、表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を指す。
- 10 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（T P）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

<参考資料>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。
 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている雨水の量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明
 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

(エ) 地震など大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報の発表基準

地震の揺れの大きさや被害の規模に応じ、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類ごとに検討し、通常の実発基準に一定の割合をかけるなどにより決定する。

ただし、事象発生後概ね24時間以内に降雨が予想されるなど早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から1日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始などを調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的（概ね1か月ごと）に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

※ 大規模地震発生後速やかに実施する当面の措置としての暫定基準

対 象	大雨警報・注意報の暫定基準
震度5強を観測した市町	広島地方気象台から基準値設定後通知
震度6弱以上を観測した市町	広島地方気象台から基準値設定後通知

（オ）大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地上図で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、数 km～数十 km の予報区域を対象に発表する洪水予報等に加えて、縦断的な水位(水面形)を計算により推定し、左右岸それぞれ、概ね 200m ほどの洪水の危険度分布(水害リスクライン)を示している。また、洪水予報の危険度分布では指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示しており、それぞれの詳細なリスク情報を洪水予報の危険度分布によりワンストップで確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

（カ）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。
当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

（キ）線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、複数の県にまたがる広域を対象（山口県を除く中国地方4県を対象に「中国地方」で発表する。）に、線状降水帯による大雨となる可能性を半日程度前から気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。

イ 気象庁本庁が発表する津波警報等の種類及び内容

（ア）種類

- a 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害の恐れがあると予想されるとき発表する。なお、大津波警報は、津波特別警報に位置づけられる。
- b 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害の恐れがあると予想されるとき発表する。
- c 津波予報：津波による災害の恐れがないと予想されるとき発表する。

（イ）発表基準・解説・発表される津波の高さ等

a 津波警報・注意報

種 類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ	
			数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大
			10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	

			5m (3m<予想される津波の最大波の高さ $\leq$ 5m)	
津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ $\leq$ 3m)	高い
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m (0.2m $\leq$ 予想される津波の最大波の高さ $\leq$ 1m)	(表記しない)

(注) 津波警報等の留意事項

- 1 津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。

このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過少に見積もられている恐れがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

- 4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 5 津波警報等は、最新の地震、津波データの解析結果に基づき、内容を変更する場合がある。

b 津波予報

区 分	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関する他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、 特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

ウ 国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所、広島地方気象台及び下関地方気象台が共同で発表する注意報及び警報

区 分	標 題	種 類	発 表 基 準
小瀬川水系洪水予報	小瀬川氾濫発生情報	洪水警報(発表) 又は 洪水警報	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	小瀬川氾濫危険情報		・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	小瀬川氾濫警戒情報		・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
	小瀬川氾濫注意情報	洪水注意報(発表)又は洪水注意報	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
	小瀬川氾濫注意情報 (警戒情報解除)	洪水注意報(警報解除)	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に到達した場合を除く)
	小瀬川氾濫注意情報解除	洪水注意報解除	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

エ 広島県土木建設局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する「土砂災害警戒情報」

区分	発表・解除基準
土砂災害警戒情報	発表基準 大雨警報又は大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（群発的な土砂災害発生危険度が高まった）とき、市町ごとに発表。 解除基準 降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除。 広島県土木建築局砂防課及び広島地方気象台は、地震など大規模災害発生後、必要に応じて「地震等発生後の暫定基準」により、土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。

オ 気象庁本庁が発表する緊急地震速報（警報）

区分	発表基準
緊急地震速報（警報）	地震動により重大な災害が起こる恐れのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。

（注） 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

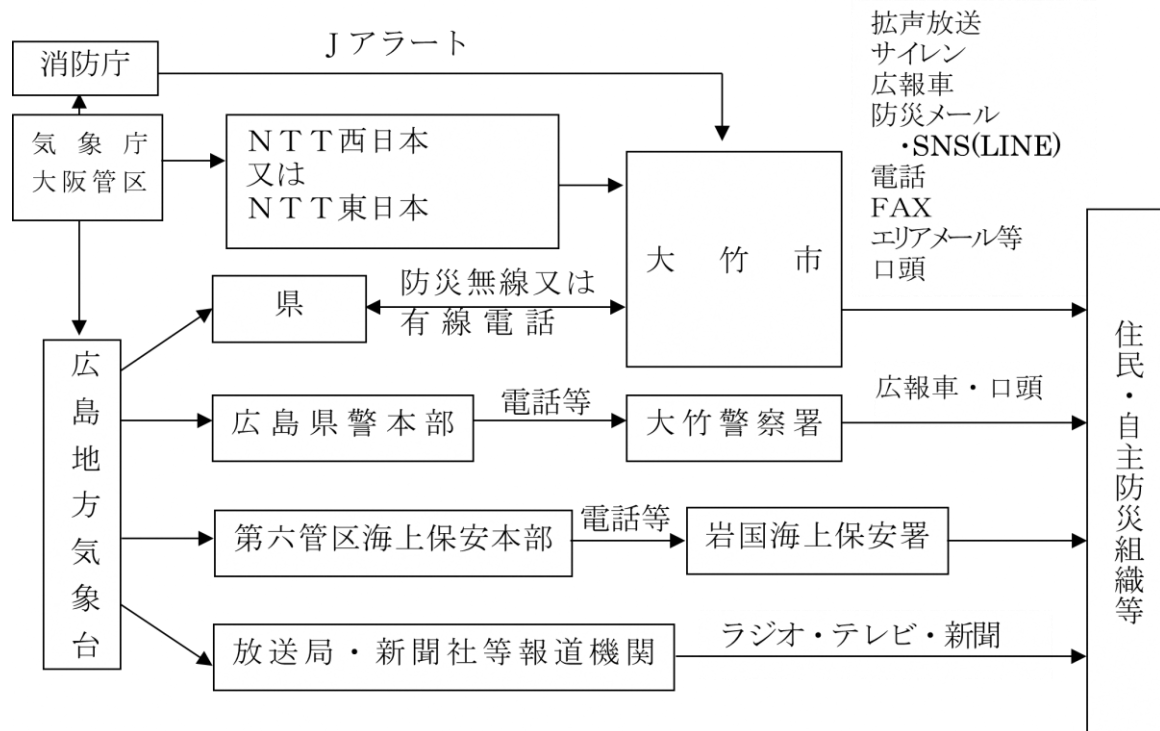
（４）火災気象通報の発表の基準

ア 実効湿度が 60 パーセント以下で、最小湿度が 35 パーセント以下となり、最大風速が 7 m/s 以上の風が吹く見込みのとき。

イ 平均風速 12m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのあるとき。ただし、降雨・降雪中は発表しないこともある。

（5）気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

ア 気象等予警報に関する情報伝達組織・経路



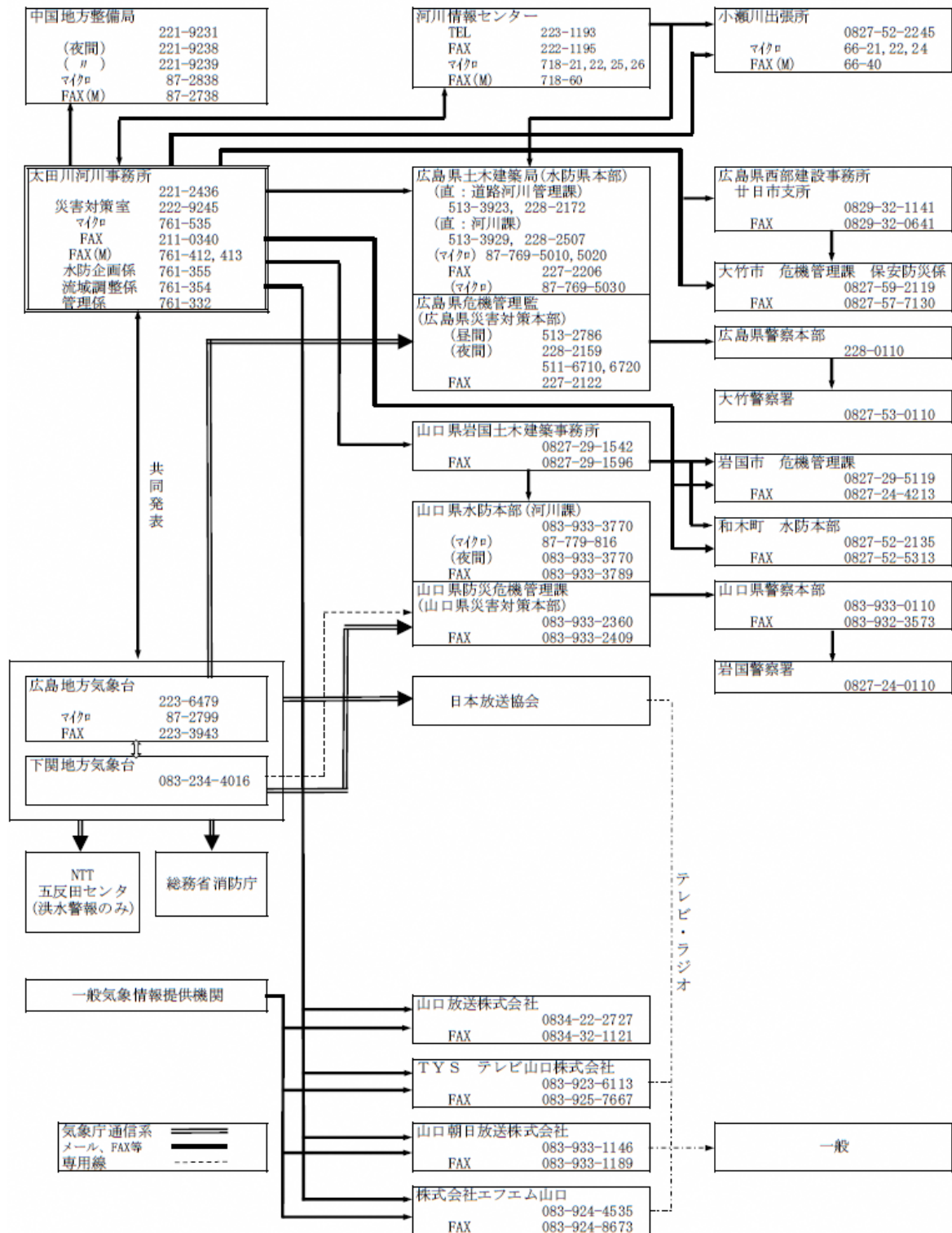
※ 気象業務法施行令第8条1号規定に基づく法定伝達（地震動を除く）

イ 市域の気象等関係情報の収集

広島地方気象台から発表される気象等予警報のほか、市域の防災活動に必要な気象等情報は、市内の各観測所（資料編 別表5参照）及び河川情報センターの協力を得て収集する。

ウ 指定洪水予報河川に係る伝達

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、中国地方整備局太田川河川事務所と広島地方気象台が共同して発表する小瀬川水系洪水予報は、次の経路により伝達する。



注1: なお河川情報センターの端末機が設置してある地域事務所水防管理団体も端末機から情報を得ることができる。

エ 小瀬川水防災タイムラインによる伝達

小瀬川流域では、連携すべき関係機関が多岐にわたるため、「小瀬川水防災タイムライン」に基づき、各機関が連携して情報等を共有する。

また、時間軸に沿って各関係機関の行動項目をチェックすることで、災害に対する役割を確認し、迅速な防災行動を実現するための多機関連携型タイムラインである。

対象事象：洪水、内水、土砂災害、高潮

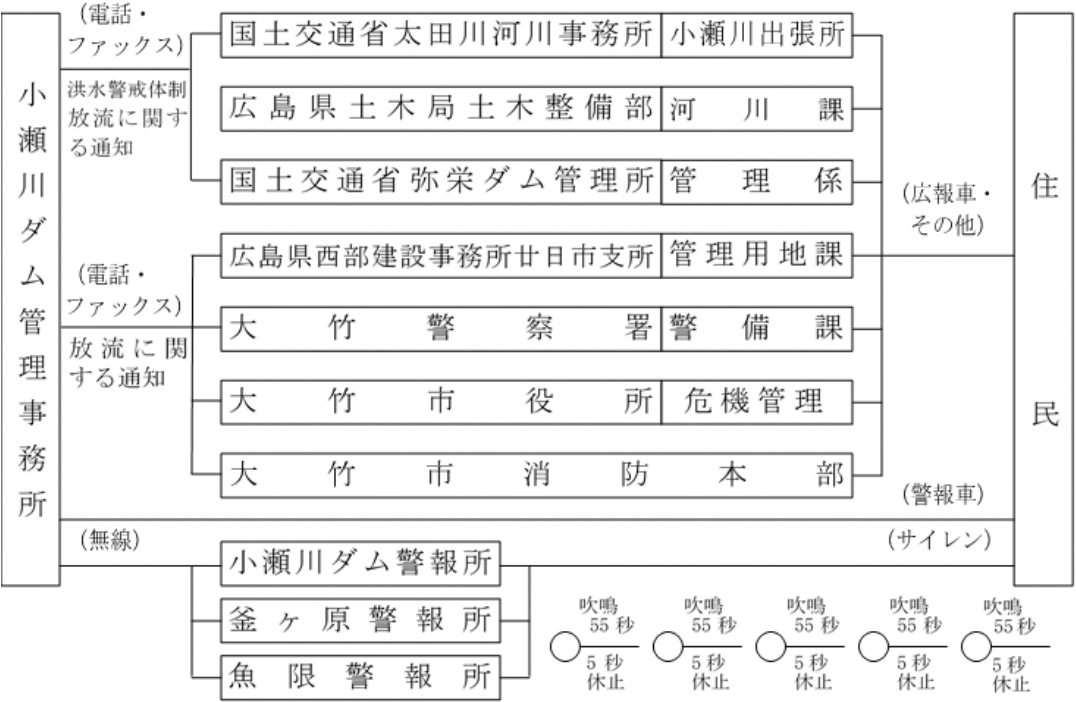
運用機関：大竹市、岩国市、和木町、消防、警察、自衛隊、ライフライン機関、報道機関、支援機関、広島県、山口県、ダム管理機関、気象庁及び国土交通省等小瀬川流域の防災機関（43機関）へ伝達する。

オ ダム情報

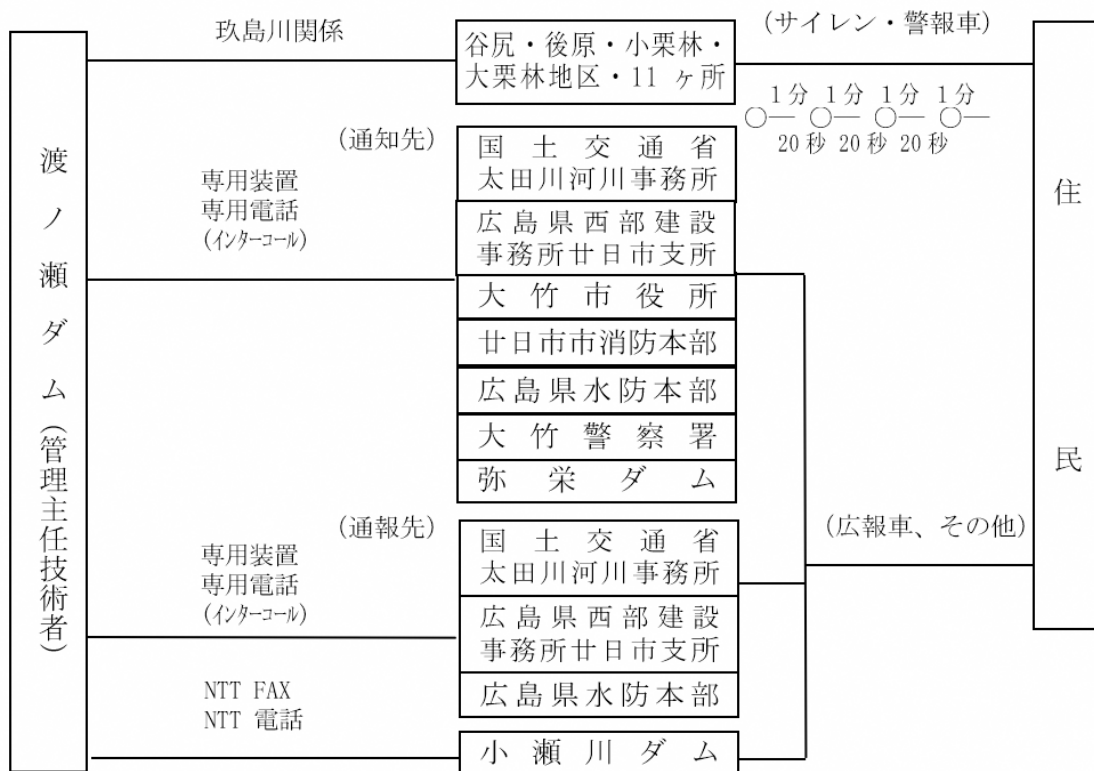
ダムの貯水放流は、住民への影響が大きいので、ダム管理者は放流を行う場合、本部長及び沿岸住民に対して、次の要領により通報する。

なお情報は、資料編様式2「小瀬川ダム放流通報簿」、様式3「渡ノ瀬ダム放流通知内容」、様式4「弥栄ダム放流に関する通知」により受信し、通報を受けた場合、本部長は直ちに影響のあると思われる関係機関に通報するものとする。

(ア) 小瀬川ダム洪水警戒体制、放流に関する通知の連絡体制



(イ) 中国電力渡ノ瀬ダム通知・通報連絡ルート (常時ルート)



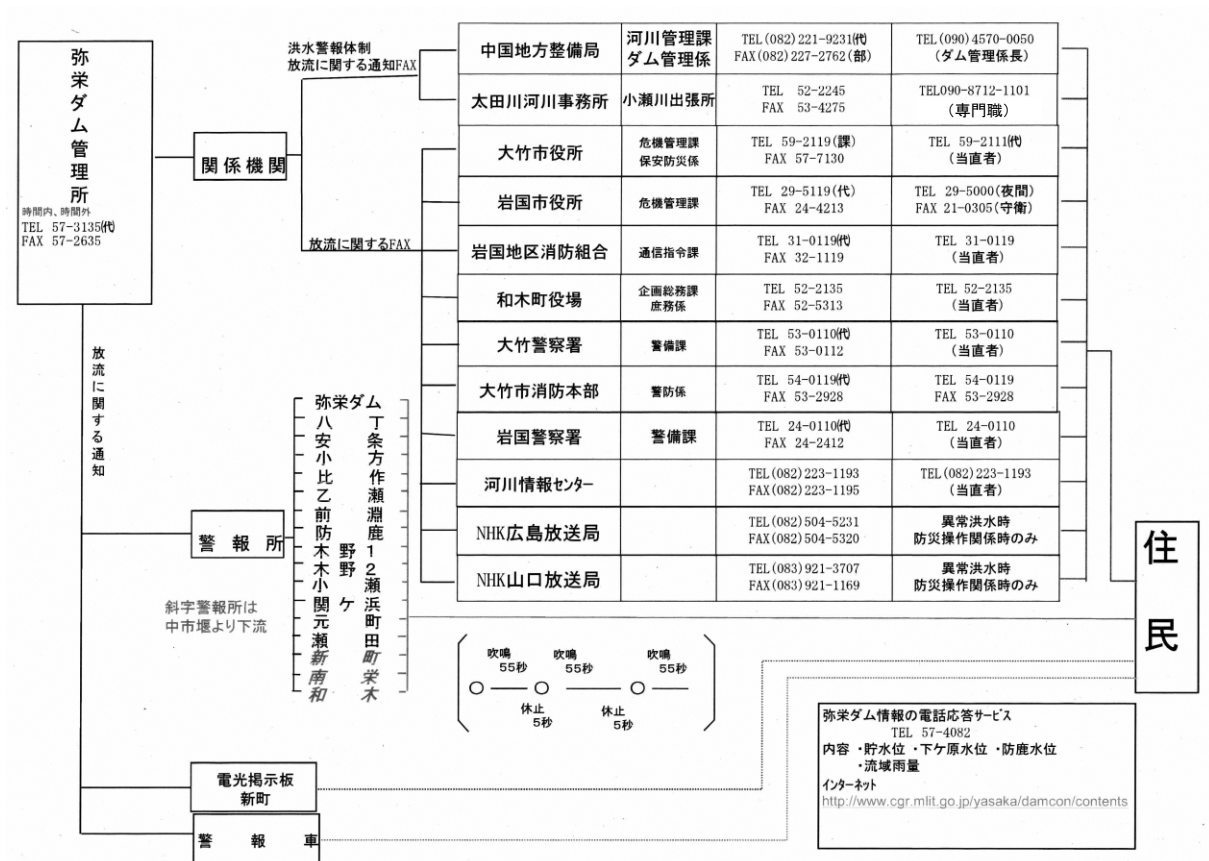
(通報)

通報先	項目	時 点
国土交通省太田川河川事務所	洪水警戒体制時	洪水警戒体制に入ったとき
広島県西部建設事務所廿日市支所	洪水開始時	流入量が洪水量になったとき
広島県水防本部 (土木建築局)	最大流入量	流入量が增大してピークになったとき (洪水量以上)
	最大放流量	放流量が最大になったとき (洪水量以上)
	ダム情報	洪水開始から洪水終了までの間 (毎正時)
	最高貯水位	貯水位が最高になったとき (洪水量以上)
	洪水終了	流入量が減水して無害流量になったとき
	設計洪水量の50%以上	流入量が330m ³ /S以上になったとき
	設計洪水量の50%以下	流入量が330m ³ /S以下になったとき
	雨の降り始め	雨が降り始めた正時 (洪水警戒体制時に合わせて通報する)

(通知)

通知先	項目	時 点
国土交通省太田川河川事務所	ダム放流開始予告	放流開始の1時間以上前
広島県西部建設事務所廿日市支所	放流量増加予告	流入量の急増による放流量増加1時間以上前
大竹市役所	予備放流開始予告	予備放流開始1時間以上前 (予備放流量水位16.7m以上のとき)
広島県水防本部 (土木建築局)	洪水量以上の放流予告	洪水量以上の放流開始1時間以上前
大竹警察署	放流情報 (増水)	洪水量以上の放流開始から最大流入量が確認されるまでの間 (毎正時)
	放流情報 (減水)	洪水量以上の放流開始から最大流入量、最大放流量が確認された後の正時
	洪水終了	放流量が減水して無害流量になったとき
	ダム放流終了	ダムからの放流が終わったとき

(ウ) 弥栄ダム洪水警戒体制、放流に関する通知の連絡体制



3 災害通信の運用方法

- (1) 災害時の通信は、公衆電気通信施設、専用電話施設、無線施設等を使用して迅速かつ確実に行うものとし、それぞれの施設の特色を生かして有効的かつ総合的な運用を図るものとする。
- (2) 災害時における通信系統、通信方法はあらかじめ定め、十分周知徹底しておくものとする。

4 有線通信

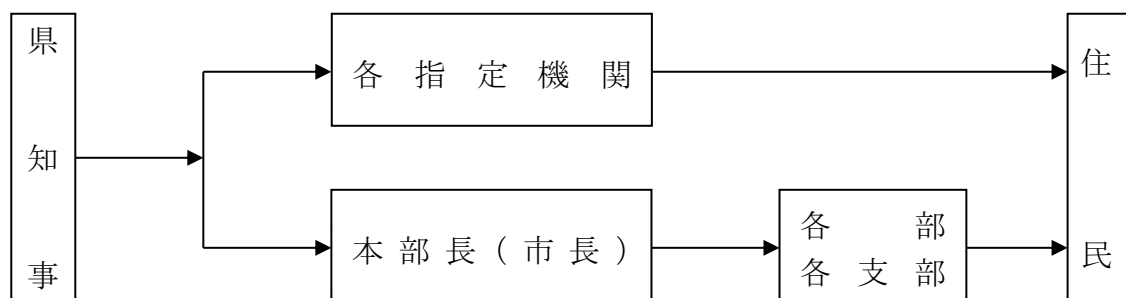
- (1) 内容の特に多い情報その他通常の情報通信は、有線電話を使用することとし、災害時には携帯電話の活用、臨時電話の増設、内線電話の使用等により、その使用範囲の拡大に努めるとともに関係機関と協力してその維持、管理及び被災した場合の早期復旧に努めるものとする。
- (2) 災害時の情報通信を円滑に行うため、あらかじめ必要と認められる電話を「災害時優先電話」として西日本電信電話㈱に申し込み、承認を受けておくものとする。(資料編 別表11「災害時優先電話番号」参照)

5 無線通信の使用

- （1）災害により有線通信施設が被災し、不通になった場合の通信手段は、次の市有の無線網を有効に活用することとし、情報の疎通に支障のないようにするものとする。
 - ア 大竹市防災行政無線
 - イ 消防無線
 - ウ 防災無線（岩国（周東・大竹）地区排出油等防除協議会）
 - エ 広島県総合行政通信網
- （2）市の無線施設は、状況により統制運用するものとし、さらに事態が悪化した場合は、他の関係機関の無線施設及びアマチュア無線の利用を依頼するものとする。
- （3）無線施設は、有線途絶時において唯一の通信手段となるので、その機能の維持及び復旧については、特に重点をおくものとする。
- （4）有線通信系統が通信不能となった場合は、消防無線（各年における消防年報、機械関係・通信施設現況（参照））にて連絡を確保し、さらに通信網の強化に努め、なお事態の悪化の際は、伝令などにより通信連絡を確保するものとする。

6 災害関係通信系統及び災害関係機関

（1）防災指令及び災害情報等の伝達系統



※ 県水防地方本部からの水防警報については、資料編様式5「水防警報用紙」により受信する。

（2）災害関係機関

防災指令及び災害情報等の連絡先は、資料編別表6「災害関係機関連絡一覧表」のとおりである。

7 関係機関との情報交換

県及び防災会議を構成する各関係機関と緊密な連絡をとり、相互に被害状況等の情報交換を行うよう努めるものとする。

第3項 住民等の避難誘導に関する計画

1 自主避難

大規模な災害あるいは火災等が発生した場合、浸水又は延焼等の恐れのある地域の住民は、自主防災組織又は自治会等の役員と連携をとり、あらかじめ自主的に安全な避難場所に避難する。自主避難にあたっては、避難経路等を考慮して最も安全な避難場所に移動するものとする。なお、避難場所へ移動する場合は、避難先、避難する世帯、人数等を速やかに市（本部）その他関係機関へ連絡するものとする。

2 避難の指示等

（1）避難指示等の指示権者

ア 基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
市 長	災害が発生し、又は発生する恐れがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合	立退き、立退き先を指示する。	基本法 第 56 条 第 60 条
警 察 官 海上保安官	同上的場合 市長が指示できないとき、又は市長が要求したとき。	同 上	基本法 第 61 条
市 長	災害が発生し、又は発生する恐れがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するための警戒区域を設定した場合	災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	基本法 第 63 条 第1項
警 察 官 海上保安官	同上的場合 市長又は委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又は市長等が要求したとき。	同 上	基本法 第 63 条 第2項
自 衛 官	同上的場合 市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同 上	基本法 第 63 条 第3項

※ なお、本部長（市長）不在時における避難指示等の発令に係る決定は、大竹市災害対策本部条例施行規則第6条第2項の規定により、副本部長（副市長）が行う。ただし、災害応急作業に従事している職員が、災害の発生、又は発生の恐れがあるた

め、住民の身边に危険がおよぶと判断したときは、直ちに避難させるとともに、各部長を通じて本部長に対し、避難を必要とした理由、避難場所、人員、その他必要な事項を報告しなければならない。

イ その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合	区域からの退去を命令	消防法 第28条第1項
警 察 官	同上の場合で消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同 上	消防法 第 28 条第 2 項
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定した場合	同 上	水防法 第 14 条第 1 項
警 察 官	同上の場合で、水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同 上	水防法第 14 条 第 2 項
知事、その命を受けた県職員 水防管理者	洪水、高潮の氾濫により著しい危険が切迫した場合	必要と認める区域の居住者に立退きを指示	水防法第 22 条
知事、その命を受けた職員	地すべりの危険が切迫した場合	同 上	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条
警 察 官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、危害を受ける恐れのある者を避難させる。	警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた自衛官。警察官がその場にいないとき、又は警察官職務執行法第4条の規定を準用する場合	同 上	自衛隊法第 94 条

（2）緊急安全確保

法令により権限を有する者は、災害が発生又は切迫している状況において、立退き避難することがかえって危険である場合、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したいときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を指示することができる。

（3）避難指示

ア 法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難の指示を発し、避難させるものとする。

イ 避難の指示をしても避難が徹底されない場合は、警察官職務執行法第4条の規定による警察官の措置により避難させることができる。

（4）高齢者等避難の伝達

市は避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対しては、その避難行動対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

また、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

発災時には（災害が発生する恐れがある場合を含む。）必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

（5）伝達方法

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制防災情報メール、エリアメールを含む）、CATV、インターネット、アマチュア無線など情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ、又は直接住民に伝達する。

また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、高齢者や障害者等の避難行動要支援者となりうる者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。

（6）避難指示等の発令・伝達マニュアルの作成

市は、災害発生情報、避難指示等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報をふまえ、発令基準を明確にし、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通

じて伝達するかを定めた避難指示等の発令・伝達マニュアルを作成しておくものとする。市は、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、災害の特性に応じた実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

（7）避難指示等についての注意事項

- ア 避難指示等は、発令者、避難を命ずる理由、避難対象地域、指定緊急場所及び経路を明確にし、避難場所をあらかじめ選定しておく。
- イ 災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示等を発するための情報の収集方法等についてあらかじめ定めておく。
- ウ 土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予測される区域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、潮位、土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。
- エ 避難指示等を住民に伝達する方法を明らかにし、住民にあらかじめ徹底しておく。
- オ 避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の伝達に努めるものとする。
- カ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動することがかえって危険な場合等住民が判断した場合は、近隣の安全な避難場所への移動又は垂直避難等屋内退避を行うよう、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- キ 避難指示等の伝達において、危険の切迫性に応じて内容を工夫し、その対象者を明確にする。避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- ク 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないよう事前に協議しておく。

（8）避難指示等に係る助言

市長は、避難指示等を発令しようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓

口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県は、市が適切な時期に避難指示等を発令できるよう必要な助言を行うものとする。

3 報告

（1）避難指示等を行った場合

市長は、基本法第60条の規定により、次の要領により知事に報告する。

ア 報告先

県危機管理監

イ 報告方法

広島県防災情報システム入力又は有線電話とする。

ウ 報告事項

（ア）指示等をした場合、その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立ち退き先、日時

（イ）避難の必要がなくなった場合、その理由、日時

（2）避難指示等の解除を行った場合

市長は、避難指示等を解除したときは、発令の場合と同様にその周知を図る。

（3）避難指示等の解除の際の助言

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県知事は、市が適切な時期に避難指示等を解除できるよう必要な助言をするものとする。

（4）指定避難所を開設した場合

被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

ア 報告先

県危機管理監

イ 報告方法

開設後直ちに広島県防災情報システム入力又は有線電話で行う。

ウ 報告事項

指定避難所開設日時、場所、箇所数、収容人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項。

4 避難の誘導

（1）避難誘導に当たる者

- ア 市職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者
- イ 自主防災組織のリーダー等

（2）避難誘導の方法

ア 指定緊急避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ指定緊急避難場所を選定した市長は、指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

また、帰宅困難者に対しても、交通情報を伝達するとともに帰宅困難な場合は、適切な指定緊急避難場所への誘導を行う。

イ 避難は幼小児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

ウ 高齢者、障害者等自力で避難の困難な避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難行動要支援者避難支援プラン(全体・個別計画)を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるように配慮する。

エ 避難指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するように指導する。

オ 指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

キ 広域災害のため、本部において避難、立ち退き及び移送させることが困難なときは、県又は隣接市町に要請して措置するものとする。

5 再避難の措置

指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、直ちに本部長へ報告するとともに、再避難等の措置を講じなければならない。

6 避難情報の発令の基準

（1）警戒レベル3 高齢者等避難の発令基準

高齢者等避難は、原則として次の状況において発令するものとする。

ア 沿岸付近において、台風の中心気圧が低く、本市付近を通過し、その時の潮位が大潮の満潮時刻と重なる恐れのあるとき。

イ 小瀬川流域において、小瀬川水位観測所の小川津観測所で避難判断水位（5.7m）を超え、両国橋観測所においても避難判断水位（4.4m）を超え、今後さらに水位が上昇する見込みがあるとき。

ウ 土砂災害危険度情報で、大雨警報（土砂災害）の基準を超過したと予想されるとき。（県土砂災害危険度情報（行政版1kmメッシュ）で、土砂災害警戒区域全般が「赤色」になった状態から、各所で「紫色」が頻発し始めたとき。）

エ 火災、爆発、事故その他の原因で異常な事態が発生し、半径50mの範囲内に住家が密集する区域において、爆発等の恐れがあるか否か原因を調査中のとき。

オ 建物火災及び林野火災等が延焼拡大中で、延焼方向の地域において、延焼防止に時間を要し、避難を要する恐れがあると認められるとき。

カ その他、市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

（2）警戒レベル4 避難指示の発令基準

避難指示は、原則として次の状況において発令するものとする。

ア 沿岸付近において、台風の中心気圧が低く、本市付近を通過し、その時の潮位が大潮の満潮時刻と重なる恐れのある3時間前

イ 小瀬川流域において、小瀬川水位観測所の小川津観測所、又は両国橋観測所においてははん濫危険水位（小川津観測所（6.2m）、両国橋観測所（4.9m））を超え、今後さらに水位が上昇する見込みがあるとき。

ウ 気象台等から市に土砂災害警戒情報発表の事前情報が通知される又は土砂災害警戒情報が発表されたとき。

エ 土砂災害危険度情報で、1時間から2時間後までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想されるとき。（県土砂災害危険度情報（行政版1kmメッシュ）で、土砂災害警戒区域全般が「紫色」になった状態から、各所で「濃い紫色」が頻発し始めたとき。）

オ 火災、爆発、事故その他の原因で異常な事態が発生し、半径50mの範囲内に住家が密集する区域において、爆発等の恐れがあるとき。

カ 建物火災及び林野火災等が延焼拡大中で、延焼方向の地域において、延焼を阻止することが困難と認められるとき。

キ その他、市民等の生命又は身体、財産を災害から保護しなければならないと認められるとき。

（3）警戒レベル5 緊急安全確保の発令基準

緊急安全確保は、原則として次の状況において発令するものとする。

災害の発生又は状況がひっ迫してきたことにより、居住者又は住民と財産に対し被害が及んだとき又は被害発生の恐れが非常に高くなってきたとき。

（４）避難情報発令時の状況と住民が取るべき行動

	発令時の状況	住民が取るべき行動
警戒レベル3 高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する恐れがある状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、（立ち退き避難や屋内安全確保）避難を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、自主避難を検討又は実行する。
警戒レベル4 避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する危険性が高まった状況	全員が危険な場所から避難する。
警戒レベル5 緊急安全確保	すでに災害が発生している又は切迫した状況	未だに避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最善の行動をとる。 市が災害発生を確実に把握できているものではないため、災害発生とともに必ず発令されるものではないことに留意

（５）避難情報の伝達

伝達内容	(ア) 発令者 (イ) 発令時間 (ウ) 対象地域及び対象者 (エ) 避難情報の別 (オ) 避難の時期 (カ) 避難場所 (キ) 避難経路 (ク) 避難すべき理由 (ケ) 避難時の注意事項
伝達方法	(ア) 広範囲の場合、防災行政無線、広報車、防災情報メール・SNS(LINE)、災害情報テレホンサービス、ホームページ、エリアメール・緊急速報メール又はラジオ、テレビ (イ) 小範囲の場合、携帯マイク、広報車、防災情報メール・SNS(LINE)、エリアメール・緊急速報メール

7 避難の準備

（1）避難の準備及び携帯品の制限

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

ア 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行うこと。

イ 会社、工場等にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。

ウ 避難のために、3日分程度の食料、飲料水、タオル等の日用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品等を常に準備しておくこと。

エ 避難に際しては、素足、無帽は避け、上記ウに掲げる物のほか最小限の下着等の着替えや防寒具、雨具を携行すること。

オ 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので、水に濡れてもよいもの）を身につけておくこと。

カ 持ち出す貴重品は普段から整理しておき、災害時には、「非常持ち出し袋」等で持ち出せるようまとめておくこと。

キ その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるように準備を整えておくこと。

（2）多数の者を収容する施設における避難

病院、老人福祉施設、児童福祉施設等多数の者を収容する施設にあつては、平素から綿密な避難計画をたて、警察、消防等と協議して避難訓練等を行い、避難の際に混乱しないように備える。

8 避難指示等の信号

災害により、危険区域内の住民に立ち退くべきことを知らせる避難指示等の手段は、次のとおりとする。

【サイレン信号（余いん防止付）】

◎ 避難指示 10秒吹鳴 休止3秒 × 3回実施後アナウンス

「緊急放送！緊急放送！ 警戒レベル4 避難指示の発令です。」

◎ 緊急安全確保 20秒吹鳴 休止5秒 × 3回実施後アナウンス

「緊急放送！緊急放送！ 警戒レベル5 緊急安全確保の発令です。」

なお、伝達手段は、防災行政無線による避難指示等の信号（サイレン）及び拡声放送や防災情報メール、エリアメール、広報車、消防車輛等によるものとする。

また、自主防災組織、各自治会等を通じて伝達するとともに、戸別に訪問するなどして、伝達するものとする。

第3節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

1 目的

この計画は、災害が発生した場合における被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2 情報の収集伝達手段

（1）情報の収集手段

- ア 住民からの電話、口頭による情報
- イ パトロール車による巡回
- ウ 消防機関、警察署からの電話等による通報
- エ その他関係機関からの電話等による通報
- オ マスコミの報道
- カ 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- キ 広島県防災情報システムの活用

（2）関係機関への伝達手段

- ア 電話、ファクシミリ、口頭による報告
- イ 防災行政無線の活用
- ウ 登録制メール、SNS（LINE）、エリアメールの活用

3 災害情報の収集伝達

（1）通常の場合の経路

ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

（ア）基本法第54条第4項の規定により災害が発生する恐れのある異常な現象について通報を受けた市長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

（イ）（ア）の場合において急施を要するときは、県危機管理監への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

（ウ）（ア）及び（イ）の通報を受けた県危機管理監は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため必要がある場合は、関係のある災害応急対策責任者及び庁内各課(室)を経て、県地方機関に通知する。

また、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、国（消防庁）や必要に応じて自衛隊等に通報し、初動体制に万全を期する。

なお、市が県へ報告すべき災害は、次のとおりである。

a 一般基準

- （a）災害救助法の適用基準に合致するもの
- （b）市が本部を設置したこと
- （c）災害が2市町村以上又は2県以上にまたがるもので、本市における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

b 個別基準

- （a）地震
地震が発生し、市の区域内で震度4以上を記録したもの
- （b）津波
津波により人的被害又は住家被害を生じたもの
- （c）風水害
 - ① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ② 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- （d）雪害
 - ① 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ② 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

c 社会的影響基準

「a 一般基準」、「b 個別基準」に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられるなど、社会的影響度が高いと認められるもの

イ その他の情報

施設の管理者は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を市へ報告すること。市は措置の概要を県危機管理監に通報する。

ウ 災害に関する民間団体への通知

前各号の経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

4 災害発生及び被害状況報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。

市からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、市は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

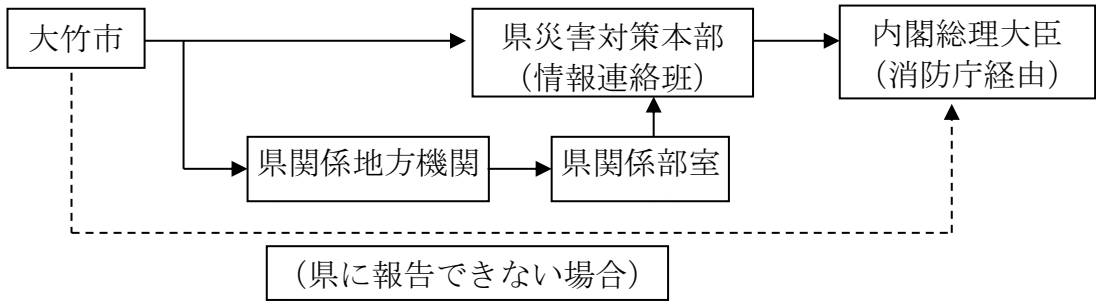
ただし、県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。

（1）災害発生報告

災害応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。）



※ 内閣総理大臣への報告先（以下この節において同じ）

総務省消防庁

区 分		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左記以外 ※ 宿直室
回線別	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通 信ネットワ ーク	電 話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101～49103
	F A X	内線指定 77-048-500-90-49033	内線指定 77-048-500-90-49036

イ 災害発生報告の様式

災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、原則として資料編様式7「被害総括表」及び様式8「災害発生報告」により行う。

ウ 災害発生報告の処理

災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）は、報告の内容を関係課（室）に連絡するものとし、連絡を受けた関係課（室）は、必要に応じ関係地方機関を通じて所要の調査を行う。

エ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市は、直ちに消防庁及び県に対し報告する。

この場合、即報の迅速性を確保するため、市の消防部局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

オ 県に報告することができない場合の災害発生報告

市が県に報告できない場合の災害発生報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

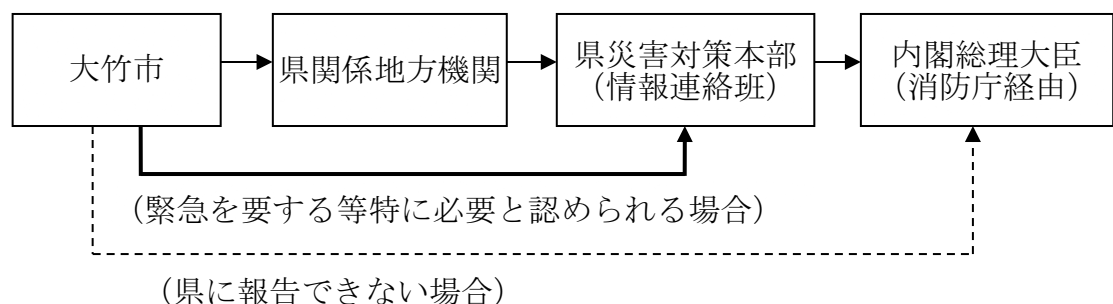
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

（2）被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。）



イ 被害状況の報告等

（ア）市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な

情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市内（海上を含む。）で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

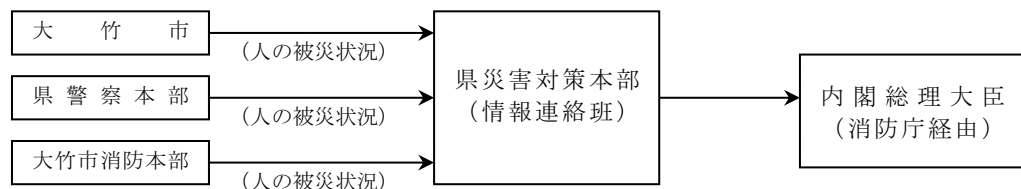
（イ）県に報告できない場合の被害状況の報告は、市から内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

（3）人の被害についての即報

市、県警察本部及び大竹市消防本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）に伝達する。

市は、県が人的被害の数について広報を行う際や安否不明者の氏名等の公表のために安否情報を収集・精査する際に連携する。



第2項 通信運用計画

1 災害時の通信連絡の確保

災害時における通信連絡は、迅速かつ的確に行わなければならないので、次のような方法により確保する。

（1）加入電話の非常申し込み

ア 加入電話の優先利用の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

申込先	申込みダイヤル番号
116センタ	「116」

イ 非常・緊急電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記アの「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申し込みを行う。

申込先	申込みダイヤル番号
電報センタ	「115」

ウ 特設公衆電話（無償）の要請

防災関係機関は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無料）を要請する。

要請先	電話番号
NTT西日本山口支店	083-923-4281

エ 臨時電話（有償）等の申込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込み。

区分	申込先	申込みダイヤル番号
固定電話	116センタ	「116」
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

（2）専用電話、有線電気通信設備の利用

災害時において一般加入電話を利用することが困難な場合には、災害応急対策責任者は応急対策上必要な連絡のため、中国電力株式会社、西日本旅客鉄道株式

会社広島支社、県警察本部及びその他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、基本法第57条及び第79条の規定により優先利用できるものとする。使用する際の手続きについてはその機関と協議して決める。

（3）無線施設の利用

災害時において、有線通信施設を利用することができない場合に、人命の救助、災害の救援、災害情報の収集・伝達等応急活動に必要な通信手段として、災害対策本部と災害対策支部及び市町間をネットワークする広島県総合行政通信網を利用する。

更に必要とする場合は、中国地方非常通信協議会が策定した非常通信ルートをはじめ、関係機関の無線施設を利用する。

非常通信ルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。

なお、アマチュア無線局は設置者も多く緊急時の連絡方法として重要であるので、市の区域内のアマチュア無線の実態を把握し、その利用について協議しておく。

（4）中央防災無線等の利用

県と総理官邸及び内閣府等を結ぶ中央防災無線、県と消防庁を結ぶ消防防災無線等を大規模災害時の情報連絡手段として利用する。

2 通信施設の応急復旧

被害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の責務を有する。また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、中国総合通信局を通じて、県災害対策本部や市町の災害対策本部に協力を要請するものとする。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

1 目的

大規模災害時には、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、県及び広島市はヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動を行う。

2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時には他の都道府県の消防、防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、必要な調整を行うものとする。

3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- （１）被災状況等の偵察、情報収集活動
- （２）救急・救助活動
- （３）救援隊・医師等の救援搬送
- （４）救援物資・資機材等の搬送
- （５）林野火災における空中消火
- （６）その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

4 活動拠点の確保

県及び市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- （１）関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- （２）緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、市においては離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

5 安全運航体制の確保

- （１）大規模災害時には、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空に飛来し、危険な状態となりやすいことから、二次災害防止のため、各ヘリコプター保有機関は連携して安全航空体制を確保する。
- （２）航空運用調整班は、国交省、自衛隊、海上保安庁、県警察、広島市消防局等航空機運用関係機関の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。
- （３）航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼をするものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。
- （４）災害時において、複数機のヘリコプターが飛来した場合の航空無線の周波数については、災害時飛行援助通信用周波数を使用する。
- （５）ヘリコプター離着陸時の安全確保のために地上支援要員を配慮するなど安全運航体制を確立する。

6 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航

（１）基本的な考え方

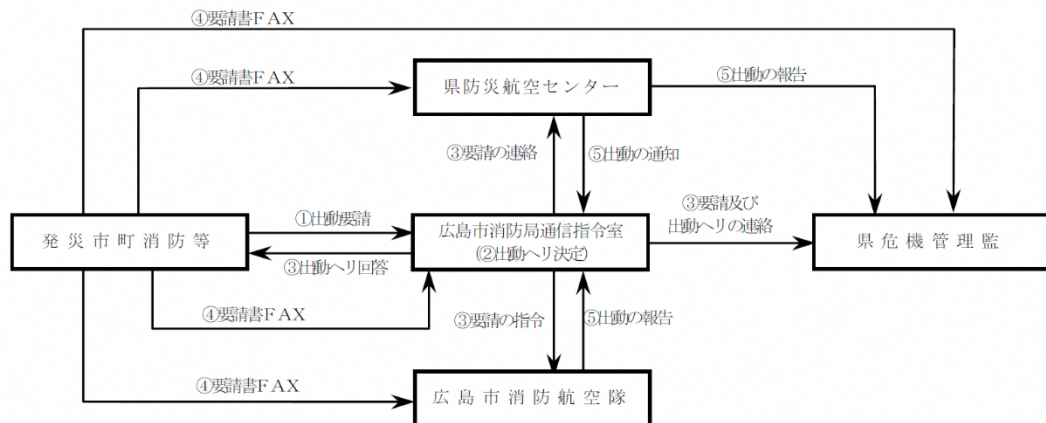
ア 支援の原則

市長（消防本部を含む。）から出動要請を受けた県及び広島市は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援の有効性及び必要性が認められる場合に支援を行う。

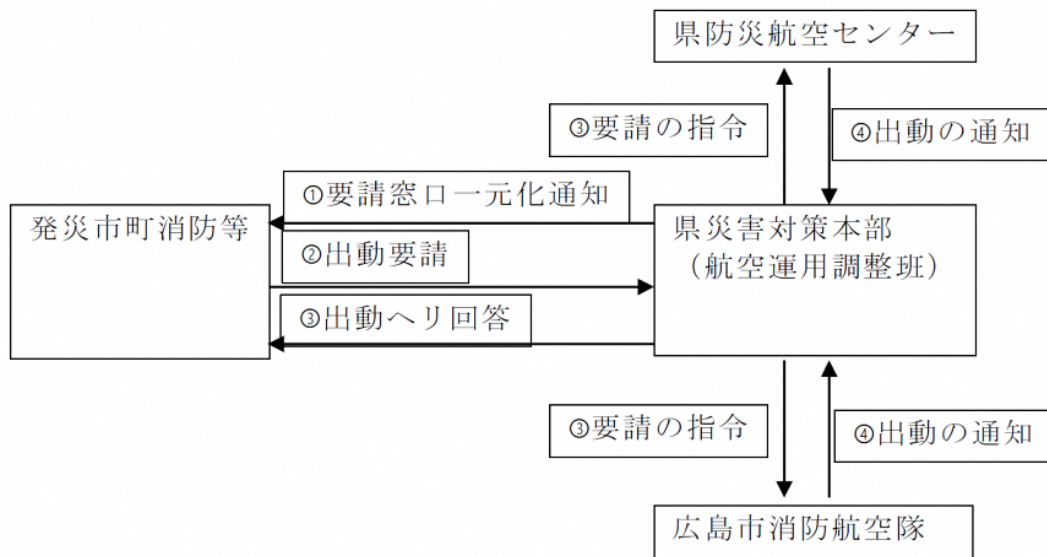
イ 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は、次の図による。

（ア）通常災害時



（イ）大規模災害時



7 各機関への対応要請

（1）県警察

市は、地上からの災害状況の把握が困難な場合は、ヘリコプターテレビによる映像の配信を県警察へ要請する。

（2）海上保安庁

市は、海上保安庁ヘリコプターによる応援対策活動が必要な場合には、第六管区海上保安本部へ出動を要請する。

（3）自衛隊

市は、「第5節第1項 自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、自衛隊の派遣を県に要望する。

（4）広島県及び広島市

市は、広島県又は広島市ヘリコプターの応援要請をする場合、県には、「広島県防災ヘリコプター応援協定」第5条に基づき電話等で要請し、広島市消防局には「広島県内航空消防の運航に関する要綱」第6条により電話等で要請すると共に、速やかに応援要請書を送付するものとする。（資料編 資料8、9-2 参照）

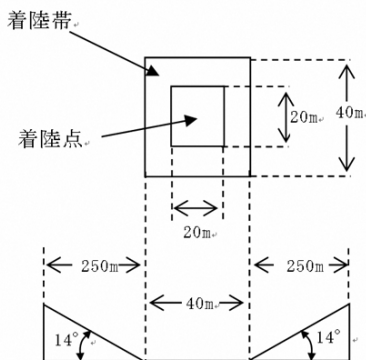
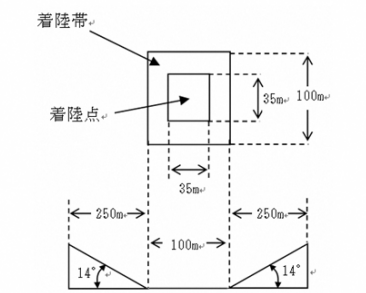
（5）他の都道府県及び消防機関の応援ヘリコプター

県は、「中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定（平成23年3月1日締結）」、「広島県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定（令和2年9月11日締結）」に基づき、関係県知事に対し、応援要請する。

また、県及び市は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（総務省消防庁）」等に基づき、消防庁長官に対し、応援要請する。

8 臨時ヘリポートの設定

（1）臨時ヘリポートの設定基準

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小中型	 広島県防災航空隊 アグスタAW139  広島市消防航空隊 AS365N3  広島県警察航空隊 AS365N2  海上保安庁広島航空基地 シコルスキーS76D  陸上自衛隊 UH-1	
大型	 陸上自衛隊 CH-47  海上自衛隊 UH-60  海上自衛隊 MCH-101	

（2）臨時ヘリポートの準備

災害派遣を要請した場合、市は次の事項に留意して受入体制に万全を期すこと。

ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がる恐れがあるときは、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

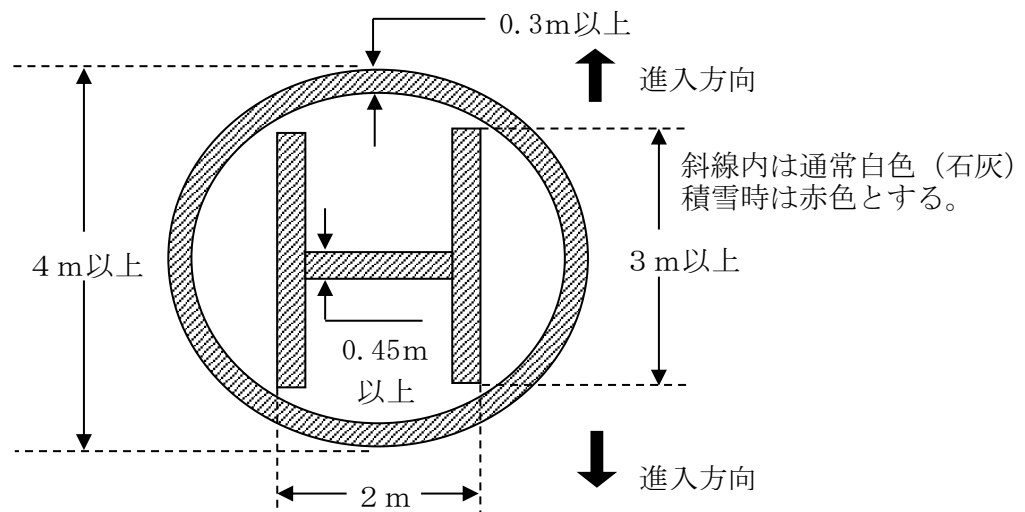
イ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。

ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をしておく。

エ 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

オ 着陸地点には次図を標準としたⒺを表示する。



カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備するものとする。

キ 臨時ヘリポートの使用にあたっては、県危機管理課及び施設等管理者に連絡するものとする。

（3）臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所との競合をさけるものとする。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊派遣応援要請計画

1 目的

この計画は、自衛隊法第83号の規程に基づき、自衛隊の災害派遣要請について必要事項を定めることを目的とする。

2 災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣は3原則（緊急性、公共性、非代替性）への適合が原則である。

災害派遣の要請権者は、都道府県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長であり、災害の種類により要請権者が区分される。大竹市に係るものは陸上における災害が主体となるため、主に広島県知事が要請権者となる。

派遣要請は、災害が発生したとき、又はまさに発生しようとしているとき、市の防災能力をもってしても防災上十分な効果が得られない場合、その他特に市が必要と認める場合に県知事に対し災害派遣要請の要求を行う。

なお、陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等（以下「旅団長等」という。）は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び基本法第68条の2の規定により、県から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- （1）被害状況の把握及び通報
- （2）遭難者等の捜索・救助
- （3）消防
- （4）水防
- （5）人員及び救援物資の緊急輸送
- （6）道路及び水路の啓開
- （7）応急の医療、救護、防疫
- （8）給食、給水及び入浴支援
- （9）救援物資の無償貸付又は譲与
- （10）危険物の保安及び除去

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立入り制限・禁止、退去命令
- (2) 市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 災害派遣要請の手続等

(1) 派遣要請の手続

派遣要請は、市長が県知事に要請要求をするものとし、県への要請要求ができない場合、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（旅団長等）に対し、通知する。この通知をしたときは、連絡が取れるようになり次第、速やかに県に通知する。

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 陸上自衛隊第13旅団長

安芸郡海田町寿町2-1 陸上自衛隊第13旅団司令部第3部防衛班
電話 082-822-3101 内線 2410 内線 2440（当直幕僚）

イ 海上自衛隊呉地方総監

呉市幸町8-1 海上自衛隊呉地方総監部防衛部オペレーション
電話 0823-22-5511 内線 2823、2222（当直）

ウ 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

福岡県春日市原町3-1-1
航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部運用課
電話 092-581-4031 内線 2348
（課業時間外） 内線 2203（SOC 当直）

(3) 要請者連絡先及び連絡方法

県危機管理監危機管理課
広島市中区基町10-52
電話 082-228-2111 内線 2783～2786
（直通）082-511-6720、082-228-2159

(4) 災害派遣要請の要求等

ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 市長は、上記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（旅団長等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし、特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときは、自主派遣をすることができる。

ウ 市長は、上記イの通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

（5）生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかわる支援活動については、震災後、市と旅団長等が事前に協議し、協定書等を締結するものとする。

6 災害情報の連絡

災害情報の交換は、本編第3章第3節第1項3「災害情報の収集伝達」に定めるところによる。

7 災害派遣部隊の受入

（1）自衛隊の災害派遣が決定したときは、市は、派遣部隊の受入体制を整備するとともに、必要に応じて派遣部隊との連絡に当たる職員を現地に派遣する。

（2）災害派遣を依頼した場合、市長は派遣部隊の受入に必要な次の事項について万全を期することとする。

ア 派遣部隊到着前

（ア）派遣部隊等の受入担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）

（イ）派遣部隊指揮所及び連絡員が市と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設（場所）の提供

（ウ）派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（宿営候補地の事前検討を含む。）

（エ）派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備

（オ）臨時ヘリポートの設定（第3章第4節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。）

（カ）船艇の使用ができる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

イ 派遣部隊到着後

（ア）派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。

- （イ）他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- （ウ）派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を県知事に報告する。

8 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、市が負担する。

- （１）部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- （２）隊員の給与
- （３）隊員の食糧費
- （４）その他の部隊に直接必要な経費

9 災害派遣部隊の撤収要請

- （１）市は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- （２）災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第2項 相互応援協力計画

1 方針

大規模災害時には、一地方公共団体のみで災害に対応することは困難であり、消防はもとより、食料や医療、資機材の応援や要員の派遣等についても、場合によっては広島県を越えた広域の応援体制に協力を要請する必要も考えられる。

この場合、広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受け入れる場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議し、万全な体制の整備を図るものとする。

2 実施内容

市、県、県警察、防災関係機関は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

（1）市

ア 県知事等に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

（ア）災害の状況及び応援を必要とする理由

（イ）応援を必要とする職種別人員

（ウ）応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

（エ）応援を必要とする場所及び応援場所への経路

（オ）応援を必要とする期間

（カ）その他必要な事項

イ 他の市町長に対する応援要請

（ア）市長は基本法第67条の規定による応援要求について、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定に基づき、他の市町に応援を求める。（資料編資料12「災害時の相互応援に関する協定書」参照）

応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

（イ）本市は山口県と県境を接しており、また岩国市及び和木町とは一体となつて石油コンビナート区域を形成していることから、市長は消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき締結している岩国市、和木町及

び岩国地区消防組合に対し、応援を求める。（資料編 資料14「消防相互応援協定書」参照）

ウ 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、市の消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

（2）県

ア 他の都道府県に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害時の相互応援に関する協定（「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、「中国五県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」）に基づき応援を要請する。

また、災害時の相互応援に関する協定以外の場合にも、国と協力し、「応急対策職員派遣制度」に基づき、他の地方公共団体による被災市町への応援に関する調整を実施するものとする。

イ 市町に対する応援

（ア）知事は、県内において大規模災害が発生した場合、直ちに、被災した市町の災害対策本部に連絡員を派遣して情報を収集し、市町から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合又は応援を行う必要が認められる場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要な支援を行う。

（イ）知事は、被災市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、他の市町長に対し、原則として次の事項を示して被災市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、被災市町に対する応援について必要な指示又は調整を行う。

- a 災害の状況及び応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする職種別人員
- c 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- d 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- e 応援を必要とする期間
- f その他必要な事項

ウ 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、原則として次の事項を明らかにして、指定行

政機関の長若しくは指定地方行政機関の長に対し応急措置の実施を要請する。
なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

（ア）災害の状況及び応援を必要とする理由

（イ）応援を必要とする職種別人員

（ウ）応援を必要とする資機材、装備、物資等の品名・数量等

（エ）応援を必要とする場所及び応援場所への経路

（オ）応援を必要とする期間

（カ）その他必要な事項

エ 緊急消防援助隊の応援等

知事は、大規模災害により、県内の消防力だけでは対応できず、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の応援等を要請する。

（3）県警察

県公安委員会は、県内警備力を持って災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の援助要請を行う。

（4）第六管区海上保安本部

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮する。

ア 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

イ 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

（5）防災関係機関

ア 防災関係機関の長は、当該防災関係機関の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し応援を求め、又は市若しくは他の防災関係機関の応援のあつせんを依頼する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

（ア）災害の状況及び応援を必要とする場合

（イ）応援を必要とする機関名（あつせんを求める場合）

- (ウ) 応援を必要とする職種別人員
- (エ) 応援を必要とする資機材、装備、物資等の品名・数量等
- (オ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- (カ) 応援を必要とする期間
- (キ) その他必要な事項

イ 防災関係機関相互の協力

- (ア) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。
- (イ) 各機関の協力業務の内容は、「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める範囲とする。
- (ウ) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、事前に協議を行っておく。
- (エ) 県は、各機関の間で相互協力のあっ旋をする。

(6) 相互応援協定等の締結

各防災関係機関は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定などを締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

(7) 応援要員の受入体制

市は、災害応急対策を実施するに際して、県外から必要な応援要員等を導入した場合、これらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、あっせんするものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(8) 応急措置の代行

県は、災害の状況により、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

県は、災害が発生した場合において、被災により市町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町に代わって行うものとする。

国は、被災により、市町及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市町に代わって行うものとする。

（9）被災地への職員の派遣

県及び市は、職員派遣に備え、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる県及び市町職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるとともに、派遣に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

3 他の市町との相互応援協定の締結

災害が発生したときに速やかな相互応援ができるよう、他の市町と相互応援協定の締結を図るものとする。

なお、現在締結されている相互応援協定は次のとおりである。

	協 定 名 称	締結市町等名	協 定 内 容
1	災害時の相互応援に関する協定書	広島県、県内全市町	災害時の食料、飲料水、及び生活必需品、救出、救援、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な物資並びに資機材、被災者の一時収容施設の提供、医療職、技術職、技能職等の職員の人的応援
2	広島県内広域消防相互応援協定書	県内全市町、県内全消防組合	広島県内において大規模災害が発生した場合の消防相互応援
3	消防相互応援協定書	山口県岩国市、和木町、岩国地区消防組合	それぞれの管轄区域内で大規模災害が発生した場合の消防相互応援
4	大規模災害時の相互応援に関する協定	伊丹市、青梅市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、周南市、津市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、坂井市、箕面市	災害時の食料、飲料水、及び生活必需品、救出、救援、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な物資並びに資機材の提供、応急活動に必要な職員の派遣
5	広島県内航空消防応援協定書	広島市	本市において回転翼航空機を必要とする災害が発生した場合の回転翼航空機による応援の要請
6	相互応援協定	中国5県、中四国9県、全国47都道府県	大規模な災害が発生した場合、基本法等に基づいた、中国5県、中・四国9県、全国47都道府県による広域応援
7	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会共助会員78市町村	会員相互の連携による瀬戸内海地域全体の振興と防災力の強化を図る。平時は、瀬戸内海の海を通じた地域振興や魅力発信により、地域間の絆を深め、災害時には、平時に構築された有機的な海の路ネットワークを活かして相互に応援を行う。
8	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油コンビナートが所在する57市町	コンビナート災害、地震その他大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウを活かして相互に応援協力する。

資料編 資料9、12、13、14、15、16、17、18参照

第3項 防災拠点に関する計画

1 方針

この計画は、災害時における災害対策活動の拠点施設を整備し、救援物資の輸送及び救援部隊集結のための拠点を指定配置するに当たり、必要な事項を定めるものとする

2 市防災拠点施設

以下に掲げる機能の全部または一部を満たす施設を、市防災拠点施設として選定するものとする。

- (1) 食糧、生活必需品、防災資機材の備蓄・供給拠点機能
- (2) 救援物資の集積・搬送拠点機能
- (3) 救援部隊の集結・後方支援拠点機能

3 施設の概要

- (1) 大竹市給食センター（小方学園施設を含む）

施設の目的	避難施設の防災機能の強化
施設の機能	食糧等備蓄・供給・集積・搬送拠点機能及び救援物資の集積・搬送拠点機能
施設管理者	教育委員会総務学事課
給食調理棟構造・面積	鉄骨造、延床面積 1,298.5㎡
供給能力	2,200人分／1回あたり ※給湯のみの場合：1回あたり1,800ℓ（300ℓ釜×6基）
ガス供給設備	貯蔵容量：7,000ℓ ※地下配管等耐震性を考慮した構造
自家用発電機諸元	定格出力：90KVA、10時間連続運転 ※定期的な給油により運転時間延長 対象負荷：釜（1基あたり300ℓ）、会議室、トイレ等 燃 料：重油 運転方式：自動起動、自動停止
備蓄倉庫棟構造・面積	プレハブ造、床面積24㎡
主な備蓄物資	アルファ米、クラッカー、ミネラルウォーター等
駐車場	物資搬入搬出スペースとして利用

- (2) 大竹市晴海臨海公園

施設の目的	災害対策活動の拠点及び広域避難場所
施設の機能	救援部隊の集結・後方支援拠点機能
共用部告示面積	127,557.52㎡

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救出計画

1 目的

この計画は、災害時における救出、救護、その他人の生命、身体、財産の保護及び遺体に対する措置について必要な事項を定めることを目的とする。

2 陸上災害救難

（1）実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条
警察官	災害による遺体の調査	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
県知事 （災害救助法施行令により知事が実施を指示した場合は市長）	被災者の救出 遺体の搜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条 災害救助法施行細則第1条 災害救助法第2条、第4条、第13条
市長	災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条

（2）実施方法

ア 被災者の救出

（ア）通常の場合

市長が救難責務を有するが直接の救出は消防機関、警察がこれに当たる。

この場合、市長は救出担当機関と密接な連携を保ち救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

（イ）災害救助法を適用した場合

県知事は、市長を補助者として消防機関、警察等関係者の協力により救出に当たる。

なお、県知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり救出を行う。

イ 遺体の搜索、収容、埋葬等

（ア）遺体の搜索

県知事は災害救助法を適用した場合、市長を補助者として消防機関、その他の関係者の協力のもとに災害救助法施行細則の適用基準に従い搜索を行う。

なお、県知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

（イ）遺体の収容、埋葬等

a 知事が行う措置

（a）災害救助法による措置

知事は、災害救助法施行細則の適用基準にしたがい、保護者、引取人のない遺体について、市町長を補助者として遺体の措置を行う。

（b）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による措置

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条により遺体の移動制限及び禁止、埋葬の許可を行う。

b 市長が行う措置

災害救助法が適用された場合において、県知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の収容、埋葬等を行う。

また、災害時における身元不明、原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により措置する。

c 県警察の行う措置

警察官は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律により遺体を調査するなど所要の措置を行う。

ウ 障害物の除去

県知事は災害救助法を適用した場合、災害救助法施行細則に定める適用基準により被災者の日常生活に著しい障害を及ぼすものを除去する。

また、県知事が除去の実施を市に委任した場合は、市長がこれを実施する。

3 海上救難

（1）実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
第六管区 海上保安本部	海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合の援助	海上保安庁法第2条、第5条
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条
県知事（災害救助法施行令により知事が実施を指示した場合は市長）	被災者の救出 遺体の捜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条 災害救助法施行細則第1条 災害救助法第2条、第4条、第13条
市長	市長の区域の地先海面における海難の救助急救難	水難救護法第1条

（2）実施方法

ア 第六管区海上保安本部

第六管区海上保安本部は、自己の防災業務計画により、次の救助対策を実施する。

（ア）災害応急対策

- a 警報等の伝達
- b 情報の収集
- c 海難救助等
- d 緊急輸送
- e 危険物の保安措置
- f 物資の無償貸付又は譲与
- g 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- h 海上交通安全の確保
- i 警戒区域の設定
- j 治安の維持

イ 県警察及び消防機関

県警察及び消防機関は、警察官職務執行法及び消防組織法の定めるところにより海難の救助を行う。

ウ 県知事及び市長

（ア）知 事

県知事は、海難につき必要と認めたときは、災害救助法を適用し同法施行細則に定める救助を行う。

（イ）市長

市長は、自己の管轄区域の地先海面における海難に対して必要と認めたときは、水難救護法の定めるところにより関係機関の協力を得て対処する。

（3）遺体の搜索、収容、埋葬等

陸上災害救難に準ずる他、海上保安官は海上保安庁死体取扱規則により遺体を見分するとともに、遺体、身元の調査など所要の措置を行う。

4 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

6 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第2項 医療救護・助産計画

1 趣旨

災害のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

2 医療救護体制等の整備（平常時）

災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院および近隣医療機関との連携関係を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等の操作訓練等を実施する。

3 災害時における実施責任者及び実施内容

【第Ⅰステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】

（1）県

ア 災害時には県災害対策本部を速やかに立上げ、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

イ EMIS の活用等により、医療機関の被災状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、情報を共有する。

ウ 市の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

エ DMAT の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に DMAT 県調整本部を設置する。また、県災害対策本部に設置する合同対策会議等に統括 DMAT を受入れ、自衛隊や消防機関等防災関係機関と医療救護活動について調整を行う。

オ 県内 DMAT での対応が困難な場合、統括 DMAT の判断を踏まえ、厚生労働省に他都道府県 DMAT の派遣を要請する。

カ 「災害時における広島県ドクターヘリの運航に係る要領」に基づきドクターヘリの災害運用を決定した場合は、一時的に平時のドクターヘリの運航を停止し、災害対策本部の消防救急班にドクターヘリ調整部を設置し、他の防災関係機関のヘリコプターとの調整のもと出動する。

キ 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島 DPAT 調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島 DPAT の指揮・調整、精神保健医療に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

ク 県内 DPAT での対応が困難な場合、広島 DPAT 統括者の判断を踏まえ、DPAT 事務局へ他都道府県 DPAT の派遣を要請する。

ケ 被災状況に応じ、その地域内における救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療ニーズの変化を踏まえた活動に留意するものとする。

コ 避難所に保健所職員で構成する調査班を派遣し、状況把握を行うとともに、必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及び DPAT の派遣を行う。

サ 県立病院は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、他の災害拠点病院等と連携し、DMAT、医療救護班等による医療救護活動の実施や患者の受入に対応するものとする。

シ 県保健所は、災害対策支部を設置し、近隣医療機関等の被災状況を確認するなど、被害状況の収集に努める。また、管内の医療救護活動に関する調整を行う。

ス 避難所における保健所職員による状況把握や市町からの情報収集に基づき、災害派遣福祉チーム（以下「DMAT」という。）の派遣について検討するとともに、災害福祉支援ネットワーク事務局と情報を共有する。

（2）市

ア 市長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ 災害救助法が適用された場合、県知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により県知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。

エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

（3）中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

（4）国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

（5）日本赤十字社広島県支部

県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

（6）広島県医師会

県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

（7）広島県歯科医師会

県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

（8）広島県看護協会

県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

（9）災害拠点病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集・患者受入体制の構築を行う

イ 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら、院内DMAT及び参集する院外DMATと協力し、患者搬送など必要な対応を行う。

ウ 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、重篤患者の受入やDMATの派遣等による医療救護活動の実施に対応する。

エ 自院がDMAT活動拠点本部となる場合には、統括DMATを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外DMATの支援の下で医療救護活動を実施する。

オ 自院及び近隣医療機関の被災・稼働状況などの情報を EMIS への登録などにより提供する。

(10) 災害拠点精神科病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集及び精神科医療が必要な患者の受入体制の構築を行う。

イ 機能喪失等により患者搬送等の必要性が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら院内 DPAT 及び参集する院外 DPAT と協力し、患者搬送など必要な対応を行う。

ウ 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合又は、自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、精神科医療が必要な患者の受入や DPAT の派遣等による精神科医療救護活動の実施に対応する。

エ 自院が DPAT 活動拠点本部となる場合には、精神科医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外 DPAT の支援の下で精神科医療救護活動を実施する。

オ 自院及び近隣の精神科医療機関の被災・稼働状況等の情報を EMIS への登録などにより提供する。

【第Ⅱステージ（被災地の医療機関、避難所の支援）】

(1) 県

ア 大規模災害発生時には、保健医療福祉調整本部を設置するとともに、保健医療福祉調整本部長が必要と認めた場合に、被災市町が所在する厚生環境事務所・保健所（支所）に現地保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

イ 市の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

ウ 必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及び DPAT 及び DWAT の派遣を行う。

エ 人工透析など生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が、交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広

域搬送や医薬品の輸送等によって適切な受療体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航事業者など関係機関との調整を行う。

オ 急性期医療（DMAT 等）から中長期的な医療救護や公衆衛生等を担うチームに対して円滑な引継ぎを行う。

カ DWAT の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島 DWAT 調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島 DWAT の指揮・調整、福祉ニーズに関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

キ 県内 DWAT での対応が困難な場合、広島 DWAT 統括者の判断を踏まえ、厚生労働省へ他都道府県 DWAT の派遣を要請する。

（2）市

ア 市は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第 13 条及び同法施行令第 17 条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。

エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

（3）中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

（4）国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

（5）日本赤十字社広島県支部

県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成 18 年 12 月 14 日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

（6）広島県医師会

ア 県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

イ 日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の支援が求められる場合は、広島県医師会として広島県災害対策本部保健医療福祉調整本部や被災した市区郡地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながら JMAT による支援を要請するとともに、医療救護活動調整の支援に努める。

（7）広島県歯科医師会

県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

（8）広島県薬剤師会

県又は市の要請があった場合は、「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーターによる医薬品等の供給調整及び医療救護活動を実施する。

（9）広島県看護協会

ア 県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

イ 他の都道府県看護協会等からの支援が必要であると県及び国が判断した場合は、日本看護協会との「災害支援ナース派遣に関する協定書」等に基づき、他の都道府県看護協会からの災害支援ナースの派遣を要請するとともに、日本看護協会等の関係機関と連携を図りながら、医療救護活動の支援に努める。

（10）災害拠点病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。

イ 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DMAT の派遣や医療救護活動を継続実施する。

ウ 自院が DMAT 活動拠点本部となっている場合には、統括 DMAT の指示のもと、医療救護活動を継続実施する。

エ 県 DMAT 調整本部が DMAT 活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DMAT 活動拠点本部を撤収する。

オ 傷病者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

（11）災害拠点精神科病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。

イ 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DPAT の派遣や精神科医療救護活動を継続実施する。

ウ 県 DPAT 調整本部が DPAT 活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DPAT 活動拠点本部を撤収する。

エ 精神科医療が必要な患者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

4 医療救護等の活動内容

（1）医療救護

【基本原則】

- ア 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。
- イ 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。
- ウ 県災害対策本部（県保健医療福祉調整本部）には、必要に応じて県内の統括DMAT、DMAT 隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム（日本赤十字社広島県支部連絡調整員）、県医師会担当役員、県外から支援の統括DMAT 等が参画し、情報収集やDMAT、医療救護班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。
- エ 医療救護活動に当たっては、災害時医療救護活動マニュアルに従って、迅速かつ適切な活動を実施する。

① DMAT・ドクターヘリ

【第Ⅰステージ】

- ア 被災地で活動するDMATは、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMAT活動拠点本部に参集し、病院支援、域内搬送、現場活動を行う。
- イ 広域医療搬送の要請を受けたDMATは、広域医療搬送拠点に参集し、主にSCUでの活動、航空機内の医療活動、SCUへの患者搬送を行う。
- ウ 被災地に派遣されたドクターヘリは、医師・看護師等医療従事者の派遣、患者の後方病院への搬送、医薬品等医療器材の輸送等を行う。

【第Ⅱステージ】

- ア 統括DMATが被災地域内の医療機関及び避難所において、継続支援が必要であると判断した場合は、病院支援や域内搬送支援等の医療救護活動を継続する。
- イ 県DMAT調整本部がDMAT活動の終了を判断した時は、DMAT県調整本部を解散する。
- ウ ドクターヘリ調整部で継続運用が必要であると判断した時は、患者の後方病院搬送等を実施する。

エ ドクターヘリの運用を終了する場合は、ドクターヘリ調整部を解散し、平時の運航体制を再開する。

② 医療救護班

【第Ⅰステージ】

ア 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMIS に入力する。

イ 医療救護班の出動は、県又は市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMAT メンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

ウ 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部（コマンドポスト）の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。

エ 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMAT、救急隊員とともに3T活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。

オ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

カ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あっせん確保に努める。

【第Ⅱステージ】

ア 市は必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。

イ 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMIS に入力する。

ウ 医療救護班の出動は、県又は市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、DMAT メンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

エ 医療救護班は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。

オ その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

カ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断し、連絡する。

キ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あっせん確保に努める。

（2）DPAT の派遣

ア 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて、医師、看護師等により組織する DPAT を被災地に派遣する。

イ DPAT が不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対して、DPAT の編成及び派遣を求める。

ウ DPAT の派遣・受入を行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

（3）公衆衛生活動

① 災害時公衆衛生チーム

ア 公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。

イ 県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。

ウ 調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。

エ 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

② こども支援チーム

ア 災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織するこども支援チームを被災地に派遣する。

イ 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。

ウ 学校、保育所及び幼稚園等、子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

③ 保健師

ア 統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。

イ 県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動すると共に、被災市町の保健師が行う活動を支援する。

5 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

6 助産

- (1) 原則として医療救護に準ずる。
- (2) 災害救助法が適用された場合、次に定めるところによる。

ア 助産の対象となる者

災害発生の以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため、助産の
途のなくなった者

イ 助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置、衛生材料の支給

ウ 助産の期間

分べんした日から7日以内

7 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第3項 消防計画

火災、風水害、地震、その他の災害が発生した場合、市民の生命、身体及び財産を保護するために消防活動に関する必要な事項を定め、災害の防御及び被害の軽減を図るための計画である。

1 消防組織

大竹市消防本部の組織に関する規則（平成2年大竹市規則第5号）、大竹市消防署の組織に関する規程（平成8年消防本部訓令第1号）及び大竹市消防団規則（昭和40年大竹市規則第20号）に定めるもののほか、次による。

（1）消防隊

消防隊は、本部、署の分隊並びに消防団の編成分団とする。

（2）現場指揮本部

災害現場の指揮統制を図るため、必要に応じて現場に指揮本部を設置する。

また、火災等の災害の現場に現場指揮本部を設置したときは、各消防隊に周知させるとともに、その位置を明らかにするため標識を標示するものとする。

（3）指揮者

消防隊の最高指揮者は、消防長とする。

なお、消防長が不在の場合は、最上席階級者が指揮者となる。

（4）消防職・団員の非常招集

消防長は、災害活動のため消防隊を増強する必要があるときは、非番等の消防職員及び消防団員を非常招集するものとする。

なお、図示については、下記を参照

各年における消防年報

- ・総集編 大竹市消防本部・署組織図
- ・消防団編 大竹市消防団組織
消防団車両現況
小型動力ポンプ性能調
- ・警防編 消防本部・署車両現況
機械器具現況
消火水利の現況
火災通報施設

2 火災等の災害に対する警防活動

警防活動とは、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに実施する災害防除、警戒、警備、鎮圧及び被害の拡大を防止するために行う活動をいう。

（1）災害出動種別は、次のとおりとする。

ア	警戒出動	災害の警戒に対する出動
イ	災害出動	災害の防御に対する出動
ウ	救助出動	人命の救助に対する出動
エ	その他災害出動	前各号以外の災害に対する出動

（2）消防隊の災害出動区分は、次のとおりとする。

ア	第1出動	災害を覚知した場合に即時に行う出動
イ	第2出動	災害の規模が消防隊の増強を要すると認められるとき、又は災害現場の指揮者から要請があった場合に行う出動
ウ	第3出動	前号までの消防隊では防御困難なとき、又は災害現場の指揮者から要請があった場合に行う出動
エ	特命出動	特殊な災害のため特別に計画したもの、又は石油コンビナート等特別防災事業所の災害並びに消防長が特に必要と認めた場合に行う出動

（3）特別警戒

消防長は、災害が発生する恐れのあるときで、特別に警戒する必要があると認めたときは、警戒計画を立てて特別警戒を実施させる。

（4）部隊の運用等

消防長は、火災等の災害発生件数、規模等により、効率的に運用できるようあらかじめ計画を立てておくものとする。

（5）活動の基本

ア 大規模火災が発生した場合は、全消防力をあげて延焼防止活動を主力に活動する。

イ 多数の要救助者が発生した場合は、救急・救助活動等人命確保を優先とした活動を行う。

（6）情報の収集、調査等

119番通報の内容及び出動部隊による情報等を活用し、被害状況の把握、避難の可否、避難場所・避難経路の選定等、円滑な情報伝達、管理を行う。

また、消防長が必要と判断したときは、調査隊を編成し、詳細な調査を実施するものとする。

3 消防相互応援

消防長は、災害が大規模となり、市のみでは対処できないと判断したときは、市長に報告するとともに、協定市町等に応援を要請するものとする。

現在、消防相互応援協定を締結している市町等は、県内全市町、県内全消防組合、山口県岩国市及び岩国地区消防組合である。（資料編 資料13、14参照）

4 その他

その他この計画に定めのない事項については、「大竹市消防計画」に定めるところによる。

第4項 水防計画

1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定広島県知事から指定された指定水防管理団体である大竹市が、同法第33条第1項規定に基づき、洪水、雨水出水、高潮及び津波に際し、水災を警戒及び防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、雨水出水については、大竹市が水位周知下水道に該当しておらず、雨水出水浸水想定区域（水防法第14条の2）に指定されていないことから、本計画は対象外とする。高潮については、令和2年度に県内全域が水位周知海岸に指定されたが、高潮浸水想定区域（水防法第14条の3）に指定されていないことから本計画は対象外とする。

津波に関する水防計画は、第3章の2（震災編）第6節第4項で示す。

2 組織、動員

第2節第1項「組織、動員計画」のとおり

3 気象警報等の伝達

第2節第2項「気象警報等の伝達に関する計画」のとおり

4 水防の通報等

（1）水防警報

水防関係者の出動に関する警報は、次のとおりである。

水防警報の種類	内 容
待 機	水防要員を待機させ、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要のある旨を警告するもの。
準 備	水防資機材の点検整備、水門等の開閉準備、河川・海岸危険区域の巡視、水防要員の派遣、水防要員の招集配備計画等を行わせるもの。
出 動	水防要員を警戒配置及び出動させるもの。
指 示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により危険箇所について必要事項を指摘するもの。
解 除	水防警報の終了を知らせるもの。

（2）水防信号

水防信号は、広島県水防計画に基づき、次により行うものとする。

区 分	警 鐘 信 号	サイレン信号（余いん防止付）
第1信号	○ 休止 ○ 休止	約15秒 約15秒 約15秒 ○—休止○—休止○—休止○— 約5秒 約5秒 約5秒 約5秒
第2信号	○○○ ○○○	約6秒 約6秒 約6秒 ○—休止○—休止○—休止○— 約5秒 約5秒 約5秒 約5秒
第3信号	○○○○○○ ○○○○○○	約5秒 約5秒 約5秒 ○—休止○—休止○—休止○— 約10秒 約10秒 約10秒 約10秒
第4信号	乱 打	約5秒 約5秒 約5秒 ○—休止○—休止○—休止○— 約1分 約1分 約1分 約1分
備 考	1. 信号は、適宜の時間継続すること。 2. 必要があれば、警鐘信号とサイレンを併用することを妨げない。 3. 危険が去ったときは口頭伝達により、周知させること。	

（注1）

第1信号 河川では、量水標が氾濫注意水位、海岸では、台風襲来時の危険風向きの風速が20m/sに達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの。

第2信号 水防機関に属する者が直ちに出勤すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するもの全員が出勤すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

（注2）

余いん防止付以外のサイレンについては、第1信号、第2信号の吹鳴時間を10秒とする。

参考 市関係ダムの放流の際の警告信号

ダム名	サイレン信号
小瀬川ダム	
弥栄ダム	
渡ノ瀬ダム	

5 水防用資機材等

（1）水防倉庫所在地

地区名	所在地	管轄区域	備蓄資機材名
木野・川手	木野一丁目、防鹿、安条、前飯谷	木野、防鹿、穂仁原、安条、比作、前飯谷、後飯谷	土のう、スコップ、縄、その他
大 竹	本町一丁目 (大竹会館)	元町、本町、白石、新町、栄町、油見	〃
小 方	小方一丁目 (市役所敷地内)	立戸、御幸町、小方、黒川、御園、御園台、三ツ石、港町、晴海	〃
阿 多 田	阿多田	阿多田全域	〃
玖 波	玖波一丁目 (消防屯所)	玖波全域	〃
松 ケ 原	松ヶ原町(集会所)	松ヶ原町全域	〃
栗 谷	栗谷町小栗林	栗谷町全域	〃

（2）備蓄資機材

水防応急対策等の水防資機材の常時備蓄については、大竹市地域防災計画基本編第2章第7節「災害対策資機材等の備蓄等に関する計画」の定めるところによる。

6 水防活動

（1）水位、雨量の観測

ア 観測

降雨の状況により氾濫注意水位に達するおそれがあるとき、又は潮位の異常が観測されたときは、水防関係者は、相互に連絡を密にし、その変動に注意しなければならない。

イ 観測所

大竹市に關係する観測所は、資料編別表5のとおりである。

（2）重要水防箇所

市内の重要水防箇所は、資料編別表2－7のとおりである。

（3）樋門、堰、スクリーン、ポンプ場

市内の樋門、堰、スクリーン、ポンプ場は、資料編別表13のとおりである。

（4）水防措置

ア 重要水防箇所等の巡視

気象予警報等が発令された場合、又は発令されないが降雨等により災害が発生するおそれがある場合には、重要水防箇所等の巡視を行うものとする。

なお、巡視により水防上危険な状態が発生したときは、直ちに当該所属の班長に報告し、必要な指示を求めるものとする。

また、堤防の決壊等を水防団等が発見した場合には、速やかに河川管理者（太田川河川事務所）に通報する。

イ 協議、対策

班長は、前号による災害情報を受理した場合は、直ちに本部長に報告を行い、本部関係者及び河川、海岸等を管理する各関係機関と協議し、応急対策を講ずるものとする。

ウ 巡視の担当

重要水防区域等の巡視は、水防対策班及び消防班が担当し、必要に応じ消防団の協力を求めるものとする。

（5）出動

本部長は、次の事態が予測される場合は、班員を警戒配備するとともに、適切な水防作業を行わせるものとする。

ア 河川等の水位が氾濫注意水位に達し、非常事態が予測されるとき。

イ 堤防の異常を発見したとき。

ウ 潮の満干等の状況により、高潮の被害が予想されるとき。

エ 津波の被害が予想されるとき。

（6）決壊等の通報及び立退き指示

ア 堤防等が決壊した場合は、本部長、水防団長及び消防機関の長は、直ちにその旨を広島県西部建設事務所、広島港湾振興事務所及び大竹警察署並びに氾濫するおそれのある地域の近隣市町に通報するとともに、氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

イ 立退きの指示

洪水又は高潮等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、本部長は、必要と認める居住者、滞在者その他のものに対し、避難のための立退きを指示し、大竹警察署長にその旨を通知するものとする。

ウ 避難

避難のための具体的な措置は、第2節第4項「住民等の避難誘導に関する計画」に定めるところによる。

（7）水防記録

本部長は、水防活動が終了したときは、県水防計画の定めるところにより、水防活動実績報告書（資料編 様式9参照）を作成し、速やかに広島県西部建設事務所廿日市支所に提出するものとする。

（8）関係機関連絡一覧

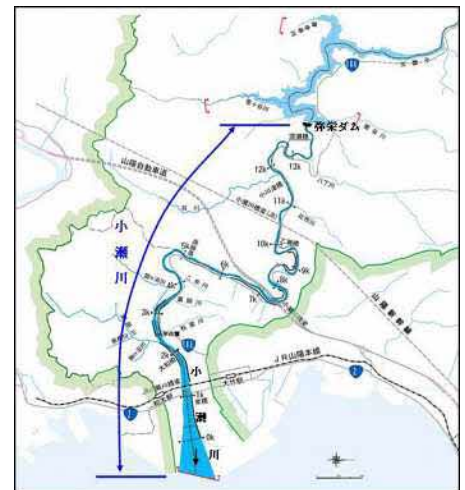
災害時の関係機関の連絡先は、資料編別表6「災害関係機関連絡一覧表」に定めるところによる。

7 大竹市が行う水防活動への河川管理者の協力

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長（以下「河川管理者」という。）と大竹市長は、大竹市が行う水防活動に関する河川管理者の協力について以下のとおり定める。

なお、対象区域は、下図表の国管理区間とする。

河川名等	上流端	下流端	延長 (km)
小瀬川	左岸：大竹市小方町小方 右岸：岩国市小瀬	河口 まで	13.4



（1）河川管理者の協力が必要な事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、大竹市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 大竹市に対して、河川に関する情報の提供

内 容	提供手段	提供方法等
雨量・水位のデータ	太田川河川事務所 ホームページ	http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/
	市町村向け川の防 災情報（要 ID・ PS）	http://city.river.go.jp/title.city.html
	広島県ホームペー ジ（広島県 防災 WEB）	http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/?p=top
	T V（地上デジタ ル放送）	N H K（総合：1 チャンネル）の データ放送（生活・防災情報）
河川（定点）のライブ映 像	太田川河川事務所 ホームページ	http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/cctv/
洪水時の河川巡視結果 排水機場等河川管理施設 の操作状況 CCTV 画像（キャプチャ による静止画像） ヘリ巡視画像 洪水痕跡・浸水状況調査 結果	主にメール	大竹市の要望により、第二条の連 絡窓口で情報提供

イ 出水期前の合同点検および訓練の実施

河川管理者と大竹市が出水期前に重要水防箇所（資料編別表 2－7）及び水防資機材の備蓄状況を現地点検し、洪水時の水防活動が速やかに行えるよう意志疎通を図る。

ウ 河川管理者・大竹市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

河川管理者は大竹市の求めに応じ、「水防訓練」及び「水防技術講習会」、「防災に関する講習会」へ職員を派遣し、防災技術の向上・防災意識の啓発の支援を行う。

必要に応じて、大竹市は河川管理者が実施する「排水機場や排水ポンプ車の運転訓練」に参加し、河川管理施設周辺の水防活動が速やかに行えるよう準備を行う。

エ 河川管理者の備蓄資器材・災害対策機械の提供・貸与

河川管理者は大竹市及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」により応急復旧資器材及び備蓄資器材の提供又は貸与を行う。

オ 水防に関する情報又は資料を収集に係る河川管理者の職員の派遣
大竹市及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集及び提供するため、河川管理者は職員の派遣を行う。

カ 水防活動の記録及び広報活動での協力

河川管理者及び大竹市は、洪水時及び洪水後において水防活動の記録及び被災情報・水文観測資料等の基礎的な情報だけでなく、必要に応じてパンフレットなどの広報資料の共有や広報誌掲載・配布・防災イベントなどで協力し、効率的に地域住民等の防災意識啓発に努める。

（２）河川に関する情報の提供

河川に関する情報の提供に係る連絡方法は、原則メール又 F A X 及び電話連絡とし下記のとおりとする。また、緊急時についてはホットライン（太田川河川事務所長と大竹市長が直接電話連絡）での連絡により迅速な対応を行う。

<第6（１）項ア、イ、ウ、カ>

	河川管理者	大竹市
窓口	太田川河川事務所 流域治水課	大竹市総務部 危機管理課
TEL	082-222-9245	0827-59-2119

<第6（１）項エ、オ>

	指定地方行政機関	大竹市
窓口	中国地方整備局 河川管理課	大竹市総務部 危機管理課
TEL	082-221-9231	0827-59-2119

第5項 危険物等災害応急対策計画

1 目的

災害の発生に際し、危険物、毒物劇物及び高压ガス等の危険性の高い物質による被害を最小限度にとどめ、被害の拡大を防止するための計画である。

市は、消防法（昭和23年法律第186号）、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、広島県の定める岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画による。

2 実施方法

（1）危険物災害応急対策

当該事業所及び市は、危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 危険物施設の所有者、管理者及び占有者

（ア）施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

（イ）県警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

（ウ）自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

（エ）消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

イ 市

（ア）県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。

（イ）危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、次に掲げる措置をとるよう指示し、又は自らその措置を行う。

a 危険物の流出あるいは爆発等の恐れのある作業及び移送の停止措置

b 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

- c 危険物施設の応急点検
- d 異常が認められた施設の応急措置

必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

(ウ) 消防計画等により消防隊を出動させると共に、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(エ) 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部（局）に対して応援を要請する。

ウ 県

(ア) 関係機関から得た情報を総合し、市の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。

(イ) 市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

エ 県警察

(ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立

(イ) 危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市へ通知する。

(ウ) 負傷者の救出及び救護

(エ) その他状況により必要と認められる応急対策

オ 第六管区海上保安本部

(ア) 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

(イ) 海上に油等の危険物が流出した場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

- a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
- b 油の防除作業に係る指導及び巡視船艇による応急防除
- c 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
- d 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
- e 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止

f 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

（2）高圧ガス災害応急対策

当該事業所及び市は、高圧ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 高圧ガス施設等の所有者、占有者の措置

（ア）製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充填容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

（イ）消防署又は市長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 市

（ア）県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。

（イ）製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

（ウ）消防計画等により消防隊を出動させると共に、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

（エ）自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部（局）に対して応援を要請する。

ウ 県（（ア）及び（イ）については、県から事務を移譲された市町を含む。）

（ア）製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対して、高圧ガス製造施設、貯蔵所の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止、又は制限する。

（イ）高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者、占有者に対して、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

（ウ）関係機関から得た情報を総合し、市の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。

（エ）市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

エ 県警察

（ア）県及び関係機関との連絡・通報体制の確立

（イ）高圧ガスの製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市へ通知する。

（ウ）負傷者の救出及び救護

（エ）その他状況により必要と認められる応急対策

オ 第六管区海上保安本部

（ア）情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

（イ）災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

- a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
- b 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
- c 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
- d 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
- e 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

（3）火薬類災害応急対策

火薬類関係施設等の事業者及び市は、火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地域住民等への公共安全を確保するため、次の措置を実施する。

ア 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者

（ア）火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ、見張人をつけること。通路が危険であるか又は搬送する余裕がない場合には、水中に沈める等安全な措置を講じる。あるいは、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

（イ）県警察（又は所轄海上保安部）、消防及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 市

（ア）県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報

収集を行う。

- (イ) 火薬類の所有者及び占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。
- (ウ) 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。
- (エ) 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者又は消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- (オ) 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
- (カ) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。
- (キ) 消防計画等により消防隊を出動させると共に、災害発生時事業所の責任者から報告、警戒区域の設定、住民の立入制限、撤去の指示等を行う。
- (ク) 自己の消防力等で対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部（局）に対して応援を要請する。

ウ 県

関係機関から得た情報を総合し、市の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。

エ 県警察

- (ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立
- (イ) 製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市へ通知する。
- (ウ) 負傷者の救出及び救護
- (エ) その他状況により必要と認められる応急対策

オ 第六管区海上保安本部

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び市の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
- (イ) 災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。
 - a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止

- b 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
- c 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
- d 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
- e 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

（4）毒物劇物災害応急対策

当該事業者及び市は、毒物劇物施設等が火災、漏洩事故等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 毒物劇物施設の所有者、管理者及び占有者

（ア）施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物を安全な場所に移動する等、飛散、流出等の防止対策を講ずる。

（イ）保健所、県警察又は消防機関及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

（ウ）自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

（エ）消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

イ 市

（ア）県、広島県西部保健所、大竹警察署へ災害発生について直ちに報告する。

（イ）県、施設管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

（ウ）消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所企業の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

（エ）自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部（局）に対して応援を要請する。

ウ 県

（ア）関係機関と密接な連絡をとり、毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置、流出漏えいした毒物劇物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

（イ）市の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。

（ウ）市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

エ 県警察

（ア）県及び関係機関との連絡・通報体制の確立

（イ）毒物劇物を製造、販売、及び業務上取り扱う事業所に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市へ通知する。

（ウ）負傷者の救出及び救護

（エ）その他状況により必要と認められる応急対策

オ 第六管区海上保安本部

（ア）情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

（イ）災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

- a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
- b 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
- c 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
- d 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
- e 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 災害警備計画

1 目 的

この計画は、災害時における公共の安全と秩序を維持するため、警察法、警察官職務執行法、海上保安庁法及びその他の法令の定めるところにより行われる警察活動について、その組織配備等必要な事項を定めることを目的とする。

2 県警察の災害警備対策

大竹警察署は、警察法（昭和29年法律第162号）及び基本法等に基づき、関係機関と連携して、おおむね次の活動を行い、市はその活動に協力する。

- （1）災害情報の収集及び伝達
- （2）被害実態の把握
- （3）被災者の救出、救助等の措置
- （4）避難路及び緊急交通路の確保
- （5）交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- （6）行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視等
- （7）危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導
- （8）不法事案の予防及び取締
- （9）被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- （10）広報活動
- （11）関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

3 第六管区海上保安本部の治安維持対策

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等により次に掲げる措置を講ずるものとし、市はその活動に協力する。

- （1）災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取締り
- （2）警戒区域又は重要施設の周辺海域における警戒

第2項 交通、輸送応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時において、交通、輸送の機能が途絶し、又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

2 交通秩序応急対策

（1）陸上交通の確保

市は、関係機関が実施する以下の活動に協力する。

ア 災害時における交通の規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（災害対策基本法施行令「昭和37年第288号」第32条の2で定める、道路交通法「昭和35年法律第105号」第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

（ア）被災地及び周辺における優先通行

緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

（イ）緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として指定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該の区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の走行を抑制する。

（ウ）県内への車両の流入制限

隣接県に通じる中国縦貫自動車道、中国横断自動車道、山陽自動車道、国道2号、国道54号、国道183号等主要道路については、隣接県又は近接県による指導・広報により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、県内への車両の流入を極力制限する。

このため、県内の主要交差点、隣接県境及び高速道路の各インターチェンジ等必要な箇所に交通検問所を設置する。

イ 運転者に対する指導、広報

県公安委員会は、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間やう回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」として、次の事項を遵守するよう指導、広報を行う。

（ア）走行中の車両

- a 速やかに、車両を通行禁止の区域又は区間以外の場所に移動すること。
速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の妨害とならない方法で駐車すること。
- b 移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- c 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

（イ）避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行い、車両を使用しないこと。

ウ 路上の障害物除去等

（ア）県公安委員会は、基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ当該道路管理者、漁港管理者又は港湾管理者（以下「道路管理者等」という。）に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

（イ）警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対して、これを道路外の場所へ移動することを命じることができる。

なお、命令の相手方が現場にいない等により、当該措置等を命じることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官が現場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員は、当該措置をとることができる。

（ウ）道路管理者等は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者等相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

(エ) 道路管理者等は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両等の占有者等に命ずることができる。

a 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者等は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

b 指定道路区間の周知

道路管理者等は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

c 車両等の移動

道路管理者等は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者等自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者等はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

d 土地の一時利用

道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

e 損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

エ 通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合には、直ちに居住者等に対してその禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報を行うとともに、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者、報道機関等を通じて、交通規制状況、う回路状況、車両の使用抑制、運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

オ 関係機関との連携

(ア) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合は、道路管理者等の関係機関や警備業協会等の関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うものとし、その状況を県災害対策本部へ通報するものとする。

(イ) 県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間における指定若しくは命令又は措置をとるべきことを要請する。

（ウ）県公安委員会は、交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と協力して、その解消に適切な対応措置を講ずる。

（エ）通行妨害車両等の排除については、社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「JAF」という。）と「災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定」を締結していることから、JAF に対して協力を要請する。

カ 緊急通行車両又は緊急輸送車両の確認、及び規制除外車両の事前届出及び確認

県公安委員会は、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は道路の区間を指定して行った場合、基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認、及び基本法第 76 条第 1 項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊）又は県知事（県民活動課）において行う。

なお、本事務において確認した車両に交付され、基本法施行令第 32 条の 2 の規定により、前記通行の禁止又は制限が行われた道路を通行するに際し掲示しなければならない「緊急通行車両確認標章（以下この項において「標章」という。）」の様式は、別記のとおりである。

キ 緊急通行車両等の確認

県公安委員会は、県知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される車両であることについて、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時において基本法施行令第 33 条第 1 項等の規定に係る確認の手続きを行う。

また、同条第 2 項等に基づき、基本法第 50 条第 2 項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下この項において「指定行政機関等」という。））等の車両については、災害等の事態発生前においても緊急通行車両等であることの確認を実施する。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては、規制除外車両として整理し、規制の対象から除外するが、標章の掲示は不要とする。

（ア）対象とする車両

a 基本法の規定に基づく緊急通行車両等

大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、基本法第50条第1項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ・ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

b 地震法の規定に基づく緊急輸送車両

警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

- ・ 地震予知情報の伝達及び避難の指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ・ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

c 原災法の規定により読み替えて適用される基本法の規定に基づく緊急通行車両

原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の次に掲げる緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の指示等に関する事項
- ・ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・ その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

（イ）確認の取扱場所

県公安委員会は、緊急通行車両等であることの確認を、次に掲げる場所において取り扱うものとし、確認したものについて緊急通行車両確認証明書等及び標章を交付する。

a 災害が発生し、又は正に発生しようとしている時における確認（基本法施行令第33条第1項等）

- ・ 県警察本部（交通部交通規制課）
- ・ 県下各警察署
- ・ 交通検問所

b 災害発生前における確認（基本法施行令第33条第2項等）

- ・ 当該車両の使用の本拠を管轄する警察署

ク 規制除外車両の事前届出・確認

（ア）規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、県公安委員会の意思決定により基本法の規定に基づく交通規制等が行われた緊急交通路の通行を認めるものについては、規制除外車両として取扱う。

（イ）規制除外車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、道路運送車両法の規定による番号標以外のものを付しているものについては、前2（1）キのとおり標章の掲示を不要とするため、事前届出及び確認の対象としない。

（ウ）事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

（エ）規制除外車両の事前届出手続

- a 取扱場所
車両の使用の本拠を管轄する警察署
- b 規制除外車両事前届出済証の交付

県公安委員会は、事前届出があった車両について、規制除外車両に該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

（オ）規制除外車両の確認手続

県公安委員会は、災害等が発生し、緊急交通路が指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限した時、規制除外車両について確認するものとし、規制除外車両と認められるものについて規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

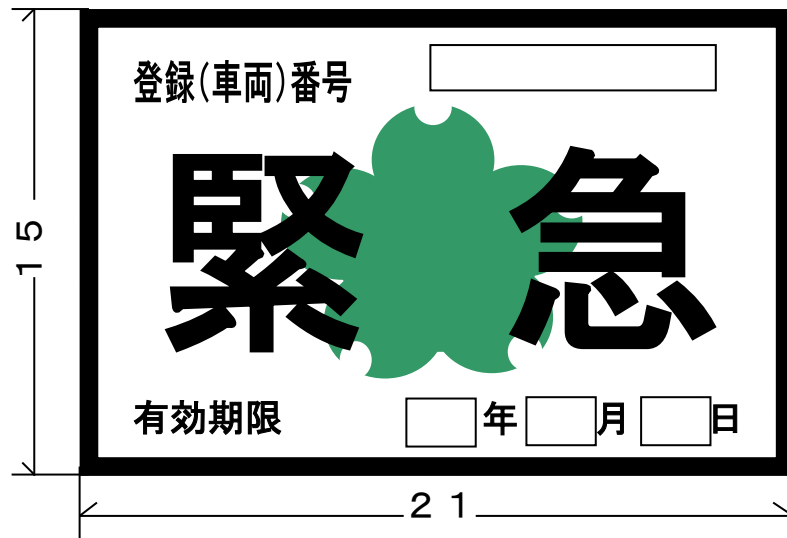
なお、規制除外車両の範囲やその拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁と調整する。

- a 確認の取扱場所
 - ・警察本部（交通部交通規制課）
 - ・大竹警察署（県下各警察署）
 - ・交通検問所

- b 除外届出済証の取扱い

規制除外車両の確認申出時に、当該車両に係る除外届出済証が添付されたものについては、事前届出を行っていないものの申出に優先して取り扱う。

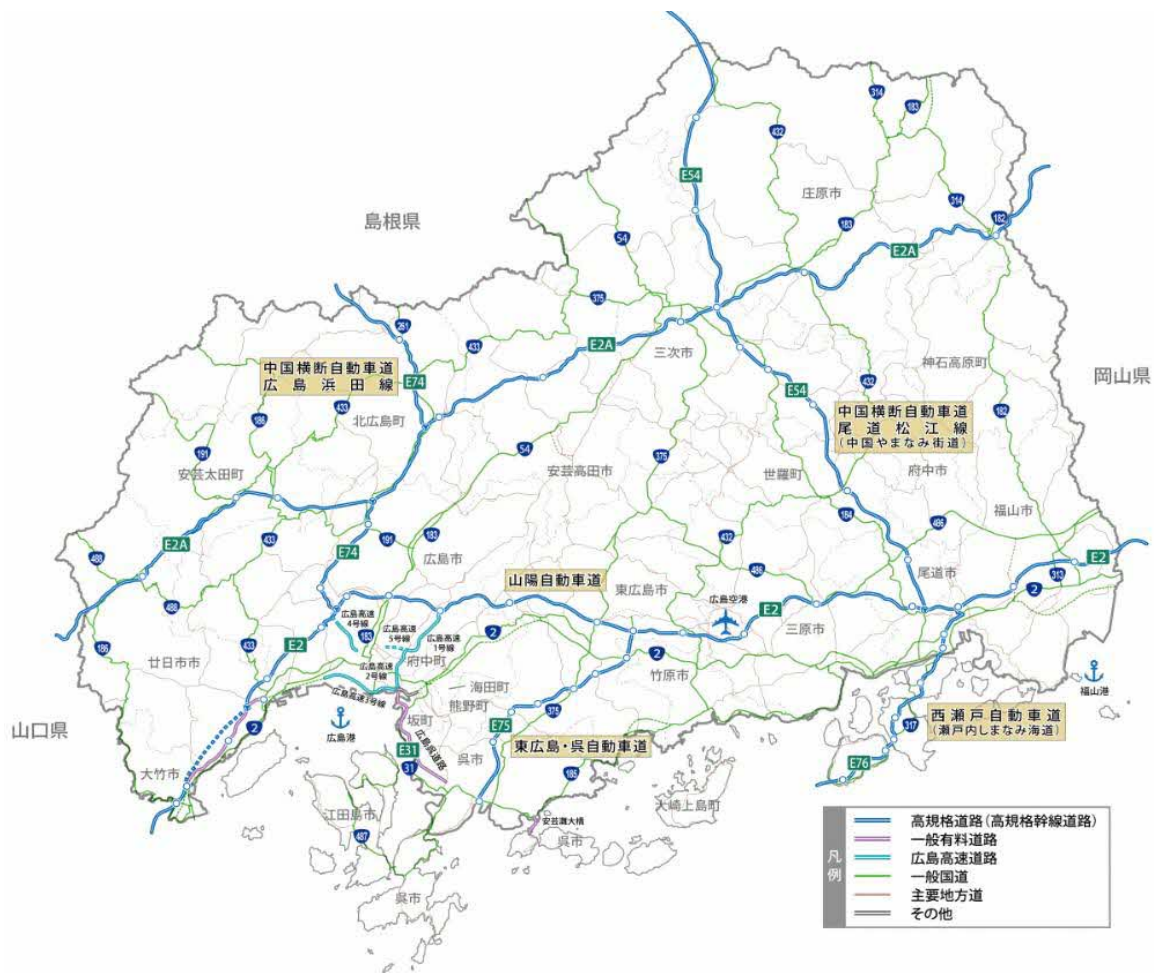
別記



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

広島県内主要道路地図

緊急交通路 指定予定路線	高速自動車国道
	山陽自動車道・中国横断自動車道（広島自動車道・広島浜田線・尾道松江線）・中国縦貫自動車道
	自動車専用道路
	西広島バイパス・広島呉道路・西瀬戸自動車道・東広島・呉自動車道・広島高速1～4号線
	その他国道
	県道等の主要幹線道路



注1) 緊急交通路は、実際の災害状況や道路状況に応じて指定又は変更する。
注2) 整備中の路線を含む。

（2）海上交通安全の確保

市は、関係機関が実施する以下の活動に協力する。第六管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所要の規制を行う。

イ 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

ウ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

エ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

オ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

カ 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

キ 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

（3）航空交通安全の確保

市は、関係機関が実施する以下の活動に協力する。国土交通省が作成した「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」によるものとする。主要な安全対策は次のとおりである。

ア 情報の収集及び整理

被災地周辺空域での航空交通状況、航空機の離着陸場の利用状況等の情報を把握、整理し、これらの情報を関係者へ通報する。

イ 飛行の注意喚起、自粛協力要請等の航空情報（ノータム）の発出を行う。

（ア）被災地周辺空域等の一定空域での飛行の注意喚起

（イ）救援機の飛行経路の周知等による救援機と一般航空機との飛行経路等の分離のための協力要請

（ウ）特に航空機が輻輳して危険又は救援活動に支障があると判断される場合は、一定空域を明示して、一般機について当該空域を一定期間飛行自粛するよう協力要請

ウ 航空交通情報の提供についての周知

救援機等が多数飛来する場外離着陸場等の周辺空域において、航空交通の輻輳等により救援活動に支障がある場合に、無線電話により地上等からパイロットに対して離着陸の順番や空中待機の方法等の航空交通情報を提供する場合、その情報の具体的内容をノータムで周知するとともに、その聴取を推奨する。

エ 被災地上空等で救援活動の支障となる飛行を行う運航者に対し、個別に協力要請をしたり、危険な飛行を行う運航者に対し、適切な措置を講じる。

オ 関係者間の緊急連絡網の確立

カ 関係者よりなる連絡調整会議を適時適切に開催する。

3 交通施設災害応急対策

（1）実施責任者

交通施設の区分	実 施 責 任 者
道 路	道路管理者（中国地方整備局、県、市町、西日本高速道路株式会社中国支社、本州四国連絡高速道路株式会社等）
港 湾	港湾管理者（県、市）、中国地方整備局
鉄道・軌道	西日本旅客鉄道株式会社広島支社、岡山支社、米子支社、新幹線鉄道事業本部、広島電鉄(株)

（2）実施基準

道路、港湾、鉄道等の交通施設に係る災害応急対策は、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努めるものとする。この場合の実施の基準は、概ね次に掲げる順序による。

ア 陸上交通施設（道路及び鉄道・軌道）

（ア）孤立地域の解消。この場合の地域は市町単位を原則とする。ただし、人命の救助等急施を要する場合はこの限りでない。

（イ）広域間の幹線交通の確保

（ウ）その他の道路交通の確保。この場合交通量の多い路線又は区間から実施する。

イ 海上交通施設（港湾）

（ア）接岸及び係留施設

（イ）外かく施設

（ウ）水域施設

ただし、人命、財産の危険のある場合又は急施を要する場合はこの順序によらず実施する。

（3）実施方法

施設の管理者は、それぞれ管理する交通施設の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

この場合、その施設の所在する地域の関係機関（市町を含む。）は、自己の業務に支障のない範囲において、これに協力する。

指定市以外の市町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、権限代行制度により当該工事を行うことができる。

4 交通マネジメント

（1）中国地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

（2）県は、市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中国地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

（3）検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

（4）検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

5 応急輸送対策

- （１）被災者及び災害対策要員の輸送、応急対策のための資材、物資の輸送等に必要な輸送力は災害応急対策責任者で確保する。
- （２）災害応急対策責任者が必要とする輸送力を確保できない場合は、知事に協力あつせんの要請をする。知事は次に掲げる機関の協力を得て所要輸送力を確保しあつせんする。

輸送区分	協 力 機 関
自動車輸送	中国運輸局、陸上自衛隊第13旅団、その他関係機関
鉄道・軌道輸送	中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、岡山支社、米子支社、 新幹線鉄道事業本部、その他関係機関
船舶輸送	中国運輸局、第六管区海上保安本部、海上自衛隊呉地方隊、その他関係機関
航空機輸送	第六管区海上保安本部、陸上自衛隊第13旅団、海上自衛隊呉地方隊、 航空自衛隊西部航空方面隊、広島空港事務所、広島国際空港株式会社、県警察本部

第8節 避難生活及び情報提供活動

第1項 避難計画

1 趣旨

災害未然防止のための避難の指示及び避難した者の保護のため、必要となる指定避難所の開設等について明記し、生命、身体、財産の保全を図る。

2 避難所等の開設等

（1）指定避難所設置義務

市は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する責務を有する。災害救助法が適用され、知事が実施を委任した場合、市町長は実施責任者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う）の間、指定避難所を開設して救助に当たる。

（2）避難所の開設等

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

（3）指定避難所の把握及び周知

指定避難所及び福祉避難所の所在地、名称、概況、受入可能人数等その実態を把握するとともに関係者に周知する。

3 避難行動要支援者の避難等

市は、非常時に避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、適切な避難誘導を実施するため、地域住民、自主防災組織、防災リーダー、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

市は、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、宿泊施設を借上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、市が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、市への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

4 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営にあたっては、市、自主防災組織、防災リーダー、ボランティア団体、その他防災関係機関職員が、それぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、あらかじめ指定避難所施設管理者との調整や、指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努めるとともに、自治会や自主防災組織や防災リーダー等と協力して、施設の速やかな開錠体制の構築を図り円滑な指定避難所の運営に努める。

また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。その際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る業務としては、次の点に留意する。

- (1) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

- (2) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

- （3）避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

- （4）指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

- （5）要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- （6）被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- （7）指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- （8）指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警護や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

- （9）指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- （10）やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

- （11）「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- （12）市は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、受援計画に従い応援職員の派遣を要請する。

5 指定避難所の閉鎖

- （1）市は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の閉鎖を決定し、指定避難所の管理者に必要な指示を与える。
- （2）指定避難所の管理者は、本部の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。
- （3）避難者のうち住居が浸水、倒壊等により帰宅困難の者がある場合には、指定避難所を縮小して存続させる等の措置をとるものとする。

6 広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮して、当該市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への収容等が必要であると判断した場合には、県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

県は、市からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

大規模災害の発生による機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わり必要な手続きを行うものとする。

被災県及び市等は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

7 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、県及び市は、市民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第2項 災害広報・被災者相談計画

1 目的

この計画は、災害時における住民の不安解消、混乱の防止を図るため、各防災関係機関が実施する広報・被災者相談に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施方法

（1）広報活動

ア 広報責任者

各防災関係機関は、「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、各防災関係機関が定める広報手続きにより、広報活動を実施する。その際、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

市は、本部を設置した場合において、関係機関から得た情報を市民に周知させる必要があると認めた場合は、記者クラブ等を通じて広報活動を実施する。ただし、急を要する広報については、直接各放送機関に対して広報事項を示して、放送の要請を行う。

イ 広報の目的

各防災関係機関は、災害発生直後には、パニック、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

ウ 広報の内容

市は、関係機関と密接な連携のもとに、次の事項を中心に広報活動を実施する。

（ア）災害発生直後の広報

- a 気象等に関する予警報及び情報
- b 避難に関する情報（避難場所、避難指示）
- c 医療、救護所の開設に関する情報
- d 災害発生状況に関する情報
- e 出火防止、初期消火に関する情報
- f 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- g その他必要な情報

（イ）応急復旧時の広報

- a 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報

- b 電気、ガス、水道の復旧に関する情報
- c 交通機関、道路の復旧に関する情報
- d 電話の利用と復旧に関する情報
- e ボランティア活動に関する情報
- f 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- g 臨時相談所に関する情報
- h 住民の安否に関する情報
- i 被災宅地危険度判定に関する情報
- j 災害廃棄物等の処理に関する情報
- k その他生活情報等必要な情報

（ウ）広報の方法

それぞれの情報の出所を明確にして、広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳等を活用するなど、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者について十分配慮するよう努めるものとする。

a 要配慮者に対する広報

市は、要介護者、高齢者、障害者等の「避難行動要支援者名簿」の活用により、高齢者、障害者等の安否確認に努めるとともに、自力で避難することが困難で特別の支援を必要とする障害者等に対する緊急時の円滑かつ迅速な広報活動もあわせて行う。

b 報道機関に対する発表

災害対策の重要事項は、必ず報道機関に発表する。また各報道機関が行う独自の取材活動に対しては、情報資料の提供など積極的に協力する。

c 住民に対する広報

災害の状況に応じて防災行政無線、防災メール、SNS（LINE）、Jアラート、広報車、ホームページ及び掲示板等最も適切な方法によって、周知徹底を図り、指定避難所への広報担当者の派遣も併せて行う。

また、ラジオ、テレビ、新聞等報道機関にも広報の協力を依頼する。

d 自治会、自主防災組織等を通じての連絡

住民組織の広報手段を有効に活用した広報活動も行う。

f 防災関係機関の広報

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況等、市民が必要とする情報について、多様な広報媒体を利用して積極的に広報を行う。

g 災害にかかる記録写真の取材

災害が発生した場合、できるだけ災害記録写真の取材に努め、これを整理保存し、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

エ 放送機関に対する放送の依頼

知事及び市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより、依頼する。なお、市は、知事を通じて依頼する。

知事と放送機関との放送要請に関する協定は次のとおりである。

(ア) 県と日本放送協会との災害時における放送要請に関する協定

協定年月日 昭和53年12月21日
 協定者 甲 広島県知事 宮澤 弘
 乙 日本放送協会
 中国本部長 大泉利道

(イ) 県と民間放送機関との災害時における放送要請に関する協定

協定年月日 昭和56年3月20日
 協定者 甲 広島県知事 宮澤 弘
 乙 株式会社中国放送
 取締役社長 山本満夫
 広島テレビ放送株式会社
 取締役社長 河村郷四
 株式会社広島ホームテレビ
 代表取締役 宮田正明
 株式会社テレビ新広島
 取締役社長 金光武夫
 協定年月日 昭和58年5月1日
 協定者 甲 広島県知事 竹下虎之助
 乙 広島エフエム放送株式会社
 取締役社長 松田耕平

(注) 協定の内容は、いずれも広島県地域防災計画附属資料（以下「附属資料」という。）に掲載されている。

オ インターネットを利用した広報の留意点

災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、市は、簡易版ホームページの開設やミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。

カ 災害に係る記録写真の取材

災害が発生した場合、市はできるだけ災害記録写真等の取材に努め、取材条件を添え整理保存し、県又は各関係機関から要請があった場合、自己の業務に支障を及ぼさない限り記録写真等の貸与又は提供をする。

（2）被災者相談活動

ア 被災者相談機関

災害が発生したときには、各防災関係機関は、被災者の生活環境の早期改善のため、速やかに被災者又は関係者からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等に対処する。

イ 相談方法

各防災関係機関は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

（3）安否情報の提供等

県又は市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3項 住宅応急対策計画

1 趣 旨

災害が発生し、災害救助法が適用された場合、市は県が実施する以下の事項に協力し、被災者を受入するための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じる。

2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等

3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努める。
- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき市長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び同法施行令17条の規定により、前各項の救助について市長に実施を委任したときは、市長が実施する。

4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

また、知事は、罹災証明の発行の状況を踏まえ、必要に応じて対象の拡充について検討する。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、市長の協力を得て、知事が実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入についても配慮するものとする。

（４）応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、当該市町長の意見を聞き、知事が決定する。

この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

ウ 関係団体との協力協定

知事は、災害時に応急仮設住宅の建設を迅速に進めるために、住宅建設に係る関係団体とあらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

また、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。協定を締結した関係団体とは、平時から緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

なお、協定締結団体が複数となる場合の調達方針については、広島県応急仮設住宅建設マニュアルで定めるものとする。

エ 資機材の調達

県（市）は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、国に資機材の調達に関して要請するものとする。

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等に当たっては、適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係団体等との連絡調整を行う。

（５）民間賃貸住宅の借上げ

知事は、民間賃貸住宅の借上げを迅速に実施するため必要となる取扱い等について、あらかじめ検討を進めるものとする。

ア 関係団体との協力協定

- （ア）知事は、災害時に民間賃貸住宅の借上げを迅速に進めるために、民間賃貸住宅に係る関係団体と、借上げ可能な民間賃貸住宅の空き家情報の提供について、あらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。
- （イ）知事は、民間賃貸住宅の無報酬での媒介について、宅建業関係団体に対して協力を要請するものとする。
- （ウ）知事は、民間賃貸住宅の提供について、協定締結団体に対して協力を要請するものとする。
- （エ）知事は、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。
- （オ）知事は、平時から協定を締結した関係団体と緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が市長に実施を指示し、市長が実施する。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は知事自ら実施する。

（1）住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

イ 修理の範囲

緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

ウ 対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

（2）日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という）の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

イ 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

ウ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市長の意見を聞いて決定する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法第21条の適用がある者について受入を行う。

また、緊急対応として、基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、県内公営住宅の一時的目的外使用許可による受入施設の提供も考慮する。

7 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与

知事は、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供による供与について協力を要請する。

8 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

（1）事前対策

ア 市長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

（ア）建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（「以下「建築判定実施本部」という。）の設置

（イ）建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

（ウ）建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

（エ）応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

（オ）建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

（カ）建築判定資機材の調達、備蓄

（キ）その他必要な事項

イ 知事は、市からの要請に対する的確な支援を行う。

ウ 県は、建築関係団体と協力し、建築判定士等の養成を行う。また、市と協力して、必要な判定用資機材を備蓄しておく。

（2）建築判定実施の事前準備

ア 市長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

イ 県及び市は、地震被害に備え、市は建築判定実施本部を、被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制について、あらかじめ整備しておく。

（3）応急危険度判定の実施

ア 市長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、市からの支援要請があったときは、建築判定支援本部を設置し、必要な支援を行う。なお、県は、建築判定士等の派遣等により、積極的に市町の活動を支援するものとする。

ウ 県及び市は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

エ 県及び市は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

オ 県は、所定の建築判定用資機材が不足する場合には、市に代わって、これを調達する。

（４）県との連絡調整等

ア 市は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

（５）国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

知事は、地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合には、国土交通大臣及び他都道府県の知事に対し、必要な支援を要請する。

9 民間賃貸住宅の情報提供

知事は、民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（公社）広島県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会広島県本部協力に対して協力を要請するものとする。

10 被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

（１）事前対策

ア 市は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

（ア）宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置

（イ）宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

（ウ）宅地判定実施方法の決定等の基準

（エ）初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保

（オ）宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

（カ）宅地判定資機材の調達、備蓄

（キ）その他必要な事項

イ 知事は市からの要請に対する確かな支援を行う。

ウ 県は、市の協力を得て、宅地判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

エ 県は、国、他の都道府県と連携して、宅地判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。

（2）宅地判定実施の事前準備

ア 市長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備する。

イ 市長は宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

（3）宅地判定の実施

ア 市長は、大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、市長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。

ウ 被災の規模等により市町が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

エ 県及び市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

オ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、市に代わってこれを調達する。

（4）県との連絡調整

ア 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

（5）国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し宅地判定実施のための支援を要請することができる。

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

1 趣旨

県及び市は、災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給及び給食を行う。

また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

- (1) 市長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。
- (2) 市長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。
- (3) 知事は、市長の要請があった場合、又は必要があると認めた場合は、食料を調達し供給する。

3 実施方法

(1) 市

災害救助法が適用された場合、食料の供給は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

災害救助法が適用されない場合、市長が災害救助法の適用に準じ、必要に応じ措置を決定する。

ア 供給対象者数及び数量の把握

災害時における米穀等の必要量を迅速かつ確実に計算し、調達を行うよう、次のとおり定める。

- (ア) 避難所については、それぞれその避難所の責任者からの報告により把握する。
- (イ) 在宅者については、関係機関及び自主防災組織、自治会等の協力を得て把握する。
- (ウ) 災害応急対策活動従事者については、関係各部の協力を得て把握する。

イ 食料供給の方法

（ア）市長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び食品給与に必要な副食や調味料の確保と供給に努めるものとする。

なお、必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、県知事又は相互応援協定市町等に対して応援を要請するものとする。

（イ）市長は、県知事等から食料供給を受けたときは、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。

（ウ）市長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等を把握しておくとともに、食料調達のため、市内各食品業者とあらかじめ協定を結んでおくものとする。

（エ）食品給与実施責任者は本部とし、指定避難所で供給する。

なお、災害の規模等状況に応じ、自主防災組織、自治会及び旅館、飲食店等給食業者に協力を要請し、円滑に供給できるようにするものとする。

また、県知事等から食料供給を受けたときは、自主防災組織や自治会等の協力を得て、指定避難所等の適当な場所で配給する。

ウ 炊出し

炊出しは、市給食センター又は指定避難所等で実施するものとし、災害の状況に応じてその全部又は一部を開設する。

なお、炊出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。

（2）県

知事は、市長から食料供給の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、食料を円滑に供給できるよう、次の措置を講ずる。

ア 備蓄食料を供給する。

イ 米穀については、販売業者に売却を要請する。それが不可能な場合は、農林水産省に災害救助用米穀の引渡しを要請する。

ウ 弁当、パン、缶詰、インスタント食品等については、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」を締結している販売業者等から調達する。

エ 防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

オ 必要に応じ、近隣市町、他府県又は国に食料援助を要請する。

なお、他県等から受けた援助食料は、被災者に適正かつ円滑に供給することに努める。

カ 避難の長期化等を考慮して、必要に応じ関係団体と連携して市が栄養管理に配慮して食料の供給及び給食、炊き出し等が実施できるよう支援する。

4 食料供給の適用範囲及び期間

（1）避難所に受入された者

（2）住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者

（3）水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）

（4）旅館やホテルの宿泊人及び前記（2）、（3）の住家への宿泊人、来訪者

（5）被災地内に停車、停船した列車、船舶等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者

（6）食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

第2項 給水計画

1 趣 旨

災害のため、給水施設の破壊あるいは飲料水の枯渇、汚染等により現に飲料水に適する水を得ることができない者に対し、県、市、水道事業者及び水道用水供給事業者は最小限度必要な量の飲料水を供給し、被災者を保護する。

2 給水の確保等

- (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い水源から給水トラック又は容器により運搬して確保する。
- (2) 被災地への給水車両等の応急給水地として、三ツ石調整池に応急対策用給水口を設置している。また、広島県三ツ石浄水場及び岩国市連絡管による応急給水が可能である。
- (3) 飲料水等が汚染されている恐れがあるときは、水質検査を実施し、安全を確認する。

3 給水対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者とする。従って、自分の井戸が汚染しても、近所から水が得られるような者は対象とはならない。

4 供給の方法

- (1) 配水管等が破損した場合には、三ツ石調整池（応急給水口）から給水車両、備蓄しているポリ容器等を利用し、供給する。
- (2) 給水用資機材が不足するときや飲料水の確保及び給水活動（応急復旧を含む。）の実施が困難なときは、次の事項を示して県又は日本水道協会広島県支部及び岩国市に対して、応援等を要請する。
 - ア 給水を必要とする人員
 - イ 給水を必要とする期間及び給水量
 - ウ 給水場所
 - エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - オ 給水車両を借り上げるときは、その必要台数
- (3) 必要に応じて広島県西部保健所の協力を得て、水質検査及び消毒等を実施する。
- (4) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- (5) 配水管の復旧状況に応じて、通水状況、通水の見通し等を広報し、市民への周知を図る。

5 給水の実施

（1）給水の基準

被災者に対する1日1人当たりの給水の量は3ℓ以内とし、医療機関や福祉施設等緊急性の高いところを重点として給水を実施する。

（2）給水の広報

給水にあたっては、事前に広報車、防災行政無線等により給水の方法、場所、時間帯その他必要事項を市民に周知する。

6 災害救助法が適用された場合の供給

災害のため市における給水施設等がすべて汚染し、飲料水が得られない場合には、県は、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するものとする。

（1）給水期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、県知事の承認を受けて延長することができる。

（2）施設の使用停止

感染症予防上必要と認め県知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して1人1日20ℓ程度を停止期間中供給する。

（3）飲料水供給のための費用

飲料水の供給に必要な経費は、県が負担するものであること。ただし、県知事が定める基準以外のことを市が行った場合は、その基準以外の分についての費用は、全て市の負担になるものであること。

7 優先給水

災害のため、災害拠点病院や透析医療機関等が断水した場合で、優先的な給水が必要と認めるときは、各機関からの要請に基づき、応急給水を実施する。

なお、給水方法等については、別途当該医療機関と協議し、給水確保計画等を定めるものとする。

第3項 生活必需品等供給計画

1 方針

県及び市は、被災者に対し衣服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

県及び市は相互に協力し、被災者に対し生活必需品等を給与又は貸与し、被災者の応急救助を行う。

2 実施責任者

知事は、災害救助法を適用し、市長を補助者として生活必需品等を被災者に給与又は貸与する。災害救助法が適用されない場合、市長が災害救助法の適用に準じ、必要に応じ措置を決定する。

なお、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により、知事が市長に生活必需品等の給与及び貸与の実施を委任したときは、市長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

（1）生活必需品等の給与又は貸与を受ける者

住家に被害を受け、日常生活に欠くことができない衣服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者であって、物資の流通機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者。

（2）適用期間

災害の発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期限の延長を行う。

（3）生活必需品等の範囲

ア 寝具（毛布等）

イ 外衣（ジャージ等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

エ 身の回り品（タオル、サンダル等）

オ 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

カ 食器（コップ、皿、箸等）

キ 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）

ク 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

4 実施方法

（1）市

あらかじめ生活必需品等供給計画を作成し、被災者のための生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町に対し応援を要請する。

（2）県

ア 市から生活必需品等の調達の要請があったときは、原則として、災害救助法施行細則の支出限度額の範囲内で、購入計画をたてる。

イ 前号の購入計画に基づき、県の備蓄物資及び卸売業者又は大規模な小売店等から購入した生活必需品等を市に緊急輸送する。

ウ 県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、近隣他県への応援を要請する。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

1 方針

県内で大規模な災害が発生し、市単独での物資の確保が困難な場合に、県は市の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、市の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、県単独で対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

2 物資の調達及び受入体制

（1）市

ア 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、指定避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

イ 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

ウ 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

（2）県

ア 市から物資の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市へ供給する。

イ 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ、県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

ウ 県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

エ 地震等により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市町から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

3 物資の輸送

（1）県は、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ物資輸送の要請を行う。

（2）県は、広島県トラック協会等に対して、県や市の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。

（3）物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要に応じ、指定避難所のニーズ等の聞取りを行い、市等への報告に努めるものとする。

（4）物資輸送車両等の燃料確保について、県は、国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社等に対して、高速道路の給油所において物資輸送車両への給油要請を行う。

第10節 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動

第1項 防疫計画

1 目的

この計画は、災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合に、発生の予防とまん延防止を図るため、防疫及び廃棄物処理の必要な事項について定めることを目的とする。

2 防疫

（1）感染症の発生予防・まん延防止のための措置

感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、知事は、次の方法を用いることができる。このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事が感染症患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって感染症の発生予防・まん延防止が困難であると認めるときは、市に当該措置を実施するよう指示することができる。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、市は生活の用に供される水を供給する。

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「法」という。)第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	指定感染症
ねずみ族・昆虫類等の駆除	法第28条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	

（2）防疫活動

災害時については、（1）による通常の防疫措置のほか、次の防疫活動を計画する。

ア 検病検査及び健康診断

（ア）検病検査の実施

災害時に感染症患者が発生した場合、発生の状況を的確に把握し、患者及び無症状病原体保有者の早期発見に努め、入院、病原体に汚染された物件の消毒その他適切な予防措置を講ずるため県、広島市、呉市及び福山市は検病調査を行う。保健所設置市である3市以外の市町（大竹市を含む）においては管轄の県の保健所で検病調査を行う。

（イ）感染症対策班の設置

病原調査は、医師1名、看護婦1名及びその他の職員2名で編成する。感染症対策班で行う。

1日当たりの検査能力：平均60戸、約300名

（ウ）健康診断の実施

検病検査の結果、必要な場合は、法第17条第1項に規定する健康診断の勧告を行い、又は健康診断を実施する。

（エ）健康診断は、検査技師1名及びその他の職員2名で編成する細菌検査班で行う。

1日当たりの検査能力：平均200名

イ 市の防疫活動

（ア）防疫活動

市は、知事の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。

（イ）被害の状況報告

市における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを「第3節災害情報計画」により県に報告する。

（ウ）防疫計画の作成及び報告

市長は、知事の指示に従い防疫活動を作成し、計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。

第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

1 方針

災害により、死亡者が発生した場合、市、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬等を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

2 遺体の搜索

知事は、災害救助法を適用した場合、市長を補助者として消防機関その他関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

（1）陸上における搜索

知事は、県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れる。

（2）海上における搜索

知事は、第六管区海上保安本部及び県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れる。

3 遺体の取扱い

遺体を発見したときは、第六管区海上保安本部（岩国海上保安署）、県警察（大竹警察署）及び市は次の措置を行う。

（1）第六管区海上保安本部（岩国海上保安署）、県警察（大竹警察署）

ア 遺体の見分及び検視（以下「検視等」という。）を行うとともに、市と連携をとり所要の措置を行う。

なお、多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供、検視等が終了した遺体の洗浄処理等について市と連携して対応するとともに、県公安委員会にあっては、必要に応じて警察災害派遣隊を要請し、体制の確保に努めることとする。

イ 身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかに身元確認に努める。

（2）県

市の行政機能が喪失又は低下した場合、検視場所の確保、身元不明遺体の引き渡し等の措置を円滑に進めるため、市を積極的に支援する。

（3）市

ア 遺体について、県警察（大竹警察署）と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。

イ 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。

ウ 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。

エ 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

（ア）感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

（イ）遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

4 遺体の埋火葬

市は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

県は市から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。また、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

（1）身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に、措置する。

（2）身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。

（3）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等

ア 知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。

イ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。

ウ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24 時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

（1）鉄動・軌道施設

鉄動・軌道管理者は、災害により設備に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。

（2）道路

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路としての機能を確保するため、上下線各1車線の確保に向けて最大限の努力をする。

（3）港湾及び漁港

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾施設及び漁港施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

4 治水施設等の応急復旧活動

（1）河川、海岸

河川、海岸管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

（2）砂防設備等

県及び市は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

県、市及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

県、市及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、電力、ガス供給施設、水道施設及び下水道施設の公共性にかんがみ、災害時におけるこれらの施設の応急対策について必要な事項を定めることを目的とする。

2 電力施設災害応急対策

（1）実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

（2）実施方法

中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画の定めるところにより、応急対策及び復旧工事を実施する。

3 ガス施設災害応急対策

（1）実施責任者

ガス事業者は、ガス工作物を災害から防護し、ガスの安定供給を確保する責任を有する。

ガス事故による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防機関、県警察等は自己の所掌事務を通じて処置し、協力する。

（2）実施方法

ア ガス事業者は、ガス保安関係法令及び自己の定める災害対策計画により応急対策を実施する。

イ ガス工作物に関する災害が発生したときは、事故の態様に応じ、直ちに消防機関又は警察署に速報し、応急対策を講ずるとともに、事故の状況、復旧見込み等を最も適切な方法で需要者その他の関係者へ通報する。

ウ ガス事業者は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

エ 災害により、ガス供給が不可能となった場合は、ガス供給業者は可能な限りこれに代わる適当な燃料が確保されるよう努める。

オ ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

4 水道施設災害応急対策

（1）実施責任者

大竹市上下水道局長

（2）応急復旧対策

ア 取水施設及び送水施設に亀裂・崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、送水の停止又は減量を行う。

イ 漏水等により道路陥没等が発生し、道路交通上危険が予測される箇所は、断水後、可能な限り危険防止措置を実施する。

ウ 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者不明の給水装置の漏水は、止水栓等により閉栓する。

（3）応急復旧等が市のみでは困難な場合には、関連事業者、県又は日本水道協会広島県支部に応援を要請するものとする。

（4）災害発生時は、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を住民に周知するため、防災行政無線、防災メール、SNS（LINE）、広報車による広報活動を実施する。

5 下水道施設災害応急対策

（1）実施責任者

大竹市上下水道局長

（2）応急復旧対策

ア 下水処理場およびポンプ場において、停電のため機能が停止した場合、自家発電設備により運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起らないよう対処する。

イ 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては被害の程度に応じて応急措置を実施する。

ウ 工事中の箇所においては、請負者に対し被害を最小限度にとどめるよう指揮監督をするとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

第3項 その他施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災重点ため池対策

市は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

措置が極めて困難な場合などにおいては、基本法に基づく応援の要請を検討する。

3 空家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第4項 廃棄物処理計画

1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

県及び市は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

(1) 県災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物処理の基本的な考え方や手順、近隣他県や民間事業者等との連携・協力に係る事項、想定災害における県内の災害廃棄物発生推計量等の基礎的データ等を平時から整理し、県災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(2) 大竹市災害廃棄物処理計画

市は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項、災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、大竹市災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市が主体となって処理する。県は、市を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市の支援を行う。

市及び県の役割

市	県
・ 自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・ 仮置場の設置運営 ・ 廃棄物の運搬・処分等 ・ 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請	・ 県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・ 被災市町への事務支援、人的支援 ・ 被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4 災害廃棄物の処理

（1）作業開始

ごみ処理施設の被害状況及び復旧見込みを速やかに把握する。また、被災地の
ごみ及び汚物等については、ごみの収集処理見込み量を把握し、迅速かつ適切に
清掃業務を実施し、環境の浄化を図るとともに、市は、収集車及び作業員を派遣
し、罹災地域の塵芥及びし尿の処理を速やかに開始する。

（2）収集方法

ア ごみの収集

収集方法については、食物の残廃物等を優先的に収集車により行う。なお、
本市のみで収集処理ができないときは、関係業者の協力を要請するとともに、
近隣市町及び県の応援を求めるものとする。

イ 臨時集積場所の設置

大量のごみが発生した場合は、臨時集積場を設け処理するものとし、臨時集
積場の衛生状態を保つため、定期的に消毒等を行う。

ウ し尿の収集

災害により、上下水道設備が破壊され水洗便所が使用できなくなった場合
は、し尿の収集見込み量及び仮設共同便所の必要数を把握し、仮設共同便所を
設置した場合は、市所有の消毒用器具等を活用して定期的に消毒等を行う。

なお、仮設共同便所の設置にあたっては、高齢者、障害者、女性等に配慮す
るものとする。

収集方法については、し尿収集車両により医療機関、避難所等緊急性の高い
ところから収集する。

また、被害が甚大でし尿収集の委託業者のみで処理できないときは、関係業
者へ協力を要請するとともに、近隣市町及び県へ応援を求めるものとする。

（3）清掃事業の機動力、人員等

資料編別表10「清掃事業の機動力、人員等」参照

（4）連携の促進等

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努め
る。

第5項 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目 的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって市民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

（1）有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

（2）建築物等からの石綿の飛散防止措置

広島県「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

第12節 ボランティアの受入等に関する計画

1 方針

県・市及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑な受付、調整等その受入体制を確保するため、受入に携わる要員の育成に努めるものとする。

ボランティアの受入に際して、高齢者介護や外国人との会話力等の技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じて活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの受入

（1）ボランティアの受入体制

災害時において、市は、本部を設置した際には、大竹市社会福祉協議会が設置する市被災者生活サポートボランティアセンター（以下「市サポートVC」という。）への支援を行う。

その際、市サポートVCは広島県被災者生活サポートボランティアセンター（以下「県サポートVC」という。）と連携を図り、ボランティアなどの受入や活動支援、情報収集・発信などを行う。

また、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター等の中間支援組織は、必要に応じて、県サポートVC・市サポートVCの活動と連携して被災者支援を効果的に展開するため、情報共有の機会を設ける。

（2）県災害対策本部の役割

ボランティアの受入体制の確保について、被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。

また、県サポートVC等へ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供や情報収集を行う。

（3）市災害対策本部の役割

ボランティアの受入体制の確保について、市サポートVC等と連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、市サポートVC等に対して、情報提供等の支援を行う。

（4）県サポートVCの役割

市サポートVCや県災害対策本部等と連絡・調整し、市サポートVCの後方支援を行うものとする。

ア 市サポートVCの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

イ 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボランティア」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。

（5）市サポートVCの役割

県サポートVCや本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受入や活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要性などを広報し募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

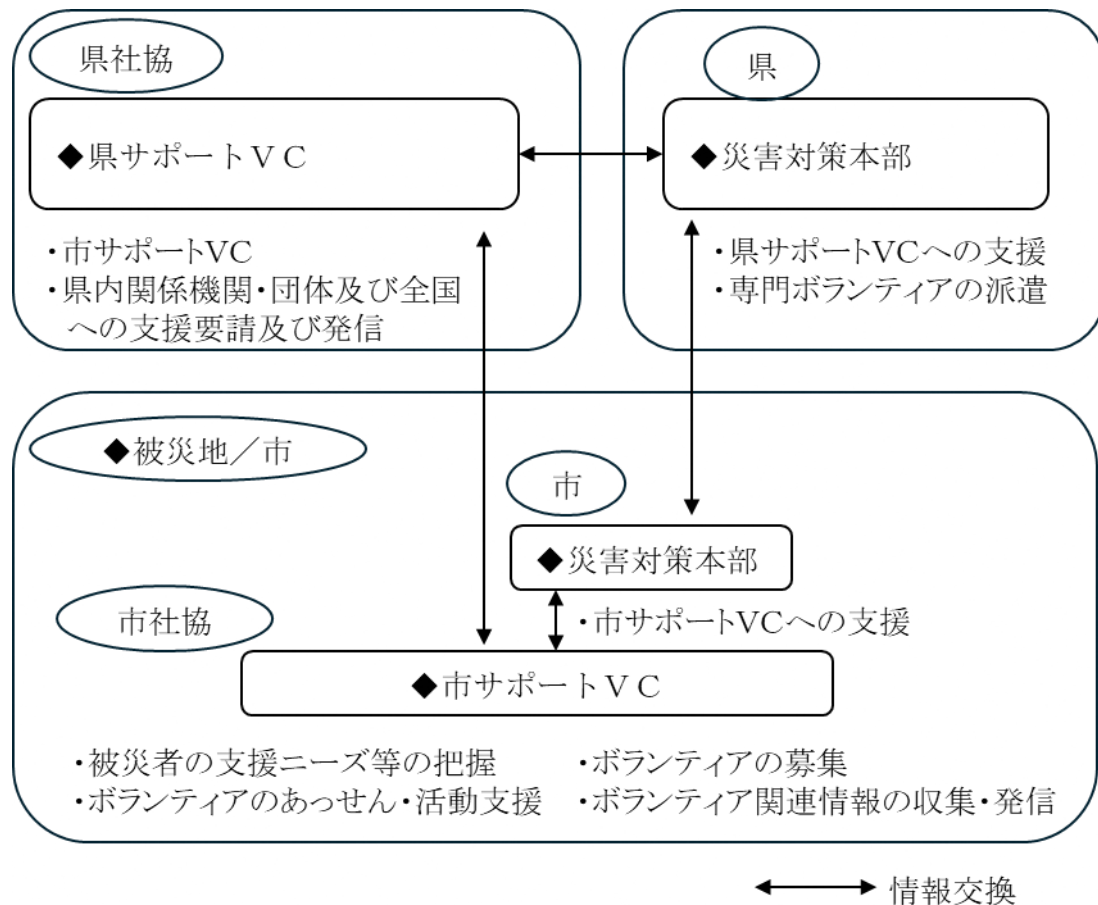
災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から市サポートVC等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



(6) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

県内市町に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市町が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

3 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、市サポートVC等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

市は、専門ボランティアの受入及びあっせんの調整等を行う。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、公民館、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、

可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できるよう環境づくりに努めることとする。

5 災害情報等の提供

市は市サポートVCへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供する。

6 ボランティアとの連携・協働

県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

7 市サポートVCの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により市サポートVC機能の一部又は全部が喪失した場合、県サポートVC及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

8 ボランティア保険制度

市は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

第13節 文教計画

1 目的

この計画は、災害時において園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、災害後の生徒等の不安感の解消に努め、教育活動が円滑に実施できるよう応急教育の実施その他必要な事項について定めることを目的とする。

また、県及び市は災害発生時において学校や公民館等の社会教育施設等が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

2 避難対策

- (1) 生徒等が在校中に災害が発生した場合には、学校長はあらかじめ作成された避難計画に基づき直ちに生徒等及び教職員を安全な場所へ避難させるとともに、その安全確保に努め、市教育委員会へ被害状況等を報告する。
- (2) 生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学経路の状況について把握した上で、集団で下校させるとともに、通学路の要点に教職員を配置し、安全を図るものとする。
- (3) 保護者への連絡、引渡し等
災害発生後、生徒等を保護者に引き渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡を取るものとする。ただし、連絡が取れない等の理由で生徒等の引渡しができない場合は、学校において保護するものとする。
- (4) 市が、指定避難所として開設をした時又は避難者があった学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

3 生徒等への相談活動

学校長は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行うとともに、精神的な不安の解消に努める。

4 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

ア 施設の応急処置方針

(ア) 校舎

被害の軽微な校舎については即時修理を行い、また教室に不足を生ずる場合は、特別教室を転用する等の措置をとり授業を行う。

また被害が甚大で応急処理が不可能な場合は、一時学校を閉鎖し、完全復旧が終わるまで応急教育実施予定場所において授業を行う。

（イ）校庭

校庭の被害については、使用に危険のない程度に応急処理を行い、校舎の復旧後に完全に整備する。

（ウ）備品

流失、破損等により使用不能の机、椅子等の補充は、余剰のものを集め、授業に支障のないようにする。

イ 応急教育の実施場所

次の場所を予定し、授業に支障のないように措置する。

（ア）仮設校舎

（イ）隣接校

（ウ）校区内の公民館等の公共建物

（エ）公園、広場等の公共用地

（オ）その他

市教育委員会は、応急教育実施場所の確保が得られない場合は、県教育委員会に要請し、県教育委員会が、その確保のためあつせん当たる。

ウ 応急教育の実施方法

応急教育の実施にあたっては、あらかじめ作成された応急教育計画に基づき授業を実施するよう努めるものとし、学校施設設備の応急復旧の状態、教職員、生徒等及びその家族の罹災程度、道路、交通機関の復旧状況等を勘案して、次の方法により行う。

（ア）登下校に長時間を要する場合

始・終業時間を状況に応じて変更し、生徒等の安全を図る。

（イ）一部又は半数に近い者が登校できない場合

短縮授業、半日授業の措置をとり、登校できない者については別に考慮する。

（ウ）一定区域の生徒等が登校できない場合

臨時に応急教育実施の予定場所において授業を行う。

（エ）半数以上の者が登校できない場合

臨時休校又は応急教育実施の予定場所での授業等適宜の措置をとる。

（オ）生徒等を学校へ一度に受け入れることができない場合

二部授業及び分散授業を行う。なお、二部授業を行う時は、小・中学校にあつては学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条の規定により県教育委員会に届け出る。

（カ）登下校の対策

生徒等の登下校については、保護者及び関係防災機関等と緊密な連絡をとり、通学路を確保し、保護者及び教職員等の指導員、監視員を配置し、集団登下校の安全を図る。

（2）学用品の調達

ア 教科書等の確保

市教育委員会は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

イ 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合は、教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り、次により調達し、支給する。また、知事がその実施を市長に委任した場合は、市長が実施する。なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

（ア）支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校、専修学校等の生徒を含む。）

（イ）支給範囲

- a 教科書及び教材（県又は市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）
- b 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- c 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

（ウ）支給限度額

- a 教科書及び教材 給与に要した実費
- b 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則に定めるところによる。

（エ）支給申請の期限

- a 教科書及び教材 1か月以内
- b 文房具及び通学用品 15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

（3）教職員の確保

教員の罹災により、通常の授業や校務運営の実施が困難な場合は、市教育委員会は県教育委員会にその状況を報告する。県教育委員会は、必要に応じて一時的に教員組織の編成替えを行うなど教職員の確保に努める。

（4）給食

ア 学校給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、市は、県教育委員会にその状況を報告する。

イ 市教育委員会は、被害物資量を把握し関係機関と連携して処分方法、給食開始に必要な物資の確保配分等について指示する。

ウ 学校給食は、できる限り継続して実施するものとする。また、学校給食施設を利用し、罹災者への炊出しを実施するときは関係機関と十分調整する。ただし、次の場合は給食を中止する。

（ア）学校給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能なとき。

（イ）保健衛生状況の悪化等により、感染症等が発生し又は発生する恐れのあるとき。

（ウ）給食用物資の調達が困難なとき。

（エ）その他給食の実施が適当でないと認めるとき。

エ 留意事項

罹災地においては感染症発生の恐れが多いため、保健衛生について特に注意する。

（5）通学道路等の確保

災害が発生し又は発生の恐れがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するために、市教育委員会は関係者及び各関係機関と緊密な連携をとり次の対策を講じるものとする。

ア 災害危険箇所（資料編 別表2参照）の実態を把握し、危険予防のため市は、学校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずるものとする。

イ 災害により通学不能又は困難が常時予想される地区については、寄宿舎の設置等も考慮するものとする。

（6）高等学校及び専修学校生徒の災害応急対策への協力

高等学校及び専修学校において、登校可能な学生を教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導又は要請する。

5 学校及び公民館等の社会教育施設等が地域の避難所となる場合の対策

- （1）市教育委員会は、指定避難所に供する施設・設備の安全を確認するものとする。
- （2）市教育委員会は、指定避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期するものとする。
- （3）市教育委員会は、避難生活が長期化する場合には、応急教育と避難者への支援活動との調整について各関係機関と必要な協議を行う。

6 文化財に対する対策

- （1）文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告する。
- （2）市教育委員会は、市指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する。
- （3）県教育委員会は、前項の報告を受けたときは、市教育委員会に対し必要な措置を取るよう指示し、国指定等の文化財については文化庁へ被災状況を報告する。

第14節 災害救助法適用計画

1 目的

この計画は、災害に際して被災者の救難、救助その他応急的保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

応急救助は、関係法令の規定により、実施責任者が定められている場合はその実施責任者が、その他の場合は市長が、住民、団体の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものであるが、この節においては、主として各法令の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定めるものとする。

2 災害救助法適用

（1）趣 旨

市に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、知事は災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

オ 医療及び助産

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の搜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、「障害物」という。）の除去

（2）災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。（同法第2条第1項に定める適用）

（ア）本市において、50世帯以上（市町村法適用基準「1号基準世帯数」）の世帯の住家が滅失した場合

（イ）県区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本市において25世帯以上（市町村法適用基準「2号基準世帯数」）の世帯が滅失した場合

（ウ）県区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、本市の区域内の住家滅失世帯数が多数である場合

（エ）災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合

（オ）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

（注）滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

イ 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。（同法第2条第2項に定める適用）

（ア）災害が発生するおそれがある場合に、国が基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

（イ）本市において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

（3）災害救助法の適用手続き

ア 本市における災害が前記（2）のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は直ちにその旨を県に情報提供する。

イ 県は、市からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国（内閣府）から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国（内閣府）へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、市、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

ウ 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

（4）救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	期 間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間 完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から 10 日以内
医療	医療の途を失った者	災害発生の日から 14 日以内
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者）	分べんした日から 7 日以内
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から 3 日以内
被災した住宅の応急修理	・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大する恐れのある者 ・日常生活に必要な最低限度の部分の修理 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 災害発生の日から 10 日以内に完了 ・日常生活に必要な最低限度の部分の修理 災害発生の日から 3 か月以内に完了 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 か月以内に完了）
学用品の給与	住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から (教科書) 1 か月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内
埋葬	災害の際死亡した者 (実際に埋葬を実施する者に支給)	災害発生の日から 10 日以内
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から 10 日以内
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から 10 日以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から 10 日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整備配分	各応急救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間以内

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

（5）市長への委任

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、市長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

県から、市長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市町の行政機能が損なわれる被災状況等、市町の実情に応じて、県は委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市に通知することにより行うとともに、市へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、市に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

市長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の捜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市町が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市が事務を実施 2 医療（DMAT の派遣など）

第15節 航空機事故による災害対策計画

航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、市をはじめ防災関係機関は、県及び空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに乗客、市民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策活動について定める計画である。

1 情報の伝達

航空機の墜落事故が発生した場合、市は原則として県、航空事務所及び防災関係機関へ連絡する。

また、災害の規模が大きく、市単独では対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。さらに災害が拡大する恐れがある場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣や化学消火薬剤など資機材の確保等について応援を要請する。

2 応急対策

（1）市の措置

市内に航空機が墜落した場合は、次の措置をとるものとする。

- ア 消火・救助・救急活動
- イ 救護地区の措置
- ウ 負傷者の把握
- エ 避難指示等・誘導
- オ 遺体収容所の設置

（2）警察署の応急措置

大竹警察署は次の措置をとるものとする。

- ア 救出・救助活動
- イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
- ウ 事故現場周辺地域の交通規制
- エ 遺体の検視（見分）及び身元の確認

（3）医療関係機関の措置

市、県及び医療関係機関は相互に協力して医療救護活動を実施するものとする。

- ア 医療救護班の編成及び派遣
- イ 医療救護活動
- ウ 遺体の検案

3 米海兵隊岩国航空基地周辺地域において航空機事故による災害が発生した場合

米海兵隊岩国航空基地周辺地域において航空機事故による災害が発生した場合は、米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱によるものとする。（資料編 資料11「米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱」参照）

第16節 海上災害応急対策計画

1 船舶災害

(1) 目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等を伴う災害が発生した場合における被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

(2) 情報の伝達

船舶災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

ア 第六管区海上保安本部

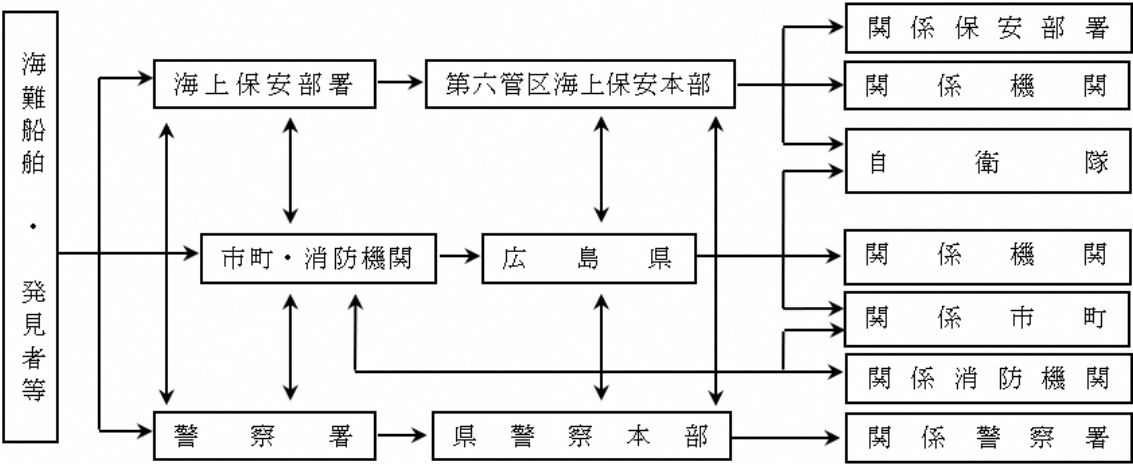
船舶災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、第六管区海上保安本部は県、関係市町、消防、警察等防災関係機関に連絡する。また、外国船舶にかかる災害においては、必要に応じ税関・入国管理局・検疫所等の関係機関にも連絡を行う。

イ 県

県は、第六管区海上保安本部等から受けた情報を関係市町、防災関係機関に連絡する。

ウ 市

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し被害の把握に努め、これらの被害情報を県に報告するとともに、岩国海上保安部署・大竹警察署に連絡する。



（3）実施責任者及び実施事項

ア 海難船舶、船舶所有者等

- （ア）事故発生及び被害状況の連絡
- （イ）避難誘導等の応急対策活動
- （ウ）被災船舶や乗船者等に関する情報の提供

イ 第六管区海上保安本部

- （ア）情報の収集及び連絡・通報
- （イ）活動体制の確立
- （ウ）搜索活動
- （エ）救助・救急活動
- （オ）消火活動
- （カ）自衛隊に対する災害派遣要請
- （キ）海上交通安全の確保
- （ク）合同調整所での調整
- （ケ）その他の災害応急活動

ウ 広島県

- （ア）情報の収集及び連絡・通報
- （イ）各種防災体制への移行
- （ウ）自衛隊に対する災害派遣要請
- （エ）救助・救急活動
- （オ）医療救護活動
- （カ）合同調整所での調整
- （キ）その他の災害応急対策

エ 市

- （ア）情報の収集及び連絡・通報
- （イ）各種防災体制への移行
- （ウ）救助・救急活動
- （エ）医療救護活動
- （オ）一時避難所の設置及び運営
- （カ）合同調整所等での調整
- （キ）その他の災害応急対策

オ 県警察

- （ア）情報の収集及び連絡・通報
- （イ）海岸沿いにおける搜索活動
- （ウ）救出救助活動

- (エ) 交通規制
- (オ) 合同調整所での調整
- (カ) その他の災害応急活動

カ 消防機関

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 搜索活動
- (ウ) 救助・救急活動
- (エ) 消火活動
- (オ) 合同調整所での調整
- (カ) その他の災害応急活動

キ 医療機関（日本赤十字社広島県支部、広島県医師会、災害拠点病院等）

- (ア) 医療救護班の派遣等による医療救護活動
- (イ) その他の災害応急活動

ク 自衛隊

- (ア) 県又は第六管区海上保安本部による災害派遣要請に基づく活動
- (イ) 合同調整所での調整
- (ウ) その他の災害応急活動

2 大量流出油等災害

(1) 目的

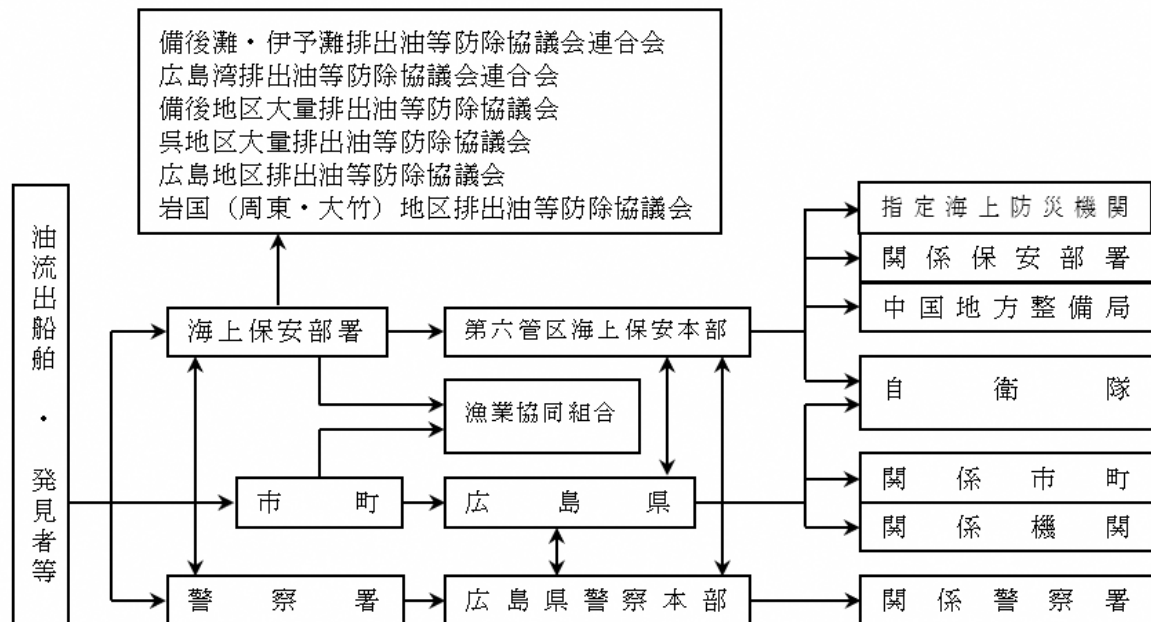
船舶又は海洋施設その他の施設から、海上に大量の油等が流出した場合における被害を局限するため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施する計画である。

(2) 実施責任者

- ア 県
- イ 市
- ウ 県警察本部
- エ 中国地方整備局
- オ 岩国海上保安署
- カ 漁業協同組合
- キ 関係企業

（3）情報の伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又はその恐れがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。



（4）実施事項

ア 県

- （ア）関係機関への情報伝達及び応急対策上必要な指導
- （イ）資器材の搬出、輸送
- （ウ）器材のあっせん、調達
- （エ）県所属船舶の派遣と防除作業の実施
- （オ）港湾施設使用制限等の措置
- （カ）港湾建設業者等に対する指導、協力要請
- （キ）災害救助法適用に関する措置
- （ク）自衛隊に対する災害派遣要請
- （ケ）漂着油の除去作業等
- （コ）回収油等の処理
- （サ）その他応急措置

イ 市

- （ア）漂着の恐れのある沿岸住民、船舶に対する災害状況の周知、火気制限
- （イ）地先海面の巡回監視
- （ウ）漁具の移動、オイルフェンスの展張等自衛措置の勧奨
- （エ）漁港施設使用制限等の措置
- （オ）漁港建設業者等に対する指導、協力要請
- （カ）ガス検知の実施
- （キ）回収油等の処理

- (ク) 警戒区域の設定と警戒、住民の避難指示等
- (ケ) 資器材の搬出、輸送
- (コ) 漂着油の防除措置の指導、援助
- (サ) その他応急措置

ウ 県警察本部

- (ア) 情報の収集及び連絡通報
- (イ) 警備艇による流出油海域のパトロール
- (ウ) 警戒区域の設定と警戒、民心安定のための広報活動
- (エ) 危険行為の取締り
- (オ) 応急資器材の緊急輸送協力、交通規制

エ 中国地方整備局

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 流出油等の防除作業
- (ウ) その他応急対策

オ 岩国海上保安署

- (ア) 関係機関への伝達及び協力要請
- (イ) 遭難船乗組員の救助作業
- (ウ) 遭難船の応急対策指導
 - a 油等の流出防止作業指導
 - b 安全海域への移動等の指導
- (エ) 防除措置義務者への指導等
- (オ) 船舶航行の安全確保
 - a 航行制限又は禁止
 - b 航泊船舶の火気使用禁止指導
 - c 航泊船舶の避難の指示勧告及び指導
- (カ) 流出油等の防除作業
- (キ) オイルフェンスの展張及び油処理剤散布に関する指導援助
- (ク) 瀬取船に対する油抜き取り作業の指導
- (ケ) 資器材の輸送
- (コ) その他応急対策

カ 漁業協同組合

- (ア) 漁民に対する情報の伝達
- (イ) 漁具等の移動、オイルフェンス展張等の自衛措置
- (ウ) 漁船による防除作業の協力

キ 関係企業

- (ア) 関係機関への通報
- (イ) 資器材の搬出、輸送及び調達
- (ウ) その他応急処置の協力

第17節 主な災害の特性及び対策の計画

1 雪害対策

（1）災害の特質

極寒気の数次にわたる降雪により長期間交通が途絶し、各種の機能がまひし又は停止する等の間接被害が多い。

（2）応急対策（雪害対策計画）

ア 体制

（ア）注意報（大雪、風雪、なだれ）発表等により注意体制に入る。

（イ）警報発表の場合、警戒体制に入る。

（ウ）非常体制：注意報発表後の降雪状況、被害発生状況により判断する。

イ 対策事項

（ア）道路鉄道の除雪

積雪時における交通確保のための除雪対策は、次の機関が実施するものとする。

a 国道（直轄道路）

中国地方整備局（国土交通省広島国道事務所）

b 県道及び県管理国道

広島県西部建設事務所廿日市支所、市（土木課）

c 市道

市（土木課）

d 山陽自動車道及び広島岩国自動車道

西日本高速道路株式会社広島高速道路事務所、徳山管理事務所

e 鉄道除雪

西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

（イ）市の除雪対策

市は、各関係機関と密接な連携のもとに実施するものとし、除雪作業の一貫性を図るよう努めるものとする。

2 長雨対策

（1）災害の特質

ア 被害は長期間にわたり徐々に発生する。

イ 日雨量、連続雨量が大きくない限り、施設被害は比較的少ない。

ウ 農産物被害、伝染病発生等の被害が多い。

（2）応急対策

ア 体制

被害発生状況によって決める。

イ 対策事項

（ア）病虫害防除及び指導

（イ）再生産のための手段の確保及び指導

- (ウ) 天災融資法の適用等被害農家に対する資金対策
- (エ) 防疫、廃棄物処理その他の保健衛生対策
- (オ) 家畜衛生及び家畜飼料対策

3 豪雨、台風による洪水、高潮の対策

(1) 災害の特質

- ア 台風、梅雨前線等による大雨で、河川が増水し、人的、物的被害に至る。
また、雷雨等で局地的に豪雨が集中し、河川が増水による人的、物的被害を起こすこともあり、いずれの場合も短時間に甚大な被害をもたらす。
- イ 台風等による気圧の低下や強風により、海面の異常上昇が起こり、沿岸部、島しょ部に高潮被害を起こす。

(2) 応急対策

ア 体制

- (ア) 注意報発表等により注意体制(水防準備)
- (イ) 警報発表等による警戒体制、水防本部設置(状況により災害対策本部を設置する。)
- (ウ) 災害発生(被害報告)により出動体制

イ 対策事項

- (ア) 堤防、護岸の補強及び応急復旧
- (イ) 交通、通信手段の確保
- (ウ) 避難の指示
- (エ) 障害物の除去
- (オ) 救難、救助
- (カ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (キ) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (ク) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (ケ) 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧
- (コ) 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- (サ) 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- (シ) 治山・治水対策
- (ス) 家畜衛生及び家畜飼料対策

4 長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策

(1) 災害の特質

土砂災害は局地的な集中豪雨、台風等により、急な谷川や谷の出口の扇状地、急しゅんな土地などに多く発生し、短時間で人的、物的被害が発生する。

(2) 応急対策

ア 体制

- (ア) 注意報(大雨、洪水)の発表等により注意体制に入る。
- (イ) 降雨状況、災害の発生状況により、注意体制から必要な体制に入る。

イ 対策事項

- (ア)避難の指示
- (イ)交通、通信手段の確保
- (ウ)救難、救助
- (エ)障害物の除去及び施設の応急復旧
- (オ)食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (カ)防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (キ)中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (ク)農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧
- (ケ)天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- (コ)林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- (サ)治山・治水対策
- (シ)家畜衛生及び家畜飼料対策

5 風害対策

(1) 災害の特質

雨を伴わない台風や竜巻等による強風、波浪、高潮等により火災、海難等の災害、港湾、海岸施設、農水産物、家屋等の被害が発生する。

風が非常に強い場合は、強風により人的被害や家屋、樹木、鉄塔、電柱の倒壊等が広範囲にわたって発生する。

また、強風により、海水が吹上げられ、沿岸部、島しょ部を中心に農作物等の被害や停電が発生する。

(2) 応急対策

ア 体制

- (ア)注意報発表等により注意体制に入る。
- (イ)災害発生により注意体制から必要な体制をとる。

イ 対策事項

- (ア)避難の指示
- (イ)海岸、堤防の補強及び応急復旧
- (ウ)交通、通信手段の確保
- (エ)災害広報
- (オ)障害物の除去
- (カ)救難、救助
- (キ)食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (ク)防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (ケ)中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (コ)農林水産物被害に対する対策
- (サ)天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- (シ)海上交通規制

6 林野火災対策

（1）災害の特質

広島県内は、地形、地質、林相、気象状況等から沿岸部、島しょ部は、林野火災発生危険度の高い。

近年地域開発等の進展に伴い人家が山ろくまで建て混んできた。

一度発生した林野火災は防衛活動に幾多の困難を伴うとともに、これが拡大すると相当の被害をもたらす。

（2）応急対策

ア 体制

被害発生状況によって体制を決める。

（ア）林野火災の発生通報等によって注意体制に入る。

（イ）災害発生状況によって順次必要な体制をとる。（被害発生規模、その他の状況により現地で応急対策を必要と認めるときは現地災害対策本部を設置する。）

イ 対策事項

（ア）情報の伝達

大規模な林野火災が発生した場合、市は原則として県、警察及び防災関係機関へ連絡するものとする。

（イ）発見者等から大規模な火災の連絡を受けたとき又は自ら発見したときは、速やかに県に連絡する。

（ウ）地域住民等の避難の指示等については、本編第3章第2節「住民等の避難誘導に関する計画」の定めにより実施する。

（エ）必要に応じ、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。

（オ）関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

（カ）負傷者が発生した場合、市の医療機関等で医療班を組織し、現地へ派遣する。

（キ）必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

（ク）空中消火活動の必要があると認められる場合は、本編第3章第4節「ヘリコプターによる災害応急対策計画」の定めにより実施する。

（ケ）被災者の救助及び消火活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

（3）消防活動

ア 既設の防火線、林道を拠点とする防火帯を設置し、延焼防止に努める。

- イ 延焼防止に必要があるときは、伐木して防火線を設置する。
- ウ ため池、その他有効水利を最大限に活用した消火活動をする。
- エ その他関係機関の協力を得て、できる限り化学的な消火活動を行う。

（4）消防組織

- ア 消防職員、団員による消火隊の編成、動員方法等については別に定める。
- イ 延焼範囲が著しく拡大し、又はその恐れがあるときは、県、応援協定市町村等、自衛隊及び関係機関に応援の要請を行う。

（5）情報の収集、通信連絡

消防無線及び防災行政無線等を最大限に活用し、情報の収集、通信連絡。

7 突発的災害対策

（1）災害の特質

列車の転覆、船舶の沈没、大規模火災などの事故は、突発的かつ、多くの死傷者が発生するおそれがあり、迅速な被災者の救出及びその支援のための措置をとる必要がある。

（2）応急対策

ア 体制

多くの死傷者を伴う大規模な事故が発生したときには、警戒体制をとり、災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に移行し、災害対策本部を設置する。

また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

イ 対策事項

- （ア）救助活動の促進
- （イ）情報の収集及び災害状況の把握
- （ウ）避難の指示
- （エ）国（消防庁等）への報告
- （オ）自衛隊への災害派遣要請
- （カ）日本赤十字社広島県支部、県医師会等への緊急医療活動の要請
- （キ）防災関係機関への応急措置の要請
- （ク）二次災害の防止措置の実施
- （ケ）他県への応援要請

第3章の2 災害応急対策計画 （震災編）

第1節 基本方針

この計画は、地震・津波が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生
の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対
策責任者（市長等）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めるこ
ととし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難の受入及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 ボランティアの受入に関する事項
- 12 文教計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

第1項 配備動員計画

1 方針

この計画は、県内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の推進に万全を期すために職員の配備動員及び防災組織等に関する事項を定める。

2 市の配備動員体制

(1) 配備体制

ア 体制の概要

市の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制の3種類とし、市内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。また、夜間及び休日の時間外における情報の収集・連絡体制を整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。

各部及び各職員は、災害発生を知ったときは、直ちにこの計画による配備に即応できる体制を整えるものとする。

区分	体制移行時期	体制の概要及び業務内容
注意体制	【地震】 a 市内で震度4を観測したとき b 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 c 気象庁が、「広島県」に「津波注意報」を発表したとき	状況により、速やかに高度の配備態勢に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動を行う。
警戒体制	【地震】 a 市内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生し危機管理課長が必要と認めたとき b 南海トラフ地震臨時情報が発表され、かつ危機管理課長が必要と認めたとき c 長周期地震動階級3を観測したとき 【津波】 d 気象庁が広島県に「津波警報」を発表し、危機管理課長が必要と認めたとき	事態の推移に伴い直ちに非常態勢に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施する。
非常体制	【地震】 a 市内で震度5弱以上を観測したとき b 県内に震度6弱以上を観測し、特に市長が認めたとき c 南海トラフ地震臨時情報が発表され、かつ市長が必要と認めたとき d 長周期地震動階級3を観測したとき e 長周期地震動階級4を観測したとき 【津波】 f 気象庁が広島県に「大津波警報」を発令し、特に市長が必要と認めたとき g 気象庁が広島県に「津波警報」を発令し、かつ、甚大な被害が発生したと予測され特に市長が必要と認めたとき	災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施する。

※ 震度は、原則として、気象庁が発表した値とする。

※ 南海トラフ地震臨時情報に基づく体制移行は原則として県の体制に準じるものとする。

※ 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件
気象庁が発表する情報には、以下の種類がある。

① 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて発表する情報であり、以下の種類と発表条件がある。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

② 南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

イ 非常体制

（ア）災害対策本部の設置

- a 災害対策本部の設置、組織、運営、分掌事務等については、この計画に定めるもののほかは、「大竹市災害対策本部条例施行規則」及び「大竹市災害対策運営マニュアル」に定めるところによる。
- b 災害対策本部の本部長（市長）に事故があった場合等指揮をとることが困難な場合は、在庁職員の中の最上級者が市長に代行し、直ちに災害対策本部を開設する。
- c 災害対策本部の設置場所は、大竹市庁舎3階大会議室とし、代替施設は大竹市消防本部3階多目的ホール又は大竹会館とする。但し、被災の状況によって設置が困難な場合は、給食センターに設置する。

（イ）災害発生現場における指揮・行動の責任・権限の明確化

災害対策本部設置以前に、人命救助、消火活動等の緊急災害対策活動に職員が従事する場合、その場の指揮は先従者が執るものとし、より適格な者が到着した時に交代するものとする。

また、その場での資材の調達等、代価を支払うべき資材調達等の行為が生じた場合は従事者の判断で調達できるものとする。

（ウ）災害対策活動の優先順位の明確化

閉庁時に地震・津波が発生した場合、あらかじめ任命されている非常参集職員以外は、発災時に滞在している場所において、周辺住民と協力し、災害発生状況を把握し、人命救助及び消火活動に従事する。

（2）動員体制

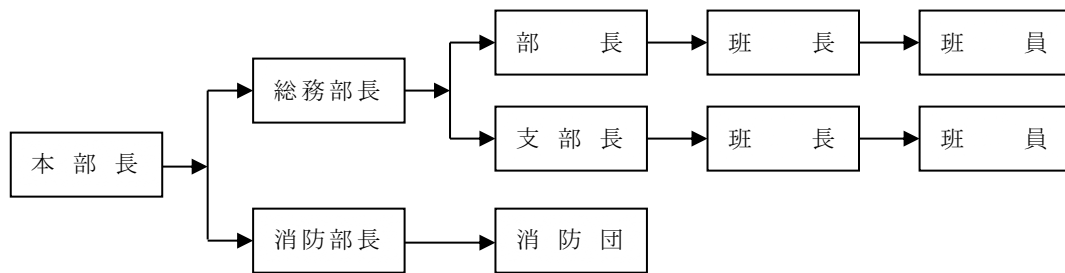
注意体制、警戒体制及び非常体制における災害対策要員は、別に定める大竹市災害対策本部運営マニュアル及び編成表に基づき、それぞれの配備体制により動員する。動員にあたっては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害対策本部が長期にわたって設置させることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるよう努める。

地震・津波時には速やかな職員の参集が必要であり、あらかじめ、非常参集を行う基準、範囲を明確に定めておく必要があるが、被災地においては市職員自身も在宅時及び通勤途中時に被災者となる可能性がある。したがって、市職員の参集状況や応急活動に従事できる要員の数を考慮し、円滑な組織的活動を行うものとする。

ア 連絡及び動員の方法

（ア）勤務時間内の場合

職員の勤務時間内における動員命令の伝達経路及びその方法は、次のとおりとする。



この場合の連絡方法は、庁内の場合は庁内放送及び口頭で行い、庁外の場合は電話、非常参集メールシステム及び広報車を用いる。

(イ) 休日及び勤務時間外の場合

a 宿日直員は、宿日直勤務中において、県危機管理監、広島県西部建設事務所廿日市支所等関係機関から気象等予警報及び災害情報を受領したときは、ただちに危機管理課長に連絡しなければならない。

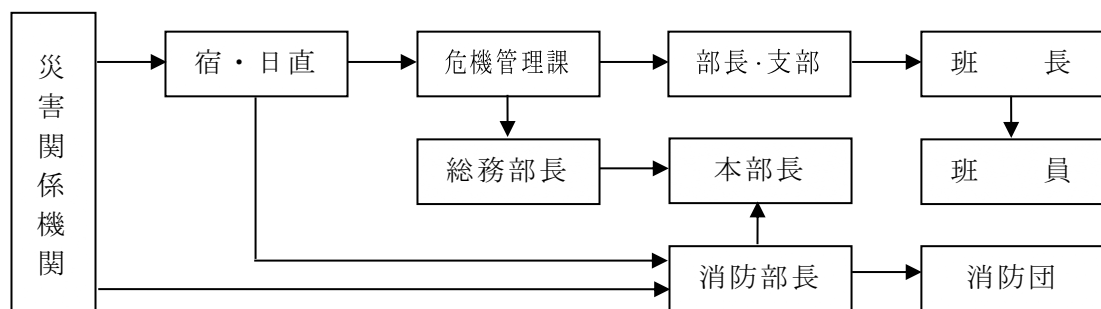
b 前号の報告を受けた危機管理課長は、情報内容を検討し、災害の発生又は発生の予想される情報については、直ちに総務部長に報告を行い、必要な指示を受けるものとする。

c 総務部長は、前号の報告を受けた場合、情報の種類、規模等を考慮し、必要と認めるときは、災害対策本部員をメンバーとする災害対策本部員会議の開催を市長に進言し、市長が開催を判断し、災害対策について検討を行う。

さらに、必要と認める場合は、その他の職員を招集し、災害対策に従事させるものとする。

d 伝達は原則として防災メール又は電話によるものとするが、通信機関が途絶しているときは、庁内自動車（広報車）又は伝令によるものとする。

(ウ) 動員配備体制をとる場合の伝達は、次のとおりとする。



イ 動員配備完了報告

各部長及び支部長は動員配備を完了したときは、その状況をただちに本部長に電話又は口頭で連絡を行い、その後速やかに文書（資料編 様式1「非常配置体制の動員、配備完了報告」参照）で報告するものとする。

ウ 他市町からの応援職員の要請

災害規模が大きく市職員のみでの対応が困難な場合、他市町から応援職員の派遣を要請することができる。細部は、大竹市災害時受援計画のとおり。

第2項 地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画

1 方針

この計画は、市内に地震が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、津波警報等、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 地震・津波情報の収集・伝達

（1）県内の地震動等の観測施設

ア 気象庁が行う地震動及び津波の観測施設

県内には、地震観測装置が庄原市西城町熊野、府中市上下町矢多田、北広島町都志見及び呉市音戸中学校の4箇所に設置され、このうち府中市上下町矢多田を除き震度の観測を行っている。このほか計測震度計が広島市中区上八丁堀、呉市宝町、福山市松永町、三次市十日市中、北広島町有田、東広島市黒瀬町、三原市円一町及び広島空港の8箇所に整備され、震度の観測を行っている。

また、広島港には巨大津波観測計（2 m以上の津波を検知）を設置している。

イ 県が行う地震動の観測

県は、県内各市町に計測震度計を設置し、震度情報を県庁に送信する震度情報ネットワークシステムを整備している。

このシステムにより、震度情報を市町及び県で把握し、職員の参集や災害応急対策を行うとともに、総務省消防庁及び広島地方気象台へ送信し、広域応援体制の確立を図るほか、気象庁が発表する地震情報にも活用されている。

ウ 防災科学技術研究所が行う地震動の観測

防災科学技術研究所は、全国に全国強震観測網（K－N E T）を整備し、強震記録や震度データの収集を行っている。この観測点のうち県内に設置された以下の20地点について、気象庁が発表する地震情報に活用されている。

（三次市三次町、三次市甲奴図書館、庄原市西城町大佐、庄原市東城町、庄原市高野町、北広島町豊平郵便局、北広島町川小田、安芸高田市向原町長田、三原市館町、尾道市長江、尾道市因島土生町、広島市中区羽衣町、世羅町東神崎、神石高原町油木、廿日市市大野、福山市東桜町、府中市府川町、東広島市西条栄町、呉市二河町、竹原市中央）

（2）津波警報等の種類及び内容

ア 種類

（ア）大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

なお、大津波警報は津波特別警報に位置づけられる。

（イ）津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそ

れがあると予想されるとき発表する。

(ウ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(ア) 津波警報等

種 類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ	
			数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震 の場合の 発表
大津波 警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大
			10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	
			5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	
津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)

※ 予想される津波の最大波高の高さ

(注) 1 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さく

なる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 地震の規模マグニチュードが8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 5 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

（イ）津波予報

区 分	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のための被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

〔津波予報区〕

気象庁は、全国を66区域に分けた津波予報区に対して、津波警報・注意報、津波情報、津波予報を発表する。広島県に対する予報区は、「広島県」1区域のみである。（右図参照）



（3）地震及び津波に関する情報の種類と内容

ア 発表基準

- （ア）県内で震度1以上の地震を観測したとき。
- （イ）広島県に津波警報等が発表されたとき。
- （ウ）その他地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便を更に増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁本庁、大阪管区気象台の情報に付加して発表する。

イ 地震・津波に関する情報の種類及び内容

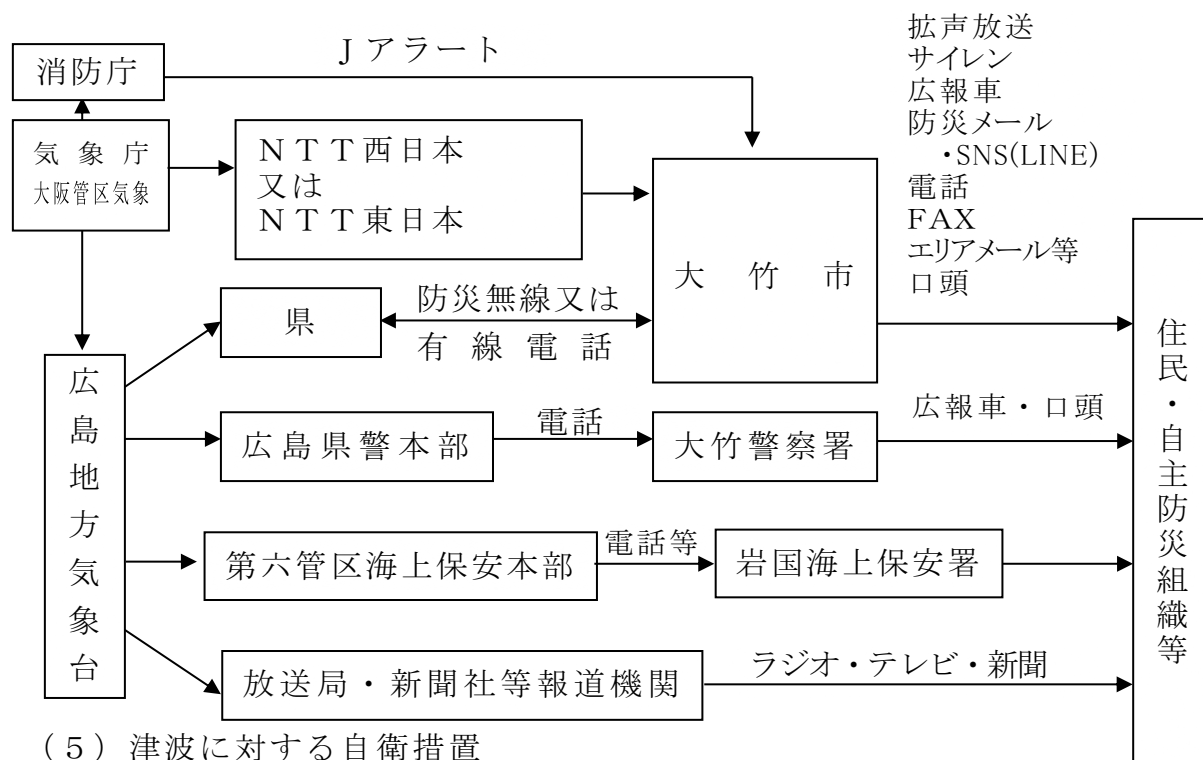
	情報の種類	発表基準	発表内容
地震情報（注1）	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
	震源に関する情報	震度3以上	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
		（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	
	震源・震度情報	震度1以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。
		津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時	震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
		緊急地震速報（警報）発表時	—
	長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
	遠地地震に関する情報	マグニチュード7.0以上	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）

		都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね 30 分以内に発表*1。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

（注 1）国外でマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所（震源）、及びその規模（マグニチュード）を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。

（注 2）津波情報で用いられる広島県の津波観測点は、広島港及び呉港である。（第六管区海上保安本部管理）

(4) 津波警報等の伝達経路



(5) 津波に対する自衛措置

近地地震の発生においては、津波到達までの時間が短く、津波警報等の
 入手を待って対策を講じたのでは間に合わない場合があるので、沿岸地域
 である大竹市は、震度４以上の地震が発生した場合、次の措置をとる。

ア 津波警報等関係気象官署から、何らかの通報が届くまで、地震発生から少なくとも 30 分間は高台等から海面の状態を監視する体制を確立しておく。

イ 市内に対する津波注意報及び警報の伝達は、スマートフォンによるＪアラートの情報入手が最も迅速であることを考慮し、的確な情報入手に努める。

(6) 緊急地震速報が発表された場合の措置

市は、受信した緊急地震速報を同報系防災行政無線等で伝達可能な場合には、住民へ伝達する。

第3項 住民の避難誘導に関する計画

1 方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流、津波等が発生した場合には、市町長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に、市長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ指定緊急避難場所等の指定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた訓練に努めることとする。

この計画では、避難の指示等、避難誘導について定める。

2 避難の指示等

（1）指示する者

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行う。

ア 市長の措置

（ア）市長は、火災、がけ崩れ、土石流、津波等の事態が発生し、又は発生のおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに立退きの避難指示等を発令する。

なお、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

（イ）市長は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは大津波警報・津波警報を覚知した場合は、速やかに避難指示等を発令する。

なお、津波警報等の覚地により避難指示等を発令する場合には、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定め発令することとする。

（ウ）地震の発生により、降雨等による二次災害のおそれのある地域については、雨量・水位等による避難指示等を発する基準を設けておく。

イ 警察官及び海上保安官の措置

警察官及び海上保安官は、地震災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市町長が措置を行ういとまがないとき又は市町長から要請があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

（ア）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安

官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立ち入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

（イ）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときに限り、危険な場所にいる住民に避難の指示をすることができる。

エ 知事又はその命を受けた職員

（ア）知事又はその命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりの危険が著しく切迫していると認めるときは、危険な地域の住民に対し、立退きを指示する。

（イ）災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき避難指示等の措置の全部又は一部を知事が代わって実施しなければならない。

（2）避難指示等の内容

避難指示等を発令する場合、次の内容を明示する。

ア 避難対象地域

イ 避難指示等の発令理由

ウ 避難先及び避難経路

エ 避難の方法及び携行品

オ その他必要な事項

（3）住民への周知及び関係機関への連絡

避難の指示等をした者又は機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知するとともに、関係各機関に対して連絡する。

ア 住民への周知徹底

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を防災行政無線（同報系）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、サイレン、テレビ（ワンセグを含む。）、携帯電話（市防災メール、緊急速報メールを含む。）、SNSなど、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。

イ 関係機関の相互連絡

県、県警察、市、自衛隊及び海上保安庁は、避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。

（4）防災上重要な施設の避難対策

ア 病院、学校、劇場、百貨店、地下街等、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を参考に避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成

し、市長が避難指示を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

その際、避難行動要支援者の避難に特に配慮するものとする。

イ 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校(以下「学校等」という。)並びに病院及び社会福祉施設等(以下「病院等」という。)においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

(ア) 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

(イ) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

3 津波避難のための事前の準備

(1) 津波浸水想定図等の作成及び周知

居住者等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるように、県が作成した広島県津波浸水想定図をもとに、沿岸市町は避難地、避難路等を示す津波ハザードマップ作成を行い、住民等に周知するものとする。

(2) 避難場所・避難路の選定

ア 基本原則

市は、居住者等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるよう広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に、避難場所、避難路を事前に選定又は見直しを行う。選定に当たっては、地域の状況を十分考慮する。

なお、津波災害を想定した避難場所の選定に当たって、高台等地盤の高い場所への避難に30分以上の時間を要する沿岸地域等においては、堅牢かつ耐震性、津波に対する性能を十分確保した高層建物の中・高層階を避難場所に利用する津波避難ビル等を確保するものとする。津波到達が早く、避難に必要な時間の確保が困難と想定される場合は、更なる津波避難ビルの確保等の措置に努める。この際、市で想定される津波波高を考慮する。

また、必要に応じて、整備方針等を作成し、避難路・避難階段等の整備を行うものとする。

選定した避難場所・避難路について、平素から広報等により住民への周知徹底を図ることとする。

また、あらかじめ選定した避難場所、避難路沿い等に統一的な図記号等を利用したわかりやすい誘導表示板、案内標識、標高板、海拔表示シート等を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ 避難場所・避難路の選定基準

津波災害を想定した避難場所・避難路の選定基準は、おおむね次による。

(ア) 避難場所

- a 津波により避難が必要となることが想定される地域(以下「避難対象地域」という。)から外れていること。(広島県津波浸水想定図を参考とする。)
- b 十分な地盤標高を有すること。
- c 原則としてオープンスペースであること。ただし、耐震性が確保されている建物は指定することができる。(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。)
- d 周辺に山・がけ崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- e 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから更に避難できる場所があること。
- f 避難者一人あたり十分なスペースが確保されていること(最低限1人当たり1㎡以上を確保すること)。
- g 夜間照明及び情報機器(伝達・収集)等を備えていること。
- h 避難場所表示があり、入口等が明確であること。
- i 一晩程度宿泊できる設備(毛布等)、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

(イ) 津波避難ビル

津波避難ビルの選定基準はおおむね次による。

- a 3階建て以上かつ耐震性(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。)を有してRC(鉄筋コンクリート)又はSRC(鉄筋鉄骨コンクリート)構造であること(津波の高さや地域の状況によっては3階建てでも選定できる)。
- b 海岸に直接面していないこと。
- c 収容スペースとして、1人当たり1㎡以上を確保すること。
- d 避難路等に面していること。
- e 夜間照明や情報機器が備わっていること。
- f 外部から避難が可能な階段があること。

なお、周辺に適切な避難場所、津波避難ビル等がない場合は、高台の民家や民有地(畑や山林等)を避難目標地点として、利用するものとする。この場合において、所有者の理解を得ておくとともに、避難階段等(津波避難ビルの場合は非常階段等の外階段)を整備しておく必要がある。

(ウ) 避難路

避難路の選定基準は、おおむね次による。

- a 山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮して、幅員が広いこと。特に、観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては、十分な幅員が確保されていること。
- b 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- c 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- d 原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- e 津波の進行方向と同方向とすること。（海岸方向にある避難場所へ向かっての避難をするような避難路の選定は原則として行わない。）
- f 避難途中での津波の来襲に対応するため、避難路に面した津波避難ビルが確保されていることが望ましい。
- g 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を選定することが望ましい。
- h 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。
- i 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。
- j 階段、急な坂道等には手すり等が設置されている事が望ましい。

（3）津波避難計画の作成

市は、避難対象地域を明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間及び津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。

なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民や防災上重要な施設の管理者等が作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

4 避難の誘導

（1）避難誘導に当たる者

- ア 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者
- イ 自主防災組織のリーダー等

（2）避難誘導の方法

- ア 避難は、原則徒歩とする。
- イ 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ避難場所を選定した場合は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

る。

イ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

ウ 避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン(個別避難計画)を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

エ 避難の指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

オ 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

（3）再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

5 避難津波発生時の誘導応急対策

（1）避難指示の発令

ア 発令基準

次の場合において、市長は、速やかに的確な避難指示を発令する。

（ア）報道機関の放送等により津波警報等の発表を認知した場合及び気象業務法第15条第2項及び気象業務法第15条の2第2項の規定により津波警報等の通知を受けた場合

（イ）強い地震（概ね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合

（ウ）気象業務法施行令第10条の規定により市町長が自ら津波警報等をした場合

イ 発令時期及び発令手順

大津波警報・津波警報・津波注意報を認知した場合又は大津波警報・津波警報・津波注意報の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難指示を発令する。

特に、勤務時間外に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合について、避難指示の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図る。

ウ 指示の内容

避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

- （ア）避難対象地域
- （イ）避難指示の発令理由
- （ウ）避難先及び避難路
- （エ）避難の方法及び携行品
- （オ）その他必要な事項

エ 解除の基準

次の場合において、市長は、避難指示を解除する基準を定める。

- （ア）報道機関の放送等により大津波警報・津波警報・津波注意報等の解除を認知した場合及び大津波警報・津波警報・津波注意報等の解除の通知を受けた場合
- （イ）気象業務法施行令第10条の規定により市長が自ら津波警報をしたものを解除する場合

オ 解除時期及び解除手順

避難指示の解除は、原則として大津波警報・津波警報・津波注意報等の解除の発表に基づき行う。また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておくものとする。

カ 発令又は解除の伝達系統及び伝達方法

- （ア）伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）

市は、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示の判断・伝達マニュアルを作成する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

- （イ）伝達手段

伝達手段としては、防災行政無線、防災情報等メールサービス、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、サイレン、テレビ（ワンセグ含む。）、エリアメール（緊急速報メール）、ホームページ等。

また、防災行政無線やサイレン音等により注意を喚起した上で、同報無線や広報車等により、大津波警報・津波警報・津波注意報等の発表、避難指示を伝達するような併用等を検討するものとする。

第3節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

1 方針

この計画は、市内に地震が発生し、又は地震による津波等が発生した場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震及び津波に関する災害情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 情報の収集伝達手段

地震・津波災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりとする。

（1）情報の収集手段

- ア 住民からの電話、FAX、口頭による情報
- イ パトロール車等による巡回
- ウ 防災行政無線による収集
- エ 消防機関、警察署からの電話、FAX等による通報
- オ その他地元関係機関からの電話、FAX等による通報
- カ タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- キ 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- ク マスコミの報道
- ケ 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- コ 広島県防災情報システムの活用

（2）関係機関への伝達手段

- ア 電話、FAX、口頭による伝達
- イ 防災行政無線の活用
- ウ 防災メール、SNS（LINE）、緊急速報メールの活用
- エ 県総合行政通信網の活用
- オ 地元アマチュア無線のボランティアの活用

3 情報の収集伝達経路

（1）災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

市は、基本法第54条第4項の規定により、災害が発生する恐れのある異常な現象について通報を受けたときは、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報するものとする。

（2）その他の情報

市は、災害に関係のある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対し

てとった措置の概要を県危機管理監に通報する。

4 被害状況等の情報の収集・取りまとめ

市に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、市における災害応急対策、災害復旧の基礎となるので、迅速かつ的確に行うものとする。

（1）市域の気象等関係情報の収集

広島地方気象台から発表される気象等予警報のほか、市域の防災活動に必要な気象等情報は、市内の観測所（資料編 別表5「大竹市に関する各観測所一覧表」参照）及び河川情報センターの協力を得て収集する。

（2）被害の収集及び調査要領

ア 被害の収集及び調査は、関係機関、諸団体、自主防災組織及び自治会等の応援を求めて実施する。

イ 各自治会長は、災害を覚知したときは、直ちに本部に通報するものとする。

ウ 災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成して被害状況を調査するものとする。

エ 災害調査にあたっては、資料編 様式7-2「用語の定義」に基づき判定するものとする。

（3）調査内容

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の状況

ウ すでに行った措置及び行おうとする措置

エ その他必要な事項

（4）取りまとめ

災害情報及び被害報告について送受信したものは被害状況連絡書（資料編 様式6参照）により記録し、直ちに本部長に報告しなければならない。あわせて、被害総括表（資料編 様式7参照）に準じて取りまとめを行うものとする。

5 地震災害発生及び被害状況報告・通報

地震災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。

なお、市からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、市は、地震発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。おって、報告は県へ行うことを原則とするが、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したものについては、直接、総務省消防庁へも報告することとする。

県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（総務省消防庁経由）へ報告するものとする。

大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

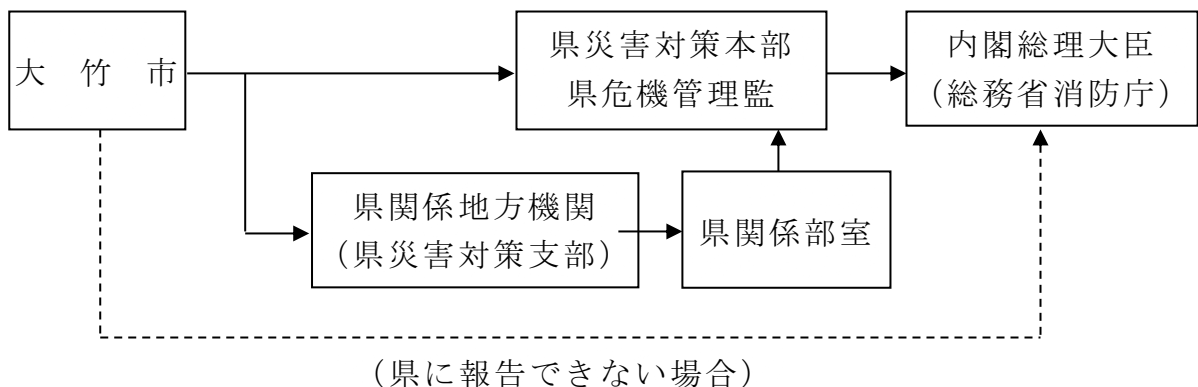
県及び市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

（１）災害発生報告

応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は、「県危機管理監」と読み替える。）



※ 内閣総理大臣への報告先（以下この節において同じ。）

総務省消防庁

区 分 回線別		平日（09:30～18:15）	左記以外
		応急対策室	宿直室
N T T回線	電 話	03－5253－7527	03－5253－7777
	F A X	03－5253－7537	03－5253－7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	77-048-500-90-49013	77－048－500－90- 49101～49103
	F A X	内線指定 77-048-500-90-49033	内線指定 77-048-500-90-49036

イ 地震・津波災害発生報告の様式

地震災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、原則として資料編様式7「被害総括表」及び様式8「災害発生報告」により速やかに行うものとする。

ウ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

地震・津波等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合、その状況を市又は消防本部は直ちに消防庁及び県に対し報告しなければならない。

この場合、即報の迅速性を確保するため、消防本部から直接、電話、FAX等最も迅速な方法により報告するものとする。

エ 県に報告することができない場合の災害発生時の報告

市が県に報告できない場合の災害発生時の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

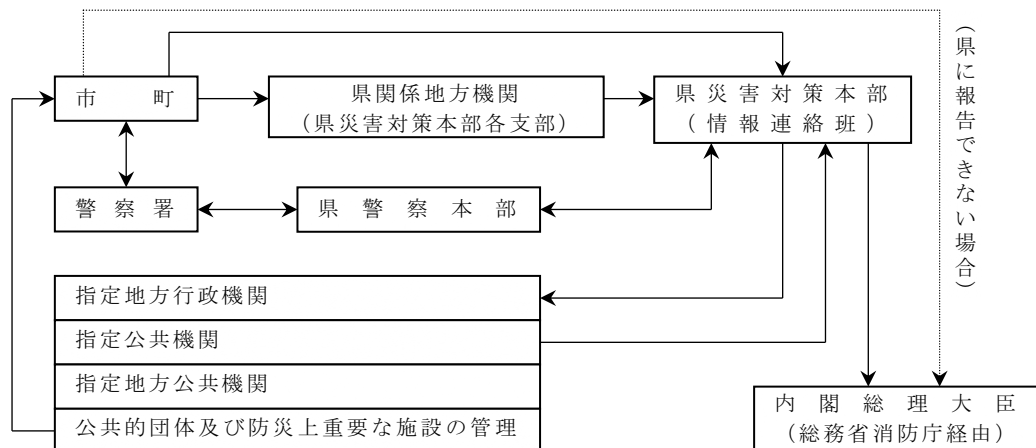
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

（2）被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。



イ 被害状況の報告等

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

ウ 県に報告することができない場合の被害状況の報告

市町が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

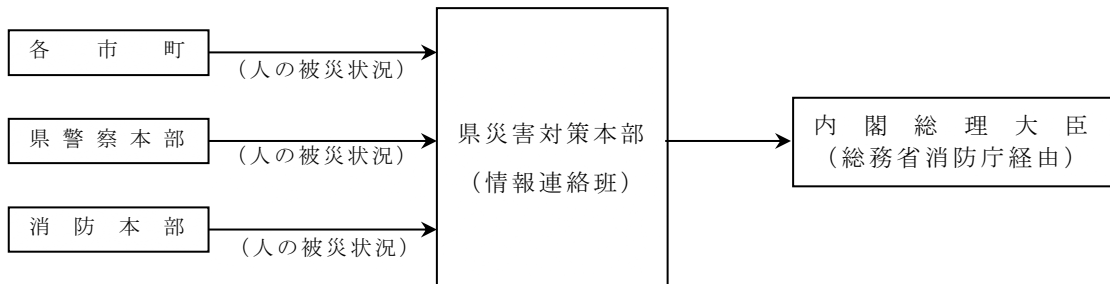
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

エ 人の被害についての即報

各市町、県警察本部及び各消防本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システムを利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町等と密接に連携しながら適切に行うものとするとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。



気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「Web171」などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第2項 通信運用計画

1 方針

県、市及び防災関係機関は、地震・津波発生時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設などの適切な利用により、非常通信の確保を図る。

2 広島県総合行政通信網の活用

県及び市は、広島県総合行政通信網の活用により、地震・津波発生時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

広島県総合行政通信網は、県庁と地方機関庁舎とを地上系多重回線で結ぶとともに、県庁と市町及び消防本部とは、衛星系回線で構成した通信網である。

また、この通信網は、災害時には優先的に通信を確保するため、通信回線の統制機能を有するとともに、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と音声、ファクシミリ、データ、映像の受発信機能を有するものである。

3 公衆電気通信設備の優先利用

（1）加入電話の優先利用の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

申込先	申込みダイヤル番号
116センタ	「116」

（2）非常・緊急電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記（1）の「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申し込みを行う。

申込先	申込みダイヤル番号
電報センタ	「115」

（3）特設公衆電話（無償）の要請

防災関係機関は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無償）を要請する。

要請先	電話番号
NTT西日本山口支店	083-923-4281

(4) 臨時電話 (有償) 等の申込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話 (有料) を申込み。

区分	申込先	申込みダイヤル番号
固定電話	116 センタ	「116」
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

4 有線通信等が途絶した場合における代替措置

- (1) 災害により有線通信施設が被災し、不通になった場合の通信手段は、次の市有の無線網を有効に活用することとし、情報の疎通に支障のないようにするものとする。

ア 大竹市防災行政無線

イ 消防無線

ウ 防災無線 (岩国 (周東・大竹) 地区排出油等防除協議会)

エ 広島県総合行政通信網

- (2) 放送機関に対する放送の依頼

知事及び市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより、依頼する。なお、市町は、知事を通じて依頼するものとする。

知事と放送機関との放送要請に関する協定は次のとおりである。

ア 県と日本放送協会との災害時における放送要請に関する協定

協定年月日 昭和 53 年 12 月 21 日

協 定 者 甲 広島県知事 宮澤 弘

乙 日本放送協会

中国本部長 大泉 利道

イ 県と民間放送機関との災害時における放送要請に関する協定

(ア) 協定年月日 昭和 56 年 3 月 20 日

協 定 者 甲 広島県知事 宮澤 弘

乙 株式会社中国放送

取締役社長 山本 満夫

広島テレビ放送株式会社

取締役社長 河村 郷四

株式会社広島ホームテレビ
代表取締役 宮田 正明
株式会社テレビ新広島
取締役社長 金光 武夫

(イ) 協定年月日 昭和 58 年 5 月 1 日
協 定 者 甲 広島県知事 竹下 虎之助
乙 広島エフエム放送株式会社
取締役社長 松田 耕平

- (3) 市有無線施設は、状況により統制運用するものとし、さらに事態が悪化した場合は、他の関係機関の無線施設及びアマチュア無線の利用を依頼するものとする。
- (4) 無線施設は、有線途絶時において唯一の通信手段となるので、その機能の維持及び復旧については、特に重点をおくものとする。
- (5) 有線通信系統が通信不能となった場合は、消防無線（※）にて連絡を確保し、さらに通信網の強化に努め、なお事態の悪化の際は、伝令、特便などにより通信連絡を確保するものとする。

※ 各年における消防年報、機械関係・通信施設現況（参照）

(6) 通信の制約に対する対応策

災害発生時には、次のような様々な制約が予想される。

- ア 使えない（不通・故障・電源不良等）
イ 混雑している（話し中・混信・あて先不明等）
ウ 聞き取り困難（周囲の雑音・電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切り替え実行に移すことが最も必要なことであるが、一般に次のような対応策が有効である。

〔対応事例〕

使えない時	代替の通信手段によることとなる。最悪の場合には伝令を派遣して連絡する。
混雑している時	混雑している時間は意外に短い。話し中・通信中にはいったん送信をやめ、緊急を要する時は冒頭で「至急、至急」と呼び、他の局に開けてもらうようにする。
聞き取りが困難な時	周囲が騒がしくて聞き取りが困難な時は、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な時も、適当な場所に移動する。無線機は1m動かしただけで受信状態が大きく変化することもある。

(6) 通信には以下の事柄に注意する。

- ア 携帯局からの通話は、全て本部に対して行うものとする。

- イ 重要通信の優先の原則（救助・避難指示等重要性の高い通信を優先）
- ウ 簡潔通話の実施の原則

5 通信施設の応急対策

（1）公衆通信

NTTグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

ア 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

イ 非常通信の確保

（ア）特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

（イ）公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

ウ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供を運用する。

オ 広報活動（拡大防止策）

（ア）総務厚生班より災害情報を提供する。広報する主な内容は次のとおりとする。

- a 被災地域と被災模様
- b 復旧のための措置と復旧見込時期

（イ）必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

（2）専用通信

県、市町、県警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

（3）放送

地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。

ア 放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。

イ 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。

6 通信施設の機能確認及び運用訓練

通信施設を保有する機関は、災害時等において迅速かつ的確に通信運用が行われるよう、定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

7 通信機器の供給の確保

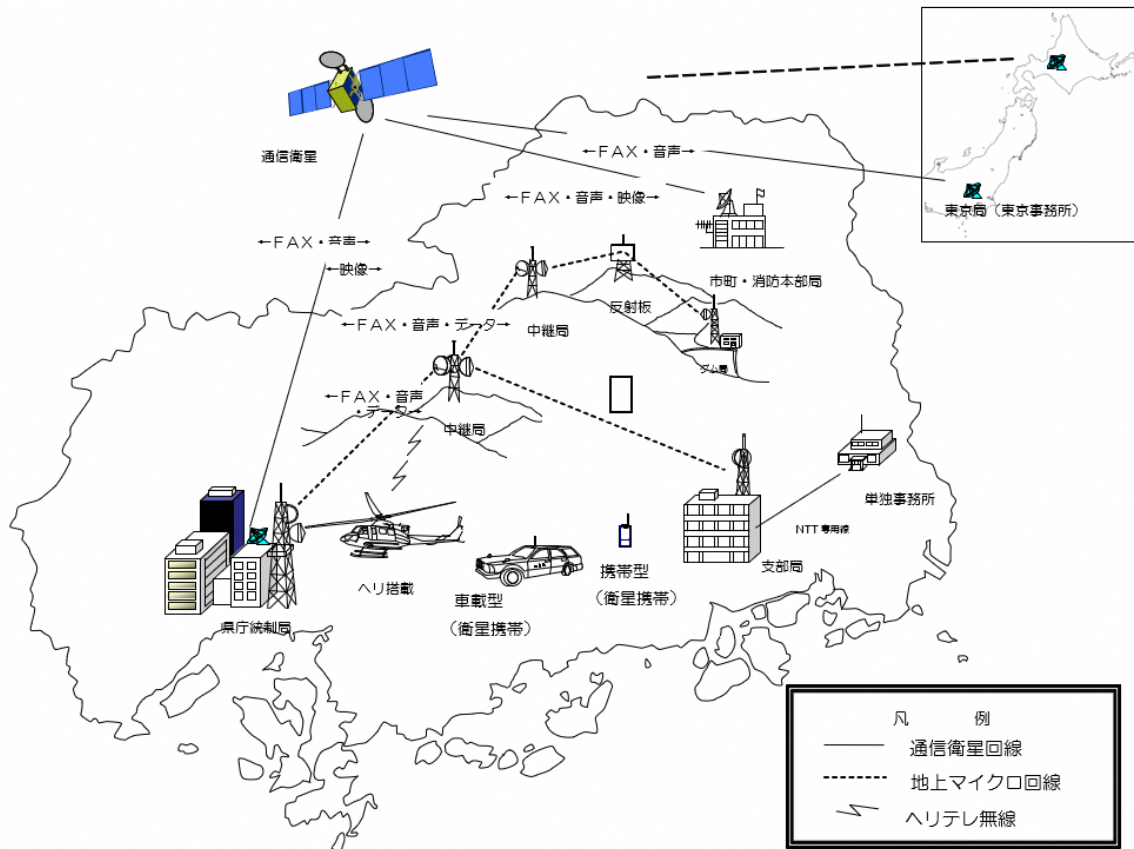
県及び市は、災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて、中国総合通信局に応急貸与を要請する。

また、貸与された通信機器は、適切に配分する。

8 通信設備の電源の確保

県及び市は、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて、中国総合通信局に移動電源車の貸与を要請する。

広島県総合行政通信網イメージ図



凡 例
 ——— 通信衛星回線
 - - - 地上マイクロ回線
 ⚡ ヘリテレ無線

【システムの概要】

- ◇県庁と市町及び消防本部の間は、通信衛星システムを導入、県庁と支部局等の間は現行の地上系無線を再編整備し、高品質のデジタル回線網を構築する。
- ◇災害時における優先通信回線を確保するため、統制機能を有するシステムとする。
- ◇衛星回線と地上マイクロ回線により、災害に強い防災行政無線として安全性、信頼性を確保する。
- ◇通信機器は、二重化と無停電、無瞬断方式を採用し、高信頼性を確保する。
- ◇電話、FAX、データ、画像などさまざまな情報を統合し、情報伝送の効率化、高度化を図る。
- ◇行政の各分野で多角的に活用できる総合的なネットワークとして構築する。
- ◇システム全体の運用状況の遠隔監視・制御・記録を行う集中管理システムを導入し、円滑な運用と省力化を図る。
- ◇県内の各局だけでなく地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と個別、相互に通信が可能となるシステムを構築する。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

1 目的

大規模災害時には、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、県及び広島市はヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動を行う。

2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時には他の都道府県の消防、防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、必要な調整を行うものとする。

3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- （1）被災状況等の偵察、情報収集活動
- （2）救急・救助活動
- （3）救援隊・医師等の救援搬送
- （4）救援物資・資機材等の搬送
- （5）林野火災における空中消火
- （6）その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

4 活動拠点の確保

県及び市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- （1）関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- （2）緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、市においては離着陸時の

安全性を確保するための支援を行う。

5 安全運航体制の確保

- (1) 大規模災害時には、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空に飛来し、危険な状態となりやすいことから、二次災害防止のため、各ヘリコプター保有機関は連携して安全航空体制を確保する。
- (2) 航空運用調整班は、国交省、自衛隊、海上保安庁、県警察、広島市消防局等航空機運用関係機関の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。
- (3) 航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼をするものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。
- (4) 災害時において、複数機のヘリコプターが飛来した場合の航空無線の周波数については、災害時飛行援助通信用周波数を使用する。
- (5) ヘリコプター離着陸時の安全確保のために地上支援要員を配慮するなど安全運航体制を確立する。

6 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航

(1) 基本的な考え方

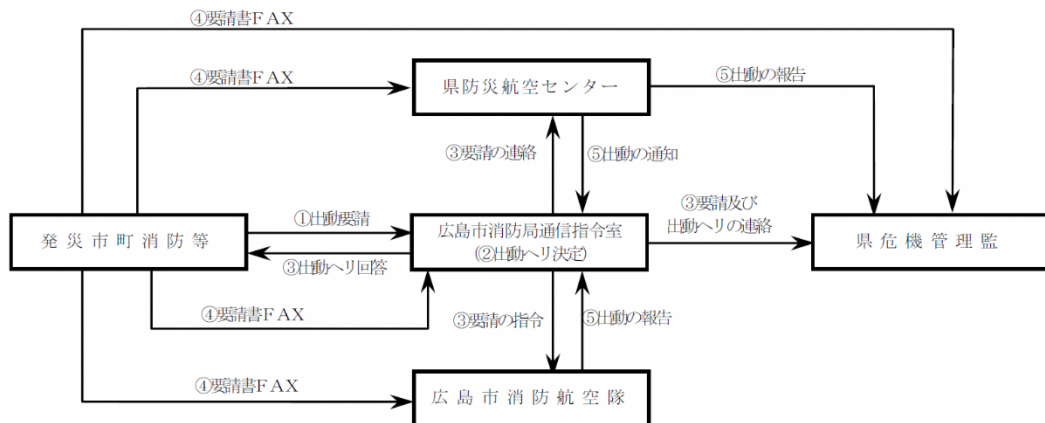
ア 支援の原則

市長（消防本部を含む。）から出動要請を受けた県及び広島市は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援の有効性及び必要性が認められる場合に支援を行う。

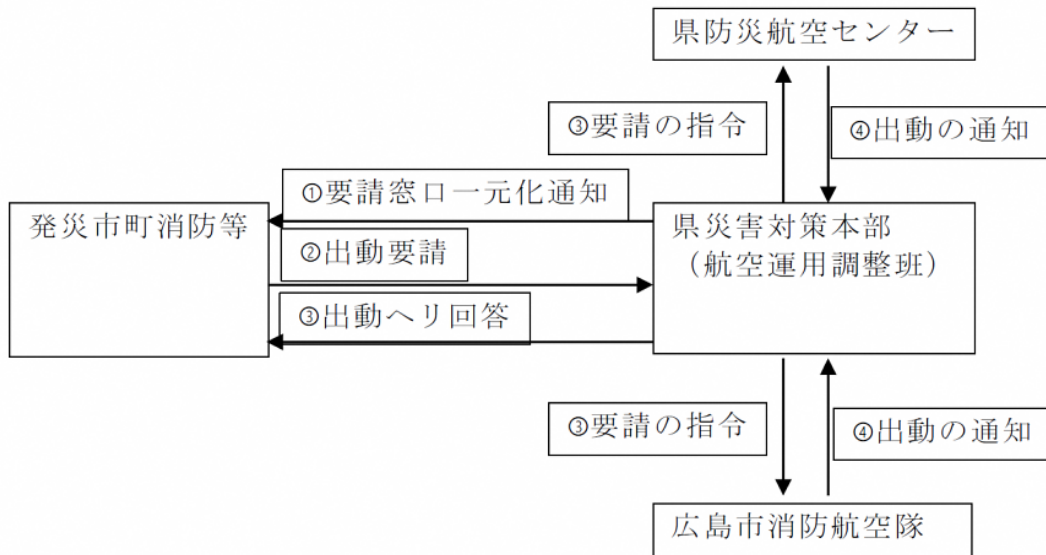
イ 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は、次の図による。

(ア) 通常災害時



(イ) 大規模災害時



7 各機関への出動要請

(1) 県警察

市は、地上からの災害状況の把握が困難な場合は、ヘリコプターテレビによる映像の配信を県警察へ要請する。

(2) 海上保安庁

市は、海上保安庁ヘリコプターによる応援対策活動が必要な場合には、第六管区海上保安本部へ出動を要請する。

(3) 自衛隊

市は、「第5節第1項 自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、自衛隊の派遣を県に要望する。

(4) 広島県及び広島市

市は、広島県又は広島市ヘリコプターの応援要請をする場合、県には、「広島県防

「災ヘリコプター応援協定」第5条に基づき電話等で要請し、広島市消防局には「広島県内航空消防の運航に関する要綱」第6条により電話等で要請すると共に、速やかに応援要請書を送付するものとする。(資料編 資料8、9-2 参照)

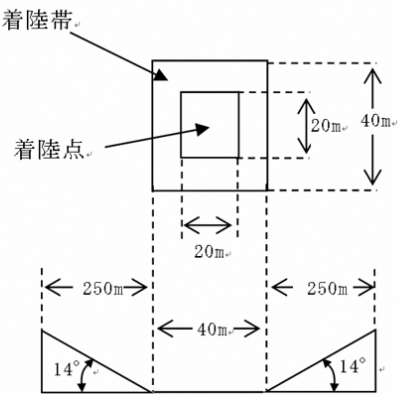
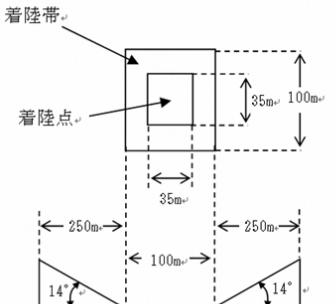
(5) 他の都道府県及び消防機関の応援ヘリコプター

県は、「中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定(平成23年3月1日締結)」、「広島県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定(令和2年9月11日締結)」に基づき、関係県知事に対し、応援要請する。

また、県及び市は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱(総務省消防庁)」、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(総務省消防庁)」等に基づき、消防庁長官に対し、応援要請する。

8 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準(地積)
小中型	 広島県防災航空隊 アグスタAW139  広島市消防航空隊 AS365N3  広島県警察航空隊 AS365N2  海上保安庁広島航空基地 シコルスキーS76D  陸上自衛隊 UH-1	
大型	 陸上自衛隊 CH-47  海上自衛隊 UH-60  海上自衛隊 MCH-101	

（2）臨時ヘリポートの準備

災害派遣を要請した場合、市は次の事項に留意して受入体制に万全を期すこと。

ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がる恐れがあるときは、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

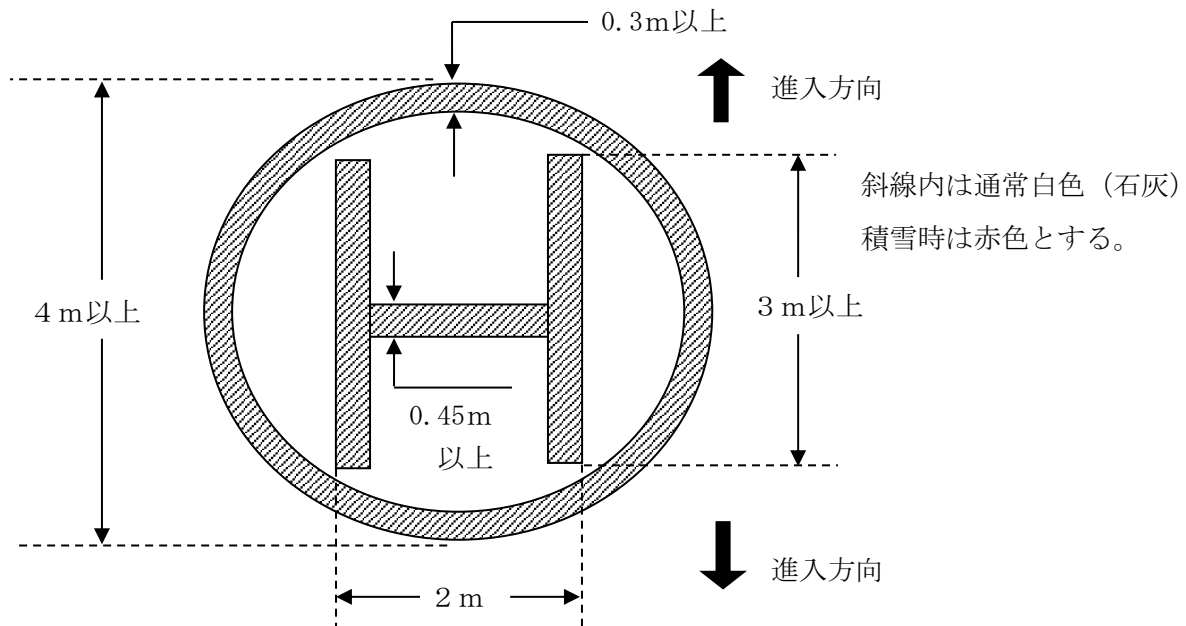
イ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。

ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をしておく。

エ 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

オ 着陸地点には次図を標準とした **(H)** を表示する。



カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備するものとする。

キ 臨時ヘリポートの使用にあたっては、県危機管理課及び施設等管理者に連絡するものとする。

（3）臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所との競合をさけるものとする。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣要請計画

1 方針

自衛隊の災害派遣は3原則（緊急性、公共性、非代替性）への適合が原則である。

災害派遣の要請権者は、都道府県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長であり、災害の種類により要請権者が区分される。大竹市に係るものは陸上における災害が主体となるため、主に広島県知事が要請権者となる。

派遣要請は、災害が発生したとき、又はまさに発生しようとしているとき、市の防災能力をもってしても防災上十分な効果が得られない場合、その他特に市が必要と認める場合に県知事に対し災害派遣要請の要求を行う。

なお、旅団長等は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び基本法第68条の2の規定により、県知事から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

2 自主派遣の基準

自主派遣の基準は、次のとおりである。

- （1）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- （2）災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- （3）海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- （4）その他災害に際し、前記（1）から（3）に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

3 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救援活動を実施する。

（1）被害状況の把握及び通報

空中等からの偵察により、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。

なお、震度5弱以上の地震に際し、部隊等は、航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行うとともに、その情報を、必要に応じ、県に伝達する。県は、自衛隊に対して、的確な災害情報の提供に努める。

（2）遭難者等の遭難救助

行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動等に優先して捜索、救助を行う。

（3）人員及び救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

特に緊急を要すると認められるものについては、航空機による輸送を行う。

（4）炊飯及び給水支援

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食及び給水支援を行う。

（5）道路及び水路の啓開

緊急交通路及び避難場所等への道路及び水路を重点に、障害物を除去し道路及び水路の確保に当たる。

（6）水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

（7）その他

その他臨機の必要に応じ、避難者の誘導、通信、医療、消防等の支援について、自衛隊の能力で対処可能な範囲で、所要の活動を行う。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を当該市長に通知しなければならない。

（1）警戒区域の設定、立入り制限・禁止、退去命令

- (2) 市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 災害派遣要請の手続等

(1) 派遣要請の手続

派遣要請は、市長が県知事に要請要求をするものとし、県への要請要求ができない場合、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（旅団長等）に対し、通知する。この通知をしたときは、連絡が取れるようになり次第、速やかに県に通知する。

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 陸上自衛隊第13旅団長

安芸郡海田町寿町2-1

陸上自衛隊第13旅団司令部第3部防衛班

電話 082-822-3101 内線 2410 内線 2440（当直幕僚）

イ 海上自衛隊呉地方総監

呉市幸町8-1

海上自衛隊呉地方総監部防衛部オペレーション

電話 0823-22-5511 内線 2823、2222（当直）

ウ 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

福岡県春日市原町3-1-1

航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線 2348

（課業時間外）内線 2203（SOC 当直）

(3) 要請者連絡先及び連絡方法

県危機管理監危機管理課

広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線 2783～2786

（直通）082-511-6720、082-228-2159

(4) 災害派遣要請の要求等

ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 市長は、上記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（旅団長等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし、特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときは、自主派遣をすることができる。

ウ 市長は、上記イの通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

（5）生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかわる支援活動については、地震・津波発生後、市と旅団長等が事前に協議し、協定書等を締結するものとする。

6 災害情報の連絡

災害情報の交換は、本編第3章第4節第1項1「情報の収集伝達手段」に定めるところによる。

7 災害派遣部隊の受入

自衛隊の災害派遣が決定したときは、市は、派遣部隊の受入体制を整備するとともに、必要に応じて派遣部隊との連絡に当たる職員を現地に派遣する。

なお、災害派遣を依頼した場合、市長は派遣部隊の受入に必要な次の事項について万全を期すこととする。

（1）派遣部隊到着前

ア 派遣部隊等の受入担当連絡部署（職員）の指定及び配置

イ 派遣部隊指揮所及び連絡員が市と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設（場所）の提供

ウ 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（宿営候補地の検討を含む。）

エ 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備

オ 臨時ヘリポートの設定（第3章の2第4節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。）

カ 艦艇の使用ができる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

（2）派遣部隊到着後

ア 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。

イ 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。

ウ 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を県知事に報告する。

8 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- （１）部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- （２）隊員の給与
- （３）隊員の食糧費
- （４）その他の部隊に直接必要な経費

9 災害派遣部隊の撤収要請

- （１）市は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請するよう県知事に要求する。
- （２）災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第2項 相互応援協力計画

1 方針

地震・津波が発生し、被害が広範囲に及び各防災関係機関のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や他の市町等の協力を得て応急措置を実施する。

2 実施内容

市、県、県警察、防災関係機関は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 市

ア 知事等に対する応援要請

市長は、県に対し応援を求める場合には、県関係地方機関に対し、次に掲げる事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、原則として文書により行うこととするが、その暇がないときは、口頭又は電話等迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする職種別人員

(ウ) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

(エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

(オ) 応援を必要とする期間

(カ) その他必要な事項

イ 他の市町に対する応援要請

(ア) 市長は基本法第67条の規定による応援要求について、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定に基づき、他の市町に応援を求める。（資料編資料12「災害時の相互応援に関する協定書」参照）

応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

(イ) 本市は山口県と県境を接しており、また岩国市及び和木町とは一体となって石油コンビナート区域を形成していることから、市長は消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき締結している岩国市、和木町及び岩国地区消防組合に対し、応援を求める。（資料編 資料14「消防相互応援協定書」参照）

ウ 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、市の消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に

基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

（2）県

ア 他の都道府県に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害時の相互応援に関する協定（「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、「中国五県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」）に基づき応援を要請する。

また、災害時の相互応援に関する協定以外の場合にも、国と協力し、「応急対策職員派遣制度」に基づき、他の地方公共団体による被災市町への応援に関する調整を実施するものとする。

イ 市町に対する応援

（ア）知事は、県内において大規模災害が発生した場合、直ちに、被災した市町の災害対策本部に連絡員を派遣して情報を収集し、市町から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合又は応援を行う必要が認められる場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要な支援を行う。

（イ）知事は、被災市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、他の市町長に対し、原則として次の事項を示して被災市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、被災市町に対する応援について必要な指示又は調整を行う。

- a 災害の状況及び応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする職種別人員
- c 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- d 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- e 応援を必要とする期間
- f その他必要な事項

ウ 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、原則として次の事項を明らかにして、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長に対し応急措置の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

（ア）災害の状況及び応援を必要とする理由

（イ）応援を必要とする職種別人員

（ウ）応援を必要とする資機材、装備、物資等の品名・数量等

（エ）応援を必要とする場所及び応援場所への経路

（オ）応援を必要とする期間

（カ）その他必要な事項

エ 緊急消防援助隊の応援等

知事は、大規模災害により、県内の消防力だけでは対応できず、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の応援等を要請する。

（3）県警察

県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の援助要請を行う。

（4）第六管区海上保安本部

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮する。

ア 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

イ 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

（5）防災関係機関

ア 防災関係機関の長は、当該防災関係機関の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し応援を求め、又は市若しくは他の防災関係機関の応援のあつせんを依頼する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

（ア）災害の状況及び応援を必要とする場合

（イ）応援を必要とする機関名（あつせんを求める場合）

（ウ）応援を必要とする職種別人員

（エ）応援を必要とする資機材、装備、物資等の品名・数量等

（オ）応援を必要とする場所及び応援場所への経路

（カ）応援を必要とする期間

（キ）その他必要な事項

イ 防災関係機関相互の協力

（ア）各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施

に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

（イ）各機関の協力業務の内容は、「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める範囲とする。

（ウ）各機関相互の協力が円滑に行われるよう、事前に協議を行っておく。

（エ）県は、各機関の間で相互協力のあつ旋をする。

（6）相互応援協定等の締結

各防災関係機関は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定などを締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

（7）応援要員の受入体制

市は、災害応急対策を実施するに際して、県外から必要な応援要員等を導入した場合、これらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、斡旋するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

（8）応急措置の代行

県は、災害の状況により、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

県は、災害が発生した場合において、被災により市町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町に代わって行うものとする。

国は、被災により、市町及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市町に代わって行うものとする。

（9）被災地への職員の派遣

市は、職員派遣に備え、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

る。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる県及び市町職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるとともに、派遣に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(10) 他の市町との相互応援協定の締結

災害が発生したときに速やかな相互応援ができるよう、他の市町と相互応援協定の締結を図るものとする。

なお、現在締結されている相互応援協定は次のとおりである。

	協 定 名 称	締結市町等名	協 定 内 容
1	災害時の相互応援に関する協定書	広島県、県内全市町	災害時の食料、飲料水、及び生活必需品、救出、救援、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な物資並びに資機材、被災者の一時収容施設の提供、医療職、技術職、技能職等の職員の人的応援
2	広島県内広域消防相互応援協定書	県内全市町、県内全消防組合	広島県内において大規模災害が発生した場合の消防相互応援
3	消防相互応援協定書	山口県岩国市、和木町、岩国地区消防組合	それぞれの管轄区域内で大規模災害が発生した場合の消防相互応援
4	大規模災害時の相互応援に関する協定	伊丹市、青梅市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、周南市、津市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、坂井市、箕面市	災害時の食料、飲料水、及び生活必需品、救出、救援、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な物資並びに資機材の提供、応急活動に必要な職員の派遣
5	広島県内航空消防応援協定書	広島市	本市において回転翼航空機を必要とする災害が発生した場合の回転翼航空機による応援の要請
6	相互応援協定	中国5県、中四国9県、全国47都道府県	大規模な災害が発生した場合、基本法等に基づいた、中国5県、中・四国9県、全国47都道府県による広域応援
7	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会共助会員78市町村	会員相互の連携による瀬戸内海地域全体の振興と防災力の強化を図る。平時は、瀬戸内海の海の路を通じた地域振興や魅力発信により、地域間の絆を深め、災害時には、平時に構築された有機的な海の路ネットワークを活かして相互に応援を行う。
8	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油コンビナートが所在する57市町	コンビナート災害、地震その他大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウを活かして相互に応援協力する。

資料編 資料9、12、13、14、15、16、17、18参照

第3項 防災拠点に関する計画

1 方針

この計画は、地震・津波発生時における災害対策活動の拠点施設を整備し、救援物資の輸送及び救援部隊集結のための拠点を指定配置するに当たり、必要な事項を定める。

2 市防災拠点施設

以下に掲げる機能の全部または一部を満たす施設を、市防災拠点施設として選定するものとする。

- (1) 食糧、生活必需品、防災資機材の備蓄・供給拠点機能
- (2) 救援物資の集積・搬送拠点機能
- (3) 救援部隊の集結・後方支援拠点機能

3 施設の概要

- (1) 大竹市給食センター（小方学園施設を含む）

施設の目的	避難施設の防災機能の強化
施設の機能	食糧等備蓄・供給・集積・搬送拠点機能及び救援物資の集積・搬送拠点機能
施設管理者	教育委員会総務学事課
給食調理棟構造・面積	鉄骨造、延床面積 1,298.5㎡
供給能力	2,200人分／1回あたり ※給湯のみの場合：1回あたり1,800ℓ（300ℓ釜×6基）
ガス供給設備	貯蔵容量：7,000ℓ ※地下配管等耐震性を考慮した構造
自家用発電機諸元	定格出力：90KVA、10時間連続運転 ※定期的な給油により運転時間延長 対象負荷：釜（1基あたり300ℓ）、会議室、トイレ等 燃 料：重油 運転方式：自動起動、自動停止
備蓄倉庫棟構造・面積	プレハブ造、床面積 24㎡
主な備蓄物資	アルファ米、クラッカー、ミネラルウォーター等
駐車場	物資搬入搬出スペースとして利用

- (2) 大竹市晴海臨海公園

施設の目的	災害対策活動の拠点及び広域避難場所
施設の機能	救援部隊の集結・後方支援拠点機能
共用部告示面積	127,557.52㎡

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救出計画

1 方針

地震・津波による家屋等の崩壊、がけ崩れ及び津波等により多数の要救出者が発生した場合には、市、県、県警察、第六管区海上保安本部及びその他の防災関係機関等は、相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

なお、原則として、市長が、救出活動の指揮をとるものとする。

2 陸上における救出

（1）市

ア 消防職（団）員等による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両舟艇、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

イ 市による救出が困難なときは、速やかに大竹警察署に連絡し、合同して救出に当たる。

ウ 前項によってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、原則として次の事項を示して県及び他の市町に応援を要請し、必要な場合には、県に対して自衛隊の派遣を要求する。なお、原則として文書により行うこととなるが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

（県及び他の市町に応援要請する場合）

（ア）災害の状況及び応援を必要とする理由

（イ）応援を必要とする期間

（ウ）応援を必要とする人員、車両舟艇、特殊機器、航空機その他資機材の概数

（エ）応援を必要とする区域及び活動内容

（オ）その他参考となるべき事項

（自衛隊に派遣要請する場合）

「自衛隊災害派遣計画」参照

エ 救護機関及び県警察と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

（2）県

ア 知事は、市から負傷者等の救出活動について応援を求められたときは、その状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講ずる。

（ア）他の市町長に対し応援を指示する。

（イ）自衛隊に対し派遣を要請する。

（ウ）救出活動の総合調整を行う。

イ 災害救助法に基づく県の実施事項については、「災害救助法適用計画」による。

（3）県警察

地震・津波災害発生時において、自ら必要と認めた場合、又は市及び県から要請があった場合には、市及びその他の関係機関と協力して、次の措置を迅速かつ的確に講ずる。

- ア 被災者の発見、死傷者の有無の確認、負傷者の速やかな救出・救助
- イ 消防機関及び救援機関と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置
- ウ 行方不明者がある場合には、速やかな搜索活動
- エ 救出救助活動を図るために必要な交通規制等の所要の措置

（4）自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。なお、市は、自主防災組織及び事業所等に対して、平素から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

- ア 自主防災組織及び事業者内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。
- イ 要救出者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに、消防機関又は警察等に連絡し、早期救出に努める。
- ウ 可能な限り、市、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

（5）自衛隊

県の要請に基づき救出活動を実施する。詳細は、「自衛隊災害派遣計画」による。

3 海上における救出

（1）市長及び消防長

市及び市消防は、関係防災機関と連携をとりつつ、消防及び救難救護を行う。

（2）第六管区海上保安本部

海難救助等を行うに当たっては、地震・津波災害の規模等に応じて合理的な計画をたて、次に掲げる措置を講ずる。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて、民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

- ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等により、その搜索救助を行う。
- イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊により、その消火を行うとともに、必要に応じて、地方公共団体に協力を要請する。
- ウ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて、火災、爆発及びガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- エ 救助・救急活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制

限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震に伴う余震・津波等二次災害の防止を図る。

（３）県警察

海上における被災者に対して、県警察は第六管区海上保安本部、市及び防災関係機関と連携協力し、次の措置を講ずる。

ア ヘリコプター等による被災者の発見、救出・救助

イ 行方不明者がある場合は、沿岸の関係警察等への発見を求める手配

（４）自衛隊

県の要請に基づき救出活動を実施する。詳細は、「自衛隊災害派遣計画」による。

４ 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

５ 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する DMAT 等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

６ 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第2項 医療、救護計画

1 方針

地震・津波のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

2 医療救護体制等の整備（平常時）

災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院および近隣医療機関との連携関係を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう EMIS 等の操作訓練等を実施する。

3 災害時における実施責任者及び実施内容

【第Ⅰステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】

（1）県

ア 災害時には県災害対策本部を速やかに立上げ、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

イ EMIS の活用等により、医療機関の被災状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、情報を共有する。

ウ 市町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

エ DMAT の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に DMAT 県調整本部を設置する。また、県災害対策本部に設置する合同対策会議等に統括 DMAT を受入れ、自衛隊や消防機関等防災関係機関と医療救護活動について調整を行う。

オ 県内 DMAT での対応が困難な場合、統括 DMAT の判断を踏まえ、厚生労働省に他都道府県 DMAT の派遣を要請する。

カ 「災害時における広島県ドクターヘリの運航に係る要領」に基づきドクターヘリの災害運用を決定した場合は、一時的に平時のドクターヘリの運航を停止し、災害対策本部の消防救急班にドクターヘリ調整部を設置し、他の防災関係機関のヘリコプターとの調整のもと出動する。

キ DPAT の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島 DPAT 調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島 DPAT の指揮・調整、精

神保健医療に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

ク 県内 DPAT での対応が困難な場合、広島 DPAT 統括者の判断を踏まえ、DPAT 事務局へ他都道府県 DPAT の派遣を要請する。

ケ 被災状況に応じ、その地域内における救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療ニーズの変化を踏まえた活動に留意するものとする。

コ 避難所に保健所職員で構成する調査班を派遣し、状況把握を行うとともに、必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及び DPAT の派遣を行う。

サ 県立病院は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、他の災害拠点病院等と連携し、DMAT、医療救護班等による医療救護活動の実施や患者の受入に対応するものとする。

シ 県保健所は、災害対策支部を設置し、近隣医療機関等の被災状況を確認するなど、被害状況の収集に努める。また、管内の医療救護活動に関する調整を行う。

ス 避難所における保健所職員による状況把握や市町からの情報収集に基づき、DWAT の派遣について検討するとともに、災害福祉支援ネットワーク事務局と情報を共有する。

（2）市

ア 市長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ 災害救助法が適用された場合、県知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第 13 条及び同法施行令第 17 条の規定により県知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。

エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

（3）中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

（4）国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

（5）日本赤十字社広島県支部

県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成 18 年 12 月 14 日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

（6）広島県医師会

県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

（7）広島県歯科医師会

県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

（8）広島県看護協会

県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

（9）災害拠点病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集・患者受入体制の構築を行う

イ 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら、院内 DMAT 及び参集する院外 DMAT と協力し、患者搬送など必要な対応を行う。

ウ 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、重篤患者の受入や DMAT の派遣等による医療救護活動の実施に対応する。

エ 自院が DMAT 活動拠点本部となる場合には、統括 DMAT を受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外 DMAT の支援の下で医療救護活動を実施する。

オ 自院及び近隣医療機関の被災・稼働状況などの情報を EMIS への登録などにより提供する。

（10）災害拠点精神科病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集及び精神科医療が必要な患者の受入体制の構築を行う。

イ 機能喪失等により患者搬送等の必要性が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら院内 DPAT 及び参集する院外 DPAT と協力し、患者搬送など必要な対応を行う。

ウ 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合又は、自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、精神科医療が必要な患者の受入や DPAT の派遣等による精神科医療救護活動の実施に対応する。

エ 自院が DPAT 活動拠点本部となる場合には、精神科医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外 DPAT の支援の下で精神科医療救護活動を実施する。

オ 自院及び近隣の精神科医療機関の被災・稼働状況等の情報を EMIS への登録などにより提供する。

【第Ⅱステージ（被災地の医療機関、避難所の支援）】

（1）県

ア 大規模災害発生時には、保健医療福祉調整本部を設置するとともに、保健医療福祉調整本部長が必要と認めた場合に、被災市町が所在する厚生環境事務所・保健所（支所）に現地保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

イ 市町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

ウ 必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及びDPAT及びDWATの派遣を行う。

エ 人工透析など生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が、交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広域搬送や医薬品の輸送等によって適切な受療体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航事業者など関係機関との調整を行う。

オ 急性期医療（DMAT等）から中長期的な医療救護や公衆衛生等を担うチームに対して円滑な引継ぎを行う。

カ DWATの出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DWAT調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島DWATの指揮・調整、福祉ニーズに関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

キ 県内DWATでの対応が困難な場合、広島DWAT統括者の判断を踏まえ、厚生労働省へ他都道府県DWATの派遣を要請する。

（2）市

ア 市は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。

エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

（3）中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

（4）国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

（5）日本赤十字社広島県支部

県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

（6）広島県医師会

ア 県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

イ JMAT の支援が求められる場合は、広島県医師会として広島県災害対策本部保健医療福祉調整本部や被災した市区郡地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながら JMAT による支援を要請するとともに、医療救護活動調整の支援に努める。

（7）広島県歯科医師会

県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

（8）広島県薬剤師会

県又は市の要請があった場合は、「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーターによる医薬品等の供給調整及び医療救護活動を実施する。

（9）広島県看護協会

ア 県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

イ 他の都道府県看護協会等からの支援が必要であると県及び国が判断した場合は、日本看護協会との「災害支援ナース派遣に関する協定書」等に基づき、他の都道府県看護協会からの災害支援ナースの派遣を要請するとともに、日本看護協会等の関係機関と連携を図りながら、医療救護活動の支援に努める。

（10）災害拠点病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。

イ 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DMAT の派遣や医療救護活動を継続実施する。

ウ 自院が DMAT 活動拠点本部となっている場合には、統括 DMAT の指示のもと、医療救護活動を継続実施する。

エ 県 DMAT 調整本部が DMAT 活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DMAT 活動拠点本部を撤収する。

オ 傷病者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

（11）災害拠点精神科病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。

イ 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DPAT の派遣や精神科医療救護活動を継続実施する。

ウ 県 DPAT 調整本部が DPAT 活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DPAT 活動拠点本部を撤収する。

エ 精神科医療が必要な患者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

4 医療救護等の活動内容

（1）医療救護

【基本原則】

- ア 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。
- イ 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。
- ウ 県災害対策本部（県保健医療福祉調整本部）には、必要に応じて県内の統括 DMAT、DMAT 隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム（日本赤十字社広島県支部連絡調整員）、県医師会担当役員、県外から支援の統括 DMAT 等が参画し、情報収集や DMAT、医療救護班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。
- エ 医療救護活動に当たっては、災害時医療救護活動マニュアルに従って、迅速かつ適切な活動を実施する。

① DMAT・ドクターヘリ

【第Ⅰステージ】

- ア 被災地で活動する DMAT は、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置される DMAT 活動拠点本部に参集し、病院支援、域内搬送、現場活動を行う。
- イ 広域医療搬送の要請を受けた DMAT は、広域医療搬送拠点に参集し、主に SCU での活動、航空機内の医療活動、SCU への患者搬送を行う。
- ウ 被災地に派遣されたドクターヘリは、医師・看護師等医療従事者の派遣、患者の後方病院への搬送、医薬品等医療器材の輸送等を行う。

【第Ⅱステージ】

- ア 統括 DMAT が被災地域内の医療機関及び避難所において、継続支援が必要であると判断した場合は、病院支援や域内搬送支援等の医療救護活動を継続する。
- イ 県 DMAT 調整本部が DMAT 活動の終了を判断した時は、DMAT 県調整本部を解散する。
- ウ ドクターヘリ調整部で継続運用が必要であると判断した時は、患者の後方病院搬送等を実施する。
- エ ドクターヘリの運用を終了する場合は、ドクターヘリ調整部を解散し、平時の運航体制を再開する。

② 医療救護班

【第Ⅰステージ】

- ア 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMIS に入力する。
- イ 医療救護班の出動は、県又は市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMAT メンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものと

する。

ウ 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部（コマンドポスト）の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。

エ 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMAT、救急隊員とともに3T活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。

オ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

カ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あつせん確保に努める。

【第Ⅱステージ】

ア 市は必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。

イ 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市の派遣要請があつた場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。

ウ 医療救護班の出動は、県又は市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあつては、必要に応じて、DMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

エ 医療救護班は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。

オ その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

カ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断し、連絡する。

キ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あつせん確保に努める。

（2）DPATの派遣

ア 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて、医師、看護師等により組織するDPATを被災地に派遣する。

イ DPATが不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対して、DPATの編成及び派遣を求める。

ウ DPATの派遣・受入を行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

（3）公衆衛生活動

① 災害時公衆衛生チーム

ア 公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。

- イ 県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。
- ウ 調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。
- エ 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

② こども支援チーム

- ア 災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織するこども支援チームを被災地に派遣する。
- イ 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。
- ウ 学校、保育所及び幼稚園等、子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

③ 保健師

- ア 統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。
- イ 県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動すると共に、被災市町の保健師が行う活動を支援する。

5 医薬品・医療資機材（以下「医薬品等」という。）の確保

（1）地震・津波発生後初期段階への対応

市及び県は、家屋倒壊等による負傷者を想定して、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬等の確保に努めるものとする。また、県は、重篤患者の救命に必要な医療資機材等については、特に災害拠点病院・協力病院への備蓄を推進するものとする。

備蓄医薬品等の管理については、備蓄先医療機関又は県医師会等に協力を依頼するものとする。

（2）地震・津波発生後中期以降への対応

避難場所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬（風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等）等については、県薬剤師会、県医薬品卸協同組合等の協力により、流通時等の在庫を供給源とする。

なお、県は、前記（1）の場合も含め、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じた場合又は医療機関及び市等からの要請があった場合は、関係業者等から速やかに調達できるよう努めるものとする。

（3）救援医薬品等の集積

県は、被災地外からの救援医薬品等について、専用の集積場所を指定するものとする。

6 救護所設置の広報

救護所を開設した場合は、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護

所開設の広報を行う。

7 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

8 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第3項 消防計画

1 方針

地震・津波発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防活動に関する必要な事項を定め、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

2 組織体制

地震・津波等による災害が発生した場合は、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その被害の拡大を阻止するため、消防組織体制をとるものとする。

図示については、下記参照

各年における消防年報

- ・ 総集編 大竹市消防本部・署組織図
- ・ 消防団編 大竹市消防団組織
消防団車両現況
小型動力ポンプ性能調
- ・ 警防編 消防本部・署車両現況
機械器具現況
消火水利の現況
火災通報施設

3 消防活動計画

消防計画は、火災予防、消防施設の整備保全及び災害非常事態の発生に際し、住民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害を防除し、災害による被害を軽減することを目的とする。

（1）消防施設等整備保全計画

ア 消防機械の整備、保全

消防ポンプ自動車、消防用車両の保守、整備に努める。

イ 消防用具の整備、保全

消防署や消防団に配備されている消防用具の保守、整備点検に努める。

ウ 消防水利の整備、保全

消防水利については、消火栓や防火水槽等が設置されているが、災害時に円滑に使用できるよう管理に努める。

また、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備

等を行い、消防水利の多元化に努める。

（2）点検

ア 通常点検計画

通常点検を毎月1回以上実施し、分団ごとに機械器具の点検整備を行うものとする。

イ 特別点検計画

火災警報の発令時等必要に応じて分団ごとに機械器具の点検整備を行うものとする。

ウ 現物点検計画

火災鎮圧等消防活動終了後は必ず分団ごとに機械器具の点検整備を行う。

（3）火災予防の広報

市は、地震・津波発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておくこととする。

ア 出火防止及び初期消火

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ 火災の延焼防止

火災が発生したときは、住民、自主防災組織及び事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に、危険物等を取り扱う事業所については、二次被害の発生防止に努める。

（4）訓練計画

ア 消防用機械器具操法訓練

毎年適当な時期に消防団員を招集して行うものとする。

イ 機械運転及び放水演習

上記アの訓練と同時に行う。

ウ 操縦訓練

毎月1回、機械器具の点検整備と同時に行うものとする。

エ 非常招集訓練

有線電話により各分団長を通じて、各団員を模擬火災現場に招集する訓練を適時行うとともに、サイレン吹鳴による非常招集訓練を年1回以上実施するものとする。

オ 危険物火災等特殊防御訓練

危険物取扱所付近に火災が発生した場合等を想定して、適時訓練を行うものとする。

カ 自衛消防隊教育訓練

適宜、自衛消防隊の操法訓練を行う。

（5）出動計画

ア 火災等については、特命のない限り招集場所から直ちに現場に出動する。

イ 応援出動及び演習出動の場合は、招集場所に待機し、必要に応じ電話又は直接出動を命じる。

4 非常時の消防活動

地震・津波にあつては、消防施設損壊、車両の通行障害、通信不能等によって消防力は著しく低下し、消防活動が大幅に制約されることが予想される。非常時における消防活動等はおおむね次のとおりである。

（1）初期活動

ア 地震・津波発生時には、次の体制により総力をあげて災害活動に当たる。

消防団員は、地震時には直ちに消防車庫に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載した出動準備を行う。

イ 消防団員は、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の広報に当たる。

（2）有線の使用不能時の通信の確保

災害により有線の使用が不能になった場合は、通信を確保するため現地へ携帯無線機を搬入し、情報連絡に当たる。

（3）火災防御

地震・津波時の火災防御にあたっては、火災の早期鎮圧、拡大防止と人命の安全確保を最重点として対処し、防御の原則は次のとおりである。

ア 消防力に比較して火災件数が少ないと判断したときは、積極的に一挙鎮圧を図る。

イ 火災件数が消防力を上回ると判断したときは、地域の重要度と消防効果の大きい火災を優先的に防御する。

ウ 火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想されるときは、全力を挙げて避難者の安全確保のための防御に当たる。

エ 避難路、避難場所確保の防御に当たる消防隊は、避難者が集団的に通過する場所は、付近を重点的に防御する。

（4）地震・津波後の広報

地震・津波発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報する。

5 消防相互応援

消防長は、災害が大規模となり、市のみでは対処できないと判断したときは、市長に報告するとともに、協定市町等に応援を要請するものとする。

現在、消防相互応援協定を締結している市町等は、県内全市町、県内全消防組合、山口県岩国市及び岩国地区消防組合である。（資料編 資料13、14参照）

6 その他

その他この計画に定めのない事項については、「大竹市消防計画」に定めるところによる。

第4項 水防計画

1 方針

河川や港湾に係わる諸施設は、水防計画による諸対策を講じている。

地震・津波に対しては、河川施設や港湾施設が地震で損壊することにより水防上の迅速な応急対策が求められる。

ここでは、応急対策としての水防活動計画について定めることとする。

2 応急対策

（１）地震・津波の発生に起因して堤防、ダム、ため池等の破損による洪水の来襲が予想されるとき、又はその他水防上必要があると認められるときは、水防管理者（水防本部）は、河川、海岸、堤防、ダム、ため池、急傾斜地等の危険箇所の監視及び警戒に当たるものとする。

（２）河川、海岸、堤防、ダム、ため池、急傾斜地等に異常を発見したときは、直ちに水防管理者に急報するとともに水防作業に従事する。

堤防の決壊等を水防団等が発見した場合には、速やかに河川管理者（太田川河川事務所）に通報する。

また、水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し、水防法（昭和24年法律第193号）第29条による避難のための立退きの指示を行う。

なお、水防管理者が立退きの指示を行う場合は、その旨を大竹警察署長に通知する。

（３）水防管理者は、前記の通報を受けた箇所が県管理に属するときは、直ちに広島県西部建設事務所廿日市支所等に連絡して必要な措置を求める。

（４）樋門の操作

ア 樋門の操作責任者は、下流の出水に悪影響のないように慎重な操作を行うとともに、その状況を水防本部に通報するものとする。

イ 農業用ため池等においても、地震発生後の状況により、ため池管理者は水位の変化を監視し、必要に応じ門扉の開閉を行うとともに、その状況を水防本部に通報する。

（５）河川、海岸、堤防、ダム、ため池、水門、樋門、及び防潮扉の管理者は、地震・津波発生後直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急措置を講ずるものとする。

また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に連絡するものとする。

3 水防施設及び資機材等

- （１）水防本部は、資機材の調達確保については、水防倉庫備蓄資機材の数量を常に把握し、緊急時の輸送、補給についてあらかじめ協議を行っておくものとする。（資料編 別表3「備蓄資機材状況調」参照）
- （２）水防本部は、水防用資機材の整備、点検を毎年行うものとする。

4 水防管理団体相互の協力

- （１）水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理団体又は警察官に対して応援を求めるものとする。
- （２）水防管理者は、他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲内で、作業員の応援及び資機材を提供する。
- （３）水防作業中に堤防決壊、急傾斜地崩壊、その他の施設がこれに属する事態等が発生した場合は、関係水防作業員は直ちに水防管理者（水防本部）に通報するとともに、氾濫、土砂流出等による被害が拡大しないように努めるものとする。
- （４）水防管理者は、前項の通報を受けたときは、直ちにその旨を広島県西部建設事務所廿日市支所及び大竹警察署並びに氾濫、土砂流出方向の住民及び近隣の水防管理団体に急報するものとする。

5 津波、高潮対策

水防管理者は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度4以上の地震が発生し、津波又は高潮が来襲するおそれがあると判断した場合は次の措置をとるものとする。

- （１）防潮扉等の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波予報を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、速やかに防潮扉等の開閉を行う。
- （２）水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

第5項 危険物等災害応急対策計画

1 方針

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物資（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱う事業所においては、地震発生時には、自衛消防組織等の活動により、危険物等に係る災害の発生を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

なお、地震・津波の発生に備え、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して、必要な指導を行う。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、広島県が別に定める岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画による。

2 危険物災害応急対策

関係行政機関は、消防法に定める危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、地震・津波による災害の発生を阻止するため次の措置を行う。

（1）市

ア 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を実施させる。

（ア）危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

（イ）危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

（ウ）危険物施設の応急点検

（エ）異常が認められた施設の応急措置

イ 施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

（2）県

関係機関と密接な連絡をとり、必要な措置を講ずる。

（3）県警察

危険物に係る火災等の災害が発生した場合、又は危険物施設に及ぶおそれのある火災等の災害が発生した場合には、消防機関等と連携して、次の措置を行う。

ア 負傷者の救出及び救護

イ 警戒区域の設定及び同区域への立ち入り制限、禁止等の措置

ウ その他状況により必要と認められる応急対策

（４）第六管区海上保安本部

ア 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

イ 海上に油等の危険物が流出した場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

（ア）危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止

（イ）油の防除作業に係る指導及び巡視船艇等による応急防除

（ウ）付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止

（エ）付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止

（オ）危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止

（カ）海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

3 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

関係行政機関は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定める高圧ガス並びに火薬類取締法に定める火薬類を製造、販売、貯蔵、消費及び移動又は運搬する事業所に対し、地震・津波による災害の発生を阻止するため次の措置を実施する。

（１）市

施設の管理責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消火活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

（２）県（県から事務を移譲された市町を含む）、中国四国産業保安監督部

関係機関と連絡をとり、施設の使用停止、高圧ガスの移動停止又は火薬類の運搬停止等の緊急措置を講ずる。

（３）県警察

高圧ガスの漏出、火災、爆発及び火薬類の爆発等の災害が発生した場合、又は高圧ガス及び火薬類に係る災害の発生のおそれがある場合には、消防機関等と連携して次の措置を講ずる。

- ア 負傷者の救出及び救護
- イ 警戒区域の設定及び同区域への立ち入り制限、禁止等の措置
- ウ その他状況により必要と認められる応急対策

（４）第六管区海上保安本部

- ア 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
- イ 災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。
 - （ア）危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
 - （イ）付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
 - （ウ）付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
 - （エ）危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
 - （オ）海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

４ 毒物劇物災害応急対策

関係行政機関は、毒物及び劇物取締法に定める毒物劇物を製造、販売及び業務上取り扱う事業所に対し、地震・津波による災害の発生を阻止するため、次の措置を実施する。

（１）市

県、保健所、警察署及び消防本部と速やかに連絡をとることとするが、緊急を要する場合には、次の措置を行い災害の発生及び拡大等を防止する。

- ア 施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連携をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を行う。
- イ 保健所を設置する市は、管轄の毒物劇物取扱施設の管理者に対して、次の措置をとるよう指導する。
 - （ア）毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置
 - （イ）毒物劇物の流出等の防止措置及び流出した場合の回収等の処理の実施

（２）県

関係機関と密接な連携をとり、毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置及び流出漏洩事故等の発生した場合は、その事業所に対し、当該毒物劇物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

（３）県警察

毒物劇物に係る流出漏洩事故等が発生した場合、又は毒物劇物関係施設に及ぶおそれのある火災等が発生した場合には、消防機関等と連携して、次の措置を行う。

ア 負傷者の救出及び救護

イ 警戒区域の設定及び同区域への立ち入り制限又は禁止等の措置

ウ その他状況により必要と認められる応急対策

（４）第六管区海上保安本部

ア 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

イ 災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

（ア）危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止

（イ）付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止

（ウ）付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止

（エ）危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止

（オ）海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 警備、交通規制、交通確保計画

1 方針

地震・津波時における、住民の生命、安全及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、警察及び海上保安署は、それぞれの所管に関わる警備活動を実施する。

また、警察及び道路管理者等は、避難救出、緊急物資の輸送及び消防活動等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、速やかに適切な交通規制を行い、交通の混乱を未然に防止するとともに、障害物の除去等を行い、交通の確保に努めるものとする。

2 警備対策

（1）警察の活動

大竹警察署は、警察法（昭和29年法律第162号）及び基本法等に基づき、関係機関と連携して、おおむね次の活動を行う。

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 被害実態の把握
- ウ 被災者の救出、救助等の措置
- エ 避難路及び緊急交通路の確保
- オ 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- カ 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視等
- キ 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導
- ク 不法事案の予防及び取締
- ケ 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- コ 広報活動
- サ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

（2）海上保安署の活動

岩国海上保安署は、海上における治安を維持するため、関係機関と連携して、おおむね次の活動を行う。

- ア 情報の収集及び情報連絡
- イ 警報等の伝達
- ウ 海難救助等
- エ 緊急輸送

- オ 物資の無償貸与又は譲与
- カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援
- キ 海上流出油等の防除
- ク 海上交通安全の確保
- ケ 海上における警戒区域の設定
- コ 海上における治安の維持
- サ 海上等における危険物の保安措置

3 交通規制・交通確保計画

（1）陸上交通の確保

ア 災害時における交通の規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、地震・津波が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（基本法施行令「昭和37年政令第288号」第32条の2で定める、道路交通法「昭和35年法律第105号」第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

（ア）被災地及び周辺における優先通行

地震・津波発生直後の緊急措置として、被災地及びその周辺の地域について、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

なお、緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

（イ）緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として指定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該の区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の走行を抑制する。

（ウ）県内への車両の流入制限

山口県に通じる山陽自動車道、国道2号、国道186号等主要道路については、山口県による指導・広報により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、県内への車両の流入を極力制限する。

このため、県内の主要交差点、山口県境及び高速道路の各インターチェンジ等必要な箇所に交通検問所を設置する。

イ 運転者に対する指導、広報

県公安委員会は、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間やう回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」として、次の事項を遵守するよう指導、広報を行う。

（ア）走行中の車両

- a 速やかに、車両を通行禁止の区域又は区間以外の場所に移動すること。速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の妨害とならない方法で駐車すること。
- b 移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震・津波情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- c 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

（イ）避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行い、車両を使用しないこと。

ウ 路上の障害物除去等

（ア）県公安委員会は、基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ道路管理者等に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

（イ）警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両等の占有者等に対して、これを道路外の場所へ移動することを命じることができる。

なお、命令の相手方が現場にいない等により、当該措置等を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官が現場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員は、当該措置をとることができる。

(ウ) 道路管理者等は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者等相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

(エ) 道路管理者等は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両等の占有者等に命ずることができる。

a 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者等は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

b 指定道路区間の周知

道路管理者等は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

c 車両等の移動

道路管理者等は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者等はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

d 土地の一時利用

道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

e 損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

エ 通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合には、直ちに居住者等に対して、その禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報を行うとともに、県警察本部、日

本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者、報道機関等を通じて、交通規制状況、う回路状況、車両の使用抑制、運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

オ 関係機関との連携

（ア）県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合は、道路管理者等の関係機関や警備業協会等の関係団体との間で、相互に緊密な連携を保ち適切な交通規制を行うものとし、その状況を災害対策本部へ通報するものとする。

（イ）県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間における指定若しくは命令又は措置をとるべきことを要請する。

（ウ）県公安委員会は、交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と協力して、その解消に適切な対応措置を講ずる。

（エ）通行妨害車両等の排除については、JAF と「災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定」を締結していることから、JAF に対して協力を要請する。

カ 緊急通行車両又は緊急輸送車両の確認、及び規制除外車両の事前届出及び確認
県公安委員会は、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は道路の区間を指定して行った場合、基本法、地震法、原災法の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認、及び基本法第76条第1項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊）又は県知事（県民活動課）において行う。

なお、本事務において確認した車両に交付され、基本法施行令第32条の2の規定により、前記通行の禁止又は制限が行われた道路を通行するに際し掲示しなければならない「緊急通行車両確認標章（以下この項において「標章」という。）」の様式は、別記のとおりである。

キ 緊急通行車両等の確認

県公安委員会は、県知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される車両であることについて、災害が

発生し、又は正に発生しようとしている時において基本法施行令第33条第1項等の規定に係る確認の手続きを行う。

また、同条第2項等に基づき、基本法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下この項において「指定行政機関等」という。））等の車両については、災害等の事態発生前においても緊急通行車両等であることの確認を実施する。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であつて、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては、規制除外車両として整理し、規制の対象から除外するが、標章の掲示は不要とする。

（ア）対象とする車両

a 基本法の規定に基づく緊急通行車両等

大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、基本法第50条第1項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ・ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

b 地震法の規定に基づく緊急輸送車両

警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

- ・ 地震予知情報の伝達及び避難の指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ・ その他地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に関する事項

c 原災法の規定により読み替えて適用される基本法の規定に基づく緊急通行車両

原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の次に掲げる緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の指示に関する事項
- ・ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・ その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

（イ）確認の取扱場所

県公安委員会は、緊急通行車両等であることの確認を、次に掲げる場所において取り扱うものとし、確認したものについて緊急通行車両確認証明書等及び標章を交付する。

- a 災害が発生し、又は正に発生しようとしている時における確認（基本法施行令第33条第1項等）

- ・ 県警察本部（交通部交通規制課）
- ・ 県下各警察署
- ・ 交通検問所
- b 災害発生前における確認（基本法施行令第33条第2項等）
 - ・ 当該車両の使用の本拠を管轄する警察署

ク 規制除外車両の事前届出・確認

（ア）規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、県公安委員会の意思決定により基本法の規定に基づく交通規制等が行われた緊急交通路の通行を認めるものについては、規制除外車両として取扱う。

なお、地震法第9条に基づく警戒宣言は、地震予知情報を受けた場合に発せられるものであり、警戒宣言が発せられた時点においては、災害は発生していないことから、地震法の規定のみに基づく交通規制が行われている場合においては、規制除外車両は観念されないことから、取り扱わないものとする。

（イ）規制除外車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、道路運送車両法の規定による番号標以外のものを付しているものについては、キ「緊急通行車両等の確認」のとおり標章の掲示を不要とするため、事前届出及び確認の対象としない。

（ウ）事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

（エ）規制除外車両の事前届出手続

- a 取扱場所
車両の使用の本拠を管轄する警察署

- b 規制除外車両事前届出済証の交付

県公安委員会は、事前届出があった車両について、規制除外車両に該当する

と認められるものについては、規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

（オ）規制除外車両の確認手続

県公安委員会は、災害等が発生し、緊急交通路が指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限した時、規制除外車両について確認するものとし、規制除外車両と認められるものについて規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

なお、規制除外車両の範囲やその拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁と調整する。

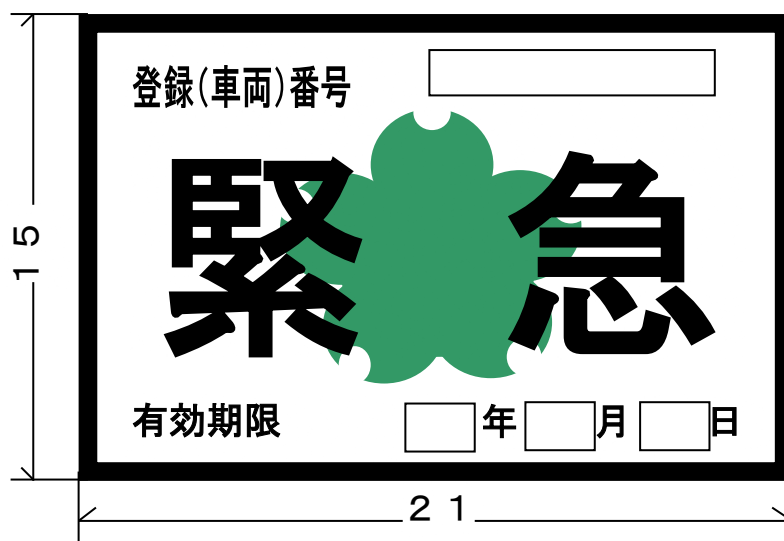
a 確認の取扱場所

- ・警察本部（交通部交通規制課）
- ・県下各警察署
- ・交通検問所

b 除外届出済証の取扱い

規制除外車両の確認申出時に、当該車両に係る除外届出済証が添付されたものについては、事前届出を行っていないものの申出に優先して取り扱う。

別記



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

広島県内 主要道路地

緊急交通路
指定予定路線

高速自動車国道（山陽自動車道・中国横断自動車道（広島自動車道
・広島浜田線・尾道松江線）・中国縦貫自動車道
自動車専用道路（西広島バイパス・広島呉道路・西瀬戸自動車道
・東広島・呉自動車道・広島高速１～４号線）
その他国道・県道等の主要幹線道路



注1) 緊急交通路は、実際の災害状況や道路状況に応じて指定又は変更する。

注2) 整備中の路線を含む。

（2）海上交通

ア 交通規制等

第六管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （ア）津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の所定の規制を行う。
- （イ）船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- （ウ）海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- （エ）海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- （オ）船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- （カ）水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- （キ）航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

イ 航路の障害物除去等

- （ア）港湾管理者及び漁港管理者は、所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に報告するとともに、障害物除去に努めるものとする。
- （イ）港湾施設及び漁港施設の利用者等は、港湾管理者及び漁港管理者の指導のもと、自動車、コンテナ、ドラム缶、有害物資等が海域に流出し、転落しないよう措置するとともに、地震・津波発生時には、調査点検の実施及び異状を認めた場合の防災関係機関への通報や回復措置をとるものとする。

（3）航空交通

主要な安全対策を次のとおりとする。細部は国土交通省が作成した「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」による。

ア 情報の収集及び整理

被災地周辺空域での航空交通状況、航空機の離着陸場の利用状況等の情報を把握、整理し、これらの情報を関係者へ通報する。

イ 飛行の注意喚起、自粛協力要請等の航空情報（ノータム）の発出を行う。

- (ア) 被災地周辺空域等の一定空域での飛行の注意喚起
- (イ) 救援機の飛行経路の周知等による救援機と一般航空機との飛行経路等の分離のための協力要請
- (ウ) 特に航空機が輻輳して危険又は救援活動に支障があると判断される場合は、一定空域を明示して、一般機について当該空域を一定期間飛行自粛するよう協力要請
- ウ 航空交通情報の提供についての周知
救援機等が多数飛来する場外離着陸場等の周辺空域において、航空交通の輻輳等により救援活動に支障がある場合に、無線電話により地上等からパイロットに対して離着陸の順番や空中待機の方法等の航空交通情報を提供する場合、その情報の具体的内容をノータムで周知するとともに、その聴取を推奨する。
- エ 被災地上空等で救援活動の支障となる飛行を行う運航者に対し、個別に協力要請をしたり、危険な飛行を行う運航者に対し、適切な措置を講じる。
- オ 関係者間の緊急連絡網の確立
- カ 関係者よりなる連絡調整会議を適時適切に開催する。
- (4) 交通マネジメント
 - ア 中国地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、検討会を組織する。
 - イ 県は、市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中国地方整備局に検討会の開催を要請することができる。
 - ウ 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
 - エ 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。
 - ※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組
 - ※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

第2項 輸送計画

1 方針

地震・津波が発生した場合には、県、市及び防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を、各機関の保有する車両、船舶、航空機等又は運送業者等の保有する車両、船舶、航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

2 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 災害対策要員
- (3) 救助用物資・資機材
- (4) 救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具
- (5) 食料、飲料水、生活必需品等
- (6) 応急復旧用資機材
- (7) その他必要な人員、物資等

3 輸送車両等の確保

(1) 市の措置

ア 市は、あらかじめ定める地震・津波時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

イ 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から、必要な項目を明示して他の市又は県にあつせんを要請する。

- (ア) 輸送区域及び借り上げ期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両、船舶等の種類及び台数
- (エ) 集結場所及び日時
- (オ) 車両、船舶等の燃料の給油場所及び給油予定量
- (カ) その他必要事項

(2) 県の措置

ア 県の各局（部）は、それぞれの配車計画及び運用計画により配備体制を敷き、所管の車両、船舶、航空機等を運用する。ただし、必要に応じて災害対策本部長が集中管理して運用する。

イ 市から輸送手段の確保について、県に要請があった場合又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対し、協力を要請する。

ウ 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認められる場

合、中国運輸局長と協議して、基本法及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

（3）中国運輸局の措置

中国運輸局は、緊急輸送の必要があると認めるときは、船舶運航事業者、港湾運送事業者、自動車運送事業者等の関係輸送機関に対して、輸送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両、船舶等のあっせんを行う。

（4）西日本旅客鉄道株式会社の措置

西日本旅客鉄道株式会社は、県の要請又は必要により臨時列車の運転、迂回運転等を行い、人員の緊急輸送に努める。

なお、西日本旅客鉄道株式会社は、日本貨物鉄道株式会社から、物資輸送のための要請を受けた場合には、臨時列車の運転の設定を検討する。

（5）日本貨物鉄道株式会社の措置

日本貨物鉄道株式会社は、県の要請又は必要により救援物資の輸送に努める。

（6）第六管区海上保安本部の措置

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

輸送対象の想定は次のとおりとする。

ア 第1段階・・・避難期

（ア）救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資

（イ）消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資

（ウ）政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等

（エ）負傷者等の後方医療機関への搬送

（オ）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階・・・輸送機能確保期

（ア）前記アの続行

（イ）食料、水等生命の維持に必要な物資

（ウ）傷病者及び被災者の被災地外への輸送

（エ）輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階・・・応急復旧期

（ア）前記イの続行

（イ）災害復旧に必要な人員及び物資

（ウ）生活必需品

第8節 避難の受入及び情報提供活動

第1項 避難対策計画

1 方針

地震・津波により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流、津波等が発生した場合には、市長は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

この計画では、指定避難所の運用について定める。

2 指定避難所の開設

（1）指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、自治会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務として、次の点に留意する。

ア 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

イ 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の

心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

ウ 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

エ 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

オ 要配慮者の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

カ 県及び市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

キ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ク 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

ケ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供

等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

コ やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

サ 「ペット受入のための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

県は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受入が難しい場合は、各動物愛護（管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。

市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市を支援するものとする。

（2）広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入に関する支援を要請するものとする。

県は、市からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、大規模災害の発生による市町機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わり必要な手続きを行うものとする。

県及び市等は、居住地以外の市町へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

なお、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

（3）市が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

ア 開設の日時

イ 開設の場所

ウ 受入人員

エ 開設期間の見込み

オ その他必要と認められる事項

- （４）県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市を支援するものとする。

3 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、本市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、市が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、当該市町への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

4 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、県及び市は、市民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第2項 広報・被災者相談計画

1 方針

地震・津波発生時において、市は、住民に対し無用の混乱を避けるため、被害の状況、災害応急対策の実施状況等について速やかに広報し、住民の不安解消に努める。また、精神的に不安定な住民に対しては、被災者相談を行い、被災住民の相談、要望等に対し早期解決に努めるものとする。

なお、住民への情報伝達にあたっては、報道機関の協力を得るものとする。

また、速やかな対策を講じるために被災者相談を行い、被災地の住民の動向と要望の把握に努める。

2 広報活動

（1）広報責任者

市は、「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、広報活動を実施する。その際、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

（2）広報の目的

災害発生直後は、パニック、余震、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

応急復旧時は、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

（3）広報の内容

広報する事項、内容事例を状況ごとに示すと、以下のとおりである。

ア 災害発生直後の広報

- （ア）津波に関する予警報及び情報
- （イ）地震に関する情報（余震に関する情報を含む。）
- （ウ）避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- （エ）医療、救護所の開設に関する情報
- （オ）災害発生状況に関する情報
- （カ）出火防止、初期消火に関する情報
- （キ）臨時災害FM局によるラジオ放送
- （ク）二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- （ケ）その他安心情報等必要な情報

イ 応急復旧時の広報

- （ア）食料、水、その他生活必需品等の供給に関する情報
- （イ）電気、ガス、水道の復旧に関する情報
- （ウ）交通機関、道路の復旧に関する情報

- (エ) 電話の利用と復旧に関する情報
- (オ) ボランティア活動に関する情報
- (カ) 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- (キ) 臨時相談所に関する情報
- (ク) 住民の安否に関する情報
- (ケ) 被災建築物応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動に関する情報
- (コ) 災害廃棄物等の処理に関する情報
- (サ) その他生活情報等必要な情報

(4) 広報の方法

状況を住民に周知徹底するとともに、協力を依頼するものとし、実施方法については、以下のとおりである。

- ア 防災行政無線による広報
- イ 窓口による広報
- ウ 広報車、ハンドマイク等の利用
- エ 立看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- オ ビラ配布等による広報
- カ 自主防災組織、自治会等を通じての広報
- キ 県に対する広報の要請
- ク 報道機関への情報提供、放送要請
- ケ 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- コ 防災メール、SNS（LINE）、緊急速報メールによる広報
- サ ホームページ等のインターネットを活用した広報
- シ Lアラート、Jアラートによる広報

3 被災者相談活動

災害発生後、精神的に不安定な状態にある住民に対しては、その不安を解消するためのさまざまなケアサービスが必要となる。

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品等、住宅の確保や融資等についての相談、要望、苦情等に関する広聴活動を関係機関とともに展開し、被害の実情に応じたきめ細かな災害応急対策を実施するものとする。

- (1) 本部に被災住民の相談に応じる窓口を開設する。
- (2) 被災地及び避難所等に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係各課に連絡して早期解決に努力する。
- (3) 避難所等に相談所が設置されない時は、各避難所の責任者が相談等に応ずる。
- (4) 広報車又は二輪車等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

4 安否情報の提供

県又は市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3項 住宅応急対策計画

1 方針

地震・津波時における被災住宅の入居者に対する住宅応急対策は、災害救助法を適用した場合は一時的に公共施設等を利用した避難所に収容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。

2 実施する応急対策の内容

- （1）災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- （2）災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- （3）公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- （4）民間賃貸住宅の情報提供等
- （5）被災建築物応急危険度判定の実施
- （6）被災宅地危険度判定の実施

3 実施責任者

- （1）知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努めるものとする。
- （2）知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき市長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- （3）災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定により、前各項の救助について市長に委任したときは、市長が実施する。
- （4）市長は、地震・津波により多くの建築物が被害を受け、被災建築物応急危険度判定が必要と判断した場合には、これを実施する。県の支援が必要な場合は、知事に要請する。

4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

- （1）供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

また、知事は、罹災証明の発行の状況を踏まえ、必要に応じて対象の拡充について検討する。

（２）応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める２年以内とする。

（３）応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、知事に依頼する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入についても配慮するものとする。

（４）応急仮設住宅の建設

ア 供与対象者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

イ 建設場所

応急仮設住宅の建設場所については、次の事項等を考慮し、選定するものとする。

（ア）原則として、市有地又は公有地とすること。やむを得ず私有地に設置する場合は、後日問題が起こらないよう十分協議すること。

（イ）飲料水が得やすい場所であること。

（ウ）保健衛生上、適当な場所であること。

（エ）交通の便のよい場所であること。

（オ）教育等に問題のない場所であること。

ウ 設置戸数

応急仮設住宅の建設戸数の決定にあたっては、県知事は、市長の意見を聞き決定するものとする。この場合、別途確保し供与する市営住宅等の状況を勘案するものとする。

エ 供与期間

応急仮設住宅の供与の期間は、特別な場合を除き、災害救助法の定める２年以内とする。

オ 管理

応急仮設住宅の管理は、市長が行うものとする。ただし、特別な事情がある場合には、当該市長の協力を得て、県知事自ら実施するものとする。

（５）民間賃貸住宅の借上げ

知事は、民間賃貸住宅の借上げを迅速に実施するため必要となる取扱い等について、あらかじめ検討を進めるものとする。

ア 関係団体との協力協定

（ア）知事は、災害時に民間賃貸住宅の借上げを迅速に進めるために、民間賃貸住宅に係る関係団体と、借上げ可能な民間賃貸住宅の空き家情報の提供について、あらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

（イ）知事は、民間賃貸住宅の無報酬での媒介について、宅建業関係団体に対して協力を要請するものとする。

（ウ）知事は、民間賃貸住宅の提供について、協定締結団体に対して協力を要請するものとする。

（エ）知事は、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。

（オ）知事は、平時から協定を締結した関係団体と緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が市長に実施を指示し市長が実施するものとする。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は知事に依頼し、市長はこれに協力する。

（1）緊急の修理

ア 対象となる者

緊急の修理の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

イ 修理の範囲

緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

ウ 対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

（2）応急修理

ア 対象となる者

応急修理の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

イ 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

ウ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市長の意見を聞いて決定する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行うこととする。

オ 実施期間

応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の適用があるものについて、受入を行う。

また、緊急対応として、基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、県内公営住宅の一時的目的外使用許可による受入施設の提供も考慮する。

7 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与

知事は、前記6の公営住宅の提供を考慮する場合には、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供による供与について協力を要請するものとする。

8 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から

生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

（１）事前対策

ア 市長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

（ア）建築判定実施の決定と建築判定実施本部の設置

（イ）建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

（ウ）建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

（エ）建築判定士等の確保、建築判定の実施体制等

（オ）建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事

（カ）建築判定資機材の調達、備蓄

（キ）その他必要な事項

イ 知事は、市からの要請に対し的確な支援を行う。

ウ 県は、建築関係団体と協力し、建築判定士等の養成を行う。また、市と協力して、必要な判定用資機材を備蓄しておく。

（２）建築判定実施の事前準備

ア 市長は、あらかじめ想定される地震・津波の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

イ 県及び市は、地震・津波被害に備え、市は建築判定実施本部を、県は建築判定支援本部の体制について、あらかじめ整備しておく。

（３）応急危険度判定の実施

ア 市長は、地震・津波により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、市からの支援要請があったときは、建築判定支援本部を設置し、必要な支援を行う。なお、県は、建築判定士等の派遣等により、積極的に市町の活動を支援するものとする。

ウ 県及び市は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

エ 県及び市は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

オ 県は、所定の建築判定用資機材が不足する場合には、市に代わって、これを調達する。

（４）県との連絡調整等

ア 市は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

（５）国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

知事は、地震・津波被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合には、国土交通大臣及び他都道府県の知事に対し、必要な支援を要請する。

9 民間賃貸住宅の情報提供

知事は、民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（公社）広島県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会広島県本部に対して協力を要請するものとする。

10 被災宅地危険度判定

地震・津波により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による人的被害の発生を防止するため、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

また実施のための事前準備を行う。

（１）事前対策

ア 市は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

（ア）宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置

（イ）宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

（ウ）宅地判定実施方法の決定等の基準

（エ）初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保

（オ）宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

（カ）宅地判定資機材の調達、備蓄

（キ）その他必要な事項

イ 知事は市からの要請に対し的確な支援を行う。

ウ 県は、市の協力を得て、宅地判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

エ 県は、国、他の都道府県と連携して、宅地判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。

（2）宅地判定実施の事前準備

ア 市長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。

イ 市長は宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

（3）宅地判定の実施

ア 市長は、地震・津波の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、市長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。

ウ 被災の規模等により市が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

エ 県及び市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

オ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、市に代わってこれを調達する。

（4）県との連絡調整

ア 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

（5）国及び他都道府県に対する支援の要請

知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し宅地判定実施のための支援を要請することができる。

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

1 方針

県及び市は、地震・津波災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、地震・津波災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

- （1）市長は、地震・津波時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。
- （2）市長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。
- （3）知事は、市長の要請があった場合、又は必要があると認めた場合は、食料を調達し供給する。

3 実施方法

（1）市

災害救助法が適用された場合、食料の供給は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

災害救助法が適用されない場合、市長が災害救助法の適用に準じ、必要に応じ措置を決定する。

ア 供給対象者数及び数量の把握

災害時における米穀等の必要量を迅速かつ確実に計算し、調達を行うよう、次のとおり定める。

- （ア）避難所については、それぞれその避難所の責任者からの報告により把握する。
- （イ）在宅者については、関係機関及び自主防災組織、自治会等の協力を得て把握する。
- （ウ）災害応急対策活動従事者については、関係各部の協力を得て把握する。

イ 食料供給の方法

- （ア）市長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び食品給与に必要な副食や調味料の確保と供給に努めるものとする。

なお、必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、県知事又は相互応援協

定市町等に対して応援を要請するものとする。

(イ) 市長は、県知事等から食料供給を受けたときは、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。

(ウ) 市長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等を把握しておくとともに、食料調達のため、市内各食品業者とあらかじめ協定を結んでおくものとする。

(エ) 食品給与実施責任者は本部とし、指定避難所で供給する。

なお、災害の規模等状況に応じ、自主防災組織、自治会及び旅館、飲食店等給食業者に協力を要請し、円滑に供給できるようにするものとする。

また、県知事等から食料供給を受けたときは、自主防災組織や自治会等の協力を得て、指定避難所等の適当な場所で配給する。

ウ 炊出し

炊出しは、市給食センター又は指定避難所等で実施するものとし、災害の状況に応じてその全部又は一部を開設する。

なお、炊出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。

(2) 県

知事は、市長から食料供給の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、食料を円滑に供給できるよう、次の措置を講ずる。

ア 備蓄食料を供給する。

イ 米穀については、販売業者に売却を要請する。それが不可能な場合は、農林水産省に災害救助用米穀の引き渡しを要請する。

ウ 弁当、パン、缶詰、インスタント食品等については、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」を締結した販売業者等から調達する。

エ 防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらから供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

オ 必要に応じ、近隣市町、他府県又は国に食料援助を要請する。

なお、他県等から受けた食料援助は、被災者に適正かつ円滑に供給することに努める。

カ 避難の長期化等を考慮して、必要に応じ関係団体と連携して市が栄養管理に配慮して食料の供給及び給食、炊き出し等が実施できるよう支援する。

第2項 給水計画

地震・津波災害が発生し、水道施設の損壊等により生活に欠くことのできない飲料水が枯渇・汚染した場合のために、飲料水供給体制の確立を図る。

飲料水供給の実施は原則として市が行うものとするが、市において実施できない時は、県又は日本水道協会広島県支部および岩国市の協力を得て実施する。

1 事前対策

市は、地震・津波災害時に備えて、浄水場、幹線管路等基幹施設の耐震化、老朽管路の更新等水道施設の耐震性向上に努めるとともに、緊急時の給水を確保するための配水池の増強や応急給水拠点の整備等水道システム全体としての安定性の向上に努めるものとする。

また、地震・津波災害が発生したとき、迅速に応急給水、応急復旧が実施できるよう、その手順や方法等を明確にするとともに、緊急対応体制の確立に努めるものとする。

なお、医療機関等に対する緊急時の給水については、優先的給水を実施できる体制を整える等、十分配慮しておくものとする。

2 給水の確保等

- (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い水源から給水トラック又は容器により運搬して確保する。
- (2) 被災地への給水トラック等の応急給水地として、三ツ石調整池に応急対策用給水口を設置している。また、広島県三ツ石浄水場も応急給水が可能である。
- (3) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、安全を確認する。

3 給水対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者とする。従って、自分の井戸が汚染しても、近所から水が得られるような者は対象とはならない。

4 給水方法

- (1) 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には、ただちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、感染症等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては必ず消毒の強化を実施し、かつ、残留塩素の確認を怠ってはならない。

- （２）三ツ石調整池（非常時対応容量 1,100 m³）から給水トラック及び給水容器で拠点給水箇所に輸送する。
- （３）給水にあたっては、事前に広報車、防災行政無線等により給水の方法、場所、給水時間帯等その他必要事項を住民に周知する。
- （４）災害の規模により、１戸当たり給水量を制限し、多くの住民に公平に行きわたることを期するものとする。

なお、被災者に対する１日１人当たりの給水の量は３ℓ以内とし、医療機関や福祉施設等緊急性の高いところを重点とした給水を実施する。

- （５）必要に応じて、県の協力を得て、水質検査等を実施する。
- （６）給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、次の事項を示して県又は日本水道協会広島県支部および岩国市に対して、応援等を要請する。

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水場所

エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

オ 給水車両を借り上げるときは、その必要台数

- （７）市は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

ア 公共施設や避難場所等の拠点給水箇所を設置し、給水トラック等による応急給水を実施する。

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ 給水用資機材の調達を行う。

エ 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。

オ 本市のみでは、飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、隣接市町又は県に応援を要請する。

カ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

キ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。

ク 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

５ 災害救助法が適用された場合の供給

災害のため、市における給水施設等がすべて汚染し、飲料水が得られない場合には、県は、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するものとする。

- （１）給水期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、県知事の承認を受けて延長することができる。

（2）飲料水供給のための費用

飲料水の供給に必要な経費は、県が負担するものであること。ただし、県知事が定める基準以外のことを市が行った場合は、その基準以外の分についての費用は、すべて市の負担になるものであること。

6 優先給水

災害のため、災害拠点病院や透析医療機関等が断水した場合で、優先的な給水が必要と認めるときは、各機関からの要請に基づき、応急給水を実施する。

なお、給水方法等については、別途当該医療機関と協議し、給水確保計画等を定めるものとする。

第3項 生活必需品供給計画

1 方針

県及び市は、被災者に対し衣服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

県及び市は相互に協力し、被災者に対し生活必需品等を給与又は貸与し、被災者の応急救助を行う。

2 実施責任者

知事は、災害救助法を適用し、市町長を補助者として生活必需品等を被災者に給与又は貸与する。災害救助法が適用されない場合、市長が災害救助法の適用に準じ、必要に応じ措置を決定する。

なお、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により、知事が市長に生活必需品等の給与及び貸与の実施を委任したときは、市長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

（1）生活必需品等の給与又は貸与を受ける者

地震・津波により住家に被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、及び床上浸水）の被害を受け、日常生活に欠くことができない衣服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者であって、物資の流通機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者。

（2）適用期間

災害の発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期限の延長を行う。

（3）生活必需品等の範囲

ア 寝具（毛布等）

イ 外衣（ジャージ等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

エ 身の回り品（タオル、サンダル等）

オ 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

カ 食器（コップ、皿、箸等）

キ 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）

ク 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

4 実施方法

（1）市

あらかじめ生活必需品等供給計画を作成し、被災者のための生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町に対し応援を要請する。

（2）県

ア 市から生活必需品等の調達の要請があったときは、原則として、災害救助法施行細則の支出限度額の範囲内で、購入計画をたてる。

イ 前号の購入計画に基づき、県の備蓄物資及び卸売業者又は大規模な小売店等から購入した生活必需品等を市に緊急輸送する。

ウ 県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、近隣他県への応援を要請する。

（3）中国経済産業局

県からの生活必需品等の調達の要請を受けたとき又は局が必要と判断したときは、その所管に係る生活必需品等を取り扱う業者及びその団体から、生活必需品等が調達できるよう必要な措置を講ずる。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

1 方針

県内で大規模な災害が発生し、市単独での物資の確保が困難な場合に、県は、市の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、市の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、県単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

2 物資の調達及び受入体制

（1）市

ア 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

イ 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

ウ 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

（2）県

ア 市から物資の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市へ供給する。

イ 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ、県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

ウ 県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

エ 地震等により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市町から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

3 物資の輸送

（1）県は、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ物資輸送の要請を行う。

（2）県は、広島県トラック協会等に対して、県や市の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。

（3）物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞き取りを行い、市等への報告に努めるものとする。

（4）物資輸送車両等の燃料確保について、県は、国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社等に対して、高速道路の給油所において物資輸送車両へ給油を行うよう要請する。

第10節 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動

第1項 防疫計画

1 方針

県及び市は、地震・津波災害発生時において、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想されるため、防疫について必要事項をあらかじめ定め、感染症の予防及びまん延の防止のための防疫活動を実施する。

津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

2 実施責任者及び実施事項

感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、知事は、次の方法を用いることができる。このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫類の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事が感染症患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって感染症の発生予防・まん延防止が困難であると認められるときは、市に当該措置を実施するよう指示することができる。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、市は生活の用に供される水を供給しなければならない。

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	
ねずみ族・昆虫類等の駆除	法第28条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	

3 県の防疫活動

（1）防疫指導

被災市町に対し、関係法令等に基づき、被害状況に即応した防疫指導を行う。

（2）市町に対する防疫指示等

当該市町における災害の規模、態様に応じ、次の事項について、範囲及び期間を定めて速やかに行う。

ア 感染症の病原体に汚染された場所等の消毒の指示（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条）

イ ねずみ族、昆虫類の駆除の指示（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条）

ウ 物件に係る措置の指示（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条）

エ 生活の用に供される水の供給の指示（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条）

オ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条）

（3）応援体制

保健所は、管轄の被災市町が防疫活動に必要な人的能力に不足を生じたときは、その内容を災害対策本部に報告し、必要な職員の派遣を要請する。

知事は、状況に応じて被災市町長と協議のうえ、自衛隊へ応援を要請する。

（4）健康診断又は入院の勧告

一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者に健康診断の勧告を行うことができる。

また、一類感染症及び二類感染症のまん延を防止する必要があると認めるときは、患者等を第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関に入院させるべきことを勧告することができる。

（5）各種感染症に関する知識・情報の提供

結核・感染症発生動向調査情報等に基づき、市町及び住民に対し、流行のおそれのある感染症予防に関する正しい知識の周知、徹底を図る。

4 市の防疫活動

（1）県の指示に基づき、清掃・消毒、ねずみ・ハエ・蚊等の駆除、飲料水等の家庭用水の供給を実施する。

（2）避難所における防疫を実施する。

（3）防疫活動に必要な人員資機材の確保

ア 人員

市長は防疫活動を実施するため必要と認めるときは、医師その他予防上必要な

人員を雇上げるものとする。

イ 器材

市が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関又は民間取扱業者等より借入を図るものとする。

ウ 車両

市有車両を使用するが必要に応じて民間車両を借上げるものとする。

エ 薬剤

市が保管する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は消毒薬剤取扱業者より購入するほか県健康福祉局に周旋を要請するものとする。

（4）感染症患者発生時の処理

市長は、県知事の指示に基づき大竹市を管轄する西部保健所の指示に従う。

（5）防疫記録

防疫活動を実施した場合は、次の事項を記録し、必要に応じ、広島県西部保健所及び県関係地方機関に報告するものとする。

ア 災害の状況

イ 防疫活動状況

ウ 防疫経費所要額

エ 防疫措置の指示に関する事項

オ 防疫作業日誌

作業の種類、作業量、従事者、実施地域、期間、その他参考事項

（6）衛生教育及び広報活動

ア リーフレット、ポスター等により災害時における感染症予防に関する注意事項等を周知する。

イ 報道機関等の協力を求めて、感染症予防に関する広報活動を行う。

第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

1 方針

地震・津波時において死亡者が発生した場合、市、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

2 遺体の搜索

知事は、災害救助法を適用した場合、市長を補助者として消防機関その他関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。

災害救助法が適用されない場合、市長は災害救助法の適用に準じ、必要に応じた措置を実施する。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

（1）陸上における搜索

知事は、県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れる。

（2）海上における搜索

知事は、第六管区海上保安本部及び県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れる。

3 遺体の取扱い

遺体を発見したときは、第六管区海上保安本部、県警察及び市は次の措置を行う。

（1）第六管区海上保安本部、県警察

ア 遺体の見分及び検視（以下「検視等」という。）を行うとともに、市と連携を取り所要の措置を行う。

なお、多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供、検視等が終了した遺体の洗浄処理等について市と連携して対応するとともに、県公安委員会にあっては、必要に応じて警察災害派遣隊を要請し、体制の確保に努めることとする。

イ 身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかに身元確認に努める。

（2）県

市の行政機能が喪失又は低下した場合、検視場所の確保、身元不明遺体の引き渡

し等の措置を円滑に進めるため、市を積極的に支援する。

（3）市

ア 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。

イ 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。

ウ 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する

エ 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

（ア）感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

（イ）遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

4 遺体の埋火葬

市は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

県は市から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。また、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

（1）身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に、措置する。

（2）身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。

（3）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等

ア 知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染

症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。

イ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。

ウ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24 時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

地震・津波によって被害を受けた公共施設等の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施策を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、防止施策を講じることとする。特に津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意十分留意するとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、地震・津波により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

（1）鉄道・軌道施設

鉄道・軌道管理者は、災害により設備に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、重要度の高い線区から速やかに応急並びに復旧措置を行うものとする。

（2）道路

道路、橋梁等の管理者は、地震・津波により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路としての機能を確保するため、上下線各1車線の確保に向けて最大限の努力をする。

（3）港湾及び漁港

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾施設及び漁港施設が地震・津波により被害を受けた場合は、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

4 治水施設等の応急復旧活動

（1）河川、海岸

河川、海岸管理者は、地震・津波により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

（2）砂防設備等

県及び市は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

県、市及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

県、市及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設応急対策計画

1 方針

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

2 電力施設の応急対策

（1）実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

（2）地震・津波災害時における危険防止措置

地震・津波災害時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

（3）復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

ア 人命救助に関わる病院

イ 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

ウ 被災者受入施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

（4）要員及び資機材等の確保

ア 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

イ 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

（5）広報サービス活動の実施

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

3 ガス施設の応急対策

地震・津波時には、各家庭におけるガスの供給は自動的に停止する措置がとられている。応急対策としては地震発生後、ガス施設の損傷により二次災害の発生が懸念されるため、ガス事業者は、配管設備の安全かつ迅速な供給に向けた復旧措置に努めるものとする。

（1）実施責任者

一般ガス事業者

（2）災害復旧用資機材の整備

復旧に必要な資機材は、平素から十分な数量の確保と点検を行い、万全な対応を講じておくものとする。

（3）復旧における施設の点検

老朽化した配管等、常に施設管理の徹底を行うとともに、市街地におけるガス供給の拠点周辺に対する迅速な復旧行動が行えるような態勢づくりを進める。

（4）災害発生時の動員体制

災害復旧に必要な要員は、あらかじめ定める動員計画に基づき、被害状況に応じて必要な人員を確保するとともに、状況によっては請負工事業者等及び他のガス会社に応援を依頼する。

なお、他のガス会社に応援を依頼する場合は、応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

（5）本部との円滑な連携

地震・津波発生後の復旧活動は、市民生活の早期再開等に不可欠なことから、ガス施設のみならず市街地等の被害状況を把握することによる復旧作業の優先性等を考慮する必要もある。そうした点で本部との連絡態勢を緊密にしておくための必要な措置を講じておくものとする。

（6）広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

4 水道施設の応急対策

地震・津波時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、被害の規模、態様に即した判断のもとに緊急配水調整を行い、断水区域を限定した上で応急復旧対策を実施するものとする。

（1）災害復旧用資機材の整備

復旧に必要な資機材については、平常業務との関連において市上下水道局が保有、整備しているものもあるが、不足するものについては他市町、関係業者から調達して対処する。

（2）施設の点検

地震・津波発生後速やかに水道施設の被害状況を把握する。

ア 取水、送水、浄水施設及び配水池及びポンプ所の被害調査は施設ごとに、速やかに行う。

イ 管路については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無、地上建物の被害状況等の把握に努める。

なお、以下の管路については、優先的に点検する。

（ア）主要送水管路及び基幹配水管路

（イ）給水拠点に至る管路

（ウ）河川、鉄道等の横断箇所

（3）応急措置

ア 取水施設及び送水施設に亀裂・崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、送水の停止又は減量を行う。

イ 漏水等により道路陥没等が発生し、道路交通上危険が予測される箇所は、断水後、可能な限り危険防止措置を実施する。

ウ 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者不明の給水装置の漏水は、止水栓により閉栓する。

エ 工事中の箇所においては、請負者に対し被害を最小限にとどめるよう指揮監督をするとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

（4）広報活動

地震・津波発生時は、本部と一体となって、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を住民に周知するため、市上下水道局の車両及び職員を動員して広報活動を行う。

5 下水道施設の応急対策

災害時における下水道施設の被害については、汚水、雨水の疎通に支障のないように下水道施設の被害に対し、応急措置を講じ、排水の万全を期するものとする。

（1）災害復旧用資機材の整備

下水道施設の被害に対し迅速に応急措置を実施するための資機材、工器具等を整備する。

（2）応急措置

ア 下水処理場およびポンプ場において、停電のため機能が停止した場合、自家発電設備により運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないよう対処

する。

イ 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては被害の程度に応じて応急措置を実施する。

ウ 工事中の箇所においては、請負者に対し被害を最小限にとどめるよう指揮監督をするとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

エ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

（3）広報活動

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

第3項 その他施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災重点ため池対策

市は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

市の措置が極めて困難な場合は、基本法に基づく応援を要請する。

3 空家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第4項 廃棄物処理計画

1 方針

地震・津波時には、家屋の倒壊、火災等により、大量のごみ等の廃棄物及びし尿による公衆衛生や生活環境の悪化が予想される。

このため市は、県及びその他防災関係機関と連絡を密にし、被災地におけるごみの収集及びし尿のくみ取り、並びにこれらの処分等、清掃業務を適切に実施し、環境衛生に万全を期するものとする。

2 災害廃棄物処理計画

県及び市は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

（1）県災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物処理の基本的な考え方や手順、近隣他県や民間事業者等との連携・協力に係る事項、想定災害における県内の災害廃棄物発生推計量等の基礎的データ等を平時から整理し、県災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

（2）大竹市災害廃棄物処理計画

市は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項、市町における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、大竹市災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市が主体となって処理する。県は、市を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市の支援を行う。

市及び県の役割

市	県
・ 自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・ 仮置場の設置運営 ・ 廃棄物の運搬・処分等 ・ 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請	・ 県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・ 被災市町への事務支援、人的支援 ・ 被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4 災害廃棄物の処理

（1）収集運搬・損壊家屋等の撤去・処理困難廃棄物の処理等

地震・津波によるライフライン等の被害に伴い、通常のごみ処理が困難となることが予想されるため、市は、被災地の公衆衛生の確保と生活環境の保全を図るとと

もに、ごみ及び災害廃棄物の処理を、被災直後の第一次対策、被災によるごみの大量排出が一段落した段階の第二次対策、災害廃棄物を処理するための第三次対策に分けて実施するものとする。

ア 第一次対策

（ア）市は、一般家庭、避難場所等から排出される生活系ごみ、破損家財ごみ、火災ごみなど、公衆衛生の確保と生活環境の保全上速やかな処理を必要とするごみについて、分別収集、運搬、処理を行う。また、住民及び事業所は、ごみの分別排出に努める。

（イ）ごみ処理施設及び処分場によって、短期間で大量のごみを処理することができない場合には、市は、公有地等を利用して、臨時のごみ保管場所を確保し、ごみを搬入する。

イ 第二次対策

市は、臨時ごみ保管場所に搬入したごみを、ごみ処理施設及び埋立処分場へ逐次運搬し、処理する。

ウ 第三次対策

（ア）市は、建築物の倒壊、解体等により生じた災害廃棄物のうち、一般廃棄物を計画的に分別収集し、運搬及び処分する。

（イ）事業系建築物の所有者は、事業系建築物の倒壊、解体等により生じた災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、運搬及び処分する。この場合、市は、処分先等を指示することができるものとする。

（ウ）市は、公有地等を利用して、臨時災害廃棄物保管場所を確保し、災害廃棄物を分別し、搬入する。

（エ）災害廃棄物については、「法令・規則・要領」等に準じて、リサイクルを進めることとする。

（オ）災害廃棄物のうち、廃石綿（アスベスト）等特別管理廃棄物の含まれる建築物の解体、瓦礫の収集、運搬、処分については、法令に則って適正に処理する。

（カ）災害廃棄物のうち、被災廃家庭用冷蔵庫・ルームエアコン等については、機器に含まれているフロンが大気中に放出されないよう、被災機器を分別するなどして処理する。

また、災害廃棄物の処理を市の災害廃棄物処理事業として実施する場合には、業務用冷凍空調機器のフロン類についても、可能な限り処分を推進すること。

（2）し尿処理

地震・津波によるライフラインの被災等に伴い、通常のし尿処理が困難となることが予想されるため、市は、被災地の衛生環境を確保するとともに、避難場所等におけるし尿処理を的確かつ迅速に行うものとする。

ア し尿の収集については、委託業者に依頼するとともに、環境衛生上、支障のな

い方法で必要に応じて収集し、処理するものとする。又必要に応じ、し尿の収集、運搬の応援を県に依頼する。

イ 収集したし尿の処理等を実施する。必要な場合には、近隣市町へ応援を依頼し、し尿の処理を委託する。

ウ し尿処理施設の損傷箇所の修理や希釈水の確保を図り、正常な運転を確保する。

エ 仮設トイレの活用

（ア）公共下水道が整備された区域では、下水道及び水道施設の機能が復旧するまで、避難場所等や都市公園等に仮設トイレを設置する。

（イ）市は、仮設トイレの調達方法を検討しておくとともに、設置にあたっては、高齢者、障害者等に配慮した仮設トイレを設置するものとする。

（ウ）市は、避難者の人数等の状況に応じて仮設トイレを設置し、し尿を的確に収集、運搬及び処分する。

（エ）避難住民は、互いに協力して仮設トイレの清掃等の管理を行い、衛生環境の維持に努める。

（オ）自宅で生活する被災者は、水道が断水した場合に水洗トイレを使用する時のため、溜め置きした風呂水、河川等の水を活用するとともに、地域内の仮設トイレを利用して地域の衛生環境の維持に努める。

（カ）県は、本市による仮設トイレの確保が困難と認められる場合には、広域的なあっせんを行う。

（キ）事業所は、被災の程度により、事業所内に仮設トイレを設置するなど、地域の衛生環境の維持に努める。

（3）連携の促進等

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

第5項 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって県民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

（1）有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

（2）建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

（1）水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握

（2）大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進

（3）事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第12節 ボランティアの受入等に関する計画

1 方針

県・市及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑な受付、調整等その受入体制を確保するため、受入に携わる要員の育成に努めるものとする。

ボランティアの受入に際して、高齢者介護や外国人との会話力等の技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じて活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの受入

（1）ボランティアの受入体制

災害時において、市は、本部を設置した際には、大竹市社会福祉協議会が設置する市サポートVCへの支援を行う。

その際、市サポートVCは県サポートVCと連携を図り、ボランティアなどの受入や活動支援、情報収集・発信などを行う。

また、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター等の中間支援組織は、必要に応じて、県サポートVC・市サポートVCの活動と連携して被災者支援を効果的に展開するため、情報共有の機会を設ける。

（2）県災害対策本部の役割

ボランティアの受入体制の確保について、被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。

また、県サポートVC等へ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供や情報収集を行う。

（3）市災害対策本部の役割

ボランティアの受入体制の確保について、市サポートVC等と連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、市サポートVC等に対して、情報提供等の支援を行う。

（4）県サポートVCの役割

市サポートVCや県災害対策本部等と連絡・調整し、市サポートVCの後方支援を行うものとする。

ア 市サポートVCの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

イ 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。

(5) 市サポートVCの役割

県サポートVCや本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受入や活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要性などを広報し募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

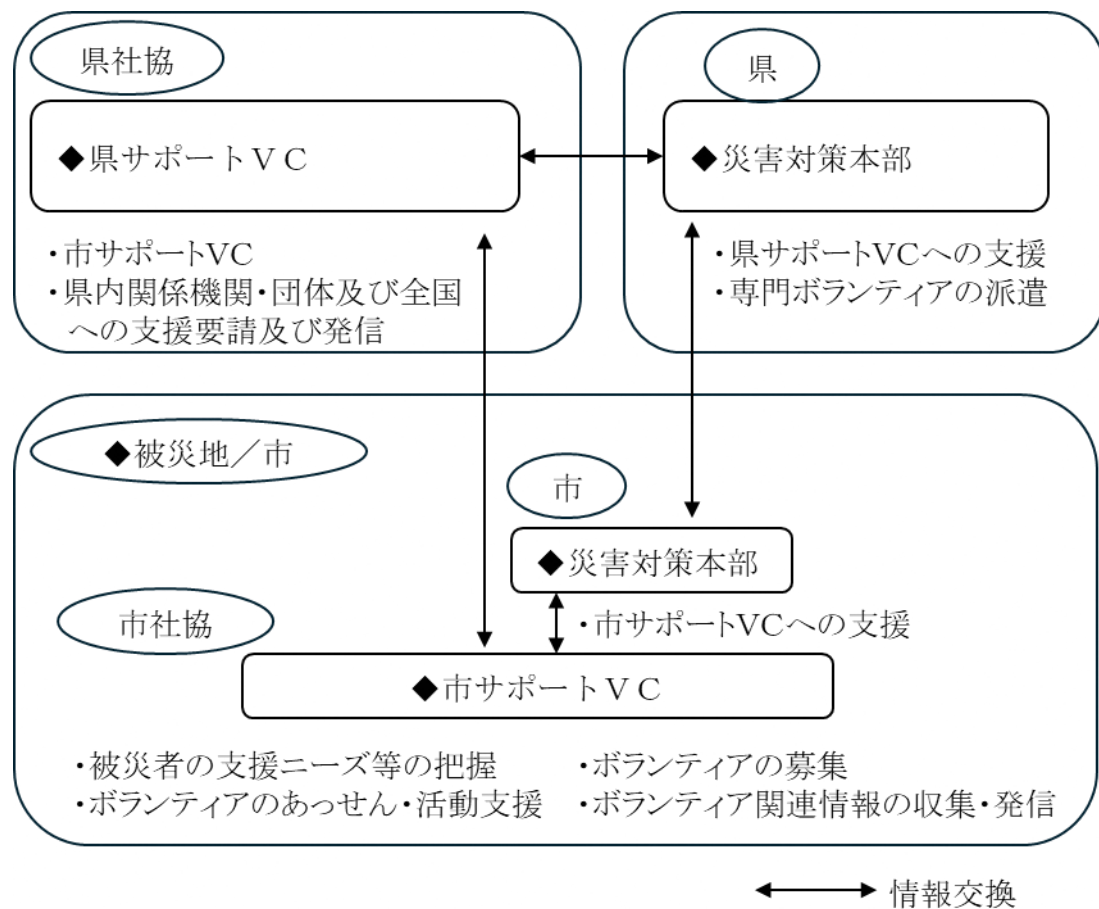
災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から市サポートVC等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



(6) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

県内市町に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市町が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

3 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、市サポートVC等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

市は、専門ボランティアの受入及びあっせんの調整等を行う。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、公民館、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能

な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できるよう環境づくりに努めることとする。

5 災害情報等の提供

市は市サポートVCへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供する。

6 ボランティアとの連携・協働

県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

7 市サポートVCの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により市サポートVC機能の一部又は全部が喪失した場合、県サポートVC及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

8 ボランティア保険制度

市は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

第13節 文教計画

1 方針

県及び市は、地震・津波発生時において安全を確保し、地震・津波発生後の生徒等の不安感の解消に努めるとともに、学校教育の万全を期するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

また、地震・津波発生時において学校等が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

2 避難対策

学校等の管理者は、地震・津波が発生した場合又は市長が避難の指示を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

3 生徒等への相談活動

学校の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行い、精神的な不安感の解消に努める。

4 応急教育対策

（1）学校関係

ア 応急教育計画

（ア）安全措置

地震災害等により臨時に授業を行わない等の措置は、学校長の判断により行うものであるが、事前に災害が予想され、その災害が県内全域に及ぶことが予想される場合は、県教育委員会の判断によるものとし、その周知徹底については、その定めるラジオ、テレビ放送等により行うものとする。

また、災害範囲が市内全域又は比較的広範囲に及ぶことが予想される場合で、市教育委員会が生徒等の安全確保のため一斉に臨時休校の非常措置を必要と判断した時は、広報車等を通じて周知徹底を図るものとする。

この措置は生徒等の登校前におけるものであり、登校後においては学校の実情に応じて学校長等の判断により行う。

（イ）応急教育計画の樹立

学校長は学校の立地条件等を考慮し、常に災害の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法等について明確な計画を立てておくものとする。

また、教職員は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力し、応急教育体制に備えて次の事項を守らなければならない。

a 学校行事、会議、出張等中止する。

b 生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理等について、保護者と

の連絡方法を検討する。

c 災害時における登下校対策等の措置を講じておく。

d 市、市教育委員会、警察署、消防機関及び保護者との連絡網の確認を行う。

e 勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を確認し、非常召集の方法を定め、職員に周知しておく。

イ 災害時の体制

(ア) 学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与えること。

(イ) 学校長は、災害の規模、生徒等、職員及び施設の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会と連絡し、災害対策に協力し、校舎の管理に必要な職員を確保し、万全の体制を確立する。

ウ 文教施設の応急復旧対策

市及び市教育委員会は次の措置をとるものとする。

(ア) 被災状況を速やかに把握し、関係先との連絡、通報を密にし、必要に応じて係員の派遣を本部に求める。

(イ) 災害校に対策員を派遣し、被害状況についての資料の準備作成を行い、授業開始のための転用、借上げ等施設の準備計画に万全を期するものとする。

(ウ) 応急教育実施の予定場所及び教育実施者の確保について、教育委員会はあらかじめ災害の程度に応じおおむね次の方法により学校授業が災害のため中断することのないよう、応急教育の実施予定場所の選定、その他災害により教職員に欠員が生じた場合の措置対策について、関係団体との協議、他校への協力体制、教職員、住民に対する周知徹底を図るものとする。

(エ) 学校を避難場所等に提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会は関係機関と協議し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に期する。

災害の程度	応急教育施設の予定場所	教育実施者確保の措置
学校の校舎の一部が被害を受けた程度の場合	1 特別教室、屋外施設等を利用する。 2 2部授業を実施する。	1 欠員が少ない場合は学校において配慮する。 2 欠員が多数のため授業が困難な場合は県教育委員会に要請して配置を受ける。
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	1 公民館、公共施設等を利用する。 2 地区内の集会所、老人憩いの家、寺院の本堂、神社の社務所等を借上げる。 3 隣接学校の校舎を利用する。	
特定の地区全体について相当大きな被害を受けた場合	1 住民避難先の最寄の学校、公民館、公共施設を利用し又は社寺、集会所等を借上げる。 2 応急仮設校舎を建設する。	

オ 応急教育の方法

被害の程度に応じ教育の場が公民館、その他に変更され、又は逆に学校が避難場所として、学校の目的外に利用される場合が少なくなく、教科書、学用品等の損失も生ずることとなるので、次の点に留意して実施するものとする。

- (ア) 登下校に長時間を要する生徒等が多くいる場合は、始・終業時間を状況に応じて変更し、生徒等の安全を図る。
- (イ) 一部又は半数に近い生徒等が登校できない場合は、短縮授業、半日授業の措置を取り、登校できない生徒等については別に考慮する。
- (ウ) 一定区域の生徒等が登校できない場合は、臨時に応急教育実施の予定場所において授業を行う。
- (エ) 半数以上の生徒等が登校できない場合は、臨時休校又は応急教育実施の予定場所での授業等、適宜の措置をとる。
- (オ) 教科書、学用品を損失した生徒等のみが余分の負担とならないように応急処理する。
- (カ) 授業を中断する期間が長期に及ぶとみられる場合は、連絡の方法、組織（PTA、児童会、生徒会等）の整備を工夫する。
- (キ) 給食の措置

- a 市教育委員会は、学校施設において、給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合は、その状況を県教育委員会に報告する。
- b 市教育委員会は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して、処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。
- c 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊出しとの調整に留意する。
- d 被災地においては、伝染病のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

- (ク) 本部並びに学校間の非常連絡組織

資料編別表9「本部並びに学校間の非常連絡組織」参照

(2) 保育関係

ア 応急保育計画

災害等の発生時の保育所及び認定こども園（以下、保育所等と表記）の乳幼児の安全確保及び保育実施者等の確保、施設の応急復旧、保育用品の応急確保等の措置を講ずる。

(ア) 安全措置

地震・津波災害等により、臨時に保育を行わない等の措置は、保育所長及び認定こども園長（以下、保育所長等と表記）の判断により行うものであるが、事前に災害が予想される場合は、市長の判断によるものとし、その周知徹底については、連絡漏れが生じることがないように連絡体制を密にするものとする。

また、災害範囲が市内全域又は比較的広範囲に及ぶことが予想される場合で、

市が乳幼児の安全確保のため一斉に臨時休所の非常措置を必要と判断した時は、登録メールによるものとするが、通信機器が途絶しているときは、広報車等を通じて周知徹底を図るものとする。

この措置は乳幼児の登所前におけるものであり、登所後においては、保育所の実情に即して保育所長等の判断により行うものとする。

（イ）保育所長等は、乳幼児の安全確認のため、次の事項を遵守する。

a 保育所等の立地条件等を考慮し、常に応急の保育計画の樹立、乳幼児の避難訓練の実施、災害時における登下所対策等の措置を講じておくこと。

b 常に気象状況に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次の事項に留意し、応急保育体制に備えること。

（a）保育所等の行事、会議、出張等を中止する。

（b）災害時の事前指導及び事後処理について、保護者との連絡方法を検討する。

（c）市、警察署、消防機関及び保護者との連絡網の確認を行う。

イ 保育施設の応急復旧対策

市は次の措置を行うものとする。

（ア）被災状況を速やかに把握し、関係先との連絡、通報を密にし、必要に応じて係員の派遣を本部に求める。

（イ）被害施設に対策員を派遣し、被害状況についての資料の準備作成を行い、保育等開始のため、転用、借上げ等施設の準備計画に万全を期するものとする。

（ウ）応急保育実施の予定場所及び保育実施者の確保

市は、あらかじめ災害の程度に応じ、おおむね次の方法により保育が災害のため中断することのないよう、応急保育の実施予定場所の選定、その他災害により職員に欠員が生じた場合の措置対策について、関係機関と連携し、速やかに施設職員の確保を図り、応急保育の実施に努める。

災害の程度	応急保育施設の予定場所	保育実施者確保の措置
保育所等の施設の一部が被害を受けた程度の場合	1 遊戯室を利用する。 2 混合保育を実施する。	1 欠員が少数の場合は保育所において配慮する。
保育所等の施設の全部が被害を受けた場合	1 公民館、公共施設等を利用する。 2 地区内の集会所、老人憩いの家、寺院の本堂、神社の社務所等を借上げる。	2 多数の欠員者のため保育が困難な場合は、広島県の保育担当部署、その他の関係機関と連携し配置を行う。
特定の地区全体について相当大きな被害を受けた場合	1 住民避難先の最寄の保育所、公民館、公共施設を利用し、又は社寺、集会所等を借上げる。 2 応急仮設施設を建設する。	

ウ 応急保育の方法

被害の程度に応じ保育の場が公民館、その他に変更される場合は次の点に留意して応急保育を実施するものとする。

(ア) 保育用遊具及び保育用品を緊急手配し応急措置を行う。

(イ) 保育を中断する期間が長期に及ぶとみられる場合は、連絡の方法、組織（保護者会）の整備を工夫する。

(ウ) 保育教材の調達及び配分方法

市は保育教材の滅失、き損の状況を速やかに調査し、補充配分を行うものとする。

(3) 学用品の調達

ア 教科書等の確保

市教育委員会及び県立学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

イ 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合は、教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り、次により調達し、支給する。また、知事がその実施を市長に委任した時は、市長が実施責任者となり実施する。なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校、専修学校等の生徒を含む。）

(イ) 支給範囲

- a 教科書及び教材（県又は市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）
- b 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- c 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

(ウ) 支給限度額

- a 教科書及び教材給与に要した実費
- b 文房具及び通学用品災害救助法施行規則の定めるところによる。

(エ) 支給の期限

- a 教科書及び教材 1 か月以内
- b 文房具及び通学用品 15 日以内

ただし、やむを得ない特別な事業がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

5 学校が地域の避難所となる場合の対策

- (1) 学校の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認した上、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

- (2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について、市と必要な協議を行う。

6 公民館等の社会教育施設等が地域の避難所となる場合の対策

災害発生時においては、公民館等の社会教育施設等は災害応急対策用に、避難場所又は災害対策支部に利用することもあるので、被害状況を速やかに把握するとともに、その応急修理の迅速化を図る。

7 文化財に対する対策

文化財の所有者又は管理者は、文化財が被災した場合、消防機関等に通報するとともに、国指定等及び県指定の文化財の場合は市教育委員会を通じて県教育委員会に、市指定文化財の場合は市教育委員会に報告し、その指示に従い必要な措置を講ずる。

第14節 災害救助法適用計画

1 目的

この計画は、災害に際して被災者の救難、救助その他応急的保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

応急救助は、関係法令の規定により、実施責任者が定められている場合はその実施責任者が、その他の場合は市長が、住民、団体の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものであるが、この節においては、主として各法令の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定めるものとする。

2 災害救助法適用

（1）趣 旨

市に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、県知事は災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

オ 医療及び助産

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の搜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、「障害物」という。）の除去

（2）災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。（同法第2条第1項に定める適用）

（ア）本市において、50世帯以上（市町村法適用基準「1号基準世帯数」）の世帯の住家が滅失した場合

（イ）県区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本市において25世帯以上（市町村法適用基準「2号基準世帯数」）の世帯が滅失した場合

（ウ）県区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、本市の区域内の住家滅失世帯数が多数である場合

（エ）災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合

（オ）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

（注）滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

イ 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。（同法第2条第2項に定める適用）

（ア）災害が発生するおそれがある場合に、国が基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

（イ）本市において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

（3）災害救助法の適用手続き

ア 本市における災害が前記（2）のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は直ちにその旨を県に情報提供する。

イ 県は、市からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国（内閣府）から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国（内閣府）へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、当該市町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

ウ 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

（4）救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	期 間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間 完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内
医療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者)	分べんした日から7日以内
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大する恐れのある者 ・日常生活に必要な最低限度の部分の修理 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 災害発生の日から10日以内に完了 ・日常生活に必要な最低限度の部分の修理 災害発生の日から3か月以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了)
学用品の給与	住宅が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から (教科書)1か月以内 (文房具及び通学用品)15日以内
埋葬	災害の際死亡した者 (実際に埋葬を実施する者に支給)	災害発生の日から10日以内
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から10日以内

輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整備配分	各応急救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間以内

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

（5）市長への委任

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、市長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

県から、市長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市町の行政機能が損なわれる被災状況等、市町の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市に通知することにより行うとともに、市へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、市に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

市長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の捜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市町が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市が事務を実施 2 医療（DMAT の派遣など）

第4章 災害復旧計画

第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

1 方針

市は、被災者の生活再建及び生業回復のため、市民への各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県、市及び各種金融機関の協力のもとに、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、罹災証明の交付体制を確立させるものとする。

なお、市の保管する戸籍等のデータが災害により喪失した場合に備え、データのバックアップを行うものとする。

2 各種調査の住民への周知

市は、建築判定調査、宅地判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、県は、市の活動の支援に努めるものとする。

3 罹災証明書の交付

市は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査や、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を開催するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、工夫をするよう努めるものとする。

また、県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

4 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

5 各種支援措置等（制度の概要等は資料編別表12へ掲載）

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

（1）支援制度及び救済制度

ア 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援金の支給等

イ 国税及び地方税の減免等

（2）災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、市は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

（3）災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

災害融資制度は、次のとおりで（詳細は資料編別表12へ掲載）である。

関係法令等	貸付金の種類
日本政策金融公庫法	農業基盤整備資金 農地、牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 農林漁業施設資金（主務大臣指定） 農林漁業施設資金 農林漁業セーフティネット資金（災害等資金） 林業基盤整備資金 （樹苗養成施設資金、造林資金、林道資金） 農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設、共同利用施設）
広島県農林水産業関係単独事業 補助金交付要綱	農業災害等特別対策資金 漁業災害特別対策資金
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金
緊急生活安定資金貸付制度要綱	緊急生活安定資金
災害弔慰金の支給等に関する法律	災害援護資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子・寡婦福祉資金（住宅資金、転宅資金）
母子家庭等緊急援護資金貸付制度要綱	母子家庭等緊急援護資金（生活安定資金）
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金 増改築資金（甲種、乙種） 機械購入資金 長期運転資金
商工組合中央金庫法	災害復旧貸付
日本政策金融公庫法	災害復旧貸付
広島県県費預託融資制度要綱	緊急対応融資（セーフティネット資金）
独立行政法人住宅金融支援機構法	災害復興住宅融資
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	経営資金 事業資金

6 市内諸団体の資金の充実

市内の公共的団体と協力して民生金庫の設置等により災害資金制度の充実を図る。

第3節 被災者の生活確保に関する計画

1 方針

地震・津波災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

関係行政機関は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

(1) 市

- ア 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

(2) 県

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

(3) 中国経済産業局及び中国四国農政局

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

3 被災者に対する生活相談

市は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。
また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

第4節 施設災害復旧計画

1 基本方針

- (1) 県、市は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し短期間で完了するよう努める。
- (2) 災害復旧については、再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、更に災害に関連した改良事業を行うなど施設の向上に配慮する。
- (3) 災害復旧対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 復旧計画

- (1) 災害復旧に関しては現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに早期着工、早期完成を図ることを目途とする。
- (2) 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。
- (3) 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。
 - ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
 - ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
 - ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
 - ・道路法（昭和27年法律第180号）
 - ・河川法（昭和39年法律第167号）
 - ・砂防法（明治30年法律第29号）
 - ・地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
 - ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
 - ・森林法（昭和26年法律第249号）
 - ・海岸法（昭和31年法律第101号）
 - ・港湾法（昭和25年法律第218号）
 - ・漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）
 - ・公営住宅法（昭和26年法律第193号）
 - ・生活保護法（昭和25年法律第144号）
 - ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
 - ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- ・知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
- ・売 春 防 止 法（昭和31年法律第118号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
- ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- ・海上交通安全法（昭和47年法律第115号）

第5節 激甚災害の指定に関する計画

1 基本計画

地震・津波による甚大な被害があった場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続を行う。

2 激甚災害に関する調査

（1）市の措置

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

（2）県の措置

県は、市の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

第6節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

1 方針

災害時に必要とされる義援金や救援物資の受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者に配分することを目的とする。

2 義援金の受入及び配分

(1) 義援金の受入

災害に際し、義援金の受入を必要とする場合は、次の関係機関は受付窓口を設置し、必要事項を広報する。なお、関係機関は義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

〔関係機関〕 県、被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県共同募金会、日本放送協会広島放送局等

(2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、関係機関からなる義援金配分委員会を設置し、適当な配分について協議したうえで、迅速に行うものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

3 救援物資の受入及び配分

(1) 受入の方針

- ア 救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前の調整のうえ、調達する。
- イ 個人からの救援物資の受入は行わず、義援金での協力を依頼する。

(2) 救援物資の受入

- ア 災害に際し、救援物資の受入を必要とする場合は、県及び市は受付窓口を設置する。
- イ 市は県と連携し、受入を希望する救援物資を把握する。
- ウ 一時保管場所の確保や避難所への迅速な輸送方法等を検討する。

(3) 受入体制の広報

円滑な受入のため、次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。

- ア 必要な物資と必要な数量
- イ 救援物資の受付窓口（事前連絡先）
- ウ 救援物資の送付先、送付方法
- エ 一方的な救援物資の送り出しは行わないこと

オ 個人からの救援物資は受入れないため、義援金での協力依頼

(4) 救援物資の配分

県及び市は、相互の連携のもとに、避難所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所のニーズに応じた、適正な配分に努めるものとする。

なお、送付先を避難所に設定する等、状況に応じた対応を行う。

(5) 個人からの救援物資の受入の例外

必要物資の不足により、個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提で、(3)ア～エを広報し、物資の確保に努める。

第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

1 方針

県及び市は、市街地の復興に当たり、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指すものとする。

2 被災地における市街地の復興

県及び市は、市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取組のプロセスや役割分担などの明確化に努めるものとする。

また、市街地開発事業等の実施により市街地を復興する場合、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに住民との合意形成に努めるものとする。

3 学校施設の復興

県及び市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 目的

本章における計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定により、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された大竹市が、同法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害の発生を防止又は軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 基本方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、全国規模で見た特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。このため、これらの特徴を踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合があることを考慮しつつ、防災関係機関、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進する。

なお、この計画に定めのない事項については、第2章から第4章によるものとする。

この計画で定める地震防災対策の柱は、次の9点である。

1 各般にわたる甚大な被害への対応

(1) 南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救急・救命活動、避難者への対応、経済全体への影響など、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないため、人的・物的両面にわたって、被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組が極めて重要である。

(2) 国、地方公共団体等は、人的・物的被害双方の軽減に繋がる耐震化を推進する。

この場合、建築物全体の耐震化に加え、居住空間内の「揺れへの強靱さ」という観点での対策も推進する。

また、「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。

経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。

(3) ライフラインやインフラの事業者は、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進する。

2 津波からの人命の確保

- (1) 南海トラフ巨大地震では、津波高が高いため高い場所あるいは遠くへの避難が必要であるとともに、津波の到達時間が短いことから、国、地方公共団体、住民等は、安全な場所への避難のため、地域ごとにあらゆる手段を講じる。
- (2) 国、地方公共団体等は、住民等の避難を軸に、海岸保全施設等の整備・維持を行うとともに、情報伝達体制、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を整備し、防災教育、避難訓練、避難行動要支援者の支援等の総合的な対策を推進する。

また、重要施設の耐浪化や見直し、土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域で最良の方策を検討する。

3 超広域にわたる被害への対応

- (1) 南海トラフ巨大地震では、震度6弱以上または浸水深30cm以上の浸水面積が10ha以上となる市区町村は、30都府県の734市区町村と超広域に及び、従来の応急対策やこれまであった国の支援システム、地方公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを考える必要がある。

このため、国、地方公共団体等は、災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、地方公共団体及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処するとともに、日本全体としての都道府県間の支援が機能的に行われる枠組を検討する。その際には、被害が比較的少ない都府県は自力で災害対応を行い、併せて、被害の甚大な地域への支援を行うことも検討する。

- (2) 国は、政府の広域的活動の手続、内容等を具体化した活動計画を策定し、地震発生後、被災状況が明らかでない段階から、速やかにこの計画に基づき、広域の防災対策を実施する。

また、発災直後、超広域にわたる被害の全体像を速やかに把握し、的確な応急活動を展開するため、国は、航空写真や衛星写真から概略の被災状況を把握する。

さらに、国、地方公共団体等は、大量に発生する避難者に対応するため、指定避難所に入る避難者の優先順位付けの検討など、各種対策を講じるとともに、都市部や孤立集落といった様相の異なる地域ごとの被災形態や対応策の検討、被災地域では自活のため、3日分程度、可能な限り1週間分程度の備蓄の備えなどへの理解を進めることにも取り組む。

4 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避

経済活動の広域化から、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能低下等により、被災地域のみならず日本全体に経済面で様々な影響が出るものと想定され、復旧が遅れた場合、生産機能の海外流出を始め、我が国の国際競争力の不可逆的な低下を招くおそれがある。

このため、復旧・復興を早め、経済への二次的波及を減じるため、ライフライン事業者やインフラ事業者等は、道路や海上輸送等の交通ネットワークの強化若しくはライフライン施設又はインフラ施設の早期復旧を図る。

また、日本全体への経済面での影響を減じるため、企業等は、事業継続計画の策定、国内外のサプライチェーンの複数化、流通拠点の複数化、経済中枢機能のバックアップ強化、重要なデータやシステムの分散管理等の対策を、企業間や業種を超えた連携についても検討しつつ推進する。

5 時間差発生等への対応

- (1) 南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、国、地方公共団体等は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

- (2) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、国、県及び市は時間差を置いた複数の地震に備え、災害応急対策を実施する。

- (3) 南海トラフ想定震源域やその周辺でM6.8程度以上が発生、またはプレート境界面で異常現象（ゆっくりすべり等）が観測された場合、気象庁は大規模地震発生との関連性について調査を開始する「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表する。

- (4) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の評価を踏まえて、次の状況の時に気象庁は以下の情報を発表する。

ア プレート境界面でM8.0以上の地震が発生した場合、後発地震の発生が平常時と比較し相対的に高まったことを示す「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表する。

イ プレート境界面でM7.0以上M8.0未満の地震が発生又は異常現象が観測された場合に、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表する。

- ウ 上記いずれの発表条件も満たさなかった場合、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」を発表する。
- (5) 前述のア「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した場合、その推進地域に対して1週間（168時間）経過した正時までの期間、警戒する措置をとる。
- (6) 後発地震に対して警戒する措置は、次に掲げる措置等とする。
- ア 後発地震発生後の避難では、津波の到達までに避難が間に合わない地域等への、住民避難及び施設等の従業員や利用者等への安全確保
- イ 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- ウ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
- (7) プレート境界面でM8.0以上の地震が発生した時から、1週間を経過した後は、後発地震を警戒する措置は原則解除するものとし、推進地域ではさらに1週間、注意する措置をとる。
- (8) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が対象とする後発地震に対しては、1週間または、異常が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとる。
- (9) 後発地震に対して注意する措置は、次に掲げる措置とし、当該期間を経過した後は、原則解除する。
- ア 日頃からの地震の備えの再確認
- イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
- (10) 国、県及び市は、次の内容等を正確かつ迅速に関係機関や国民に伝達する。
- ア 南海トラフ臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の内容について
- イ 国からの指示事項や国民へ周知呼びかけを行う内容について
- (11) 県及び市は、人命救助や被災地支援への取組のため、関係企業に対し、あらかじめ定めた計画に基づき活動するよう周知する。
- (12) 国、県及び市は、後発地震に対する警戒や注意の措置にあたり、相互に情報共有を図り密接な連携をとりながら、実態に即した効果的な措置を講ずるよう努める。
- (13) 県及び市は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合は、災害対策本部を設置する等、必要な体制確保を行う。

6 外力レベルに応じた対策

- (1) 南海トラフ地震は、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波（以下「レベル1の地震・津波」という。）から、発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（以下「レベル2の地震・津波」という。）までの様々なタイプが想定されており、発生頻度等を鑑み、防災・減災の目標を定めて対策を講じるべきである。
- (2) 地震動による揺れへの対策は、レベル2の地震は震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進める。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討する。
- (3) 災害応急対策について、国、地方公共団体等は、オールハザードアプローチの考え方に立ち、様々なタイプの地震・津波を想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう、備えを強化する。
- (4) 経済的な被害への対策について、国、地方公共団体、企業等は、南海トラフ巨大地震が発生した場合でも、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め、備えておく。
- (5) 対策の検討・実施に当たっては、その費用や効果、実現性等を勘案する。

7 戦略的な取組の強化

- (1) 津波対策においてハード対策に依存せず、人命を守るための避難を中心としたソフト対策を推進するなど、国、地方公共団体等は、ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた施策を推進する。
- (2) 防災・減災目標を達成するため、国の府省間の連携、産官学民の連携、国と地方公共団体との連携、地方公共団体の広域連携、住民、自主防災組織、企業等との連携等により、地域全体で自助、共助、公助により災害対策に取り組む。

また、防災対策が有効に実施されるためには、住民一人一人が主体的に行動することが重要であり、国、地方公共団体等は、今後、地域防災の主体を担うこととなる小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことができるようにするとともに、防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する。

- (3) 国及び地方公共団体は、職員に対して、地震や津波等の災害の知識、人命を守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して、資質向上を図り、人材育成を強化する。

- (4) 国、地方公共団体、ライフライン事業者等は、所管する施設の整備に当たって、個々の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、相互の施設の関連性等を認識した上で、整備を進めるとともに、発災時の施設運用、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、復旧のための事前検討・調査等のソフト対策は、施設の現状、将来計画、発災時に得られる情報等を前提として実施する。
- (5) 国は、ハード・ソフト両面にわたる施策の整合性を確保し、総合化を図られるよう、各種計画、ガイドライン等を整備し、各地域においては、地形やまちの構造、防災施設の現状をよく理解した上で、防災教育、防災訓練、要配慮者支援等の防災対策に反映させる。
- (6) 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）において、11月5日は津波防災の日とされており、国及び地方公共団体は、津波防災の日にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

8 訓練等を通じた対策手法の高度化

- (1) 防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるため、国、地方公共団体は、地域の行政・地域住民・事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。また、その結果をPDCAサイクルにより防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。
- (2) 津波からの避難について、国、地方公共団体等は、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

9 科学的知見の蓄積と活用

国、地方公共団体、研究機関等は、地震、津波等に関する理学分野、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野、過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野といった様々な分野の調査研究について、連携を図りながら、防災対策を高度化する観点から推進する仕組みを検討する。

また、緊急地震速報について、迅速性とその精度の向上を図るほか、津波に関わる情報については、関係機関で観測データの共有化・情報伝達の信頼性向上を図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上について検討を進める。

安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、造成宅地の地盤強化対策、建築物等の不燃化技術、被災時の通電やガス漏れによる出火防止技術、被害シミュレーション等の災害応急対策に資する技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及及び早期復旧技術の開発を推進する。

第3節 南海トラフ地震の概要

1 地震の概要

南海トラフは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積されたひずみを解放する大地震が発生している。

南海トラフでは津波を伴った地震が1605年慶長地震をはじめ、1707年宝永地震、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震等、100～150年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県は、この津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

2 今後の地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっている。

令和5年1月1日を起点にした南海トラフ地震の発生確率については、次のとおりである。

	評価時点	10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震 (M8～M9クラス)	令和5年 1月1日	30%程度	70%～80%	90%程度 もしくはそれ以上

3 想定結果

広島県が、東日本大震災（平成23年3月）を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、地震被害想定の見直しを行った。

(1) 地震動予測

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、本県

の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

(2) 津波浸水想定

南海トラフ巨大地震の津波断層モデルは、内閣府（2012a）【内閣府（2012a）：南海トラフの巨大地震モデル検討会】が設定している 11 ケースの津波断層モデルの内、30 c m以上の浸水深面積が最大となり、最大の被害となると想定される「ケース 1」を選定した。

南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケースの組み合わせ

	地 震						津 波		
	基本 ケース	東側 ケース	西側 ケース	陸側 ケース	経験的 手法	重ね 合わせ	ケース 1	ケース 4	ケース 5
広島県	—	—	—	○	—	—	○	—	—
広島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
呉市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
竹原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
三原市	—	—	—	○	—	—	—	—	○
尾道市	—	—	—	○	—	—	—	—	○
福山市	—	—	—	○	—	—	—	○	—
府中市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
三次市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
庄原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
大竹市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
東広島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
廿日市市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
安芸高田市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
江田島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
府中町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
海田町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
熊野町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
坂町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
安芸太田町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
北広島町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
大崎上島町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
世羅町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
神石高原町	—	—	—	○	—	—	○	—	—

地震ケース

基本：基本となるケース

東側：強震動生成域をやや東側の場所に設定

西側：強震動生成域をやや西側の場所に設定

陸側：強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側に設定

経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定

重ね合わせ：上記 4 ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

津波ケース

1：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

4：四国沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

5：四国沖～九州沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

(3) 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速※で被害想定を行った。

※平均的な一日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差 σ (シグマ)を加えたもの。(2 σ を加えることで正規分布の95.45%値となる)

想定シーンと想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜 〔平均：風速 8m/s〕 〔最大：風速 11m/s〕	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時 〔平均：風速 7m/s〕 〔最大：風速 11m/s〕	・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時 〔平均：風速 8m/s〕 〔最大：風速 11m/s〕	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(4) 想定結果

南海トラフ巨大地震（陸側ケース、津波ケース1）

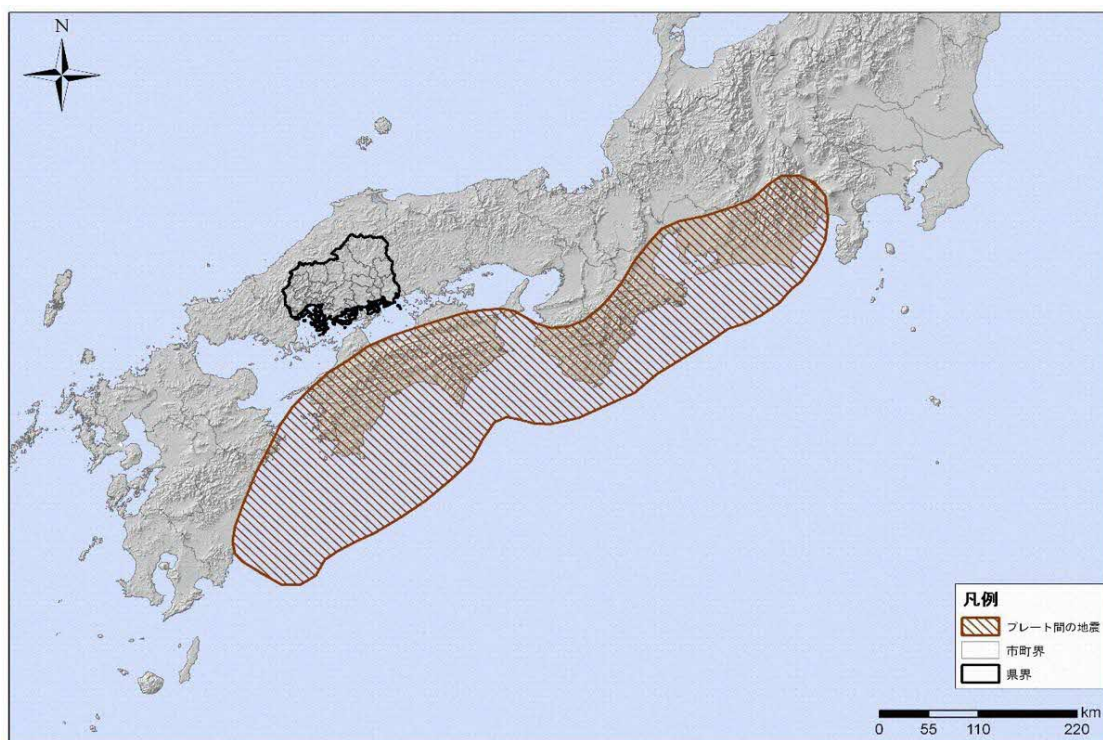
県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.8%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が12,474haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。

地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により69,210棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり14,759人で、その約9割が津波によるものである。

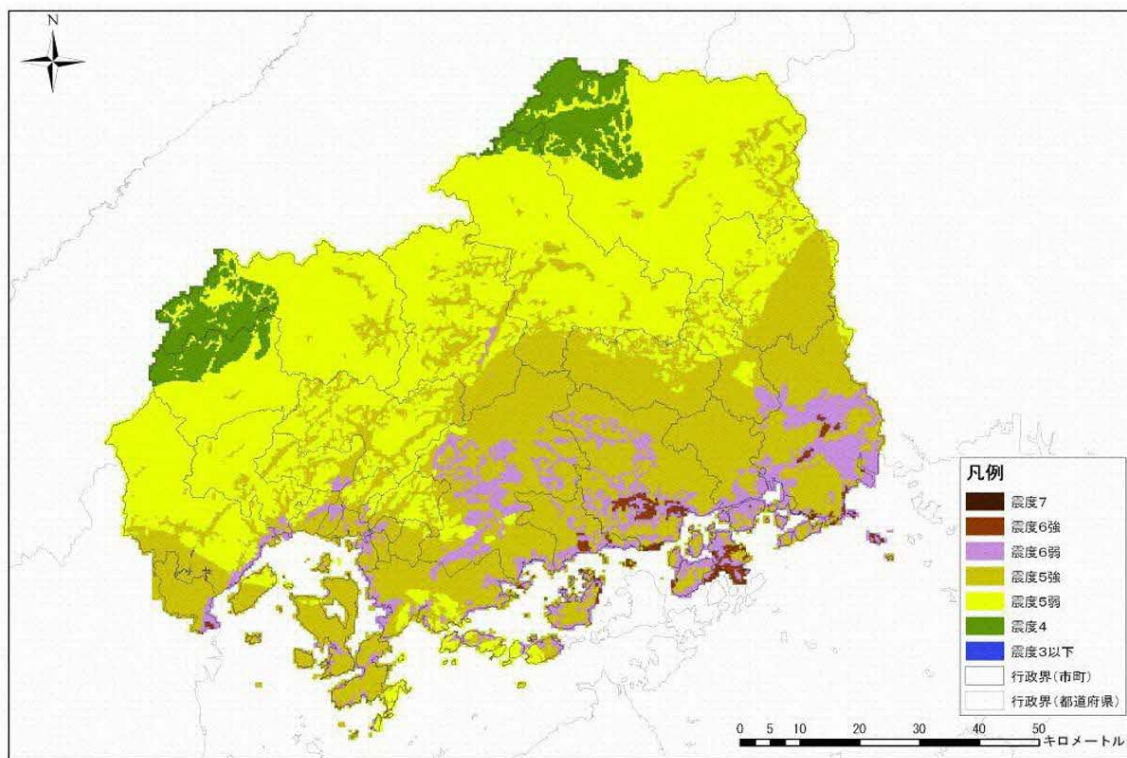
避難を必要とする人は約59万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が1,069,382人、停電が119,836軒に及び、経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

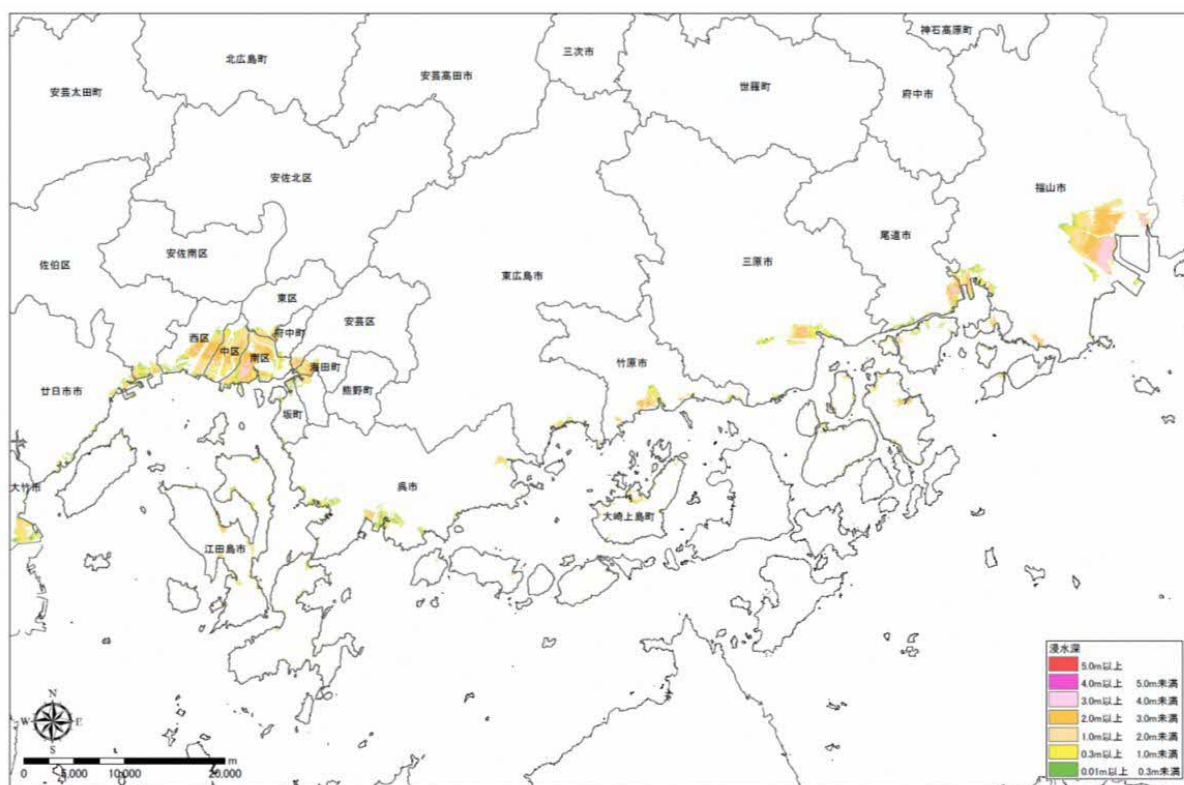
内閣府(2012):南海トラフの巨大地震モデル検討会資料



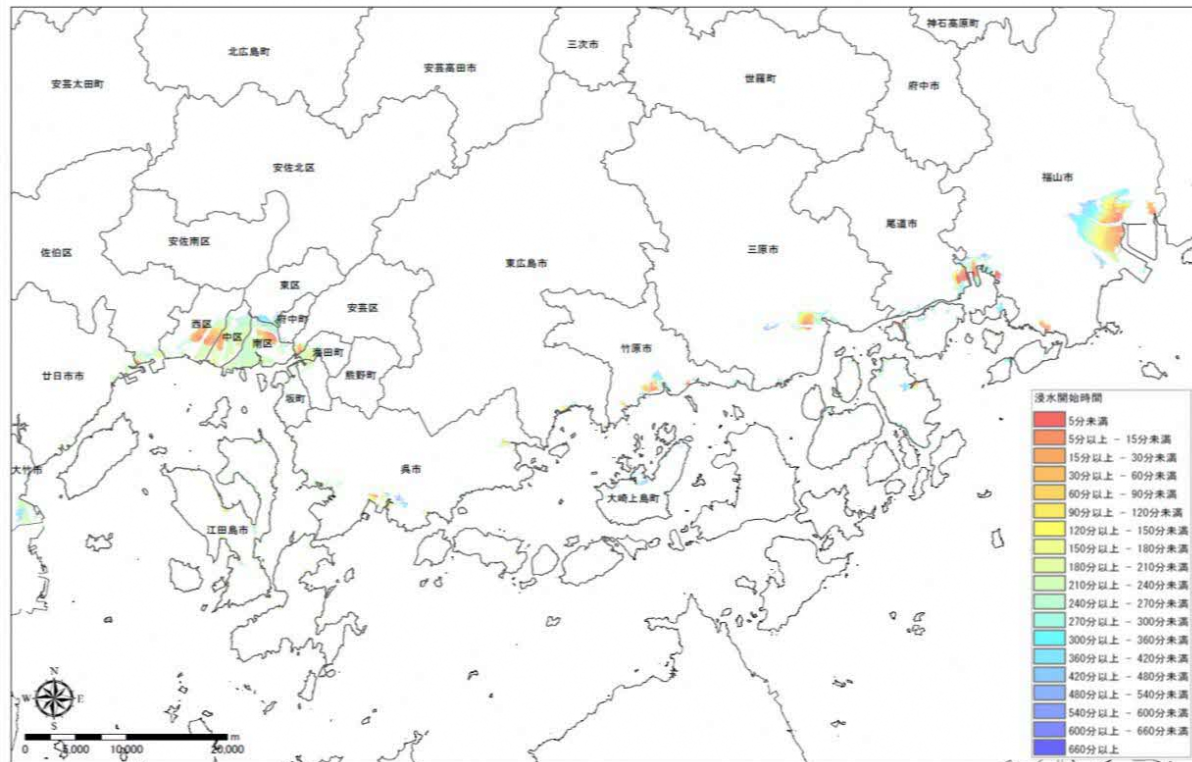
震度分布（南海トラフ巨大地震）



津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）



浸水開始時間分布図（構造物が機能しない場合（30 cm））



南海トラフ巨大地震による最高津波水位等（大竹市）

最 高 津 波 水 位 （※1）	最大波到達時間		津波影響開始時間 (分) (※2)
	うち津波の高さ (m)	(分)	
3.4	1.4	219	26

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20 c mの変化が生じるまでの時間

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備は、概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業の執行に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

なお、整備に当たっては、地震防災対策特別措置法により、県が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」（令和3年度～令和7年度）に基づく事業を推進する。

1 対象事業

次に掲げる施設等で、当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの。
（市事業を含む。）

- ア 避難地
- イ 避難路
- ウ 消防用施設
- エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- キ 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの。
- ク 社会福祉施設のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの。
- ケ 公立の幼稚園、小学校又は中学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの。
- コ 公立の特別支援学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの。
- サ キからコまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震・津波防災上補強を要するもの。
- シ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設
- ス 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用

排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震・津波防災上必要なもの。

セ 地震・津波災害が発生した時（以下「地震・津波災害時」という。）において災害応急対策の拠点として機能する防災拠点施設

ソ 地震・津波災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

タ 地震・津波災害時における飲料水、電源等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

チ 地震・津波災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

ツ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震・津波災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

テ 老朽住宅密集市街地に係る地震・津波防災対策

2 計画推進のための必要な措置

ア 地震・津波災害による被害の危険性等を十分踏まえた上で、対象施設における長期的な整備目標や今後の必要整備量を把握し、整備の必要性や緊急性を明らかにし、緊急事業としての目的を十分踏まえた計画とするよう努めるものとする。

イ 対象施設等の整備の進捗状況を調査するとともに、事業の効果も含めた推進状況の把握に努めるものとする。

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画

1 津波からの防護のための施設の整備等

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を事前に講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が防潮堤、水門等を越流し、堤内に湛水した場合を想定し、排水口、排水路、排水機場の整備等の内水排除対策を事前に講じるものとする。
- (3) 河川、海岸及び港湾並びに漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

ア 防潮堤、防波堤、水門等の点検方針

毎年点検・整備を実施し、常時容易に操作可能な状態を維持するものとする。

イ 防潮堤、防波堤、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針

施設整備の水準は、①現況及び将来計画、②背後地の現状と将来（自然的条件・社会的条件）、③海岸域の利用形態（生産活動・日常生活）等の地域の実態を総合的に判断して設定し検討するものとする。

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順

海岸法に規定する操作規則等に基づき、操作員との連絡手段の確保、経路の選定、輸送手段、操作員の指定を確実に実施し、操作員の安全管理を徹底する。

津波の到達時間を十分考慮し、出来るだけ早期に閉鎖を行えるように予め人員・手順・輸送手段等を具体的に定めておく。防災上特に重要な施設で早期の閉鎖（おおむね2時間程度）が困難なものについては、その解消のための検討を行う。

エ 水門等の閉鎖訓練

防災訓練に併せて、水門や陸閘等の閉鎖訓練の実施に努めるものとする。

なお、訓練時において、操作及び作動状況の検証を行い、操作の確実性を確保するものとする。

- (4) 県及び市は、津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。
- (5) 市は、同報無線の整備等の方針及び計画を定めるものとする。

2 水防業務従事者等の安全確保対策

県及び市は、水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう、津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

3 港湾、漁港の船舶対策

(1) 漁港、港湾内の船舶の処置

津波警報が発令されるなど、当該水域に危険があると判断された場合には、港則法の適用を受ける港湾については、港則法に基づき港長の勧告、規制、指示に従い沖合退避等の安全措置を講ずることとする。

港則法の適用を受けない港湾、漁港については、管理者は、津波警報が発表された場合を想定して、船舶所有者及び漁業協同組合と事前に協議し、船舶の安全対策に努めるものとする。

(2) 船舶の措置

港湾管理者及び漁港管理者は、船舶の係船施設を用いた緩やかな係留と、余裕を持った錨係留の併用により、陸上への漂流を出来る限り少なくする等の必要な措置について、事前に検討しておくものとする。

また、津波により陸上、特に道路上に打ち上げられた船舶の処置について、その手続きや所有者における合意等を事前に検討しておくものとする。

4 津波に関する情報の伝達等

(1) 市内の地震動等の観測施設

資料編「別表5」による。

(2) 津波に関する情報の種類と内容

ア 発表基準

(ア) 広島県に津波警報等が発表されたとき。

(イ) その津波に関する情報を発表することが防災対策上必要と認められるとき。なお、防災対策上の必要性が更に認められる場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に追加して発表する。

イ 種類及び内容

第3章の2（震災編）第2節第2項の2（2）「津波警報等の種類及び内容」による。

(3) 津波警報等の伝達経路

第3章の2（震災編）第2節第2項の2（4）「津波警報等の伝達経路」による。

(4) 津波警報等の住民等への伝達方法

ア 市は、住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（CATV 含む）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、S N S（L I N E）、エリアメールを含む。）、ワンセグ、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

イ 市は、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮するものとする。

ウ 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(5) 居住者等の避難行動等

市は県と連携して、津波警報等及び津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、正確かつ広範に伝達されるよう、次の措置を講じるものとする。

この場合において、居住者等が具体的にとるべき行動について、併せて示すものとする。

ア 聴覚障害者や外国人に対する情報伝達として、津波警報等及び津波に関する情報の伝達経路及び方法を明示した看板等を設置する。

イ 観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対しては、防災行政無線の戸別受信機等を配備させ、伝達手段を確保する。

屋外にいる者に対しては、防災行政無線の屋外拡声子局、サイレンにより伝達する。

(6) 船舶関係者及び養殖事業者等への情報伝達

船舶関係者（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）及び養殖事業者等に対しては、各海上保安部（署）からの情報伝達と併せて各媒体を活用して伝達する。

(7) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ、引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。したがって、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により連絡して措置をとるよう要請することとして、津波避難誘導計画を策定

する。

(8) 情報の収集伝達経路

第3章の2（震災編）第3節第1項「災害情報計画」による。

5 津波避難対策

市は、津波が発生した場合には、避難のための措置をとり、人命の確保に努める。

特に、災害発生時において適切な措置をとるため、避難対象地域を設定し、避難場所、避難経路等の選定やその他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を推進計画に明示するとともに、平素から住民への周知徹底を図り、住民を含めた避難訓練の実施に努めるものとする。

(1) 津波避難計画の作成

市は、避難対象地域別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

(2) 津波ハザードマップの活用

市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるように、広島県津波浸水想定図をもとに作成した津波ハザードマップを住民等に周知し、活用を努めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定・周知

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であつて、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

イ 指定避難所の指定・周知

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(4) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。(避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地

沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(5) 防災上重要な施設の避難対策

ア 病院、学校、劇場、スーパーマーケット、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の指示等を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

イ 学校等及び病院等においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

(ア) 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

(イ) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

(6) 津波発生時の応急対策

ア 避難指示の発令

(ア) 発令基準

次の場合において、市長は、速やかに避難指示を発令する。

- a 報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合及び気象業務法第15条第2項及び同法第15条の2第2項の規定により津波警報の通知を受けた場合
- b 強い地震（概ね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合
- c 気象業務法施行令第10条の規定により市長が自ら津波警報をした場合

(イ) 発令時期及び発令手順

大津波警報・津波警報を認知した場合又は津波警報の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難指示を発令する。

特に、勤務時間外に大津波警報・津波警報が発表された場合について、避難指示の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図るものとする。

(ウ) 避難指示の内容

市長等避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

- a 避難対象地域
- b 避難指示の発令理由
- c 避難先及び避難路

- d 避難の方法及び携行品
- e その他必要な事項

(エ) 解除の基準

次の場合において、市長は、避難指示を解除する基準を定める。

- a 報道機関の放送等により大津波警報・津波警報等の解除を認知した場合及び大津波警報・津波警報等の解除の通知を受けた場合
- b 気象業務施行法第10条の規定により市長が自ら津波警報をしたものを解除する場合

(オ) 解除時期及び解除手順

避難指示の解除は、原則として津波警報等の解除の発表に基づき行うものとする。また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておくものとする。

(カ) 発令又は解除の伝達系統及び伝達方法

- a 伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）

市は、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示の判断・伝達マニュアルを作成しておくものとする。県は、マニュアルの作成及び見直しについて、市町と積極的に連携し、支援するものとする。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

- b 伝達手段

伝達手段としては、防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（CATV含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、SNS（LINE）、エリアメールを含む。）、ワンセグ、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を確保するものとする。また、サイレン音や半鐘音により注意を喚起した上で、同報無線や広報車等により、津波警報等の発表、避難指示を伝達するような併用等を検討するものとする。

イ 避難の誘導

(ア) 避難誘導に当たる者

- a 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者
- b 自主防災組織のリーダー等

(イ) 避難誘導の方法

- a 避難は、原則徒歩とする。
- b 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、ある

いは、案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ避難場所を選定した市長は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

- c 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。
- d 避難行動要支援者に関しては、事前に避難支援者を決めておく等支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めるとともに、避難支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

- e 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- f 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

(ウ) 再避難の措置

誘導に当たる防災関係機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる

(エ) 指定行政機関及び指定公共機関との連携

指定行政機関及び指定公共機関において避難誘導を実施すべき機関は、具体的な避難誘導の方法、市との連携体制等を定めるものとする。この場合、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮するものとする。

なお、これらを定めるに当たっては、市の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意するものとする。

(オ) 各計画主体における安全確保対策

各計画主体は、推進計画に必要な安全確保対策を明示する場合においては、強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること、さらに、地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難することを原則とするものとする。

その後、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕がある

と認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨を記載するものとする。

(7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の運営・安全確保

ア 避難の実施及び救護に責任を有する計画主体は、避難後の救護の内容を推進計画に明示するものとする。

イ 市は、指定避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各指定避難所との連絡体制、各指定避難所における避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備すべき事項について推進計画に明示するものとする。

ウ 市は、指定避難所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供に配慮するものとする。

(8) 指定避難所の開設

市は、指定緊急避難場所に避難した避難者のうち引き続き避難を必要とする者及びその他必要と認められる者に対し、指定避難所を開設する。

ア 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努めるとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な指定避難所の運営に努める。また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

(ア) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与える

とともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

- (イ) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

- (ウ) 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

- (エ) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

- (オ) 要配慮者の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、保健師等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- (カ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警護や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

- (キ) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (ク) やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

- (ケ) 必要に応じて「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとと

もに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

イ 市が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

（ア）開設の日時

（イ）開設の場所

（ウ）受入人員

（エ）開設期間の見込み

（オ）その他必要と認められる事項

ウ 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市を支援するものとする。

エ 避難に関する普及啓発

市は、地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、その他津波からの避難に関する意識を啓発するための方策について、推進計画に明示するものとする。

（9）広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入に関する支援を要請するものとする。

県は、市からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わり必要な手続きを行うものとする。

県及び市は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

なお、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

（10）避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

る。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、市が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、市への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

6 消防活動及び水防活動

(1) 消防活動

市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項についてあらかじめ消防体制を整備しておくものとする。なお、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立等

(2) 水防活動

水門、樋門、閘門及び防潮扉等（以下「防潮扉等」という。）の管理者、水防管理団体は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度4以上の地震が発生し、津波が来襲するおそれがあると判断した場合は次の措置をとる。

ア 防潮扉等の管理者等

(ア) 防潮扉等の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波警報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報等を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、水門・陸閘管理の手引に基づき防潮扉等の開閉を行う。

(イ) 水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

イ 水防管理団体

(ア) 各区域内の監視、警戒及び防潮扉等の管理者への連絡通報

(イ) 水防に必要な資機材の点検整備

(ウ) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援

(エ) 水防管理団体相互の協力及び応援

(3) 県の措置

県は、市等の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

ア 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対して広報を行う。

イ 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

7 電気、ガス、水道、通信、放送関係

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波災害時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

(1) 電力施設の応急対策

ア 実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

イ 電力供給のための体制確保

津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要な電力の供給に関する措置や、災害応急活動を行う防災拠点施設への電力の優先的な供給に関する体制を整備する。

ウ 地震・津波災害時における危険防止措置

地震・津波災害時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

エ 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

(ア) 人命救助に関わる病院

(イ) 災害復旧の中核となる本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

(ウ) 被災者受入施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

オ 要員及び資機材等の確保

(ア) 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、必要に応じて、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

なお、他の電力会社へ応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

(イ) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

カ 広報活動

地震・津波災害時には、次により需要者に対する広報活動を実施する。

(ア) 災害時における広報

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動を、ホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災行政無線及び広報車により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(イ) 移動相談所の開設

被災地における需要者の電気相談及び公衆感電事故防止を図るため、状況に応じ移動相談所を開設する。

(2) ガス施設の応急対策

ア 一般ガス導管事業者

(ア) 実施責任者

一般ガス導管事業者

(イ) 情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメータによる主要導管の圧力変化、移動無線車及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

(ウ) 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化された導管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

(エ) 要員及び資機材等の確保

a 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、必要に応じて、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼す

る。

なお、他のガス会社に応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

b 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、他のガス会社に融通を依頼する。

(オ) 広報活動

利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置、ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

イ ガス小売事業

(ア) 実施責任者

ガス小売事業者

(イ) 応急対策、広報活動等

一般ガス導管事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

(ウ) 相互援助活動

一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

ウ 液化石油ガス販売事業

(ア) 実施責任者

液化石油ガス販売事業者

(イ) 応急対策、広報活動等

一般ガス導管事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

(3) 水道施設の応急対策

ア 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

イ 二次災害の軽減

住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

ウ 応急復旧対策

- (ア) 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努める。
- (イ) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。
- (ウ) 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

エ 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

(4) 下水道施設の応急対策

ア 実施責任者

下水道管理者

イ 広報活動

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

ウ 要員及び資機材等の確保

(ア) 復旧要員

災害復旧に必要な要員は、被害状況に応じて確保するとともに、困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

(イ) 復旧資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努めるものとする。

(5) 通信

ア 通信事業者は、津波来襲時に機能を損なわないように、ケーブル、交換機等の配置及び構造に十分配慮するものとする。

特に危険性の高い地区内の施設については、電源の確保、地下への埋設や耐浪化等の対策を講じるものとする。

イ 指定公共機関西日本電信電話株式会社が行う措置

N T Tグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

(ア) 通信の利用制限

災害等により通信が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

（イ）非常通信の確保

a 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

b 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

（ウ）通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

（エ）災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の提供を運用する。

また、あらかじめ、住民等に対して、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の周知等を図るものとする。

（オ）広報活動（拡大防止策）

a 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は次のとおりとする。

（a）被災地域と被災模様

（b）復旧のための措置と復旧見込時期

b 必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

ウ 指定公共機関N T T ドコモ中国支社が行う措置

N T T ドコモ中国支社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り移動通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図り、迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

（ア）通信の利用制限と重要通信の確保

災害等により移動通信の疎通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行い、重要通信の確保に努める。

（イ）非常通信の確保

a 災害救助法が適用された場合、行政機関が設置する本部の要請に応

じ、緊急連絡用として非常用衛星携帯電話、非常用携帯電話の貸出しに努める。

b 孤立地域及び避難場所への非常用携帯電話の貸出しに努める。

(ウ) 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(エ) 「災害用伝言板サービス」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否確認連絡が多発すると想定される場合等に、「災害用伝言板サービス」を運用する。

(オ) 広報活動（拡大防止策）

a 移動通信設備の被害模様、復旧のための設置と回復見込み時期等の広報を報道機関及びN T T ドコモ中国支社のホームページを通じて行う。

また、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

b 「災害用伝言板サービス」を運用した場合には、その広報を報道機関に依頼するものとする。

エ 市等が行う支援の措置

市、県、県警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

(ア) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(イ) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

(6) 放送

日本放送協会広島拠点放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島及び広島エフエム株式会社（以下「放送事業者」という。）は、地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。

ア 放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。

- イ 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。
 - ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。
 - エ 発災後も放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災を防止するための措置を講ずる。
- 津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- また、関係機関と協力して、被害情報、交通情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するとともに、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

8 交通対策

(1) 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間での交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

なお、必要に応じ、隣接する県警察との連携を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

特に、津波浸水想定区域へ通ずる管理道路については、当該地域境界線上において、緊急通行車両以外の車両の区域内への流入を禁止するものとする。

また、地理不案内者等の津波浸水想定区域への進入を防ぎ、地理不案内者等の安全を確保するとともに住民等の避難の妨げにならないように通行止めなどの措置を実施する。

(2) 海上及び航空

ア 第六管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置に係る計画を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

イ 第六管区海上保安本部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される海域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を実施するものとする。

ウ 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

(3) 鉄道

鉄・軌道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を実施するものとする。

(4) 乗客等の避難誘導等

津波の影響を受けると予想される、船舶、鉄道・軌道事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾等ターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を策定するものとする。

9 市が管理又は運営する施設関係

(1) 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 学校等

- a 当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- b 当該学校等に保護を必要とする児童生徒がいる場合、これらの者に対する保護の措置

(イ) 社会福祉施設

社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 県は、市の避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

第6節 関係者との連携協力の確保に関する計画

第1項 相互応援協力計画

地震・津波が発生し、被害が広範囲に及び、各防災関係機関のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や他の都道府県等の協力を得て応急措置を実施する。

1 実施内容

市、県、県警察、防災関係機関は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 市

ア 知事等に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする職種別人員

(ウ) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

(エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

(オ) 応援を必要とする期間

(カ) その他必要な事項

イ 他の市町に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

ウ 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、大規模災害により、市の消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、緊急消防援助隊等の応援を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」及び「大竹市緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に応援要請を行うものとする。

第2項 自衛隊災害派遣計画

旅団長等は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び基本法第68条の2の規定により、知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長（以下「要請者」という。）から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

1 自主派遣の基準

自主派遣の基準は、次のとおりである。

- （1）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- （2）災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- （3）海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- （4）その他災害に際し、前記（1）から（3）に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡・調整を行い、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

2 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救援活動を実施する。

（1）被害状況の把握及び通報

空中等からの偵察により、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。

なお、震度5弱以上の地震に際し、部隊等は、航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行うとともに、その情報を、必要に応じ、県に伝達する。

県は、自衛隊に対して、的確な災害情報の提供に努める。

（2）遭難者等の遭難救助

行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動等に優先して捜索、救助を行う。

（3）人員及び救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

特に緊急を要すると認められるものについては、航空機による輸送を行う。

（4）炊飯及び給水支援

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める

場合は、給食及び給水支援を行う。

(5) 道路及び水路の啓開

緊急交通路及び避難場所等への道路及び水路を重点に、障害物を除去し道路及び水路の確保に当たる。

(6) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等水防活動を行う。

(7) その他

その他臨機の必要に応じ、避難者の誘導、通信、医療、消防等の支援について、自衛隊の能力で対処可能な範囲で、所要の活動を行う。

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、当該市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- (2) 当該市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 当該市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること

4 災害派遣要請の手続等

(1) 派遣要請の手続

要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1
第3部（防衛班）

電話 082-822-3101 内線 2410

（夜間・土・日・祝祭日等 内線 2440（当直幕僚））

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1

オペレーション

電話 0823-22-5511

内線 2823、2222（当直）

（ウ）航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1

司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線 2348

（課業時間外）内線 2203（SOC当直）

イ 要請者連絡先及び連絡方法

（ア）県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線 2783～2786

082-228-2159（直通）

082-511-6720（直通）

（イ）第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸三丁目10-17

電話 082-251-5111 内線 3271～3275

082-251-5115、5116（直通）（当直）

（ウ）大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺字平岩64-34

電話 0848-86-8650

（3）災害派遣の要請の要求等

ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 市長は、前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（旅団長等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣等を行うことができる。

ウ 市長は、前記イの通知をした時は、速やかに知事に通知しなければならない。

（4）生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかわる支援活動については、地震・津波発生後、要請者と旅団長等が事前に協議し、協定書等を締結するものとする。

5 災害派遣部隊の受入

- (1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、市又は関係機関の長に、派遣部隊の受け入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と市又は関係機関との連絡に当たる職員を現地に派遣する。
- (2) 災害派遣を依頼した市又は関係機関の長は、派遣部隊の受け入れに必要な次の事項について万全を期することとする。

ア 派遣部隊到着前

- (ア) 市及び関係機関における派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）
- (イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が市及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要かつ適切な施設（場所）の提供
- (ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補地の検討を含む。）
- (エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資材等の準備
- (オ) 臨時ヘリポートの設定（本編第3章第4節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。）
- (カ) 艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

イ 派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるように、派遣部隊指揮官と協議する。
- (ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

6 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

7 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第3項 救援物資の調達・供給活動計画

県及び市等は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

1 食料供給関係

- (1) 県及び市は、地震・津波災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。
- (2) 県及び市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

2 給水関係

- (1) 市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震・津波災害時に備えて水道施設の耐震性の向上や、応急給水拠点の整備等水道システム全体の安定性の向上に努めるとともに、応急給水や応急復旧のための手順・方法を明確にした計画の策定や訓練の実施等の緊急対応体制、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策等の確立に努めるものとする。
なお、医療機関等に対する緊急時の給水等については、十分配慮しておくものとする。
- (2) 知事は、地震災害時に備え、平素から市長が実施する耐震化施策等について必要な指導・支援を行う。
- (3) 市は、遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

3 生活必需品等供給関係

県及び市は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

4 救援物資の調達・配送関係

地震により、県内で大規模な災害が発生し、市単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、県は、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備に努める。

第4項 帰宅困難者対策計画

地震・津波等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、市は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

第7節 防災訓練に関する計画

1 防災訓練

- (1) 市は、国、県、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により実施する総合的、広域的かつ実践的な訓練に参加・協力する。
- (2) 市は、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、防災訓練を行う。
- (3) 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。
- (4) 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。
- (5) 県及び市は、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る訓練を行う。

2 職員の動員訓練

県、市及び防災関係機関は、地震・津波災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

3 通信運用訓練

県、市及び防災関係機関は、地震・津波災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

4 津波防災訓練

市、施設管理者等は、津波の来襲を想定した次の訓練を適宜実施するものとする。

なお、県は、訓練の実施に当たり、必要な支援を行うものとする。

(1) 津波警報等、津波に関する情報の収集・伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟等を目的とした訓練を実施する。

加えて、市においては、防災行政無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を訓練実施により検討する。

(2) 津波防災施設操作訓練

次の事項を踏まえ、現実起こりうる想定の中で訓練を実施する。

ア 誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。

イ 津波到達時間内に操作完了が可能か。

ウ 地震動等により操作不能となった場合の対応はどのようにするか。

(3) 津波監視訓練

高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

(4) 津波避難訓練

各種避難計画において選定した避難場所及び避難路を実際に避難することにより、ルートや、避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。

津波避難訓練の実施主体は、住民、消防本部、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。

また、観光客、釣り客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

津波避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水想定地域、避難場所及び避難路の確認、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

5 防災訓練に対する協力等

(1) 県及び市は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

(2) 各防災関係機関は、県や市が実施する防災訓練に積極的に協力する。

6 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

(1) 大規模災害発生時における防災関係機関、市民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練

(2) 大規模災害発生時における県災害対策本部・支部、市及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、自主防災組織、防災リーダー、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

県及び市は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震発生時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

(1) 啓発内容

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動・津波及び被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- ウ 地震・津波に対する地域住民への周知
- エ 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
- オ 地震・津波に対する一般知識
- カ 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- キ 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- ク 災害情報の正確な入手方法
- ケ 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- コ 出火の防止及び初期消火の心得
- サ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- シ 自動車運転時の心得
- ス 救助・救援に関する事項
- セ 安否情報の確認に関する事項
- ソ 津波浸水想定図
- タ 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- チ 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- ツ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- テ 高齢者、障害者などへの配慮
- ト 避難行動要支援者に対する避難支援
- ナ 各防災関係機関が行う地震災害対策
- ニ その他必要な事項

《地震・津波のときの心得》

- (ア) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
- (イ) 火の始末はやけどをしないように落ち着いて行うこと。
- (ウ) テレビ、ラジオ、緊急地震速報、インターネット、防災行政無線により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手する

こと。

(エ) 海岸にいるときに大きな揺れや長い地震、ゆっくりした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。

(オ) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。

(カ) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。

(キ) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。

(ク) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。

(ケ) 地震・津波のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。

また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。

(コ) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間分程度の食料・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

《津波に対する心得―陸地にいる人の場合》

(ア) 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。

なお、避難にあたっては徒歩によることを原則とする。

また、避難に当たっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。

(イ) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難すること。

(ウ) 正しい情報をラジオ、テレビ、緊急地震速報、インターネット、防災行政無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。

(エ) 津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。

(オ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、警報、注意報が解除に

なるまで気をゆるめないこと。

《津波に対する心得—船舶の場合》

(ア) 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。

(イ) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。

(ウ) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注2）固縛するなど最善の措置をとること。

(エ) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。

(オ) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

（注1）港外：水深の深い、広い地域

（注2）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

（2）啓発方法

ア ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布

イ テレビ、ラジオ、有線施設等放送施設の活用

ウ 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体の活用

エ 映画、スライド等の活用

オ 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催

カ その他の方法

3 児童、生徒等に対する教育

県及び市は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、南海トラフ巨大地震に関する知識や避難の方法等などの防災教育の推進を図る。

4 自動車運転者に対する教育

県、県警察及び市は、運転免許更新時の講習や各種広報誌等により、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項に係る教育の推進を図る。

5 船舶関係者に対する周知

（1）強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時

間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い、広い海域）退避すること。

（２）地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに港外退避すること。

（３）港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとること。

（４）正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。

（５）津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

6 相談窓口の設置

県及び市は、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

卷末資料

第1節 大竹市の自然条件

1 位置

本市は広島県の西の玄関口に当たり、広島、山口両県の交流において重要な位置を占めている。

周囲は北、北東は廿日市市、東は瀬戸内海、南西は小瀬川を挟んで山口県岩国市及び和木町に接しているが、海上沖合には阿多田島、猪子島、可部島、甲島（南半分は山口県岩国市）などの島が、また内陸部では、廿日市市の中に、松ケ原、広原、谷尻、後原地区等が、それぞれ飛び地として点在している。

近世に埋め立てられた平地部に市街地が形成されている。

南部の市街地は化学工業関連の大企業の立地により、県下屈指の工業都市へ成長し、隣接する山口県岩国市及び和木町とは「岩国・大竹地区石油化学コンビナート等特別防災区域」を形成している。

2 地勢

本市は、中国山地の羅漢山（1,108.9m）から南下する支脈が海岸近くまで迫り、山地が多くを占め、地形的には平坦地に恵まれていない。

平地は、近世以降、広島湾岸に埋立てされた新開地が主体をなし、内陸部には小瀬川沿いの帯状平地、栗谷・松ケ原地区の盆地状平地、谷和地区の高原性平地があり、栗谷地区がやや大きいものの、いずれも規模が小さい。

河川は、小瀬川（本流全長58.5km、流域面積342km²）が市の西端を南流し、水量も豊富でその支流として玖島川があり、その他単独河川では恵川、大膳川、新町川などがある。

海域は、沿岸部では20～30mの水深が多いが、玖波湾はやや浅く10～20m、また、小方～玖波にかけては10m以下の浅海が広がっている。

また、市内には岩国断層帯の北東部が達しており、そのうち小方～小瀬断層は小方付近から山口県の岩国市玖珂町宇谷までの約25kmが確認されている。なお、小方から北東への連続は沖積層下に伏在して不明である。

3 地質

地質は、大部分が広島花崗岩類に属する黒雲母花崗岩から成り、名勝三倉岳にみられるよう各所に露岩があり、土質も悪い。

4 気象

令和6年の年間平均気温は、17.8℃、降水量は2,048.0mmで、瀬戸内海式気候に属するが、中国山地が近いため、広島市周辺に比べ気温較差がやや大きく降水量も多い。

5 大竹市の過去の気象災害

大竹市における明治以降の主な気象災害は、資料編別表1「主な気象災害一覧表」のとおりである。

これを見ると、梅雨前線の大雨によるものと、台風のための暴風雨、高潮によるものがその大部分を占める。

第2節 風水害の被害想定

災害の種類は、台風、大雨などを原因とする風水害のように予知できるものと、地震、爆発、大火災、海上における大規模な流出油による災害などのように予知できないものとに大別することができる。

大竹市は、自然的条件、その他周辺地域の特性を考慮するとき最もその発生頻度の高いものとしては、台風、大雨による風水害が挙げられる。したがって、災害の規模としては、近年においては最も被害の大きかった昭和20年の枕崎台風、26年のルース台風等の災害を基準として想定し、あわせてこれ以上の大災害にも対処できるよう、この計画を作成するものである。

最低気圧	961.7hPa	昭和20年9月17日 (枕崎台風)
最大瞬間風速	60.2m/s	平成16年9月7日 (台風18号)
最大風速	20.0m/s	平成16年9月7日 (台風18号)
1時間降水量の最大値	68.0mm	平成26年8月6日 (集中豪雨)
1日降水量の最大値	397.0mm	令和4年9月19日 (台風14号)
月間降水量の最大値	705.0mm	平成5年7月
最高潮位	T P 2.79m C D L (4.62)	昭和29年9月27日 (洞爺丸台風)

(注) 最高潮位は、東京湾中等潮位上の値(T P)、()内は広島湾の潮位(C D L)、最大瞬間風速は、広島県内の値

第3節 既往地震・津波の概要

1 発生地震による地震タイプの特徴

地震は、地球表層を形成するプレート境界あるいはプレート内の断層帯において、岩盤がずれ動く断層運動によって発生する。

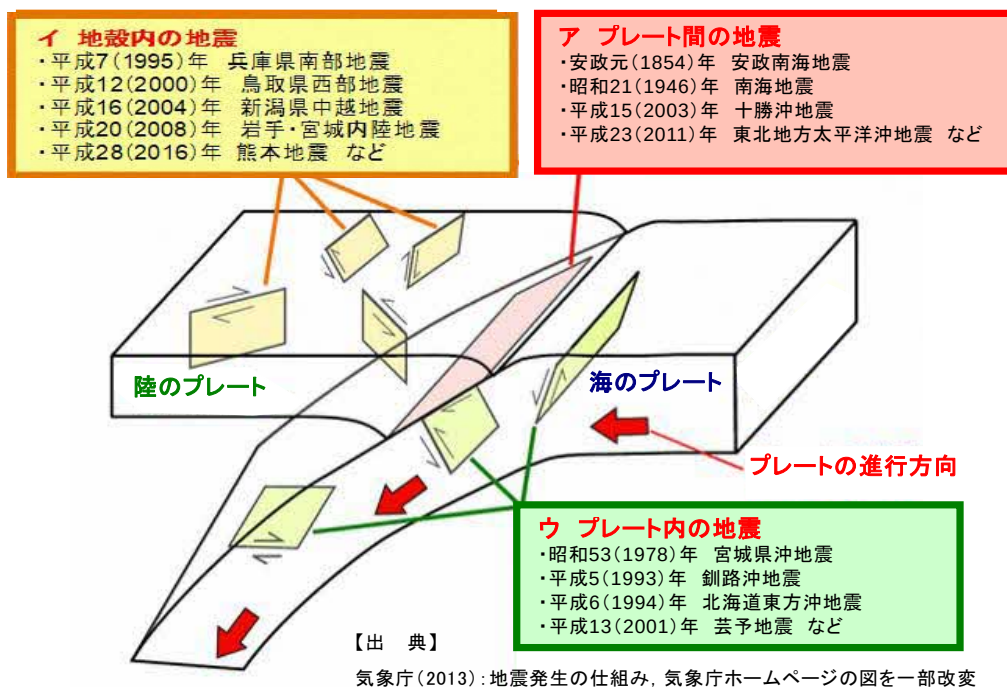
これを図示すると図－1のとおりである。

地震は発生メカニズムによって陸域の浅いところで発生する地殻内型地震、プレートの沈み込みによるプレート間で発生するプレート間地震、沈み込むプレート内で発生するプレート内地震などのタイプがある。

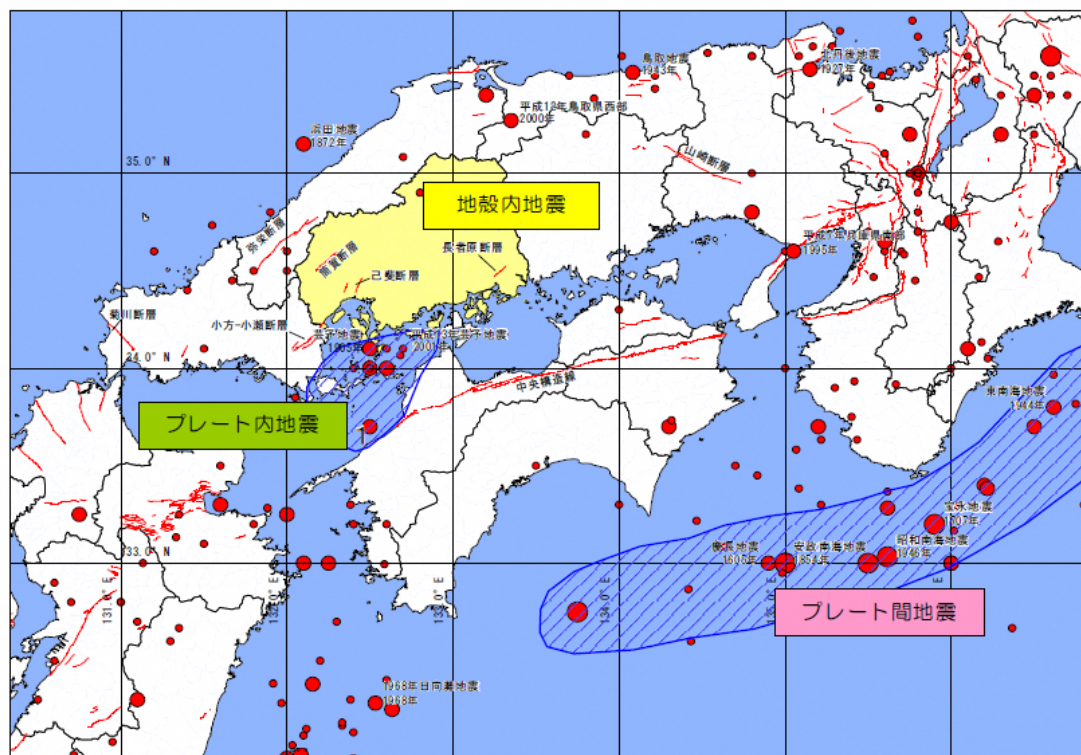
いずれにせよ地震は繰り返すという特徴を有することから、歴史地震を把握することは重要である。

なお、広島県周辺で発生した過去の被害地震の震央位置と活断層位置を図－2に示す。

図－１ 地震の発生メカニズム



図－２ 被害地震の震央位置と活断層位置



- 出典
- 1) 気象庁:「改訂 日本付近の主要地震の表(1926~1960)」
地震月報別冊No. 6, 1982
 - 2) 地震学会:「地震」
 - 3) 防災科学研究所:K-net
 - 4) 宇佐美龍夫:「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会
 - 5) 中田高・今泉俊文 編,2002,「活断層詳細デジタルマップ」
東京大学出版会の「活断層シェイプファイル」を用いた。
(製品シリアル番号:DAFM1101)
 - 6) 活断層研究会(1991):新編日本の活断層,東京大学出版会

2 広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震

広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震を表1に示す。

なお、主な歴史地震を発生メカニズムによって分類すると表2のとおりである。

表1－広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況

発生年	地震名	マグニチュード	被害の概要
慶安2年 (1649年) 3月17日	芸予地震	7.4± 0.25	広島にて侍屋敷、町屋少々潰・破損多し。
貞享2年 (1686年) 1月4日	芸予地震	7.0～ 7.4	広島城廻その他少しずつ破損したが大破ではなく、広島県中西部199ヶ村で被害。合計で家損147軒、蔵損39軒、社3、寺5、土手4、734間、石垣損857.5間、田畑損1.19町、死2、死牛馬3。宮嶋で大宮・五重塔などの屋根、瓦少損。石垣・井垣崩れあり。備後三原城の石垣はらみだす。錦帯橋橋台落ち、岩国で塀われ瓦落ちる。
宝永4年 (1707年) 10月28日	宝永地震	8.4	全国広範囲で大被害。備後三原城で石垣はらみ、潰家多く、広島で城堀の水が路上に溢れ石垣の崩壊あり(町・郡内で全潰家屋78、半潰68)
嘉永7年 安政元年※ (1854年) 12月24日	安政南海地震	8.4	前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が1.6～1.7尺(0.5m)であった。
嘉永7年 安政元年※ (1854年) 12月26日	伊予西部	7.3～ 7.5	安政東海地震、安政南海地震と時期的に接近し、記録からは被害が分離できない。広島では、安政南海地震と同じぐらいの揺れに感じられたという。
安政4年 (1857年) 10月12日	芸予地震	7.25± 0.5	三原で藩主の石塔など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ、門倒れなどあり。郷原(呉市)で土堤割れなどあり。
明治5年 (1872年) 3月14日	浜田地震	7.1± 0.2	中野村(北広島町)で亀裂(延長500m)を生じ、家土蔵半潰15、橋梁落下2を生じた。広島県内各地で小被害、家屋倒壊もあった。
明治38年 (1905年) 6月2日	芸予地震	6.7	沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かった。広島監獄は埋立地にあり、第14工場が倒潰し死者2、負傷者22を出した。その他瓦、壁土、庇の墜落があり、広島駐車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者11、宇品は明治17年以降の埋立地で被害大きく、江田島の兵学校内にも亀裂や建物の被害があった。

※嘉永7年11月27日 安政に改元

発生年	地震名	マグニ チュード	被害の概要						
			被害総括						
			郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突 破損
			広島市	4	70	36	20	25	25
			呉市	6	86	5 (51)	25 (57)	(5、 957)	
			安芸郡	1	1	1	1		
			賀茂郡		2	5		14	1
			佐伯郡			2	1		
			安佐郡		1	7		1	
			計	11	160	56	47	40	26
			出典：地震予防調査会報告、1905、No. 53 () 内は、中央気象台の記録						
昭和21年 (1946年) 12月21日	南海地震	8.0	全国広範囲で大被害。広島県で負傷者3、住家全壊19、半壊42、非住家全壊30、半壊32、道路損壊2						
昭和24年 (1949年) 7月12日	安芸灘	6.2	呉で死者2、道路の亀裂多く、水道管の破断、山林の一部崩壊などの被害があった。						
平成11年 (1999年) 7月6日	広島県 南東部	4.5	負傷者1（震度4） 物的被害なし〔広島県調べ〕						
平成12年 (2000年) 10月6日	鳥取県 西部地震	7.3	震源近傍では震度6弱～6強となり、鳥取県を中心に負傷者182名、住家は全壊435棟、半壊3、101棟、一部損壊18、544棟等の被害。また、延べ17、402戸が停電し、各地で断水などの被害〔内閣府（2003）〕。広島県では強いところで震度4 となり県内で住家6棟が一部破損した。〔広島県調べ〕						
平成13年 (2001年) 3月24日	芸予地震	6.7	広島県で強いところで震度6弱となり、死者1名、重軽傷者193名、住家の被害は、全壊65棟、半壊688棟、一部損壊36、545棟の被害が発生した。〔広島県調べ〕						
平成18年 (2006年) 6月12日	伊予灘	4.7	負傷者4（重傷1、軽傷3）、住家一部損壊2棟〔広島県調べ〕						
平成23年 (2011年) 11月21日	広島県 北部	5.4	負傷者2（震度5弱）〔広島県調べ〕						
平成26年 (2014年) 3月14日	伊予灘	6.2	負傷者1（震度5弱）、住家一部損壊32棟、非住家6棟						

【出典】

※ 広島県調べ、内閣府（2003）以外は、宇佐美龍夫（1987）から抜粋
（内閣府（2003）：平成12年（2000）鳥取県西部地震について）
なお、昭和以降は、人的被害の記録が残っている地震を掲載

表2 発生メカニズムによる地震の分類

地震のタイプ	本県に被害を及ぼした主な地震	地震の発生周期
＜プレート内（スラブ内）地震＞ 沈み込むフィリピン海プレート 内の地震（やや深い地震）	・平成13年(2001年)芸予地震 ・昭和24年(1949年)安芸灘 ・明治38年(1905年)芸予地震 ・安政4年(1857年)芸予地震 ・貞享2年(1686年)芸予地震 ・慶安2年(1649年)芸予地震	約50～100年間隔で発生
＜プレート間（海溝型）地震＞ フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震	・昭和21年(1946年)南海地震 ・安政1年(1854年)安政南海地震 ・宝永4年(1707年)宝永地震	約100～150年間隔で発生
＜地殻内（活断層型）地震＞ 陸域の浅い地震 (深さ約20km以浅)	・平成12年(2000年)鳥取県西部地震 ・平成7年(1995年)兵庫県南部地震 ・明治5年(1872年)浜田地震	千年～数万年間隔で発生

3 広島県周辺における既往地震・津波

南海トラフでは津波を伴った地震が1605年慶長地震をはじめ、1707年宝永地震、1854年安政地震、1946年南海地震等、約100～150年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。

特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県は、この津波常襲地帯に近接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

近年では、2010年（平成22年）2月に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震により、呉で0.1m、2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、広島で0.2m、呉で0.3mの津波高を観測している。

第4節 地震・津波災害の被害想定

1 被害の予測

本市の被害想定にあたっては、平成19年度の「広島県地震被害想定調査報告書」をベースに社会的条件の変化や、平成23年に発生した「東日本大震災」後の科学的知見などを踏まえて作成された「広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）」に基づいて予測する。

2 想定地震

広島県地震被害想定調査報告書は、歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震、国の地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震又は地震規模及び広島県との距離から発生した際に広島県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震の基準により判断し、次の11地震を想定しているが、本計画においては、将来、発生する可能性が比較的に高く、本市に大きな被害を及ぼす地震として、南海トラフ巨大地震及び安芸灘断層群(広島湾－岩国沖断層帯)による地震を想定地震とする。

- (1) 南海トラフ巨大地震（プレート間）
- (2) 安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）による地震（地殻内）
- (3) 安芸灘断層群（主部）による地震（地殻内）
- (4) 岩国断層帯による地震（地殻内）
- (5) 五日市断層による地震（地殻内）
- (6) 安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震（プレート内）
- (7) 石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（地殻内）
- (8) 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震（地殻内）
- (9) 石鎚山脈北縁の地震（地殻内）
- (10) 己斐－広島西縁断層帯(M6.5)による地震（地殻内）
- (11) 長者ヶ原断層－芳井断層による地震（地殻内）

なお、上記とは別に、断層は確認されていないが、どこでも起こりうる可能性がある直下型地震についても想定するものとする。（震源は、市役所直下で想定する。）

※1 南海トラフ巨大地震

南海トラフは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積された

ひずみを解放する大地震が発生している。過去1、400年間を見ると、南海トラフでは約100～200年の間隔で大地震が発生しており、近年発生した地震では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。

昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、日本列島の広い範囲に強い揺れと大きな津波による災害を引き起こすことが懸念されている。

※2 安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）の地震

安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）は、主部とともに、安芸灘断層群の一部をなし、広島市沖から山口県岩国市の陸域にかけて分布する長さ約37kmの断層帯である。地震調査研究推進本部の長期評価では、最新活動時期、平均活動間隔が不明なため、今後の地震発生の長期確率（今後30年間の地震発生率）も不明となっている。

しかしながら、同評価において全体が一つの区間として活動した場合、マグニチュード7.4程度の地震が発生するとされていることから、想定地震として選定した。想定規模は、同評価を踏まえてマグニチュード7.4とした。

なお、震源が海域に位置するため、地震に伴う海底変位（-0.3m～+0.3m程度）が津波を引き起こす可能性を考慮し、津波による被害想定の対象とした。

3 被害想定

想定地震に関する本市の被害想定については、広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）によると、以下に示す想定結果が報告されている。

（1）南海トラフ巨大地震

広島県地震被害想定調査報告書における地震動の予測においては、内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の地震動の予測を行い、これらの中から最も震度が大きくなる「陸側ケース」を想定している。

これによると本市の震度分布においては、沿岸部に震度6強が1.7%、震度6弱が10.1%、その他5強が88.2%となっている。

建物被害は、全壊が1,622棟、半壊が4,271棟、人的被害は、死者212人、負傷者586人となっている。なお、想定シーンは、両方とも冬、深夜、風速11m/sとしている。

（2）安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）

広島県地震被害想定調査報告書における地震動の予測においては、想定断層の

両端に破壊開始点を設定した２ケースの強震断層モデルの内、揺れによる建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行っている。これによる北からの破壊ケースの場合、本市においては、沿岸部や島しょ部で震度６強が6.8%、震度６弱が19.8%、５強が70.7%となっている。

建物被害は、全壊が1,429棟、半壊が3,675棟、人的被害は、死者70人、負傷者865人となっている。なお、想定シーンは、両方とも冬、深夜、風速11m/sとしている。

項 目		南海トラフ巨大地震	安芸灘断層群（広島湾一岩国断層帯）による地震	安芸灘断層群（主部）による地震	岩国断層帯による地震	五日市断層による地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震	石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震	大竹市直下型地震
建物被害	全壊棟数（棟）	1,622	1,429	301	1,416	274	362	90	20	1,605
	半壊棟数（棟）	4,271	3,675	709	3,859	506	1,163	144	19	4,078
	合 計（棟）	5,893	5,104	1,010	5,275	780	1,525	234	39	5,683
焼失棟数（棟）		0	9	0	9	0	0	0	0	9
人的被害	死 者（人）	212	70	0	71	0	2	0	0	83
	負 傷 者（人）	586	865	40	909	4	128	1	0	992
ライフライン被害	上水道断水人口（人）	26,694	21,343	194	21,842	0	2,602	0	0	24,614
	下水道支障人口（人）	6,833	7,330	4,914	7,539	3,966	5,962	2,248	0	7,686
	停電件数（軒）	869	1,497	26	1,868	0	328	8	8	1,864
	通信不通回線数（回線）	902	1,522	34	1,880	0	334	16	15	1,833

4 津波による被害想定

広島県地震被害想定調査報告書における津波浸水想定の予測においては、国土交通省の「津波浸水想定の手引き（平成24年10月）」等の手法に基づき、「最大クラスの津波」及び「津波到達時間が短い津波」を選定している。

津波浸水予測は、「最大クラスの津波」として南海トラフ巨大地震を破壊開始地点の異なる8ケース、「津波到達時間が短い津波」として瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震（以下「瀬戸内海域活断層等」という。）を5ケース選定している。

（1）南海トラフ巨大地震および瀬戸内海域活断層等の概要

区 分	地 震	規 模
最大クラスの地震 (発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波)	○南海トラフ巨大地震 ・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された津波断層モデルのうち、破壊開始の地点を変更させた8ケース	マグニチュード：Mw=9.1
津波到達時間が短い津波	○瀬戸内海域断層等 ・安芸灘～伊予灘～豊後水道 ・讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部 ・石鎚山脈北縁西部－伊予灘 ・安芸灘断層群（主部） ・安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）	マグニチュード：Mw=7.5 マグニチュード：Mw=7.6 マグニチュード：Mw=7.4 マグニチュード：Mw=6.6 マグニチュード：Mw=6.9

（2）南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による津波浸水想定

ア 広島県地震被害想定調査報告書における津波浸水想定は、次のような悪条件下において発生した場合に想定される津波の浸水域・浸水深を津波浸水想定図として作成している。

- ・ 初期潮位として2009年から2013年の年間最高潮位（最大と最小を除いた平均値）を設定
- ・ 地震による地盤の沈下を考慮
- ・ 構造物について、護岸や防波堤は機能せず、堤防は地震前の25%の高さまで沈下するものとして設定し、津波が堤防を越流した場合は、破壊される。

イ 浸水域・浸水深は、広島県における地形データを用いて、10mメッシュ単位で表示しており、浸水域は選定した津波別に想定される浸水深の中で最も大きい値を示している。

これによると、本市の浸水面積及び最高津波水位等は、下記のように想定

される。

【浸水面積】

浸水面積 (浸水深別)	1 c m以上	377ha
	30 c m以上	304ha
	1 m以上	136ha
	2 m以上	13ha
	5 m以上	—

【最高津波水位等】

地 震	南海トラフ巨大地震	瀬戸内海域活断層等
最高津波水位 (※ 1)	3. 4m	2. 7m
うち津波の高さ	1. 4m	0. 7m
最大波到達時間	219 分	41 分
津波影響開始時間 (※ 2)	26 分	1 分

※ 1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※ 2 「津波影響開始時間」は、海域を伝搬してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20 cmの変化が生じるまでの時間

《参考》 用語の解説

①浸水域

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域

②浸水深

陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ

③津波の高さ

津波襲来時の海岸線における、「津波水位」と「初期潮位」との差

④最大波到達時間

津波の最高到達高さが生じるまでの時間

5 想定地震の諸元

地震名	地震タイプ	端部の位置 緯度、経度	一般走向	傾斜	長さ	幅	上端深さ	マグニチュード※1	今後30年以内 の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	— — , —	—	—	—	—	—	9.0	—
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	— — , —	—	—	—	—	—	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	地殻内	東端 34° 10' , 134° 39'	N70° E	北傾斜 30-40°	約130km	20-30km	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁 ※2	地殻内	東端 33° 58' , 133° 25'	N70° E	高角度	約30km	不明	0km	7.3～8.0程度	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	地殻内	東端 33° 56' , 133° 14'	N70° E	高角度 北傾斜	約130km	不明	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
五日市断層	地殻内	北端 34° 29' , 132° 23'	N20° E	高角 (西傾斜)	約20km	約25km	0km	7.0程度	不明
己斐－広島西縁断層帯 (M6.5) ※3	地殻内	北端 34° 27' , 132° 27'	N20° E	ほぼ垂直	約10km	不明	0km	6.5程度	不明
岩国断層帯	地殻内	北東端 34° 15' , 132° 13'	N60° E	高角 北西傾斜	約44km	20km程度	0km	7.6程度	0.03～2%
安芸灘断層群 (主部)	地殻内	北東端 34° 07' , 132° 25'	N50° E	不明	約21km	不明	0km	7.0程度	0.1～10%
安芸灘断層群 (広島湾－岩国沖断層帯)	地殻内	北東端 34° 19' , 132° 24'	N30° E	不明	約37km	不明	0km	7.4程度	不明
長者ヶ原断層－芳井断層 ※4	地殻内	東端 34° 40' , 133° 29'	N43° E	北傾斜 80° (断層露頭)	約37km	—	—	7.4 (松田 (1975) の式 ($\log L = -2.9 + 0.6M$) により計算)	—
どこでも起こりうる直下の地震 ※5	地殻内	市町役場位置に断層中心	N45° E	—	—	—	—	6.9	—

注: 表中の数値等は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。

地震動等の計算に用いたモデルの詳細は、第IV編に整理した。

※1: 気象庁マグニチュード。ただし、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード

※2: 端部の位置、長さは岡村断層部分

※3: 己斐－広島西縁断層帯 (M6.9) は参考として震源を仮定しているため諸元は省略

※4: 長者ヶ原断層－芳井断層は、本調査による結果を表示

※5: どこでも起こりうる直下の地震は、震源を仮定しているため諸元 (傾斜、長さ、幅、上端深さ等) は省略

【出典】

内閣府 (2012): 南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

地震調査研究推進本部 (2009): 全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部 (2010): 全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部 (2011): 中央構造線断層帯 (金剛山地東縁－伊予灘) の長期評価 (一部改訂) について

地震調査研究推進本部 (2004): 五日市断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部 (2004): 日向灘および南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価について

地震調査研究推進本部 (2004): 岩国断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部 (2009): 安芸灘断層群の長期評価について

第5節 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図



